昭和十四年版

群書類從

第貳拾參輯

東京

續群書類從完成會

群書類從第貳拾參輯目次

武家部

群書類從第貳拾參輯目次終

群書類従巻第四百十四

検校保己一集

武家部十五

簾中舊記

御所様より御所々々への御うはがきの事。

御所さまより御所々々への御文御上がきは。そのとき／＼の御所さまの御心しだいにあそばし候とみえ申候。御おやかたなどへは誰にても申給へと御入候と見えまいらせ候。御てゝよりも御おやかたにて御入候へども。上らふらう申給へともあそばし候と見えまいらせ候。此御所へ誰にても申給へと御入候へば。此御所よりは。上らふ申給へと御入候つる。此御所のも御子などにて御入候へば。らうともらう人ともあそばしたるとみえまいらせ候。またよの御所々々よりは。御所さまへは上らふ御ひろうとあそばし候。御かた／″＼も御所さまへは。上らふ御ひらうとあそばし候。御かたがたも御入候ときゝまいらせ候。さだめてさやうに御ひろうと御入候はゞ。御てゝの御名をあそばして申給へと御入候はんずるとおもひまいらせ候。まへ／＼のやうだいさやうに見えまいらせ候。さうじては御所さまよりは。御おやかたにて御入候はぬには御とうばい（等輩）にらう人々と御入候はんずることかと思ひまいらせ候。さだまりたるはうには。さきの人つ

よくほんそう候へば。こなたよりも又ちとおなじことながら。心し候やうにかき候人も候。あひて〳〵にちとはよりたり〳〵物にて候。又御所さまの上﨟より御所々々の上﨟中﨟は。うはがきの事。御所さまのこ上らふより御所々々の小上﨟へは。御名を遊ばしてちろ人々。御とうばいのことにて候。御媒へはちろと御入候。こなたも此心得にて候。

一御所々々の上らふより御ともしうへは。ちろ人々ととうばいに御入候て。中らふよりは申給へ。御所々々の上らふよりは。ほうこうしうへはちろと候。ぶぎやう衆へはちろたり〳〵。どうぼうしゆへはちろ。御なかよりはほうこうしうへは。とうばいちろ人々。ぶぎやうしゆへは。おなじ御事ながら。上がきの名所がちとさがりなどしたり〳〵。上ざまの上らふ。御なかだち。御所さまの とおなじ御事にて候。

上がきをさきを御しつし候ほどに名所あがり候。さげてあそばし候は名所さがり候。さうじては。御所さまの御おやこしう御こ。御所御所にならせられ候ほどに。御所さま御いとふしがりの御所の。御なり候てから。みなみなしつしまいらせられ候。御ほんそう御入候。

御産所の事。

一上さまの大上﨟をはじめ。御女ぼうしゆ。御みやづかへ候御おびの御いはひには。つねの御所にて三の御さかづきまいり候。御所さま御おびぢきに參らせ候。伊勢兵庫に御太刀たび候。ひやうごにぢきに御太刀たび候へば。又直に進上候。二親もちほんに御やくをさせまいらせられ候。御あとつぎには。御産所へなり候て公方さま御ゐなを御つぎ候。御産所へはあかくめし候。御たんじやう候て。三日

はしろくめし候て。三日過候へば。又あかくめし候。わか君さまにて御入候へば。時のくわんれいより御ぐそく。御弓。しこ進上候。姫君さまにて御入候へば。御ねりぬき十かさね。上様へ十かさね。うらはしたて物のきぬにて候。そさうに候。御こしいだきまいらせられ候人に五重也。御てかけのたゞもなきは。御所さまの大上﨟。おびまいらせ候歟。

正月御こはくごまいりやう。

一五ヶ日參り候あした。とくは三の御さかづき參らせ候。式三獻御いはひの時は。みな朝小袖めし候。御こは參らせ候時は。はかまめし候人は。はかまめし候てむねのまぼり御かけ候。もをめし候御人はかみをめし候。やくしやばかりはかまめし候ほどに。大上﨟御中か。しらほんにめし候つる。ひるほどにときのくわんれい御參り候。御所さま御たいめん候まに。御こはくごはこばれ候。御てなが伊勢そのほか同名たちにて候。御なかだちやくしや。おり物二。こそではかま。むねのまぼり御かけ候てきぬをめし候。おもてはねりぬきにうらはあをく候。おもてにはくもをちらしてろくしやうゑをかき候て。ゑやうは御心々にて候。かみをみだして御はこび候て。つねの御所の中にはこびをかれ候。大上らふ二小袖におり物めし候てはかまめし。むねのまぼり御かけ候。おりもののいつゝぎぬめして御前に御入候而。御はんせん御さた候。御所さまなり候て御むかひ候。御かたぐち御ゆのひさげをば。小上らふたち大上らふの御そばへまいられ候ておかれ候。又上様も御からおり物めし候て御はかまめし。むねの御まもり御かけ候ていらせおはしまし候。御前に上様の大上らふ二こそでにあこめのきぬめし

候て。はかまにむねの御まもり御かけ候て。おなじやうに御はんぜん候。御所さまも御上さまも御たち候て のちにあげまいらせられ候。御こわくごの時は。御そばつゞきにても。御なをしにても。御前ばりなんどめし候。あがり候時の御てながは。御かくごどもしたりく。御しやうぞく御ぬぎ候てのちに御いはひ七こん參り候時は。うへのきぬなどみな御ぬぎ候。

正月御はがためやうだい。

一御はがためのこと。御口どりしだいにて候ほどに。日は定り候はず候。ぶぎやうはときときにより候。いせびつちう大くちひたゝれにて。御ほうのよき御かたにをしへをきたりく。此御方よく御入候と申され候へば。なり候て御むかひ候。大上らふはゐぬひものめして。むねのまぼり御かけ候て御はかまめし候。御かたくちにて九こん參らせ候。此御盃はつぼき物にて候。三の御さかづきもまいり候。それは御てうしにて候。小上らふはもにかみをめし候て。ゐぬひ物めし候。御かたくちと御てうしとを上らふへまいらせられ候。御所さまの御たち候へば。御なかがしらの人ゐぬひ物にはかまめし候て。まぼり御かけ候て。下にしかれ候きぬにつゝみて。びやくさんのはこのふたにすへ候て。御するへ御出し候。御所々々もまいり候。上さまのはそのときの御うぶすなへ參らせ候とて候。御まへにて伊勢に三の御さかづきたびて。御ふくたび候。御するにて御いはひぶぎやう三の御さかづきいたゞき御ふくたび候。伊勢には小上らふ御しやく。ぶぎやうには御なかがしらたび候。

正月御つえの事。

一御つゑと申事は。十五日のあしたとくさぎつてうおもてにて御覽じ候てのち。いつもの御所にて上樣はじめより〳〵而。御女房衆の右の御かたのうゐを三づつそと御うち候。その御杖に御あたり候が御めんぼくにて候。ちとはくををかれ候て。春の野のいぬなどゐろくしやうゐにかゝれ候とて候。

五月御くすだまの事。

一五月五日の御くすだまは。御所さまへは十二すぢづつのが參り候。上らふたちより御下までは九すぢにて候。御ひでうは六すぢづつにて候。内裏伏見殿こりやう殿より大なる御くす玉參り候。わきあけの上﨟たちへ參らせ候て。そと御かけ候。てわきあけの程御かけ候。

御なりの事。

一正月二日は時のくわんれいへなり候。御所さま御しやうぞくめし候て車にめし候。上さまは御むねあげにめし候。御りきしやかきより〳〵。御きちやうなどもたれ候て。くわんれいにて御祝にて候。御女房衆車二りやうにて參候。みな〳〵御はかまめし候てむねのまぼり御かけ候。御所さま女房たちも。やくしやばかり御供に御參り候。みなきぬども御もたせ候。

一五日には御所さまばかり畠山殿へなり候。

一十日に御二所伊勢の所へなり候。上さまのなり候はねば。御所さまの女房衆も御參り候はず候。

一十一日には御所さまばかり三ぼうゐんどのへなり候。

一十一月にはくろき御所々々御れいになり候。ひるは内裏の御衆御參候。上﨟すけ殿ながはしぐちの人御參り候。御所々々のなり候時は

ゑぬひ物をめし候。内裏の御かた〴〵の御參候時はおり物をめし候。衣をめし候。白きはかまにて候。七獻御さかな參らせ候。つねの御所にだいりの上らふすけ殿は御入候。ながはしは御ゆどののうへに御入候。くきやう共にてたり〳〵。御なかだちは御こしども御よせ候。御はんせんも御さた候。

一十二日には御所さまばかりぶゑいへなり候。

一十六日には南の御所へ御ふた所なり候。上樣への御ひきいで物御からおり物候也。三かさねたり〳〵。

一十一日に御參り候はぬ御かた〴〵は。十六日の御ちやに御參り候。みや〳〵へは小上らふたち御はんせん候。とうたうたち御はんだちへは御なかだち御はんせんを御さた候。

入江殿より御ちやのこ參り候。參りざまには一いろづつもちて御參り候。御あけ候時には御ちやのこ御けんざんひとつに御あけ候。おり物めし候。下にはゑぬひ物。みな裳をめし候。大上﨟は御出候て御みやづかひ候はず候。御さかなは參らせ候はで。のちにそと御たいめん候てかへしたり〳〵。

一廿二日には御所樣ばかり山名殿へなり候。

廿三日には御所樣ばかり細川殿へなり候。

廿六日にはしやうれん院殿へなり候。

廿九日には御ふた御所日野殿へなり候。

二月十日には。せんほうじ殿よりつうげんじを御かり候て。御ふた所なし參られ候。

一みや〳〵御所々おなじく御さいまつになり候て。みや〳〵へ御たいめん候てのち。御所御所へは御げざんに御入候。

一上樣の御供衆にはやまと彥三郎。はが。せんしう。みかみ。いなばのもり。たぢいびんご。

みよし。にしのこぼり。みかはのちうでう。さきのゑんや。いまだ御ともし申候つる。これはしかと覺たる衆までに候。

一御なりの時の御供の樣躰。大上らふ御ふたりばかり御參候。こ上らふは御ひとり。御なかは三人ばかり御まいり候。

一ゑぬひ物をめしており物御かいどり御さた候。御かいどりのうへにむねのまもり御かけ候。

一御所々へなり候時は御こし一のたいへより候。小上らふたち御よせ候。くろきかみがみのはもとのやりどへより候。御はんだちのはそばぐちへより候。つぼね／＼のまれ人はそれ／＼の下ぐちへより候。御所の御女房衆はことにより候て御つまなどへよる事も候べく候。

御所さまの御やうだい。

一つねの御所御簾御かうしの事。小上らふだちみすをあげ御おろし候。かたまの御やりどはあした夕さり御やりどばかりたて御あげ候。みすはまかれ候まゝにてをかれ候。御かうしのかきがねはあしたとく御はづし候て。よる御かうしたり／＼へば御かけ候。御かうしまいり候人はほうこう衆。そのころはきやうごくのいは山。とうみんぶしやうなどにて候。

一つねの御所はき候事は。御所樣上樣の小上らふだち。御れんだい。そのほか御くわんすのま。御ことのま。くぎやうのま。ゆどののうへまでは御なかたちはきたり／＼躰。

一御三ま。御いつま。御むまははきたり／＼事。上さまの御かたの小上らふたち。御れんだい上さまのかたの御なかたち。もとは此分にて候。この御むまのうち〔大闕〕は。どうぼうしゆはなにもみやづかへにて候はず候。御しんさうは

どうぼうしゆはきまいらせ候。
一くわんれいの御うへは。御所へ御參候へば。御なかがしらこし御よせ候。
一御なかたちはすゑの人よせ候。
一御なかたちは御まいりしだいにて候。
一小上らふもおなじこゝろにて候。
一くばうへ御まいり候御女房衆の事。日野殿のはふちむき。三條殿はにしむき。烏丸殿のはひがしむき。さんしうのはあぶらのこうぢ。せん(前)おはゝ(母)たう(當)御はゝ(母)。その身はたれにてもぜん御はゝうへに御入候。これは大夫殿の御うへ。にでうくばうより御はゝなりをさせまいらせられ候より御はゝと申候。御はゝなり候はねば。御母とは申候はず候。
一かみ〳〵のこしよせへ。上樣の御おやこ衆にて候上らふたち。おそれたると御ぬし〳〵おほせごと候て。大上らふの上らふに御よせ候へば。御事候てより今にその分にて候を。御なかたちかみ〳〵はさがりて候ほどに。え御よせ候はぬと御心得候。御よせ候事は。御なかたちの身には。けつくほんそうにて候事にて候。
一大夫殿のうちのなかいと申は。御しもにて候つる。御なかたちにかはる事もなくみやづかはれ候。今の御てながせられ候はぬ計がちがひ候。御ちやのゆ御あしすましなどせられ候がほんにて候。御しも候はねば御なかたちもさせられ候へども。きりは此ぶんにて候。ほそ川どの三くわんれいのうちのおとなしゆは御しもにて候。

大上らふの御つぼねすまゐの事。

一うへぐちにはたいのまを御つくり候て。すゞりふんだいみづしのたなを御おき候。おき物はをかれしだいにて候。中まにはびやうぶに

ちとこがけをして。御ながもち御こそでのだいおかれ候。そばぐちにちやのゆのたな。ふろくわんす色々おかれ候。時のくわんれいの御はゝ公方へ御參候時は。一のたいへ御こしより候へば。ともの人のこしは。三のまのすゑつかたのそばぐちへよりおりさせ給ひ候へども。そばぐちにのみいらせたまひ候。

一小上臈たちへは。御身とおなじくあつかひたり〳〵。御なかたちへは大もとはくぎやうにて候つるが。ちかき程にはたゞのくぎやうをもまいり候へども。御なかたち御心をして御むかひ候。御しもべはあし付にて候。御ひでうには御げざんはなく候。くこんはたび候。御むかひ候て。物などたび候事は候はぬとて候。

御よめいりの時の事。

一御所さまは。なににても候へ。めし候べく候。上さまがたの御女房衆。御まいり候はんずるうゐ〳〵しく候とて。その夜は御みやづかひ候はず候。そうじて上さまの御女房衆は。うちまかせては御所さまへは御みやづかひ候はぬ事に候。御事かけ候はゞ御みやづかひ候べく候。そのほかはちがひ候事さのみ候はず候。

一御はんには御かはらけにてくごはたり〳〵つる。是がほんにて候。三年すぎては御ごきにてたり〳〵。

一御いはひ六ほん。たはしき三ぼんたり〳〵。かんりやくせられ候へば。三本だてにて候。

一めうぜん院殿の御時は。三條殿の御れう人じせん院殿へ大上臈にて御入候つるが。御迎に御參り候つるとて候。大上臈の御はんせんにて候はねば御こはくごにこしらへてたり〳〵。二まで御參り候て。三はたり〳〵はず候。

一こしははりごしにて候べく候。
一ほうけう院殿は。八まんへ御ゑんに御なりたきとて。せんほうじのを上さまに御もち候。有まじき事にて候とて。めんぼくとてみごとのしたてにて候つるとて候。
一あんやう院殿の御むかひには。せんほう寺のいせきんせんじ申さたにて。もとも大上らふになしまいらせられ候れい候て。大上らふにて候つる。それが御むかひに御参り候。御よめ入のぎしき。御ふたおや候はぬのちにて候つる程に。御だうぐもめうせん院殿御ふたおやれき／＼にて御こしらへ候ておかれ候つれども。よろづ御とゝのへなりかね候て。御所ゝ御もんより。かちから御だいのしぎにて候つるゝ人のわろくきゝ候て。御だいに御成候はぬ御身にて。上さまになしまいらせられ候と申候とて候ほどに。かやうにかきておき／＼ども。しらぬもののきゝ候はゞ。えころ得候はぬと申候はんとおかしく候。

御かけ候まぼりの事。

一廿まではぼうたんめし候ほどは。むねのまぼりこん地。廿八までこうばいのたぐひめし候ほどはあをぢ。こうばいめしとまりてよりあかぢ。何れも緒はたくぼくにて候。

女ばう衆御持候扇の事。

一夏冬うす地の扇御もち候。ぼうたん廿までめし候ほどは。扇みなくれなゐ御もち候。こうばい廿八までめし候程はあふぎつまくれなゐ御持候。紅ばいをめしとまりてはつまむらさきの扇御もち候。

女ばういしやうの事。

一正月めし物の事。朔日朝こそでそめ物。ひるの御いはひおり物。二日朝小袖何にても。ひるはおり物。三日朝小袖何にてもひるははく

ゑ。七日あさこそで何にても。ひるぬひ物。十五日あさ小袖何にても。ひるはおり物。
一正月のきりには二小袖一ゑりにめし候。こうばひのたぐひめし候人は。はだにこうばいのたぐひめし候。ねもじもめし候。さりにはひとつびとつのゑりをそろへてはめし候まじく候。
一二月一日。御小袖何にても。
一三月一日。御小袖御紋はもゝつき申候。二ゑりにめし候。
三日。御小袖何にてもめし候。御こそで一ゑりにめし候。
一四月一日。御小袖りうもんのおり物。ぼうたんめし候へば。ぼうたんのたぐひなににても。
一四月には。ぼうたんと中物めじ候。ねもじにはくゑぬい物などして。うらあかくしてめし候。ぼうたん廿の御としまでめし候。
一五月一日。あさ小袖何にても。こうばいめし候人は紅ばい。ひるはゑぬひ物のすゞしうら。五日あしたの小袖何にても。ひるはすゞしのおりもの。すゞしのうらのねりぬきめし候。五月うちはかたびらはめし候はず候。御臺さまめし候へば。わたくしにてもめし候。
一六月一日。あしたはいづれもあかきにてもくろきにても御かたびら。何にても御すゞしの御こしまき。
一七月一日。何れもあかきにてもこんぢしろにても御かたびら。七日御すゞし。うらは何にても。
一八月一日。御ねりぬきのすゞしうらに。そめつけ御臺さまはませにすゝきばかり御もんに御つけ候。わたくしは秋の野を心々に御つけ候。

一九月一日。ねりうらのねもじに御小袖めし候。何にてもめし候。九日御染物。きくのもんをおなじくば御付參らせられ候。
一十月一日。あさ小袖何にても。ひるおり物。此月はむらさきをほんにめし候。
一十一月一日。何にてもめし候。こうばいのたぐひめし候人は。こうばいたぐひめし候。
一十二月一日。何にても御心々にめし候。廿六日には御所々々御さいまつの御禮に成り候時は。ゑぬひものめし候。
一御わたましに三日しろくめしてもをめし候。十五の御としまではあかきもをめし候ほどに。三日御まいり候はず候。御つぼねにてはあかくめし候。おびはあかきを御さた候。管領の御うへは御はゝなりをくばうよりさせ參らせられ候へば。御はゝと仰られ候。かやうの御かたはからをり物めし候。いつにても上さまより御めん候へば。御前へをしたてめし候。御前へをし立てめし候はぬ身には。御めんと申事は候はず候つる。
一こうばいのたぐひは。廿八の御としの五月五日までめし候。そうじて霜月の一日より五月五日のあしたとくまでめし候がほんにて候。おなじくは夏はめし候まじく候へども。はくもこうばいのたぐいにもちいられ候。りやうはうひとつませも。こうばいのたぐひに用られ候。ひとつませのりやうはうこうばいぞめ。すゞしうらには用られ候はず候。
一上らうたちはかうしまるすゞしひとへもめし候。御なかたちはかうしは御めん候へどもすゞしなど御めん候こともまれに候。
一あやをしろきをめし候人は。時々のきのもんをめし候。うすこうばい。しろくれなゐなどにそめられ候へば。もんは何にてもくるしか

らず候。廿八よりのちはこうばいのたぐひには。そめてはめし候まじく候。むらさきのならではなり候まじく候。
一かた〳〵ぬひ物。かた〳〵はくも。いつものにて候はねば。時々の季の物を兩方おなじやうにもんにつけられ候。さりながらかたかたはときはのゑやうにて。かた〳〵時の季の物にてもくるしからず候。
一おり物のかさねは。ぬひ物こうばいなどにて御入候。そめ小袖はかさねられ候はず。おり色は何にても御かさね候べく候。
一こうばいぬきじろりやうはうひとつませは廿八までめし候。
一くもはくは十五までめし候。
一はくはこうばいおりすぢのしたにもめし候。
一ぬひ物はおりもののしたならでは。心ちの物のしたにてめし候はず候。
一いかいすはしじらうはかへになり候。
一はくぬひ物のかいきりとは。かたすの事にて候。しまにて候はでをしとをしたることにて候。これはうへ〳〵にめし候。たゞの人はき候はぬものにて候。
一とをしはくぬひ物。これもうへ〳〵ばかりめし候。久しきは下々の人き候。
一上らふたちはいつもしたゑのもしたるうすやうにて御くし御ゆひ候。

公方より御ふぢの事。

一大上らふへ參候分。なつ千百疋。秋六百疋。冬廿一くわん。御ほつかい月ごとに三百疋づつ。上らふ御つかひ候ゆへにて候。
一小上らふへまいるぶん。夏千疋。秋五百疋。冬二千疋。御ほつかい月ごとに十五づつ。
一御なかたちへ參る分。夏九百疋。秋四百疋。冬

十九くわん。御ほつかい月ごとに百疋づつ。
御しももおなじやうに御とり候つる。

御女房衆の事ども。めうぜん院殿の
御時は此分にて御入候つる。これわ
かき時かきてをき候ぶんを申候。よ
ろづほれ候ほどに。御すもじあらせ
おはしまし候べく候。
なをさり／＼ほれ候ほどに。あとさ
きに御入候はん。

又御ふしん　しせん何ごとも。御きゝありたき
なる事は　と候つるまゝ申入候。
そと／＼　かやうの御事。おはせられ候。
うけ給候はゞ　御たしなみ候事と。きど
申入候べく候　くと思ひまいらせ候／＼。

簾中舊記終

此簾中舊記は東山殿の御臺所妙善院殿
の時の女房衆の事どもを記せるもの也。
此書作者は伊勢守貞宗なりと申傳へた
れども。貞宗にはあらず。いかにとなれ
ば。此書の中にいせきんせんじといふ事
あり。金仙寺は貞宗の法名也。しかれば
貞宗の記されしにはあらず。貞宗の息貞
陸の記し置れし物なるべし。

伊勢平藏貞丈判

大上臈御名之事

（普照院殿御代）一上臈。花山院殿。　是は　土御門院様。
一ちや〳〵上臈。徳大寺殿。
一上臈。菊亭殿。
一めゝ上臈。三條殿。
一わか上臈。三條殿。
一あぶら上臈。西薗寺殿。
一大納言殿。松木。
一あちやち上臈。町殿。
一あにや〳〵上ろう。
一こかれう人。三條殿。
一あちや上臈。武者小路殿。
一あやゝ上臈。柳原殿。
　善法寺のは。御としよりにては。近衛殿と申候。法住院殿御代にもと左様に御入候つる事候とて。金仙寺さたにて大上臈になしまいらせられ候。ほんは小上臈にて。權大納言どのとわかき御ときは申候。
一とう大納言殿。　あすか井殿。
一新中納言殿。　藤宰相殿。
一新大納言殿。　はく殿。
一御やち。　山名殿。
一御あちや〳〵。　伊勢につき。
一御ま五。　大舘殿。
一中納言殿。　ほうしやう寺。
一御いと。　ほうしやう寺。
一御五い。　一色殿。
一御いままいり。　大舘殿。
一御ひろいをば。　御あかごとおほせられ候。
　後には御あちやなどと付させられ候。
一春日殿。　ほり川どののめい。
一新兵衛のかうの殿。
一こ宰相殿。

一民部卿殿。
此名をつけられ候へば。しんざうとつけられ候程の御ほんそうの名にて。さりながら伊勢のいなばのには。ほんに是をつけられ候。
上様の御ながしら。
一高倉殿。　日野まつなみ。
一めゝこ。後ニは。まつなみ。新大夫殿。
一宰相殿。　さいしゆ。
一こじゝう殿。　としよりては。こごうの殿。
あまづかうづけ。
一宮内卿殿。
一うちをうぢ。　おはりのおだと申にてまいられ候。
御ものし。
一ゑもんのかう。　大くらきやう。
御ひでう。

一ひぜん。五い。かゞ。あちや〳〵。
妙善院殿の御袋。かうずい寺殿ニさぶらひ参られ候方々。
一御いと。御ちよぼ。御あね。丹波につき。
御なか。
さへもんのかう殿。大津殿。
本願寺。　治部卿。しゆけ。
中將殿。　赤松一ぞく。
御ひでう。
あ五。　ちや〳〵ち。
妙善院殿御代に善法寺殿の御つぼね御さらひ候が。ほうしゆ院殿へのちには御参りにて。御みやづかひ候つるを。大上蕩になしまいらせられ。少將いちやうだけのうちなんどのこ。わかさときめうせんいん殿にめしつかひて候つるが。このしゆも。めうせんいんどのの御のち。ほうしゆゐんどの御より〳〵。

一ふかそぎといふは。五のとしする事也。かみのうらをはさむなり。
一九ッにてかねをつくるなり。
一わきめは。ほんしきは八ッ九ッからあげべき也。
一かづらは。いれぬさきにはかみを一ところゆふなり。さのみかみのきわわゆふべからず。
一ぼうまゆのほど。ほんまゆのけをしたばかりとるなり。
一しきのまゆは。十五六からつくるなり。
一びんをそぐも。十六からなり。そぎはじむるは。おとこそぐなり。ごばんのうへにてそぐなり。びんのかみをわくる。ひたひのすみのとをりからみゝのとをりたるべし。かみのうすき人は耳をこしてもわくるなり。あぎのしたをまはして一方のひたひのすみからわきめをこして。わけたるかたのひたゐのすみにくらぶべし。但かみすくなくは。わきめにくらべべし。
一まゆつくる物。まろきはしんいれ。さきすぐなるは。かうがいといふ也。
一かもじは。三ところもとがみにつくるなり。
一おくれのかみをば。両方よりとりてぼのくぼにてくむなり。ぐみとゞめのもとをとゞめね共。上のかみのしたにそのまゝおく也。
一かもじゆふこと。まづかみのうゑのきわをびんのかみをのけてゆひて。したをそろへてけづる也。いれもとひして上はとくなり。かもじのおほきすくなきは。若き人と年よりはすくなし。そのほかはよきころたるべし。かもじのしやくはさだまりたり。人だけによるべからず。あまらばそのまゝたるべし。

一いれもとひ。ともに五ところゆふなり。いれもとひの次一そくほどおきて。水ひきにてゆふなり。又その下一そくおきて。水引にてゆふなり。水ひきのぶん二ところなり。いづれも一そくといへども。いれもとひと水ひきのあひはすこしひろく見ゆるやう成べし。さて又其下を三ぞくほどひきさきにてゆふ也。若き人は水ひきのところを一ところゆふ也。以上四ところなり。廿八の春より五ところゆふ也といへども。たゞわかきときより四所ゆふなり。

一水ひきもひつさきも。ゆひやうおなじ事なり。ふたへまはして。ひだりの方にわなのあるやうに有べし。みぎにはもろ口あるべし。

一ながさにはさみてきるなり。

一みやづかへなどせぬ時。また道など行時。かもじ長くてわろき時は。したのゆひたるところを右のかたにわなのあるやうにかみをわけて。さてしものゆひたるところに　べちのひつさきにてゆひつくるなり。ぬる時もよし。

一おりすぢ。上下によらずもちゐてきる物なり。

一日にたつほどの小袖にわきいれべからず。

一女房はかづきはなして白かたびらきるべからず。そのうへほんしきは。かづきもねり也。袖は左をうゑにかさぬるなり。

一うはぎとは。何たる小袖もうへにきるをいふべし。但うへにきる物なればとて。そめ物などはいひがたし。

一こしのさきにひぢうけすなどをたてゝねらする事なし。

一小袖一かさねとは。二つかさねたる事なり。したにたぶんねり也。

一おとこのもとへ女房のつかはす小袖には。下にあはせをかさねたるもよし。

一そめ物のこしのしろからぬは。れうじなるべし。

一げすは まゆつくらず。かもじかけず。わきめある心からず。

一女房のゐるすがた。あながちに手をつきて有べきにあらず。されどもつきていたる。すがたよきなり。

一両方の手に物もちても一しな也。大事なり。

一てうしさかづき一に持事なし。本式はてうじをばおきて。さかづきを人のまへになをし。またてうしを取てにじりよるなり。あまりざうさ成あひだ。てうしさかづき一ッに持也。

一さかづきをとるは。先は左にて取事。女房はほんなり。

一さかづきしきだいの時。げに〳〵かたくしきだいあらば。さかづきをしかとおかねども。ゆきかへりてもくるしからず。

一さるべき人々の召つかふべき女房のしだい。上らうおさななをよぶべし。たとへば。ちやちや。あちや。五いなどよぶたぐひ成べし。唯上らうともいふべし。

一こ上らう。じやうらうにちがひめなし。さつきさかづきとうじやうらうのつぎ。

一中らふ。くわん。あるひは町の名。又おさな名をよぶなり。じゝう。せうしやう。さいしやう。かすが。れんぜい。ほりかは。大みや。一條。二條。このたぐひなり。

一御しもともいふ。是までは。上から帯をせざるなり。

一下らう。くわんの名をつけべし。しんざにゐるを御いままいりと名のなきをもてなどす

る事もあるべし。そののちまたしんざあれば。それをいま御まいり共云べし。

一末のものといふめ。くわんおさな名をよぶべし。ひでう同じ。

一はしたものげすの事。源氏のもくろくのうちつけべし。おさな名もあるべし。まちの名もつくる事有。さぶらうをそへてつくるはすこしあがるなり。そへぬはこそをそゆるなり。はしたものよりおとりたらば。源氏のもくろくこそななどつくる事ゆめ〳〵有べからず。

一おさな名は上中下によらずつくるべし。

一中らふのつくくらゐもさんぢうなり。一條殿。二條殿。三條殿。れんせい殿。かすが殿。堀川殿。高倉殿。ばうもむ殿。大納言殿。權大納言殿。京極殿。大みや殿。新大納言殿。此次は民部卿どの。せち殿。そち殿。中納言殿。しんちう納言殿。別當殿。さへもんのかみどの。うへもんのかみ殿。さいしやうどの。兵衛のかみ殿。大藏殿。ぢぶ卿殿。ぎやうぶ卿どの。くないきやう殿。左京大夫殿。右京夫殿。大江殿。中じやう殿。ぬいどの。此次はたいふどの。こたいふどの。しんたいふどの。べん殿。少將殿。じゝうどの。さへもんのすけ殿。うゑもんの助殿。小納言殿。ぜう殿。大しんどの。たゆふのすけ殿。

おさな名少々。

ちや〳〵。あちや。かゝ。とゝ。あこ。あか。あと。こゝ。ちやち。つま。あや。よよ。この類なり。

一下﨟のつく國名。伊與。はりま。さぬき。みの。おはり。三河。備中。たんご。とさ。はうき。美作。

一からおり物は中らふ以下しんしやくすべし。織物はすぢのおり物たるべし。かうし。おり

かけ。うけおり物等の風情の物。是をきず。ぬいもの。はくおきそめ物。おりすぢのたぐひはくるしからず。めくわんは。また中々下のしななれ共。かうしのおり物をきる事有。またきざる處もあり。兩樣なり。はしたものゝそめものとう然るべきなり。

一武士ならば。一ぞくのむすめを上﨟に用べし。中らうには二てん四てんなどいひて。ずいぶんのうちの者。必ほど〳〵に付てある物なれば。其娘とうさういあるべからず。しからずとも然るべきさぶらひのむすめもちひ候なり。下﨟には寂末のわかとう其家におい て用次成たぐひのむすめ成べし。すへ女房には。うちのものゝ召つかふ。若たうのむすめのたぐひ。ひでうはすへ女房にさのみかはりなく。はしたものはれいしきの下すなり。中げんのむすめのたぐひなり。

女房ことば。

一いひ。御だいくご。おなか。だいりには。いひにかぎらず。そなふるものをくごといふ。

一しる。御しる。しるのしたりのみそをかうの水といふ。

一さい。御まはり。

一さかな。こんとも。御さかなとも。

一うほ。御まな。

一しやうじん。御しやうじ物。

一がん。くろおとり。またがんとも。

一たひ。おひら。

一やきもの。うき〳〵。

一ゑそ。こんもじ。しらなみとも。

一こい。こもじ

一えび。かゞみ物。

一すし。すもじ。

一かつほ。おかつ。から／＼共。
一なまこ。はなだ。
一いりこ。くろ物。
一なます。おなま。つめた物とも。
一なべ。くろもの。
一かなわ。三あし。
一ふな。山ぶき。
一はも。ながいおなま。
一かれい。ひらめ。かためとも。
一いはし。むらさき。おほそとも。きぬかづき共。
一からさけ。から／＼。
一さば。さもじ。
一さけ。魚ノ名。あかおなま。
一かます。くちぼそ。
一するめ。よこかみ。する／＼とも。
一このわた。こうばい。

一たら。ゆき。
一かざめ。かざ。
一たこ。たもじ。
一かまぼこ。おいた。
一水。おひやし。井のなか共。
一はまぐり。おはま。
一いか。いもじ。
一きじ。しろおとり。
一もちい。かちん。
一さけ酒。くこん。
一ちしや。ちやう。はびろ。
一くき。くもじ。
一そば。あをい。
一たうふ。しろ物とも。かべとも。
一しほ。おいたみ。しろ物とも。
一ゆのす。くさ御す。
一からのこ。てうづのこ。

一やきしほ。やきおいた。
一みそ。むし。
一すりぬか。わりふね。
一なすび。なす。
一くゝだち。くゝ。
一な。あを物。
一さゝげ。さゝ。
一大こん。から物。
一にら。ふたもじ。
一き。ひともじ。
一あづき。あかとも。あかく共。
一にんにく。にもじ。
一いも。おいも。まもとも。
一こんにやく。にやくとも。
一まんぢう。まん。
一かうの物。かうのふり。
一ごばう。ごん。

一わらび。わら。
一まつたけ。まつ。
一竹のこ。たけ。
一あさづけ。あさく。
一つくづくし。つく。
一さうめん。ぞろ。
一まめなつとう。いと。
一ほしわらび。くろとり。
一きね。なかぼそ。
一うす。つくく。
一ゆ。おゆ。
一ぜに。御あし。ゆくゑとも。
一あぶら。おとゐあぶらといふ。
一きりむき。きりぞろ。
一あへもの。みそく。
一じゆくし。しゆく。
一ひやしる。つめたおしる。

一ぞうすい。おみそう。
一ちまき。まき。
一そばのかゆ。うすゞみ。
一ひやむぎ。つめたいぞろ。
一つくるかね。御はぐろ。
一てんもく。ちやわん。
一らつそく。むしろ。かたな。たゝみ。
まめ。ふで。すゞり。じゆず。すみ。
あふぎ。うちは。はんぞう。かゆ。
皆此たぐひ御もじをそへていふよし。
一ふじやうになる事。さしあひ共云。
一大ぢうおなじ。
一こぢうおなじ。
一七どいり。七ど。
一五度いり。五ど。
一三度いり。三ど。
一あひの物。あひ。

一つゐがさねは。そうみやうなり。くぎやう。四はうはつねの人はもちゐず。けんしやうを四方にあけたるをいふ也。

娵入記

よめ入の條々。

一衣裳はうは着にさいはひ菱。白き小袖。うちかけたるべく候。したぎはねり。中には何にても着用有べし。

一なつはまるすゞし。こしまきたるべく候。たゞししんたいによるべし。

一むねのまぼり御かけの事。

一御こしうけとりわたすやうの事。御こしいかほども候へ。十二ちやうをかやうにたて候てめし候。御こしを中にたてをき候。

一御こしの御むかひに參候人。たれがしと申もの。御こしうけとり申よし。御とも候人へ申。太刀おりかみにて。一れい申され候て。さて御こしわたし申人も。太刀おりかみにて。うけとる人へたがひにしさんにて。一れい申候て。御こし渡し申也。

一わたしやうは。御こしの右のながえかな物よりさき。雨の手をあをのけて。ながえをてのひらにのせて。うけとる人のかほを見る也。

一うけ取人。御こしの右のかたへよりて。かしこまつて候。わたし候人。こなたをみられ候時。たちあがりて。右のながえを右の手にのせて雨のてをかけてうけ取候なり。渡し候人もうけ取申人も。そのときことばたがいにあり。口傳。

一御こしぞへの人も。みぎひだりへたちよりて。御こしかきをもかへさせ申なり。さてうけ取人。御こしぞへにわたして。御こしのさきにまいられ候。さ候て十二ちやうの御こししだいのごとく〳〵まいりて。そのあと〳〵へ。いかほども御ともの御こしつゞき申也。

一御こしのたてやう。口傳あり。

一御物行やうのしだい。

一ばん。御貝桶。

このあひだへ御いろなをしの長もち

二ばん。みづしのたな。くろだな。

三ばん　になひからびつ。

四ばん。ながびつ。

五ばん。ながもち。

六ばん。御びやうぶばこ。

七ばん。ほかい。

此ほかさしてもなき物はさきへまいり候。れうそく又は折などさきへまいり候。御物此しだいのごとくのぶん。いづれも御こしよりさきへまいり候

一門火たく事。御こしをみな〳〵いだしたてて。もんのみぎの方にたく。いづれば右の方なり。たきやうくでむあり。

一御こしかきのいでたちやう。同御物もち候にんぶ。いづれも十とくをうへにき候て。其上にしろきぬのおひにする也。御こしかき御物もち。いかほども候へ。此ぶんにいでたち候べし。

御こし十二ちやうのしだい。

一一ばんこし。大上らう。二ばんに小上らう。此あひだへめし候御こし。三ばんに御つぼね。　四ばんに中らうのかしら。　五ばんに同中らう。　これより十二ちやうしだいに参るべし。いにしへは十二ちやうめおはりのり申候。こしのかな物も五所にて候。すだれもかけ候はで。しいしきぬはりのはこをまへにをきて。かもじをわけてうへにおひをしてのり申也。しかれども此ころさやうのぎなし。

一御こしのたてやう。おなじくしだいの事。

同　十二ばん。

同　十一ばん。

同十ばん。（中らう）　同十ばん。
同三ばん。（御はんなり）　同六ばん。
同二ばん。（小上らう）　同五ばん。
同一ばん。（大上らう）　前同四ばん。
中らうかしら。

右　　左

一御こしのしだいはかやうに十二ちやうほんにて候。十二ちやうのほかは。五十ちやうも。三十ちやうも。いかほどもしだいはあるまじく候。御こしたて候やう。まいり候しだいあるべし。右の大上らうのこし。ちとひだりのこしより。すゝませてたて申べく候。

大上らう こし	小上らう 同	御こし	つぼね 同	中らうかしら 同	同 同	同 同
同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	よめ入の時は。此こしにおはりのり申候。

御こしのしだい此ぶんにて候。よめ入の時もつねの時も。おなじ事にて候。此ほかこしのかずは。いかほども御入候べく候。

一御こしの下すだれの事。上のすだれのうちよりひきとをして。上かひをうへへなし。こしのやねのごとく。むねをたて候てかけ候べし。すそのきぬもいなのつなも。ながえのほかへ出してさげ申候。そうじて下すだれはたれ〳〵もかけ申まじく候。かうゐの女房衆御かけ候。九所かな物七所かなものまでもかけられ候。五所のこしにはかけ申まじく候。

一つぼねと申はいちの人の御なり候。大くらきやうのつぼね。宮内きやうのつぼねなどと申て。御わかこの御ちの人にても。御しうげんなどにて御なり候。大上らうとは。くらゐのある人の事にて候。てむ上人の御くらゐほどの御事にて候。御みやづかへは。中らうのやくにて候。上らうは御まへにしこう候て。御

せん參候をそとひきなをし候て。御はしなどまいらせられ。御くご御わけなされ。よろづ御みはからひ候て。なにをもまいらせられ候。ことによりて御しやくなどもあそばし。これは御みやうだ名代いほどの事にて候。

一御こしのかなものゝしだい。

十二所。九所。七所。五所なり。

しげかなものは十二所のかな物のあひだへいろ〳〵の花鳥などをかざり申なり。これはたゞの人はしむしやくあるべし。

一御こしのつな。女房こしはひだりのながえのきつかけ。一しやくばかりのけて。かしつけにて。右のながえにひつときにとむるなり。

一こしのさきにひぢうけすなどをたてゝ。ねらする事なし。

一御こしの御ともは。五き三き。また遠路は七きこれある事に候。うけ取わたしは。其内一人のやくなり。

一御こしをわたし申ては。御とものゝ人そうのあとにゆき申候。

一御かいおけも。わたし申御物のはじめに。まへのごとく。うけ取人わたし候人。太刀おりかみにて一れいたがひに申されて渡し候也。口傳有。

一御とも申人。その夜にても又は三日めにても。むこ殿へ御れい申され候事。御太刀御馬。そのほか時にふれ候小袖かたびらなどをもしん上有べし。

一むこ殿御たいめんのとき。三こんにても御祝なされ候。此時むこどのよりなににてもくだされ候事。まいへんのぎ也。

一手ばこの内に小ばこ四つあり。その内に入

物。一にはおしろい。一にはたうのつち。一にはまゆずみ。一にはわけめのいとなどのやうのおけはひぐそくのたぐひなり。たゞしにつきなどに何の入とさだまりていふ事にはあらず。手ばこ大小に入物さだまらず。

一手箱のかけごの事。これも四つのものかずのうち。ほんのてばこのごとくけはひのぐそくを入。ふくろにこめて。おこし(御輿)などの内にも御もたせられべし。かりそめの所にもようゐ有べし。

一おつゞら。これはいろ〳〵の御てくさの物入也。

一ぢんのはこと申は香の入ばこなり。これも手箱のごとくまきゑなどして。しやうぞくの物なり。いづれのかうをもぢんとは申べき也。

一はらひの箱。是もはらひの程によりて。ほどはさだまるべし。よりかゝりなどのごとくゑなどかきてしやうぞく有べし。

一もといばこ。是も手ばこのごとくほそくしたる物なり。さしもといの入なり。

一ひとりのかうろ。これはにほひをしむるものなり。あるひはめしもの。又はかみなどしめりたる時。かをしむるにもちゆる也。此かうろにつねのかうなどたきて。人前にいださぬことなり。

一すゞりふんだいの事。すぎはら一でうにすゞりそへて。ふんだいにをきて出すべし。ふむだいはあながちうたれんがのだいの時のくわいしならねども。よろづのかき物をうくるなり。すゞりの筆臺には。一はかたな。すみのつる。さうし。きり入べし。一には筆を入る。さのみ数多く入ず。二ついにすぎず。ふでは右也。

一くろたなとは。ちがへだなの事なり。以上三ぢうなり。上下はいたをひたわたしにあるべし。中はたかくひきて違てこしらへ候。何にても。てくさの物ををくなり。みづしとは此たなのしたを四方ふさぎて。まひ戸をして。からじやうおろすやうにしたるをいふなり。すこしひする物など入べき也。

一はんざうとは。ひさげの事。たらいはもとよりいふにをよばず。たらいのつのは。そばに成なり。是はてうづのためなり。

一あぶらつぼは。みのつぼがよく候。みのつぼはみのの國より出るものなり。きりつぼもよし。きりつぼとは。同つぼのちいさきをいふ。これはからのうつはものなり。いへの事は大小によるべし。

一おはぐろ箱とは。是もかねのたぐひ入物なり。手ばこのごとくしたるものなり。

一水ひきのはこの事。是も同ぜん。

一おひのはこ。これも手箱のごとくすこしながれに有べし。

一おしろいのはこ。是もてばこのごとくなり。おしろいを入て。つねにとり出しをくなり。

一くしの箱。くしのかず三十三あるべし。此内びんのくしあるべし。これはびんをけづり侍らむためなり。

一しやかうすりとは。から物なり。そとにくすりのかゝりて。内はつちの物なり。ばうも同じくつちのもの也。

一よりかゝり。寸法はみちのもののこしらへていだすなり。をきあげに系などかき。ふたにこうもる。とりのはなど入て。上はあやにてはるなり。

一手箱のをは。くみなり。

一つゞらのをは。むらさきたるべし。

一かねはきとて。つねの御たらいみゝたらいなどのやうのもの。つのもみゝもなく。くろぬりにこしらへたるものなり。
一わたしの事。これはかねはきたらいにわたす物なり。その上にてうづを三ッをく。大小中に三ッ入にしたる物なり。大にはかね入て右にをく。中にふしを入てをく。小にはみづ入て左なり。
一むしろの事。二まいたるべし。へりはおび。又おり物などのたぐひにて取べし。おもては二寸四五ふん。又三寸にも。うらは見よきやうにあいはかるべきなり。上の方はへりをよこにとをす。下はすみあはせたるべく候。おつけ有べし。うはむしろを御座といふ事なきことなり。たゞみなどは人によりて御座とも可申也。
一むしろしく事は。のぶると申なり。しきやうは。女房のをば。まづしき候て。そののちおとこ方のをのぶる也。はこにはとのがたのを上に入る也。とりいだしてまづそばにうちをきて。女房のをしくなり。たゝむ時は。おとこがたよりたゝむなり。
一まくらをく事。殿がたのをば。そばに上になしてよこにをく。にようぼうのをばふせて。ひらみを上になしてをくなり。およらぬまへに。むしろばかりのべてはをかぬ事なり。まくら。きるものなどいかやうにもをくべし。
一になひからびつおほひの事。きぬたるべし。になひの事ながれに二はたばりに。あしのもとまではして。あしとおなじほどながさをするなり。ひらのかたは。きぬをよこにするなり。つまにをのとをる所をすこしほころばすなり。ぬいはじめのもとにとぢかは有べし。かはの程はつねの上下のとぢかはのほど

なり。そめやう。そうはみづ色。すそをこくそむべし。くろ色なり。又一色にもくるしからず。多分はすそご也。もんをつくるには。何にてもいは木のかたちを用ゆべし。むもんにもする也。いへのもんをも付。縫やうふせ縫也。すそをかやして縫べからず。たゞたちめのまゝをくなり。ちどりがけにしたるもよし。

一長からびつのおほひの事。これもになひに同事なり。ながきまでの違ひなり。

一長もちこしらゆるやう。はゝふにて一はたばりにだいのわたしの下よりまはして。おほひの下からひとへにふたの中にまむすびにするなり。をのあまりは。みよきほどなり。これをはらおびと申なり。手綱と申は。ぼつけんなどをあかねにそめて。一寸ばかりにひらぐけにして。四のはしを一からみづつからみて。ひらの方にてとりあはせて。ひぼのごとくむすびて。手綱のさきはすこしたるゝやうにしてをくなり。からみやうは。一まきづつまくに。むき合てまくなり。さすは臺の雲形の下より入て。くもがたにかはをつけてむすぶべし。ながもちのかずは二人もち。一荷なれば一人もち。一荷たるべし。そうかずは半に有べし。おほひの事。をり物にてする也。きぬをうらに付候。これも臺のあしほど長さをすべし。すこしは。あしよりみじかきがよきなり。四すみをふたの上からほころばしてするなり。手綱はおほひの上よりするなり。手綱の上になるやうに四のすみの中程に。ちをつくるなり。とりあはせゆふなり。

一はらい大小あるなり。大なるはかみをけづる時しきておちなど入候。すこしはくしのなかを入候。

一おいかいおけの事。角口のひろさ九寸三四分。たかさ九寸以上。四所にかつらを可入。二すぢづつならべて。そこぎはに一ところ。ふたと身とのあはせめに一所。中ほどに一所。ふたのまはりと。かうのいたのさかいに一ところなり。みのかたにのみいれをするなり。かみにて上をよくはりてゑをかくべし。ゑにはけんじのところ。また松竹などしかるべし。ふたにつるかめなど。二ッづつむかひ合候てしかるべし。あしはつかぬものなり。

一かいのかずは三百六十なり。

一になひながびつ。ながもちなどのかず。さだまらず。ぶんげんによる事也。

一ひつぶぎやう一人。そのほかのうつはもののぶぎやう一人。以上二人たるべし。

一になひのをの事。くろかは。ふすべかはたるべし。ひろさ八分。たゝみてつけ候也。

一おんぞのしたてやう。八入のをり物を五人きつて身にたつべし。のこる三尋を二ひろとりてそでにたつ。一ひろをたちちがへておくびにする。ほそ物は身のまへより出すなり。ほそもののひろさ五すん。長さ二尺なり。そでの下にをの事。ひだりの袖にはひだりよりにし。みぎの袖には右よりにしてつくる也。おくびにもほそもののさきにも。両方につくる。わきにもつくる。これは内がたにも外のごとくつくべし。をのながさ六七寸ほどは。見よきやうにすべし。おんぞの長さ五しやくたるべし。

一よめむかへの時とのがたへ女房のかたよりかたなをまいらする事。しきにはなき事也。

一なんによおよる時は。おとこはみなみのかたに。女は北に。おとこの左に女のなるやうに。

ひがしまくらとも。又みなみまくらにと申せつあり。兩せつなり。
一こしよせの事。よめむかへにかぎりたる事なり。こしをよする事。妻戸にながえをふかくさし入て。左右のつま戸をこし程にひらきて。つくばひてかしこまるなり。さてこしよせば。かいしやくの女房。こしをほと／＼とたゝくなり。さしよりて戸をひらきて。こしをじゆんになをすなり。つなは左のながえにかけ。下すだれの事。ながえに兩方ながら打かくるなり。つねの時御こしよせといふ事なき事なり。たれにてもあれ。そのたゞちによする物なり。あじろごし。是またよめむかへの時ばかり也。つねの時はきいろのこしなり。つねのこしよせのさたくるしからざる事なり。此しうぎは。人の本國へかへるをいむゆへに。ある時のぎしきをなしあつかひなればふたゝびあとへかへらぬよしといふぎ也。さればつねは左右をつめたるこしよせはをくべし。
一小袖はこうばいを上になして。二ッにをりて。そでをばよりはへてひろぶたにをく。人にひく時はほそものをさきになしてひくなり。小袖をあまたかさねて。ひろぶたにうくる時は。はきもとをいとにて一重にしてゆふなり。
一ひろぶたひく時は。たゝみにつけてなをすなり。中にてはあつかはぬものなり。
一うはむしろしきてその上におんぞをく事。とのさまのをば。袖を兩方まへの方ざまにおりて。みぬいを上になして。ひきはへて。むしろながれにをくなり。さてまくらををくなり。　上様のをば。みぬいを外になして。二にをりてをく。ほそものとりにのべて。とのさ

まのかたにむけてをくべし。これはそばむくなり。
一しうぎ三日の日。おゆめして。おごに下にめし候。御あはせを給ばり。おゆの入てあがり候。おけに入てくだされ候なり。又きるものなど給はる事もあり。
一よめむかへのしやくは。まちにうばうめしつれ給ひ候。上らうたちの中にとられ候也。
一にうばうさまのをばびんのくしと申。おとこのをばびんぐしと申なり。
一うはむしろしく事。まづむしろのかみをのべて。そののち下をのぶる。たゝむときは。かみを下に。中よりふたつにおりて。それ又二つにおりて。又二つにおるべし。
一くらゐの人は。いこんがうたるべし。あしだはくろぬり。ざうりはしもべがたの事なり。
一うちをきとて。かねにてつくり。はながたなどして。すかしたるもの也。うち忍だともいふ。ひろぶたのきるものの上のおそひのためなり。きる物の上にをりかみをく也。もしを人のみるやうにをくなり。
一御こしの下すだれの長さ。上様のは六しやくたるべし。御しんるいなどは。五尺六寸すそごなり。
一によぎのあかとり。長さは八尺二寸。すそ二は七尺二寸たるべし。
一くはひにんの時おびめされ候事。五月に成候時なり。人によりて七月にもめし候。おびの長さ八尺。一はたはり也。たゝむ事。まづやうはうのみゝを中におりあはせて。またそのごとく両方よりおりあはせて。さて中よりおりて。ひろぶたにても。てばこのふたにてもうけて。おとこをんな二人して。もちてまいるなり。めされ候にうばう。その人にむ

かひあひて。みぎのめそでより おびをとをし。うしろざまにまはし。ひだりのわきの下よりまへにまはして。こゝろさきのもとにかたくちむすびにして。そののち御ゆわゐの御酒三獻參候。子あまたもち候にうばうにおびをもたゝませ候。

一御ゆたらいのすんはう。たかさ八寸。くちのひろさ一尺五すん。ふたへにまげて。上下にかつら入べし。

一こしまきは。四月ついたちより五月四日までは。はだにこうばいにても。ぬきじろにても。をりすぢ。そめこそでにてもぬいはく。いづれにてもうらははりうらにて候。

一五月五日よりはすゞしうらにて候。こうばいのたぐひはなり候はず候。ぬいはく。をりすぢ。ねもじなどは。すゞしうらにくるしからず候。

一かもじはむかしはたけもさだまり候やうに申候つれども。みてよきやうに候。返々かもじのたけは。一しやく二尺ほどたまるほどに。これはこのゑ(近衛)さまの御ふくろさまへ。ぎよいをゑたてまつり候。

右東山殿政所伊勢守貞陸之記也

よめむかへの事

一御こしうけとる人をところをかねてさだめてをかれ候。うけとるやう。わたし申やう。まへのだんにしるし申也。御こしうけとりては。御こしのさき。まん中。六七けんばかりさきへまいらるべし。わたくしのともあるまじく候。一人まいり候。

一御物。御こし。しだいのごとくおさめ申べし。

一御こしめされ候ば。二のま三のまへまはし申て。それよりをりさせられ候べし。

一御まち女ばう御まいり候て。御しうげんの御ざしきへなし申され候。さて御との御いでなされて。式三こん御きやうまいり候。

一二ちうへいじ。御ざしきへかざるべし。

しなは上

上はなし

かざりやう。しやうざのとこのまへにかくのごとくに前むけならべかざるなり。

前

前

めつ鳥。

前

おつ鳥。

なき鳥のだいゝひろさ一尺一寸五分かゝふちのたかさ一寸六分。かつら二すかゝ入あしのたかさ四寸五分。下ナうちふくらにくりて。すみちがへに十文字につくる也。

右同

前

此とうのたかさ三寸六分。まはり一尺二寸のきつくうなり。うへしたにかつら二すぢあるなり

ふちのたかさ五ふん。

此とうのまはり一尺五分。たかさ三寸一分。これもみな六かくなり。

一上のとぢめをすはり候人のまへにむけて。まへさきさきととぢつくる也。但とぢめをよけて。三方へ下上すかすべし。但下上をかみにてはりふさぎ。こぬかをつむるべし。かうだて六ッこれ有

此あしのまはり一尺八寸。たかさ二寸。みなきつくうなり。

手がけと云也。

此まはりに四色のけづり物をつくるべし。

一くろ色を上ニつけ。四色をまはりにつけ。五色なり。但あか色をすはり候人のまへにつくる也。それよりまはりしだい〳〵につくるべし。

一しき三こんのとゝのへの事。

しほ

しほもるやうは。すきなりにたかさ一すんほどなり。

二

うち身

よめ入には。こいをもちひず。たいをもちふなり。なをくでん有。ひはのえだをさへる。

はじかみ

はじかみもりやうは。すきなり。たかさ一すんほどなり。

かはらけわなし

くらげ

女ばう衆へはまはしもりなり

一ひきわたし

引わたしのしにかたなめなを付る事月の數十二なり。閏月あればは十三なり折たるかみのさきなぜんの先になす也。

はしのだいあり

むめぼし

むめぼしは四ツもりて。その上に壹ツもりて以上五也。

さいり
たいを
わちふ

三

一きやうのせん。しるかけいいなどまいり候。
このときよめごととのご御いであひ候て。御
とりかはしども候。しさいこれあり。

かくあし行。

本

いづれもかはらけのぶんにはわあり。

帯のきやう

はしのだいあり。

同

まきするめには。するたまきて
なまにてゆいていづるなり。さ
てちとすぢかへてきるなり。

二

まき
するめ

けづり
こぶ

にし
はむめくち
をさす

ちまがき

かはらけ二ツかさなり。
したのかはらけにては
ゆたまいり申也　御しる
かけめし。

三

山のいもをかはすきて一寸ばかりにきりて。きじをつくりてたれみそにてしたゝめ候て。うへにあまのりををくなり。わなし。

かく

ふなもり。

ゑびなり。

す

かく

さしくらげにかはる事なし。

たゞそのまゝもるなり。

一御いろなをしは三日めにて候。そのうちはかみさま。御とものにようばう衆。いづれもしろきをめされ候。御いろなをされ候てより。御よめごの御ともしゆ御みやづかへ候。御いろなをされざるうちは。そのよの御ゆわひ。御しやく。御はいぜん。いづれもとのがたの御女ばう衆御みやづかひ候。

一門火こなたにてもたき申候。ところまへとどうぜんに候。

一三日め御ゆわゐの事。いろ〳〵御入候。御たるもこなたよりまいり候。御しうとだち。御一家のしうの御れいもこのときにて候。みづしくろだなのかざりも三日めにて御入候。

一みづしのたなかざりやうの事。

たなのうへにてはこなくはんにとなし候てむすぶなり。

二ぢうめにあるだうぐひとり
きやうし（香箸）
こじ（火匙）
かうはし
はいをし
この二いろを
きやうし（香箸）くち
にたて候
おきたき
物のつぼ
ほんにすはり
ぢんにても

三ぢうめ
たんざくばこ
ふみばこ
とにて候
上かきがね
あり

と
にて候
上にかき
がねあり
すゞり
ひきあはせ
すぎはら
うすやう
水ひき
つゝみこれ
もくれなゐ
のうすやう

一くろだなをきものの事。

御はぐろばこ
わたしき
つゝみがみはくれ
なゐのうすやうに
つゝむべし

二ぢうめ
かぎかうろ
かうばし
ぼんにすゆ
るべし
こずみ
あかめい
かう又
ぢんの
わり
たる
あるべし

一上すみあかものうちに。かほのだうぐあるべし。こまかに巾にをよばず。又もとゆひばこ。上にならびてあるべし。もとゆひばこの忍やうは。もとゆひをかくなり。

一二ぢうめに。かぎかうろ。ぼんにすゆるべし。又こずみあかにめいかう。又はぢんのわりたるあるべし。これも二ぢうにて候はゞ。わきにはくろばこ。わたしき。くれなゐのうすやうにつゝむべし。こずみあかの大きさ大かたこれほどあるべし。又はちいさきも候べく候。

すみあかの
大きさ

一とこのうへには。すゞりばこふんだいあるべし。又はれうしばこはらひばこ。はらひばこのゑやうは。くしづつみたるべし。同はらひばこのなかは。六まいはらひ入候ほどにあるべし。又はとこの両方のわきには。小袖のだい二ッ。ひとつのだいにはとのゐもの。ひとつのにはこそで。又そのそばにかいおけ一つい。又はんざうだらい。まづこれまでをくものにて候。
一つねに御つかひ候はんざうだらい。又はおゝせかきのすゞりばこ。あしあらひ候みゝだらい。
一ひろぶた大小。
一御むねのまぼり。ぬしの御かけ候物にて候。しき三こんすぎてのち。とのへ御とり候ものにて候。
一たい（對）のかはご。そのほかに。ながびつは。いかほども心しだひにて候。
一一かさねの御こそでのとぢやう。ひだりみぎのいとにて。わきのしたをむすびよする。

よめいりのよいしやうの事。

一はたそのうへにこうばい。そのうへにぬいにてもはくにてもしろあや。もんはさいはひびし。かづきはしろをりもの。是もさいはいびし。うきをりものにて候。とのへのこそではうちをきのをりもの。何にてもあはせ。すわうはかま。もんはまひづる。
一ざしきのしだいの事。しよこんのさかづきは五もじ。二こんめはとのへまいる。三こんめは五もじ。四こんめはまちにうばう。五こんめは五もじ。
一はいのをしやうは。たゞはいをしにてをし候て。うへをかうばしにて。そと〳〵御をしにて候。

一くれなゐのうすやうは。たとうがみのごとくなる物にて候てばこのかけごなどにもしき候物にて候。
一こそでのだいには。こたつのやうなる物にて候。くろくぬり候て。かな物などあるものにて候。
一こそでのとぢやうは。一かさねかさねて。したかへのりやうはうのわき。ひとつにとぢ候て。むすびそとに候べく候。下かへをうへになして。二にをりてとぢ候。
一とのいものゝたちやうの事。御みたけ吳ふく物さしに五しやく五すん。御したかへの御まへよりゑりいでて。御ゑりわきよりいたづらいでて。一はゞにひろそでにて候。御おくび一はゞをさげ。あしだちのやうにして。すぢかへにものいでて。御そでのした。御こづま以上六ツにいとつき候。

一あなたへの御ひき。いづれも三日めに御さたよく御入候。
一ない〳〵の御しうぎまいりて。おもて〳〵御との御いであるべく候。御おもてしき〳〵の御のうなどあるべく。御ふるまいも御ゆづけなどしかるべく候。御ざしきのやうは。御きやくじんにより申候て。よろづそのこゝろへあるべく候。
一御のうのとき。大夫ざの物にろくもつこそでなどくだされ候事。もちろんの事にて候
一のうのやうだい。まへにしるし申候。べつのしさいなく候。かゞりなどの事も。よに入てたき申候やうだいどうぜんに候。
一とのいもの二つ御小そで二つ御まくら二つ御むしろ二つあるべし。四月より九月九日まではとのいものの御うら。御むしろのうら。すゞしたるべく候。

一御かちやう二はりあるべし。みづいろ。すみあかきどんす。かぎかつき。くり梅。しゆす。かぎしやくどう。

一御しづまりどころに。このいろ／＼をかれ候事に候。

そのよ御ゆはひのまに。御とこに御はしぞめとて。のしにて花けづりしてもり候もの御入候　まへよりかざりてをかれ候。これを御よめごへ。こなたの上らう御まいり候て。御はしにてはさみてまいらせられて。又御とのへまいらせられ候事。さ候てしき三こんまいり候べく候。

一御とこへ。その御かいをけ御あげあるべし。右は右。ひだりはひだりにをかれ候べく候。御とこへむかひ申ときのみぎは。あなたよりこなたへむかひての ひだりと 御こゝろへ候べく候。

一御つぎのまのとこに かざり申ものども御入候。しるしがたく候。

一このいろ／＼二日めまでをかれ候。三日さうさうとらせ候べく候。

右東山殿政所伊勢貞陸之記也。

右四部以伊勢貞春本書寫畢

群書類從卷第四百十五

武家部十六　弓馬一

法量物

一大的事。

的の勢五尺二寸。的と串との間三方八寸。下六寸。的塲の遠さ。弓杖三十三に打て三十二に可立。横串七尺六寸。内のり六尺八寸。立串土より上六尺六寸。串のふとさ口二寸。的の繪。小まなこ二尺七寸。繪三寸五分。二寸五分。三寸。口傳在之。せびのながさ二寸五分。

一丸物事。

うら八寸。矢たまり四寸。れんせんの儀也。横串五尺。内のり四尺三寸。立串土より上三尺七寸。串のふとさ口一寸四分。あづちの遠さ弓杖十一に打て十杖に可立。串とあづちとの間。一杖に少近し。

一草鹿事。

鹿の勢長さ一尺八寸。廣さ八寸。くびのながさ七寸五分。つらの長さ三寸五分。せとをりの星七。矢あての星四寸。金空まはりの星八。四所は大なるべし。前後にをの〳〵四づつ。ちはせとをりのあはひ五寸。よこざまにはうらにちのやうにして二所引とほすべし。鹿の首前へむかふ。たゞ弓手にあふがごとし。綱はうへにふたつちあるべし。

一笠懸事

的の勢一尺八寸。三六寸ヽ横手とも云　横串六尺一寸。　内のり五尺二寸。　立串土より上四尺五寸。　串のふとさ口一寸六分。　らちのたかさ一尺五寸。　的塲の遠さ。弓杖九枚に打て八枚に可ㇾ立。まと皮の布六の。　ながさ五尺。はたはり一尺二寸の布を可ㇾ用。たかはかりの定こ　とをりのを一所づつとづべし。とぢ所上より一尺二寸。とぢかはあゐかはたるべし。布の色あさぎなるべし。馬塲たけ一町。あてやう口傳在之。　はど本より後の串まで。三　三。口傳在之。

一小笠懸事。

的の勢方四寸。　串のながさ一尺二寸。串のこしらへやう口傳在之 藤を可ㇾ用。はさみぎはを金にてくゝむ。　的と馬走の間八寸。引目半引目。九目。こがし篦たるべし。　笠懸の馬塲をさかさまに射なり。射やう打入事も。笠懸よりはふかく。ひらく事も馬のくび中にひらきさ

くべし。矢はずをとりて。引てさがるべし。

一矢開事。

もちゐのかず九。三づつ三をしきにをくべし。餅の勢一尺二寸。一尺にも用也。ひろさ四寸。あつさ一寸二分。をしきのうへにはほうかしはの葉をしくべし。〔一紙本圖在此間今隨便宜移于前〕

食樣等條々口傳在之。

應永廿七年八月廿八日

射禮私記

夫射禮者。公家武家共に用る事久し。毎年正月十七日大内弓場殿において。羽林中少將の器用を撰て是をおこなはる。杢頭的をかく。此例すたれて百餘歳等持院殿御代。公家武家一統の御的ありといへども。其例又相續せず。今は併武家の佳例として行はるゝ所なり。歩射の根本。神社の禮として酒饗をそなへ。神事をなすとみえたり。是ひとへに國家をおさめ。魔障をしりぞくるの祭禮也。是によつて或は鳴弦して皇家の御惱をしずめ。或は矢を發して禁中の異類をたいらぐ。先蹤これおほし。此道のたつとむべき事既明なり。是以鎌倉の右大將家の御代。文治五年正月二日射禮をおこなはる。弓太郎は下河邊庄司行平。當御代御的初め。建武四年正月廿

四日　弓太郎曾祖父小笠原六郎長高。任美濃守。又貞和元年正月十五日の御的始。祖父小笠原又六氏長。任備後守。如此相續して是を勤む。此故に我家の所傳。是のふむ所。目の見る所。弓の引所。矢のはなつ所。悉く規にあたり矩にあたる。たゞ百發百中の妙のみにあらず。各身をたゞしうするの要旨なり。是につけて射儀の式目あげてかぞふべからず。上古以來面授口訣して具に記する事不能。是深く道の聊爾をいましむるによつてなり。雖然。持長非器短才にして此道に不達。況や後生の子孫いかゞ僻案を生ずべき哉。是を以彼を思ふに。記せずはあるべからず。仍末代明鏡のため。粗一卷を撰て以　上覽にそなふる者也。

一御的射手の裝束の事。定れる法有べからず。右大將家の御時。文治五年正月二日。御弓始の射手。五番の五度弓也。其時の射手。出仕の裝束をあらためずして參勤の間。嘉例として。今にいたりて。水干立烏帽子を用也。然共。直垂立烏帽子にて勤仕の先例もあり。又折烏帽子ひたゝれにて仕たる事もあり。此時は沓をはかず。たゞすあしたるべし。雖然近年は皆水干立烏帽子にてつとめ來もの也。時の弓太郎などの年齡。宿老なるはぬき白以下おとなしき裝束相應なり。若き射手などは紅梅くれなゐ等の水干を着する事常の義なり。何も家の紋をぬひ物に付べし。且は時代にしたがひ。且は人躰によるべきか。

一弓の事。白木。そば白木。むらこきたるべし。五度弓の時は。ゆみの數十張也。はりてもたすべし。弦は何も白弦たるべし。

一矢の事。五手用意すべし。箙はふしかけをぬるべし。同羽は切符中黑以下を用べし。殊に

中黒は。むかしより執しきたるもの也。惣て的矢は。ふしかけ本也。

一ゆがけ持べき數の事。同五用意すべし。革の色定れる法あるべからず。雖然無紋の紫革錦革などは斟酌有べし。指をつく事は器儀也。つきたるもあながちくるしからず。或はかいぞひに持せ。或は矢づつに付てもたすべし。

一ゆがけのさしやうの事。先一まき左へまはして。さて手の内にて。上より下へ引通し。扨手のうちより大指へかけて、又引とをして右へまはして。三まきにまきとめて。緒の先を引合てひねりて。下より上へをしいるゝ也。

一出仕の次第。弓十張。左右に五張づつつがひてもたすべし。射る弓は左。射る弓のはりかへは右。何もはりてもたすべし。太刀敷皮左。矢筒沓は右なるべし。かいぞひの若黨二騎直垂大かたびらなるべし。中間七番。皆直垂たるべし。

番之次第。　右。　張替。　同。　同。　同。
　　　　　左。　張替。　同。　同。　同。
射弓。　矢筒。　沓。
射弓。　太刀。　騎馬。　敷皮。

馬よりおりては。やがて沓をはくべし。其後弓をとり。次に矢を取て。弓手のかたへ取わたして。片矢をば。ゆがけのうちへいた付をさすなり。扨敷皮を取べし。四折にしてせ折の方を右へなして。白毛を上へなすべし。弓と敷皮は。左のかいぞひの役たるべし。矢と沓とは。右のかいぞひの役たるべし。

一小あがりの座あら座とも云。につくべき次第。敷皮を四折のまゝ敷て。せおりの方をまはりて着座すべし。とうりうあらば。沓をぬぐ也。しからずはぬくべからず。沓ははく時もぬぐ時

も。左を初とすべし。

一式の座につくべき次第。敷皮をば前弓も後弓も白毛を的の方へ向てしきて。くしがみをまはりて着座して。軈て沓をぬぐべし。扨たゝう紙を取出して扇をぬきて。たゝう紙の上に少すぢかへてをくべし。前も後も右の方に敷皮の下へをし入て。少見ゆる様にをくべし。

一かずつかへよるべき様の事。前弓は弓のうらはず一尺計をかずつかのかどにうちかけて畏也。後弓はうらはず。かずつかのねにとゞくかとゞかずに畏べし。

一ひものおさめやうの事。先左のひぢにて弓をよくかゝへて。両方の手にてひもをときて。先右のひもは。右の手に弓にとりそへて持。左のひもを刀の下へまはしてをしかひて。右のひもを左の手にてかたへうちこして。やがて左の手にて左右のひもをひとつになして。くずばかまのこしに。刀のこじりへまはして押かふべし。打こしたるひも。三度まではかきて。それにかきあたらずは。そのまゝおさむるよしにて仕べし。敷皮へかへりて後。式におさむる也。

一ひたゝれのひもの事。是も左のひもは刀の下へまはしてをしかふべし。右のひもは直垂の内衣とのあはひへをし入。さて直垂のわきよりとりて。はかまのこしにおさむべし。

一足ぶみの事。前弓も後弓も左よりふみはじめて。前弓は數つかをまはりて三足にふみよりて。さて小足をつかひて其後左の足を的に向てふみて。さて右の足をふみさだむべし。後弓も左よりふみはじめて。三足に數つかの前へふみよりて。小足をつかひて左の

足を的に向て後。右の足をふみ定むべし。扨能々沓をふみ入べし。惣じて左の足をはじめにふむ事は。祝の時用る儀也。右の足よりふみそむる事。ましやうをしりぞくる時の事也。

一弓場に立べき様の事。先数つかと。三がなわに立て。数つかのうちのかどに弓をたつべし。弓のとり所。肩より少高かるべし。弦をば身とをりのかどへむけてたつる也。さてはだぬぎて。袖をば刀の下よりまはして。くずばかまのこしにはさむべし。袖のあまりをばももだちへをし入る也。

一射はてゝ。はだぬぎ入て。其後足を引なり。足の引やう。前弓はまへの足より引。後弓はうしろの足より小足を引合。もとの所にかしこまりなをるべし。前弓は一足ふみよりて歸る足あり。

一自然弓もおれ。弦もきるゝ事あるべし。凡射手失あれば射手畏といへり。されども御立三度め五度めの時。前の射手矢をはなさずして失あらん時。後より射て畏る事はあるべからず。二度め四度めの時。前の射手又同前なり

一射手自然弓を取おとす事あるべし。三足まではははだぬぎを入ずしてとるべし。三足に過候ば。はだぬぎを入て。あゆみよりて取べし。

一うちあげていまだひかぬ先に不慮に引はなす事もあるべし。其時は的場中ほどまでは。射手はだぬきを入て自身あゆみよりて矢を取べし。はや打あげて後。自然引はなす事あらば。たとひ矢ちかくおちたりとも。矢取にとらすべし。是は射手のふうんたるべし。

一弓のかへる事もあるべし。其時はたゞかへらぬ弓のごとく立て。はだぬぎを入て畏て。は

りかへを取べし。はりかへ持のかいぞひ。右のひざをつきて。弓を取かへべき也。是もはりかへをばかへりたる弓の上より出して取かゆる也。かいぞへのかへりやう。左の手をつきて。同左へ歸る也。

一弓のおれたる時の事。烏うちの邊よりおれたらば。常のごとく立て。はだぬぎを入て畏るべし。さてはりかへを取べし。あまたにおれたらば。おれを取にをよばず。はだぬぎを入て畏べし。おれたる弓をばかいぞひのものにとらすべきなり。弓あまたにおれたらば。ひとつに取合て。右の手に持てかへるなり。是等はかいぞひの役なり。

一的矢自然風にも吹おられ。又ははずなどもかけとれ。ぬくる事あるべし。其時もはだぬぎを入て。畏てかへ矢を取べし。かへ矢もちたるかいぞひ。右のひざをつきて。矢をいだすべし。同いた付もぬけ。或はゆがけなどにとまる事あるべし。其時はかへ矢を取にをよばず。其まゝ仕べき也。かいぞひ矢を持てよる時は。矢取の持たる様にはいださず。右の手にいたつきのかたをひつさげて。ひたゝれの袖の下にもちてよるべし。

一雨雪の時は敷皮の下に打板を敷也。ひろさ長さは敷皮にしあはすべし。さだまれる寸法あるべからず。

一敷皮の事。鹿の皮たるべし。へりは菖蒲革。又は黑皮なるべし。前緒うしろ緒にてへりを取べし。前緒と云は。よこしやうぶ也。うしろ緒と云は。たてしやうぶの事也。へりの取様。くしがみより左へなるかた。前緒にて取べし。

一射はてゝ後。敷皮に着座しては。先沓をぬぐべし。其後ひもをゆひて。やがてたゝう紙をふところに入て。扇をさすべし。

一藤を給る時參上之樣。銀劔を被レ下時は。弓矢を持。沓をはきて。沓をば沓ぬぎの下にぬきて。參上して。右のひざを立て。弓をばひぢにてよく抱て。矢を腰にさして。あゆみよりて。弓の上より銀劔を給る也。右の手をあふのけて。銀劔の足のあいだへ入て。取なをして。上樣を拜し申て退出する也。

一藤の事。文治の御的には下河邊庄司御刀白さやまきを被レ下。一統の御的には細川源藏人御衣かづけらる。建武の御的には小笠原六郎御鎧を給はる。又先代の時扇を出されたる例も有。藤によりて給はり樣各別なり。先刀を給る時の次第。矢のさし樣ひざのつき樣は銀劔に同前。さて右の手に受取て左へ取わたして。つかさきの方へさげ緒をまはして。又つかのきはに横ざまに卷て。下緒を刀の腰に卷留て。さてつかのかたをすいかんと內衣とのあはひへ押入て退出する也。又御衣を給る時は。右の膝をつきて右の手に請取て。右の肩に打かけて退出る也。又鎧を被レ下候時は。先わきたてを右の小ゆびにかけてわたがみを左右の手にとりて。かぶとを鎧の上にをきて。ふきがへしを左右の大ゆびにて押て。しのびの緒を取て(鎧おし向ふ)罷出べし。又扇を給はる時の樣は。右の手に請取て。かのめのかたを懷にさし入て退出すべし。何も左へかへるべし。各故實くはしく書のせがたし。口傳有レ之。

一射はてゝ退出の時は。敷皮を相手とむかひてたゝみて。始のごとく四折に折て持て。御門前にてかいぞひに渡べし。

一射果て相手とむかひて後の禮の事。つとの射手は左へまはり又はづしたる人は。右へまはる也。

一數つかのたかさ一尺二寸。金の定。前と後との間。弓づゑ はづし弓の定。一杖にうちて。後の數つかを一尺五寸。的の方へよする也。又は八寸とも云。

一數つかといふはかちだちの時數をさすによつての名也。弓太郎の役として。しの竹を長さ一尺二寸に切て黑くぬりてをく也。ぬらぬ事も有。前後共に數つかの後のきはに五十づつをくなり。はやをとやによつてさしかへ樣あり。前後共に同前也。秘說たるにより。巨細に書載るに不及。歩射の時用る事也。

一雨雪の日などには。うるしはぎの矢を用意可仕也。されば古人はかならず此矢をつゝに入る也。同雪雨には。ゆがけぬるゝによつて。おんじやくを粉にしてぬる也。

一をと矢御免の事先蹤多し。弓太郎せきのうしろにかぎりたる事なり。御免の由被仰出時は。はだぬぎを入て畏て。軈而矢を腰にさすなり。さて敷皮になをりて。片矢を取て。同腰にさし添て。御前へまいり祿を可給。さし樣前後共に同前。秘說たる間巨細に書載るにあたはず。殊なる歩射の時用らるゝ也。

一ひとり弓の禮の事。數つか二つの中に的の方にむかひて。すこし御前へ對して畏るべし。又的の方へむかひて畏ることもあり。足ふみは。是も左の足よりふみよりて。同左の足を的に向て後。右の足を踏定むべし。射はてゝ引足の事。大方前弓の樣に引て。歸る足はなくて畏る也。着座のことは。前の方の座に着べし。

一ひとり弓に數さすこと。是も數は五十づつなるべし。をきやうは。前弓の數の置所より少後へよるべし。さし樣は同前也。

一射手をせんすると云事は五度弓にても三度弓にてもかねて度數をさだめられて其後十の射手計をせんして射させらるゝ也。此時は幾度も前弓より射なり。二度め四度めたりと云とも前弓より仕る也。同的ぞろへと云事有。射手をそろへて。弓の善惡をしるべき爲也。

一射手の立所の事。一番弓太郎。二番せきの前。三番弓太郎のうしろ。四番せきのうしろ。是を四のかどと云なり。立所の高下は參勤次第の年紀によりて被定なり。雖然。時にあたりてことなる上意などは各別の義なり。されば人躰により又は器用について被仰出先例もあり。是等は制の限にあらざる也。

一御的恩賞の事。十三ヶ年。又參勤十ヶ年にてもともに恩賞をかうぶる也。是を參勤の勞と號する也。

如此注置といへども。口傳等あげてかぞふべからず。往古以來。面授口訣して其人にあらざればさづくる事をゆるさず。されば口傳を以て我家の庭訓とす。筆墨の盡すべき所にあらず。只愚昧の子孫心得べき次第を粗書のする者也。是以豈滿足のおもひをなさんや。旨趣且小序にのする者也。

永享五年十二月廿四日

大的躰拜記

一主の出立は。立烏帽子を左へかさおりて。紙よりにてちやうつがけをして着也。下には白小袖着て。其上に家々の紋又は何にても其人の好によりて地紋に織付て。同縫物にして五所に付る也。大帷をかさね。下には大口には袴を重ね。其上に葛袴を着也。水干の衣文は大帷を重ね。直垂の衣文と同様に折。後にはひだなどとることはなし。おとし入の大口をばきずして。こは袴ばかりきる人もあり。刀はゑぼしのかたのあるさやまきをさす也。扇。はながみ。常のごとし。ゆがけは右ばかりさして。先ひとつまとひて。大指に手の内より外へからみて。さて二つまとひて。手の中に留る也。以上三つまとひ也。惣領小笠原方には只二まとひ也と云々。次にあさい

沓を左よりはくべし。次に介添。弓を左の手にては烏打の邊。右の手にてはにぎりの下を取て。出す時。其儘取て持べし。次に矢を取そろへて。羽の方をさし出すを弓の上より右の手をあふのけて。篦中程を羽のかたを我前へなして取て。扨弓持たる手に羽のかたを弓にそと取添て。ゆがけにいたつきをさして取直して式に持べし。次に敷革を四に折て持。背おりの方右の手に成べし。白毛のかた表へなしてたゝむ也。

一敷皮を敷座につく次第。あら座の時は四に折たるまゝ白毛の方を我さきへなして。背おりの方をまはりて居べし。小あがりの時刻此也。式の座の時は。白毛の方を的の方へなしてせおりを我さきへやりて。扨式に敷べし。毛の方を上になす也。まはりてなをる時はくしがみを廻りて居べし。前は左足より踏始て

廻るべし。後は右足よりふみ廻るべし。次にたゝう紙の切目の方をさきへなして。角違へて其上に扇を置て。右のひざの下。敷皮の下に敷べし。敷皮たゝむ時は。後へ向てたゝむべし。後へ向時も左へ廻り。むき直る時も左へ廻るべし。雨方如此。矢をば紐を如本結て。鼻紙扇取て後とるべし。はづしたる時は。敷皮をたゝむ時も向なをる時も。右へまはるべき也。雨降時は打板の上に敷皮をしく也。

一弓持様。にぎりより上三寸ばかりあけて。うら弭を少さげて。弭を我身の通になる様に持べし。矢をも羽の方を少あげて持。弓の本弭と矢の羽と同高さに持て。數つかへよるべし。前弓は數塚に弓のうら弭一尺四五寸懸る程に畏るべし。後弓は數塚に弓のうら弭のとゞくとゞかざる程に畏て紐を納むべし。

畏る時足をつま立べからず。前弓は左の足よりふみ始め。數塚の中へ三足にふみよりて。前足を踏定て。右の足を踏べし。數塚と三つがなわになる様にたつべし。弓をも數塚の際に我足と三つがなわに立る也。的の通より少上を大指と中指と人さし指と三つにて取て。扱かたをぬぎて袖をかたなの下へ。上の折目を押かふなり。袖の下をかふ事はなし。水干の袖の上のはしをかふ也。袖口に紙にて調たるこはぜをつけて押かふ。またゝれら素襖も同く上の折目の端を押かふ也。其後弓を取直して。矢を乳の通にて雨方のこひぢを作りてつがふべし。定儀はなけれども。外むきを兒矢に射て能也。射はてゝ後。始のごとく弓を立て。扇を入て弓を取直して。真文を引つくろひて。前足を引て。後を一所へ踏よせて。扱又左足を引也。三足にふみより。三

足にしざる。前後初つくばひたる所に畏べし。後は數塚の外に如₂前三かなわになる樣に數塚の際に弓を立べし。右の足より引始て。左足を一所へ踏寄て。さて本の所に畏べし。二度目は後より射べき也。うしろも先左足よりふみ寄て。さて右をふみ寄て。左一所へふみ寄て後。左を的のかたへよせて踏定むべし。　公方樣出御の時。式の座には着べし。

一水干の紐納る次第。紐をときざまに右の手にて右の紐を弓に取添て。左の紐をば左の手にて刀の下にてはさむ也。右の紐をば左の手にまとひて。右の肩より左の脇へよる樣に後へ打こして左の手にて弓手のごとく刀の下へ一所に納むべし。右の紐には後腰の邊にあたる樣にをもしにかねをとぢつくる。左の紐をば左の脇のあきたる所より取出し。右の紐はせなかの通かな物を付たるを引廻して前にて納る也。

一直垂の紐納る次第。左は水干のごとく刀の下に納る也。右は素襖の紐納る樣に直垂の中へ入て。右の脇のあきたる所へ引出して。其儘右の腰にはさむべし。

一素襖着の時紐納る次第。左は如₂常刀の下に納て。右をば左の手にてまとひて。右の素襖と小袖の間へ押入べし。

一銀劒給る次第。御緣の際。沓ぬぎの下にて沓をぬぎて。御前へ參上仕。先此方にて左のひざを立。右のひざをつきて。左のひざの弓をひぢにて少抅へて。矢を右の腰にさす時。弓のうら弭を御前の通へ向ずして。弓を少横ざまに成樣に持て。又御前へ三足ばかり近く步よりて畏る時。役者銀劒を右の手にて引さげて。持寄て人のはく樣に弓の上より出時　射

手右の手をあふのけて。太刀の足間を取て。其儘取直し引さげて持。右の方へ廻りて退出する時。弓のうら弭を御前の御身通へなさずして。少高くあげて持也。銀劔をいたゞく事などはなし。少うつぶく様に御禮有也。扨如レ本敷皮へ歸居て後。立て後へ向てたゝむべし。兩方同前也。

一中間矢取次第。左の手にてはいたづきを持。右の手にては篦中程を取て右の方に持也。扨左のひざをつき。右のひざを立て。主の右の脇下よりいたづきの方をさし出す也。

一弓取落す時の事。二足三足計程近は。肩を入ずあゆみ寄て取べし。夫より遠くはかたを入て取べし。矢取落す事同前也。弓杖三杖のうちは取て射べし。三杖より外は損也。

一いたつきゆがけなどにとゞまる事あらば。ねなし矢可レ射。不レ苦。

一矢のごひの事。紙也。式は矢取紙を四半に折て持也。

一弓折返り或は弦切時弓の立様。張たる時のごとく前竹を内へなし。そりを外へなす也。畏る時も張たる時のごとくに前竹は左の外へなるべし。

一相手失あらば射手畏ると云事。兒矢を射時。或は弓折返或は弦切たる時は。射終たるごとく肩を入足を引て始の所ニ畏。かへを待時。相手も同じごとく畏る也。扨介添張替を持寄て出時。取て又以前のごとく踏寄て可レ射。前後同前なるべし。後弓二度めの時。發矢に失有て禮あらば。前弓射て畏べき也。

一介添張替出事。弓の弦をあふのけて。拳の下を右の手に指三つにて取て。右にかたげて寄べし。主の後左の方へ向て。左のひざを立。右のひざを土につきて。弓を袖の下より出し

て。本の弓をば今の弓の下より取て。始のごとく右にかたげて歸る。若こまかにおれたらば。取集て引さげて歸るべし。弦の事は。長く切て目のまへにあらば取歸るべし。見えずは求るに不及。歸る時は左へ可ㇾ廻歟。立て歸さまニ左の指を二。土ニそとつくべし。鳥打邊まではかたげ歸る也。

一矢損じたる時。介添替の矢出事。直垂の袖の下に主の持よりはいたづきの方を少さし出て持寄て出すべし。中間の出と同事也。

一介添弓矢を渡事。御所の唐門の外にて。御門よりむと南にて請取て内へ參る也。

一御的始時中間立樣次第。三番三度弓の時此分也。

右。

弓。はらぬ弓也。弓持樣同前。

弓。張替のかへ弦ヲ此弓ニ懸そゆる也。

弓。張たるかへ弓持樣同。

左。

弓。はらぬ弓の弦をあふのけて。右の手ニテにぎりの下ヲ持なり。

弓。此はらぬ弓ニ射弓の替弦をかけそへて。薄やうニテ札を書てしるしに付べし。

弓。張たる射弓。弦をあふのけて右の手ニテにぎりより下を持なり

矢筒。射矢替矢共ニ二三手入。ゆがけニ結付。右の手ニ持。左ヲ副也。

沓。

太刀。右の肩にかたぐる。しやうぶ革の帶取付黑太刀也。

馬。馬上ニテハいげゝをはくべし。介添はすあしたるべし

敷皮。中間は主の持樣ニ持て介添に渡たり

本式は張替をもはりて可ㇾ持也。當時はらぬは略儀也。仍寛正の始比。弓太郎小笠原刑部大輔政廣始として。皆々はりかへをもはりて持する也。ほめん事也。

一介添の出立。組結たる當の折烏帽子。馬の尾のゑぼしかけをして。淺黄の直垂に大帷大口

を重て。下ニは白小袖を着て。鞘卷の刀を着。扇をさす。別々の役有レ之而二人供仕る。但略儀ニは一騎も召具する也。中間は正員をつるる事同前也。人數の多少は不レ定。乘馬の時はすあしたるべし

一中間の出立は 折烏帽子の緒をときて着てゑぼしがけをする。直垂は或はうすがき或は香揩。家々の紋をする。但紋の事は何にても人の好による也。大帷子大口を重而。下ニは白小袖を着し。鞘卷の刀をさし。扇をさすべし。足ニは皆々半物草はく。矢取は直垂の下にくくりを入て。矢を取時はたかくあぐる。すあしたるべし。

一北小路室町新造花御所御的次第。永享三年辛亥十二月十九日其身の出立如レ常。組結たる 折烏帽子にゑぼしがけ。馬の尾。下ニは染小袖に大口。裏打の直垂を着。鞘卷の刀をさし。扇疊紙如レ常。沓はかずしてすあし也。其外は 水干の 時と同前。射弓の外ニ張たる張弓を一張持也。替矢ゆがけなど水干の時にかはらざる也。介添の出立主人と同前也。中間は皆素襖袴を着也。

一轉法輪高倉於二烏丸殿亭一御代始御的次第。嘉吉三年癸亥十二月二十三日出立の様。風折にちやうづがけをして。裏打の淺黃直垂に 大口を重而。下ニは白小袖を着。鞘卷の刀を着。扇はな紙如レ常。沓敷皮水干の時と同じ。是も張替は一張持ヘ乘馬の時沓をはく。介添は折烏帽子に裏打の直垂を着。矢取は香揩の大帷子を着。其外躰拜以下。每事水干の時と同じごとく也。

一圖的次第。出立の様如レ常。折ゑぼしに烏帽子がけをして。衣裝は四季に隨而何をも用べし。いづくにても座すべき所に引敷を敷て。扇疊紙をば右のひざの下に置べし。扨各思ひ思ひの矢代を出。大略。眞羽。きじの打羽。山

鳥の引尾などにてはぎたる神頭也。箆は白箆或はのごひ箆也。矢頭も或は一所二所三所卷。式の矢代は別に有之歟。矢代振樣。總を取あつめてそろへて。神頭の方を下へなして。右の手にてうしろへ取まはして。征矢負樣に神頭は右の脇へ寄。羽の方は左の上へ成也。さて能ませ合て。的に向合ずして。左の脇を的の方へ向樣にそばみ立て。神頭を的の方へなして。先一つ下に置て。其上に又すぢかへて置也。間を置て次第に如此振べし。前より後へは次第に的の方へよる樣に振べし。前へ矢代を取まはす時も右より取廻也。先一置て。又一取廻して。其上に置事も有。或はうしろより上矢下矢を同じ樣に二ながら右の手にて取廻して置事も有。次に射あてたる人の矢代を取直して。羽の方を的の方へなして。能置たる樣に角違て置也。其相手の下矢の人。又射あてゝさか羽打事。上矢にさか羽うちたるを下へなして。下矢を上矢のごとく上に又重て置也。是を加樣にかされはせずして。上も下もすぐにならべて置と云說有之。振置たるを取集て又振事。後より次第にくづす也。

一矢代の事。先上矢より立と有之は。備前守の說歟。先代の御的初の時。下矢より立と有之又大勢の時縦ば三弓立などに立時も。初中後上下々々と。一度に立事も有之。又小勢の時。一人勝の射すぐりには。立あがりに射る也。其時は惣の前の射手。次の時は惣の後へ行て立也。猶口傳。

一同足踏の次第。惣の前と惣の後とは御的始の時同之。中は皆始。紐納る時より的に向。但少し前弓の方へむかふ樣に畏べし。足踏は左足より踏始て三足に寄べし。歸る時も左の足

引て。又右の足を先一所へふみ寄て。其まゝ左足より後へしざりて。始の所に畏るべし。
但歸る時の足踏に一足。口傳在之是は御的始の時二人弓の祝の足踏と云々。
一同弓の失の事。はやの時。弓折かへり或は弦切たる時は。肩を入て畏る時。其うしろの相手二人迄は射て畏べし。失有人共ニ三人也。
但はり替を早く取て來て立たらば。相手一人畏る迄にて。二人迄は畏るべからず。時宜によるべし。只相手計禮有べきよし。小笠原持清も申されし。口傳也。
一矢の失の事。兒矢の時。万一中ニて引折事有ば。今かた〳〵殘矢を射て。替矢を取ニ行たらば。弓の矢のごとく相手二人迄禮有べし。
但是も肩を入て畏て。則替矢を取來て立ば。相手一人ばかりも畏るべし。又いたづき或は中ニてぬけ。或はゆがけに留る事あらん時は。いたづきなく共其儘射べき也。替矢に及ばず。御的始水干同前也。
一弓を取時。腹にいきを入べし。
一弓をきり〳〵と引廻して。胸半分を越る時。奥歯をくひて。兩の手のうちに力を入て。勝手へ付。うんと云聲にきつて放すべし。是はよはき弓にての心得也。
一弓射る時三の心得有。一の矢を射たる時。弓のうらをもふらさず。手のうらをもさげず。眞の心にて射べし。遠物ぬけ物などをば行の心にて射べし。はたらく物をば草の心にて射べき也。
一弓あて物に向て足の中ゆびをさしあてがひて見る樣に。一文字ニ八文字に足をたつべし。
一五ツ物と云は流鏑馬。笠掛。小笠懸。犬追物。歩立是也。

二三ッ物と云は流鏑馬。笠掛。犬逐物是也。但近年はやぶさめ稀なる間。歩立を添て云歟。

一射手方文字。

弓。　弣。　重藤。　側白木。　苅手。　矢。　弟矢。　外。　征矢。　笴。矢。　箙。　空穂。　蟇目。　射梁。

弧。　拳。　滋藤。　村削。　素縛。　箭。　節卷。　十。　鋒矢。　拭箆。　胡籙。　鞴。　神頭。　際目。

弓弰。　定。　千檀卷。　弓倒。　鳴弦。　發矢。　張。　平頭。　表矢。　逆箆。　逆頰。　指懸。　矢頭。　方土。

弭。　摸。　千朶卷。　押手。　弦。　乙矢。　弛。　鏑。　篦。　焦箆。　矢籠。　決拾。　四目。　傍示。

握。　繁藤。　白木。　勝手。　順弦。　兄矢。　中。　狩俣。　簳。　彫。　靫。　引目。　堋。　跡笠。

蹴。犬。　押交。　違弓手。　馬手。　馬手切。

弓手切。　臥蹴。　間矢。　三搆。　挾物。

草鹿。　丸物。　埒。　筈塚。　弭。

傍革。　表帶。　矢多。　弓弦葉。　一。

二。　跖。　決。　弓手。　放。

流鏑馬次第

一馬場たけの事。二町なるべし。馬かへす所は。笠懸の馬場のごとし。埒は南方にあるべし。め埒お埒といふ。お埒は高く。め埒は低かるべし。射る時の馬手をめ埒といふ也。

一三の的の寸。一尺八寸。串の長さ三尺五寸。はさみきは四寸也。二所をとづる也。紙よりにてとづべし。

一一の的の間。弓杖四十八杖。但馬のはやきをそきによりて的の間のべしゞめあるべし。又射手の老少によりて。串ものべしゞめあるべし。此等は故實也。

一二の的の間三十八杖。三の的の間三十七杖。

一的と馬走の間三尺五寸也。

一あけ装束の次第。射上籠手はともにかはる也。

　一ゆがけをさす。

　二はかまのくゝりをゆふ。

　三水かんをきる　四むかばきをはく。

　五太刀をはく。　六征矢をおふ。

　七右の袖をくゝる。其時むちをぬき入る也。

　八左の袖をかたぬぐ。こてをさして。やがて左の袖をくゝり付べし。

　九笠をきる。　十沓をはく。

　十一馬にのる。　十二弓をもつ。

一供者の次第。

馬の左。童。装束はきぬすいかん。くずばかま。すそをあかく染てもん有。上をくゝり。刀もさゝず。同はゞきもせぬ也。

馬の右。雑色。装束は。たうじき着るやうにて。色は別也。はゞきをしてくゝる。ゑぼしがけ赤がは也

其後馬の尻に弓袋白布也。さし。よろひかぶとを着て。ゆがけをさして。こてをばさゝず。はゞきをして。上をくゝるべし。皆はだしなるべし。

雜色　人　人　人

前　馬　人　人　六人はたうじき也。

童　人　人　人

一ざうしき六人。馬の尻に三人づつ二なみに立なり。上にも下にも家々の紋を出す也。はばきをして。上をくゝる。ゑぼしがけ赤皮。刀は木さやまき。雜色同。

一的たては武藏の黨の者どもの役也。

一私に射る時は的立雜色六人して立る也。三所の的に右の方に立そふ二人づつなり。

一射手裝束次第。

一番にはかまのくゝりをゆふ。次にすいかんを着る。次に右の袖をまくべし。次に左の袖をはだぬぐ。はかまのうしろこしの下へ入て。又袴のこしをゆふ。次に行騰をはく。次にこてをさす。緒をば前後の緒に分て結ふべし。次にえびらを負ふ。次に笠をきる。次に矢をえびらにさす。次に沓をはきて馬にのる。

一其後弓を執て馬場へ打よせて。矢をぬきはげて。左にて手綱をとりて右にて捨むちの扇をぬきて。笠の端をつくろひて。さて右の手にて手綱を取て弓を取なをし。馬場するゑを見歸て馬をばかへすべし。是は式の事也。笠のはをもつくろはず。矢をもかねてはげて。打寄てやがてかへすも有べし。或は射手の老若。

一射る時もしは弓を打入て矢を落す事もあり。又馬などの矢ぐるひする時の自然の儀也。然ばやがてそこにて矢をぬきてはぐべし。引時おとしたらば。弓計をまはして。捨むちの時。矢をぬきまふけてはぐべし。

一矢を出してさばく時。弓と矢を打ちがゆることもあり。然を常よりもはやく矢をはげて。少さげて日の下にて弓の上より矢を取おとして。はげなをすべし。但的の間ちかくは。本こすとも。たゞ其まゝにて。弓手の人さしゆびをそへて射べし。同ゑびらの矢もみな落。又は弓の弦などきるゝ事も有べし。其時は弓の本をそらして射るやうにて。的にても串にても。あたるやうにはからふべし。

一流鏑馬可ㇾ仕由仰出されば。三的を先可ㇾ射也。さて作物の事。三々九八的たばさみ。こいたれわきほうなり。是等は皆作物也。別に日記在ㇾ之。

一流鏑馬其外矢つぎに。いそぐ事をさはぐといへり。

當流の流鏑馬は。矢さす事。右のかどへ出して。弓につがふ時は。笠の前にてつがふ也。もし打違てつがひたらば。弓に人さしゆびをそへて。そのまゝ引て射べし。くきなかかぶら本といふは。矢出すやう也。鏑のきはよりつがふは鏑本也。本はきのきはよりつがふは。くきなかなり。

一ゆがけの緒をば例式の様にまはして。手のかうのかたに三所むすびてとむる也。同作物とも。取とめなどの時も如ㇾ斯ゆがけを手袋といふは。流鏑馬の時の事也。

一於關東　八幡宮賴朝御代神事射手次第

二月初卯。　十六騎。
四月四日。　十騎。
五月五日。　十六騎。
六月廿日。　十六騎。
八月十六日。　十六騎。
九月九日。　十六騎。
十月。　十騎。

十一月。　七騎。

此外用意之射手。毎度二騎づつ有べし。

雖如斯注置。口傳等不可勝計。於流鏑馬者。爲作物最初之間。殊以秘之。仍輙不能傳授。然者撰器用莫作當道之聊爾。先人堅所誡置也。能々可秘之。

永享八年八月廿八日

笠掛記

一遠笠懸始之事。右大將家之御時にもろ／＼の作物品々極られき。中にも遠笠懸。此御代より始れり。然に將軍あひざはの狩庭にて。暮かゝるほどに馬手ぎれの物をあそばしはづして。無念に被思召。多くの射手の中に工藤庄司景光をめして。只今の物あそばしはづす事無念に思召由被仰合ければ。景光馬より下て。馬と物とのさくりの間をうちて見るに九杖也。景光申旨はなくして。能思案したる躰にて。我馬にさしたるあふりをかた／＼ぬぎて。物さくりの通に引たてゝかけ。是をあそばされて御了簡有べしと申。將軍いかが思召れけるにや。あいきやうの三郎末方をめされ射させらるゝ。末方馬の跡をはしらかし。すこしはむかへて是を射る。誠神妙に仕

たり。景光申樣。少はむかへて可仕よし申度候つれども。さる射手なればと存候つる。能仕たりとかんじけり。御意得有てあそばさるる。其後人々こぞりて是を射る。はじめはあひびろと云ける也。又左衞門督殿御時。それも御狩の次に竹笠をかけあそばして。後に遠笠懸と新め名付られたり。始は的に何をも時に隨て用ける也。狩がへりのは山の麓などに。野筋のすぐなる所に。むらがりひかへたる射手ども。かたなづけの駒馬ども。のりはしたてゝ。轡に黃なる淡かみいださせたるを引おりたてゝはしらかし。篦矢にさしたる竹のねの引目にて。的に立たる扇の繪の白き所黑き所をさして射ける也。又貞應の比。伊輿中將殿このみ給ひて。連錢つけたるふすべ的を用られける也。笠懸馬といふは。うでにたりつきなどして。物をきざむごとく。いかにもねる馬逸物也。

一笠懸射手人數の事。幾人とも不定。馬場へ打つれて出。馬より下。的かけさせ。射手ひもおさめ。引目袋より取出し。ひしきめおこし。ゆがけさしなどして。馬場本にてのりつれ。一騎づつ先通し候。しづかに次第にうちかへり一番通したる人より射べし。射はてゝは馬場末にて各馬よりおり。くつをぬぎ。ゆがけをまき。ひもむすび引目袋に入て。馬場本のかたへ馬をばさくりを引せ。射手も馬場本へ行。馬場の外より馬に乘つれてかへるべし。但馬場のやうによるべし。

一馬のかへし樣。一番に射る人馬場本のあげあなようりうち上りて。跡のかたへ馬の頭をなしひかへべし。さて二番めの射手直に馬場本へうち入かへして射る也。さて三番めよりいくたりもあれ。あげ穴より上一番に上てひかへ

候。馬のうしろを通はゞ末へ次第に立ならべべし。いくたびも馬のかへし様かやうに有べし。

一たいはいの事。をよそ扇かたに馬のたて様。馬場北頭にはしらかし候は。馬場本南なるべし。扇かたのすみひつじさるのかたへ。馬の頭を向てひかへ。いかにも心をも馬をもしづめて。手綱のまかりまん中をとり。さて左右をひつちがへて取。引目をつがふまでひぢを脇につゝつかずに。矢かまへて馬をかへす。馬はしりにかき入所にて。やがて打入べし。打入ると同時に取ちがへたるたづなをすてて。手綱の中計を手にかけて。左右のひぢをおなじごとくたてゝ。たづなとる手のこぶし手のひらうつゝなる様にかまへ。むねのとをりにゆる／＼と持べし。鞍立尻をしんづわにのり出し候様にして。鐙をそうたうのし

しに能踏付。腰をいかにもすへて。刀のつかまへわにあたるほどにあるべし。腰より上はいかにもすぐなるべし。的の見所うち入さまに見て。うち入まで引目尻をみて。馬の耳二のあいへきとおとしつけて。落しつけたるほどをすこしぬきあけてひらき出し。こぶしにめを付て。矢さすべし。矢さしのたかさ肩より水はしりなり。ふところひろに成候はぬ様に矢さし。こうでをきとつかひて。さて的を見る。さて三足計かゝせて。たづなをすてて。袖をうち出すやうにまはして。馬の髪の中にてをし合。こぶしへめをやり。矢はづをとり。弓をにぎりなをし。さて的をみてしづかにうち上。いかにも能引たゝし。馬をはしらかしつめさせ。うしろのくらの通にて。しとゝ射つけ。手のうらを射まはし。やがて五尺計弓を取さげて。さて左右ををし合。たづ

なをとる。かほはたづなを取よりもすこしのちまでのこる様にして。馬をくら立のまま。うつくしくとめて。さてくらにのりゐてうち上べし。かくて的の見所三度也。打入て三足かゝせて。ひらき出三足かゝせ。をし合三足づつといへり。是書しるし候を見るにもあらず。稽古仕候し時指南をうけ候ごとく注し候也。

一笠懸引目。しらべて給候へと人の被申事有。申人は的をかくる。射手はたゝみをと云べし。まとをば上の縄をばくぎにかけよこ縄をば二人して両方へ引はるべし。先はかた(肩)ぬがで射るといへ共。大事の引目。袖にもうつ事有。肩をぬぐべし。たゝみとこのむ事も射はづしもやとの心なり。こて(籠手)さすには。はだぬぐほどにはだぬぐまじきにもあらずとなり。

一鷹の羽かさかけからに付べからず。

一かうぐしは。竹にてしたるくしを云べし。

一的をかくる。はづすといふべし。

一弓の弦きれ候をば。手のうちを射かへすごとく持て。はりかへを取べし。

一笠かけはじまり候はぬ以前に。ゆがけを弓手のひもかはに付て。懐へをし入たるもよし。冬はあたゝめてよき也 又さげをにつくるには。一の緒を取そろへ。ひつとく様に付候。何れもか様にすべき法にはあらねども。古人かやうにせられし也。

一小笠かけのついでにほんの笠かけの事を申には。遠笠かけといふべし。

一笠懸射手立所。高下一番と後と賞翫也。

一からのつきのさす細き所をすゑと云也

一替引目持候数。をよそ五よし。六は不可持候なり。はれのかさかけ神事のかさかけには。

鵜の羽を不ㇾ用也。
一笠懸の小的の次に大的といふべからず。しき（式）の的と云べし。大的とて有ゆへ也。
一神事の笠かけにむかばきに一刀といふ事有。むかばきたて折日。白毛のかどを丸くなる様に寸法七分計きるべし。又七分ほどをしまはしてもをく。是も天の陽のなりに圓くして。けがれをのがるゝ心也。
一笠かけから。犬射から。しめのから。かははぎ。糸はぎの事。かははぎが本也。
一笠かけ馬場にあづちをつき候事有。引目とどめのきは。うしろのくしの方にならべて。馬場本へむけてつくべし。射手馬場本の馬たつる所に立て。さくりをこして。すぢかへて射る也。矢代をそのまへにふるべし。
一落馬の事。馬場半より跡なれば。馬場もとへうちかへり射なをすべし。半過は射なをすべからず。くつをぬぎ馬場本馬場末にてはきてのるべし。
一笠かけ丸物に連錢勝負と云は。的のしろみを云也。
一笠懸を見はてず共。犬追物をばはてよとなり。其ゆへは。笠かけは今一度二度見殘してもことなることなし。犬には今一疋二疋にも。不慮に矢沙汰する事ある故也
一小笠懸からにかぎりて。まゆみの上にうるしさす。是秘事也。
一笠懸の馬場に敷皮しく事。いづくよりも的のかたへ白毛をなす。犬には繩へなすべし。
一笠懸馬。むらかきなるをば。かきよどむ　かきますと云べし。よきはしりと云は。しり足をかきそろへ。まへ足のきはへはこび。まへ足をかせくを云也。
一笠懸矢の沙汰事。的にあたる矢とびかへり

て。はず土にあたりて的よりうらへこす矢。いかにとをく行とも。前に落たる矢也。よき矢也。的にあたりたふれて。縄にかゝる矢やどりまへより取てよし。同たふれて矢づつとあがりてよこぐしをまはりて前へおつる矢。くしまはりとてよき矢也。同ごとくたふれて立串をまはるも矢前へ出候はゞよき矢なり。的にあたりてからおれ。引目うしろへぬけ。いかに遠く行とも。から縄にかゝりまへにおち候はゞよき矢也。引目はそこぬけて笹中もとはぎなどへゆくとも。的にあたり候はゞよき矢也。縄にあたる矢。いかに前へ落たりともはづれ也。的にあたりて下へたふれ候矢をうつ事。馬より下。くつをぬぎ。弓を右に弦を下へなし持てより的の前にて。左の手にて。にぎりより五寸計上を取。右にて下を取。うらはずうしろのくしへなる様にまへのくしよりうしろのくしへわたして。的の上より弦をなしさげて見るにはず弦にかゝればよし。かゝらねばすてべし。又たふれたる矢のまぎれたるふしんなるをば。引目じりを見て。土つかばすて。つかずはよき矢也。

一引目はづれて。海河へ入矢音は。たんへいと語べし。あたる矢音は。へしとしつとゝ射つれてと云。

一詞に向ふ何度かへす何度といふは。馬場本へうちかへりさまに云ことばには。かへす何度にて候と云。馬場本より今射る詞には。むかふ何度といふ也。

一的にはさみ物をたてゝ射る事有。寸法つねのはさみ物にかはるべからず。くしをは長くして的のまん中にあたるほどにして的にあてて立べし。草鹿をかけて射るもはさみ物をたて候も同前。此二ツはくし六寸にかぎるべか

らず。中になるほどにすべし。

一矢取あるべき所の事。　公方様御矢取。的より馬場末のかたにあるべき也。其時はそれに随て各的のうしろのくしの方に居候次第に馬場本のかたにさがるべし。さて　公方様あそばされず。常の時は馬場本のかた賞翫にて馬場末下也。

一くじ笠懸の事。射手十騎あれば。一のくじ二つ。二のくじ二つ。三のくじ二つ。四のくじ二つ。五のくじ二つ有べし。又同ごとくなる繪をくじに二つづつも書也。くじのなり。

凡か樣に有べし。筒に入て出し候を馬場に馬をうちならべて。馬上よりとる。くじの納め所。ゑぼしの右の手の下へ。字を下へなしてさす。入道はむかばきの右のくびかみとはかまのあいへをしかふべし。むかばきはかぬ時ははかまのこしとすはうとのあいへかふべし。射はてゝ後くじを合。あひくじ相手也。矢代のごとし。小的の勝負のごとく。二人づつ勝負が本也。又十人か五人づつふるまひ勝負にて候はゞ。二人づつくみてわけべし。十人にて候はゞ。四人づつあひくじに分て。今一つがひを一人づつに分べし。別に又引逢くじなども有べし。

一矢代ふる事。射手前後をしきだいの時引目を一づつ取て射手ふるべし。馬場のさじきうつて有所にふるべし。引目手にあまらば。二たびにもふるべし。その次第に射る也。引目さぐりの方へなるべし。

一諏訪の笠懸にはにえをかくる。かくる在所。馬場本の馬たつる所のさぐりをこして。射手のむかひにかけ候。同日記付。同在所に有也。にえかくる樣。一とせ於紫野馬場諏訪の笠懸興行には。あゆを十六稲の穗につらぬき

て。松の枝にかけて。土にさしたりし也。是はまことを秘して。か樣にしたる也。眞實はぬるでの木也。鹿をかけ候樣。四の足を常にかけ候ごとくゆひて。ぬるでのおふこをつねのごとくゆひたる足のあいへ通してかけべし。あゆをかけ候とも。ぬるでの木を立て。枝にかけべし。かた野の御狩のとししはと申も此ぬるで也。一段秘說也。

一笠懸に刀のつかさげ緒にてとめ候には。さげを刀のさやのかたへもかけずして。つかのかたへかへし。先つかに一卷まきて。一筋づつ兩方へ分て。刀のうらに常のごとく結ひて。上をひつときに結ふべし。

一射ながす笠懸と云事有。公方樣又は主などと射るに。十度につゞをめさるれば一はづし。九あそばさるれば八。か樣にをとり申樣に射るを射ながすといふ也。

一つるゝ笠懸と云は。日暮に及でいそぐ時にさきの射手うち入。ひらきいだす時分より肩かたへ馬を入。矢をつがひ。まへの射手矢をはなせば。やがて馬をかへし候。是をつるゝかさがけと云也。

一笠懸に三の大事。十の工夫といふ事有。小笠原備州は第一に引目のうち入を見よ。二に矢かず。三に矢の沙汰。か樣に被申なり。同播州は第一にうち入を大事に思ひみよ。二にうち入ては。ひらきわたしをおもへ。三にあたりをおもへと是なり。十のくふうは。最初より十度まで惡き所を心にかけて。心をしづめて人にもたづね。無油斷くふうせよと也。於笠懸最上肝要眼たるべしと也。

一笠懸日記之事。百番には。

爰に第一第二と第十まで十枚にあるべし。

笠懸射手

なにがし　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
なにがし　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
なにがし
なにがし
なにがし

奥に年號

諏訪社法樂御笠懸射手

正二位尊氏　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇十
命鶴丸　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇十
南次郎兵衞尉宗貞　〇〇〇〇〇〇〇〇●九
勝田能登守佐長　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇十
[illegible]三郎左衞門尉[illegible]　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇十
杉原與四郎國遠　●〇〇〇〇〇〇〇〇〇九
勝田治部丞長直　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇十
福能部又太郎氏重　〇〇●〇〇〇〇〇〇〇九

貞和四年四月五日

依有靈夢告。笠懸十番。太刀一振。馬一疋、鴇毛駮。所被引進也。

此日記儀寫置者也。私與行には。端書御の字有間敷事也。又當時上京與行の諏訪神事笠懸日記は。名字官など取合。かた字づゝ二字に書たる也。

馬場たけ一町。

公方樣御矢取爰ニ有べし。

是よりあづちまで九枚也。的は七枚にも五枚にも立べし。
的のくし。前のくし五寸。さくりのかたへよせてはむくべし。
的と布かはの間張弓一枚也。

四枚半。

矢道の廣サ一枚也

矢取ゐる所。

馬場。此うしろの矢道をくゞりて入べし。

〔此圖次頁ニツヾク〕

此口より四枚半。馬場末のはしとなるべし。

うち入所。馬場すゑ。扇がたのはしより九枚也。

此うしろの串より馬場末の扇がたの繩を一尺八寸、的の方へよせゆがむべし。

見物在所爰もよし。

的とさじきの間二枚計有べし。

日記付人
此邊成べし。

にえ此邊に
かゝるべし。

見物有所
矢代爰にふるべし。
引目さくりなるべし。

さじき也。八風さくりへむかふべし。
うしろへは。いかほどもながくすべし。

かきのてにうつくしくおるべし。

馬場木の馬はしり。さやうの口より三十三
枚也。馬場木の扇がたのはしまで十七枚也。

此さやうの口より。扇が
たのはしまで四枚半也。

さくり爰ヨリ上二尺爰ニ尺八寸

此うち上所。馬場木扇がた
のはしより十七枚也。

此さやうの口より。ながく
縄を引はる也。

馬場木

四枚半。

一布革の串。ねほりのまる竹。布六の。

此巻めのあき一寸計。

よこくしに布をぬひくゝむ也。

此まきめ一寸計切入て巻。くろくすべし。

こくとめ

上より一尺二寸ニ付

此なば二所にも付べし

竹の根土ニ入分一尺計。変を布のすざり候はぬ様にかはにて縄にゆひ付べし。

すそをはかまのくゝりをしのごとくして。ほそき縄を引べし。堅くしはるべし。

一笠懸。丸物の折かけ。くし竹のふとさ。おなじく寸法は法量物にあり。それ〴〵のごとく引合すべし。

小笠原兵部こしらへられ候串也。

前くし。

此ちがひめ繪ニ書ほどに。かやうニ有。うしろの串のみじかき方。前へならびてちがふ也。ゑに書たる樣ニちがへたれば。前のくしみじかし。おなじ寸ニなる樣ニちがへて。面より釘にてうちつけて。ほそざし繩にて。三卷づつにまきて三所ゆふべし。釘もゆふ下ニ三所うつべし。

竹はいづれもよく火を入てためべし。

まき樣同。上よりつがひ所。立くしの半ほど也。

一らちのゆひ様。
小笠懸の時は馬場さか馬場也
埒はさくりぎはより一尺二寸計也。
的の立所法華物に有。矢道まへの串よ
りすゑをめらちといふ也。
さくり左右にはゆめ／＼あるまじく候。
馬場末のしるしのかず十六。
間かずにまへのしるし
數五十二杖り。
串とくしとの間。中黒より串まで五尺五寸
埒のふとさ二尺三寸計歟。高さむすぶ
物は藤をわりて。ゆひめは的のかたへむく
べし。木はくろもんじといふ木也　木のすゑ
馬場につるゝ成べし。

日暮て射るに。篝たくと云べからず。あかしたてゝといふべし。あかす在所。矢道の前。的のよく見ゆる様にあかすべし。馬などおどろかぬ様にすべし。

右此書者。愚老年月稽古相傳之勞所記置也。然家敎江介進畢。

永正九年六月日

鹿足之次第

一かく足と云は。鹿の野原を走ごとく成を鹿足と名附。鹿の山野を走るごとくに駒を乘立るといふは。口にも足にも手綱にも不搆。頭を高く。上はあげさせ。下はさげさせ。むら足を出さば出させ。駒の心にまかすべし。兎も角も馬に乘られて。乘手よりかく足を乘べからず。駒に足を出させ。手づなを長く□其内に強口の方をば手を下ゲ。弱口の方天に取。手綱をくれ立〳〵。鹿足をいかにも〳〵大きに。四足の爪のあぐとを地に踏付様に。はなれ馬の飛かける如く成を角足と可心得。亦かく足と云事を不知而。諸足と名附る事は。九つの足竝を不知。七竝の足と計心得ゆへなり。諸足といふ時は。うなづくと云心成べし。さも有ば。馬請合て納得の心有ゆへ

に。則うなづく。依レ之駒のいまだ轡も不レ知かく足に乘といふは。邪氣もなく。心がらすなをに。いかにも角足を大きに乘付。其後鞍手綱の理詰を乘べし。駒は理詰をいやがり。皆邪氣と成事勿論なり。是に。

〔舊本圖在此間今隨便宜移置于前〕

可レ用鞍拘之事。前の居木に居り。腰鐙を一文字に踏張て。中好の口に引當て。手綱の匂ひ。縮切。ゆりほどき。千鳥喰を拔て可レ乘。かく足乘内に。馬の不レ知樣に。弱口の方より頭をそと上て。千鳥喰をけふて。頭を中頭に上ゲぬるよと思はゞ。中の鞍より跡へかゝり二三鞍も乘。其後は又中頭を上頭に乘。諸平足に成。馬請合心よく行とおもふときは。跡の居木に居りて。右かく足を乘たる時の釣合にて無レ油斷レ漣を可レ乘。其内に馬しだるく成ときは。弱口の方を手前へ。なまりなくさつと引切縮て。其跡は又漣を可レ乘。何れにても

不拍子なる馬の分には。手まへへさつと引切て。跡はさゞ波取合可レ乗なり。兎も角も馬の方より平足に移る所を待べし。萬曲乗直になをるとき可レ直。なをらぬ時を直により。皆曲に移る也。大坪流に移りと云事爲二秘事一間。他流へ不レ可レ洩。若又鞭など打事あらば。三高の鞭鼻の上。菊坪の鞭耳の根。合の鞭ゑりあひ肩骨掛て打べし。如レ是鞭数を責れば。かく足は千鳥足に移り。千鳥足は運足に移り。はこび足は延足に移る様に乗べき事可レ困也。此等の乗様。稽古錬學にして不レ可レ及。角足と云を畧して諸足と云心は。うなづく足といふ心なるによつて也。是も馬合點する所なれば。諸足と云事尤成歟。かく足乗には。弱口の方の力革を鐙共に筋かへ二内の柳葉を足の大指にて外へ踏出し。内方の内股にて前輪を捧たると筋かへたる鐙とをせき合て。先へ

計ひたと押出すべし。强口の方の鐙をば外の柳葉を内へふみ。外の居木へ移りて。鞍鐙計にて前輪に掛立。すかして。弱方を切しめ切しめ。弱方へはみを取。鞍に會釋をあらせて乘べき事第一なり。委は有二口傳一もの也。
〔原本圖在此處今從便宜移置于前〕

をろし足の次第。

一をろし足といふは。鞠などのはづむごとく。前股を落し掛て歩を云也。惣じてをろし足と云は。上足のいかにもはかを取足なり。足を能足と申は。縱ば拍子にて。後の足木すぐにして。上も中成もをろし足に乘ぬれば。上後に成事在之時は。能足とは申也。然共前肢廣き馬などは。彌以廣く成事多かるべし。其時は跡足はをろし足に乘。前足は運足に乘時は。廣き前も狹くなるもの也。後足をろさせて前足は運足に乘といふ事。無二傳受一して難レ及事なり。爲二秘事一間。此書に不レ載。有二口傳一。

一亂足。片亂足。踊足。三足の馬。何ど鞍數雖レ乘と口不レ定事有。其時は三つの足を捨て。をろし足に乘込みれば。馬の心口足和らぎ。納得しぬる事有べし。諸心の手綱にて。をろし足を可レ乘歟。

一足に可レ用鞍拘の事。中の居木に乘。腰鐙を一文字鐙に立心に踏張て。中好の口に引當。手綱の縮切りを心當可レ乘。若又片をろし足に行事可レ在。片をろしに行と云は。皆片口ゆへの事なるべし。夫は强口の方より片をろし足ふすものなり。其片をろし足に成時は强方の口ふくとを弱方へまげる物也。をろし足乘内に强口の方へはみ拔るにより。拔るはみ。ふくとにつれて。片をろしには成を。此ときはみは口に。ふくとは銜につれ。足はふくとにつれて。强方の口足先へ出る故。片

をろし也。口ふくと出し。片をろしに往んとする其さかひに。をろす方の居木に移りて。鐙を少前へ可踏出様にして。强方の居木移りし鐙。少踏出すと。弱口の方へはみを扳と弱口を切縮くするとを一度に在べし。扨又鞭など打事在之ば。天光の鞭。耳双眼の上を掛て打べし。岩清水の鞭。肩先如是段々乘候得ば。末は延足に移り。頭を猶も下べし。その頭を下るとこし先を反させるとの味にのび足とをろし足の乘様秘事あり。九つの足を乘といふも。畢竟は延足に移し度との事なり。延足に不得生馬は。百年雖乘不生得足なれば。延足に行事なし。然と云ども。傳受を以て。見物の前。不斷の責馬の時も。乘納に馬毎を二三篇延足に乘といふ事あり。傳受に如斯の乘法。天器に納りし書の奥書に印たりしに依而。免印可之時より外。聊爾に不可傳受者也。可秘。口傳有。

大坪式部大輔。　庵主慶秀。
年八十四。五月六日。

村上加賀守。　永幸。孫三郎入道沙金
年五十二。二月晦日。

文明九季十月十日　齋藤備前入道芳蓮在判

群書類從卷第四百十六

武家部十四　弓馬二

目安

小笠原信濃前司貞宗申。欲早依爲武勇稽古被止犬追物御制事。

右貞宗竊考前牒倩案舊貫。武者尊主安國之基。撥亂禁暴之本也。是以弧矢宣威。軒轅氏之皇風。攝萬代干戈戢。雖周武王之聖化制諸侯。龍韜之高蹤。呂翁溪之月。如虎如豹。勇遙出將軍山之雲。華夷皆歸神祠之內。貴賤不離震鴨之中者也。矧亦神武皇帝東征之時。賜天孫劒。以鎭蜻嶋之騷擾。神功皇后西伐之日。受海童珠。以定雞林之遐方。爾降弔民伐罪之豪偏守春秋之經。懷忘振遺威專在弓馬之藝。和漢之例古今之治。莫不藉將略之權用武功之德者乎。西漢丞相魏相有言。曰。救亂誅暴謂之義兵。兵義者王。敵加於己。不得已而起者謂之應兵。兵應者勝。爭恨小故。不忍憤怒者謂之忿兵。兵忿者敗。利人土地貨寶者謂之貪兵。兵貪者破。恃國家之大。矜民人之衆。欲見威於敵者謂之驕兵。兵驕者滅。此五者非但人事。乃天道也。然間當御代。廻豪兵應兵之旅力。甄興廢繼絶之功勳。所向無前。速察虛實之氣。不戰却敵。明張奇正之機。用兵有亂儀。既通九變之利。園武有法式。備七德之謂。然間天下歸正。如就日之民。海内嚮化

如隨風之雲。戍樓多草。花山之馬逵斷。侯館無人。松關之柝長靖。詠凱歌之後。施恩慈之餘。被下犬追物禁制之法。德覃禽獸。雖知政化之仁恕。人攜弓箭。皆歎武藝之廢絕。所以者何。步射之營雖非無其德。騎射之勤猶堪禦其敵。繇茲馬上作物雖有其數。當時所用者。流鏑馬。笠掛。犬追物也。流鏑馬。笠掛。面面雖有其益。猶於犬追物者。射馭之簡要驅逐之妙術也。是以鎌倉右大臣家御時、權輿之。入道將軍賴經御代嘉禎年中。前武州被經評定。有興行之沙汰。以來就為武藝練習之最要。每逢政務諮詢之間暇。擇家家之才能。有處處之騎射。匪啻催興宴。偏為習武訓也。司馬法曰。天下雖平忘戰必兇。春振旅秋治兵。所以不忘戰也。就之安之以遊畋之豪。習戰射之法也。在京奉公之輩不入深山大澤者。難成逐禽驅獸之業。不得平原曠野者。爭攜放鷹臂隼之遊。弓馬之藝術自然可斷絕者哉。居安慮危昭代之令典。居治忘亂明時之規模。當時雖四海無波瀾之聲。萬邦無烟塵之氣。被用多算之道者。耶莫不慮之戒乎。然則被止禁遏之制。被下御免之法。樂此道之再興。知其藝之不弃。貞宗偏以不肖愚昧之身。申破禁制嚴重之法之條。頗雖似過分之所存。頻依顧安全之治術也。為私不申之。為公申之。為家不申之。為道申之。公家之斯知。無不為忠也。被察苟息之正言。達上聞。樣為預御披露。言上如件。

康永元年二月日

騎射秘抄序

蓋聞。武者尊主安國之基。撥亂禁暴之本也。是以和漢傳無絕。貴賤翫無止。而步射之營雖非無其德。騎射之勤猶堪禦其敵。爰茲馬上作物雖有其數。當時所用者。流鏑馬。笠懸。犬追物也。流鏑馬。笠懸面々雖有其益。猶於犬追物者射取之術要驅逐之妙術也。然間鎌倉右大臣家御時權輿之。入道將軍御代嘉禎年中。泰時（前武州）并經時（武州）時被評定有興行之沙汰。或就矢所之批判被定法式。或以矢落之善惡爲後日被記置。以來爲武藝練習之最要。毎逢政務諮詢之間暇。擇家々之才能有處々之騎射。匪啻催興宴偏爲習武訓也焉。殊於當御代最可有賞翫哉。仍將軍御愛用之間。諸人同招引之由也。而於矢所是非者人皆知之。至振舞善惡者其品不同。古今見聞之言語難意樂道當時覺悟之旨趣不可有不記。是否非爲外見只深所恥嘲言。若於子孫之中自有好士之器則潜見之。委曲載左而已。

一犬追物に射手の品々あるべし。第一には步射よく其足大に射手もかさありて馬達者ならむ是也。又はをのづから品がゝりよく矢ごたへをし。馬の口を引或は鞭を打まで生得に面白き是也。又は此二はなけれどもさして見にくき所もなく。するすると射なしたるもあるべし。若は此三はなけれ共。矢數あるもあり。是は勝負又は後日の日記のためなどには大切也。但よからぬ射手あまりに矢數あるも。惣じて射手のはうたい違亂ともなるべし。いづれをもかねたらんは誠に上手なり。此内一つもあらば射手の人數たるべし。彼是更にもれたらんは。批判の限にあら

ず。

一初心の者心得べき事。大かた射手は生得といひながら。先は心によるべし。他人を見てもよき所をまなび。あしき所をみがくべし。如何にも射手の中にまじはりて。好稽古をいたさば。自然と射手になるべし。上手なをへたの中にていさむ思ひなく油斷の心あらば。おぼえずさがるべし。況や初心においてをや。

一射手に昔今とてあながちに定置べき法なしといへども。人の心時にうつり代にかはるによりてなり。假令昔射手と云は。いかにも矢數をたしなみ。内外に我一人と馳廻る也。是かならず當世に不可然。たとひ矢數はなしといふとも。一疋も矢所尋常にしたゝめおほせて。物ふかく射たらんはよかるべし。但是をあしく心得て。矢數をたしなまざる故。十疋二十疋にも矢をはなさず。たゞ縄にひかへたるばかりを當世射手の風情と心得たる人もあるべし。是又大に不可然。射手の裝束して見物するにおなじ。更に其益なし。矢數なしともといふ事は。あながちに是を嫌にはあらず。矢數を第一とする時は。いかにもあしき所おほかるべき間。先したゝめてよく射させんが爲也。射樣も能矢數もあらんは。流の棹のごとし。さればとて。初心の程あまりに矢所を執する事も却てあしきこともあるべし。善惡矢をはなすにつきて。あしき所もあらはれ。をのづから能所も出來べきを更に矢をはなさゞる事僻案の第一也。上手なを毎度我心にまかせず。然をたゞ我思ふ様なる矢所をこそ射めとためらふ程に。さるべき矢所もなく。五十疋百疋などにも。無をする事も有。無にはよるべからずといへども。餘に矢數な

きも。射手の物ぐさくなる因縁也。されば若き人などは。いかにも内外にて馬をも乘、きはきはと射なすべし。但それも時の大名又上手などの中にて。我一人と馳廻る事も目に立て見ゆ。射手の心地よく弓手を射たるに。へたの二騎三騎をへだてたる。をしもぢりなどにて内に射をくは。すべて無念の物なり。得たる弓手などに上手のひかへたるには。左右なく打寄がたし。縦もとよりひかへたり共。打のきて射手にあたへたき物也。必犬ごとにかゝるべき法にはなけれども。折にしたがふべき事、心得べきもの也。

一初心の人は心得べき事。片入の馬を好事有べからず。馬のこはきにとりあひ。馬に心をかくる程に、矢所矢數をも射うしなひ。覺ず腰高になる事も有。又さのみ古逸物も有がたし。さればいかにも乘心安く。おもかろき馬をこのむべし。最初心の程は。古逸物にて馬に心をかけず。射樣ばかりをたしなむべきなり。上手なを晴の犬又は勝負などの時は。射付の古逸物大切也。況や初心においてをや。但あまりに古馬ばかりは。めづらしく有興風情もなし。又は其馬なき時は。習をうしなひ矢數もなきもの也。時々は下地の馬を乘かへ乘かへ射るも稽古の一つなり。それも又射手によるべし。生得に馬達者なる人は。少々の荒馬をも。をしなをしく射たるも興ありて覺ゆ。馬よはき人。ことに荒馬は斟酌あるべき事也。

一矢所の事。縄ぎはにては。弓手をしもぢり。あてぎれ若は縄馬手是なり。馬手切と云は。假令うはてつまり。した手すきあらん時の事歟。馬をばかねに立て。犬した手を出るを馬の頸の下にて射て。同馬をも下手へ出すべ

し。もしは馬手頭にたつといふとも射様は同前。弓の本をこして馬手にて射事。猶も縄ちかかさんためにて。是は昔矢所なり。當世は射る物もまれに。又あながちに好べき矢所にてもなし

一をしもぢり。當世きらふ矢所也。是又謂なし。得たる弓手にをとりたる事勿論といへども。更に射まじき矢所にはあらず。それも様によるべし。射手を八だてたるをしもぢりを物あさく射たるは。誠にわろかるべし。我馬の尾の下をいづる犬を腰はそくをしもぢりて。尋常に射たるは尤よかるべし。弓手をしもぢりと云事。いまにはじめざる矢所なるを。更に射まじきと心得る事も一偏なるべし。

一馬手の物事。當世あながちに好まず。是又心得がたし。馬手のよこ矢は大事の物と昔はいふ。されども餘によこざまなる物は。いかにも物こはく。矢づかなども殘るべし。去程に見にくき所もありぬべし。そのれとまはり頭にはしりそふ犬を弓の本をこして馬の頭にて射たるは尤興あり。たとひ弓手なりともわろく射たらんは不可然。されば射手のいたるは弓手も馬手もおもしろく。へたの射たるはいづれもわろし。然ば矢所の善惡よりも射様に善惡あるべし。射まじき矢所は。弓手切。すがひ馬手以下也。大方人ごとに存知の事也。しるすにをよばず。

一外の物もしは築地又は屏見物所河堀風情。何物にても物ぎはを馬手よりもよこざまに走切物を十文字にさしよせて馬手切の様にきらしわたして射置て。馬をめてへ折いたして。疏にすがはゞ。すがひ弓手といふべし。もし物にそひて弓手へ折いだすと。馬の折や

う思様ならずとも。矢は子細なき間。ちからなく入べき也。外にては弓手切。馬手切。すがひ弓手のほかは。矢所あるべからず。をしもぢりたりとも。すがひ弓手たるべし。

一馬手切。古今人ごとに好む矢所也。但是も様によるべし。をのれと十文字にきれわたり。若はまはり頸に走そふ物を。一手綱つかひて馬の頸の下或は轡のみづつきのもとにて射たる馬手切は尤興あり。是をあしく心得て。十分に馬手にはしりならふ物を先弓手にて弓を引まくるもあり。さて射ざるもおかしく。たま／＼射たるも。弓手とも馬手切とも云がたし。されば馬手ならば馬手にて射べし。若は馬埒末も有。犬も走切べきならば。手綱をつかひて。弓手にもあふべし。それも善悪。先馬手にて矢を射置て。さて物の尻ををし切て。弓手にあふべし。是尤可ニ心得一者也。

一古は能矢を射ても猶二ツ目の引目を取てをしかけて撿見のかほをみよなどいふ。是も餘におぼゆ。一騎あひの物を不審なく心地よく射たる時は。頓て馬の口をも引べきに昔様にをしかけてあらんも更に射手の幽玄あるべからず。さればかやうの時は。いかにも射手もよし有て矢咎をもし。馬をもひかへべし。又馬埒の末も有て犬にも能よりあひ。跡にあひ付て射はづしたるには。又も射てよかるべきを。當世やがて馬の口を引事も。又愚意において大に無念也。不審なき時はひかへ。又も射てよかるべき所にては。をしかけても射べき也。折により所によるべきもの也。但大名又いたて無上の射手などは。追ニき所をひかへ。射べき所を射ざるも有。是は制の限にあらず。されば初心の人は上手をまなぶ大切も有。まなびて無益の所もあるべ

し。取捨物によるべし。是等必口傳あるべからず。人の心によるべし。能々覺悟すべき也。

一矢所の遠近の事。步射更に不叶人も。犬をやさしく射なしたるも有。かやうの人などは。外の物の遠くまはりたるを射る時は其失もみゆべき間。いさゝか斟酌すべきか。生得に步射よく手もきゝたる人の遠まはりたる物のよこざまなるをさしわたして射たるは尤一の興也。是等は人により所によるべし。更に遠き物を嫌事も無謂事也。

一引目大小の事。是又昔今殊に懸隔也。彼是愚意においてはいづれも不可然。其故は昔樣とて四五寸の引目。餘に見所なく覺ゆ。又當世樣とてよは弓にさのみの大引目も見にくゝおほゆ。犬にあたりて矢落もよからず。ちと遠まはりたる時は力なき風情もあり。されば昔射手の中に今少引目おほきならば見所あり。なんと覺ゆるもあり。今時の射手の中に今少引目ちいさくは猶よからんと覺るも有。餘の大小共に不可然。但人により弓によるべし。無相違は一尺二尺にもすべし。弓に餘て引目のかちたるを所制也。

一射手裝束の事定れる法あるべからず。されども先は若き人おとなしき裝束不苦。老者の若き裝束そゞろきてみゆ。それも時によるべき也。裝束振舞等の事はたゞ世の風俗に隨ふべし。同昔は行縢をば脊のみせの見ゆる程にきるべしなどいふ。其故は或は自然の時若は落馬も有。又は馬の乘おりにも煩たるべしと云々。それもさる事なれども。犬追物每度珍事も出來。落馬もさのみありがたし。かかる用心計にて昔樣ならんも。當世おかしかるべし。さればたぶ〳〵と能程にすべし。ちいさき馬に餘の長行縢の土に付程なるも見

にくゝ道て幽玄なし。只かやうの事は能ほどを可計用者也。同引目の羽の事昔様に餘にせばくをしたるも的矢などの様に見ゆ。又當世とてほそ箆に大鳥の羽を少もをさずしてはぎたるも又かたわしく覺ゆ。是も箆により羽によるべし。一篇に難定。

一射手の品。初心盛老少大名上手。みな悉射様もこゝろねもひとしかるべからず。

一大追物には先可賞撿見。撿見未練之時は。射手の善悪。矢の是非をも辨がたく。更不可有其曲者也。

一撿見は自身の射手にはよるべからず。非射手者も撿見をする人あるべし。又射手の中に撿見不叶輩もあり。射手の撿見。稽古の人大切也。但相應の人は常にありがたし。さればする物はおほく。得たる人はすくなし。仍撿見は最大事の物也。他人難賞。いさゝか掛酌あるべきにや。

一撿見善悪の事。大方見あやまりなどは昔も今も有べき事也。まさしく法をしらざるは。難用撿見者也。次に撿見の逹目有と云共。爲射手無左右難及指南。異論力なく。當日は是非を撿見に可任也。

一諸道に諸學章とておかしき事に云ならはせり。されば一向しらざるには又まさるべきにや。仍初心の者大かた可心得次第を所注置也。但彼日記を見聞計にて至極と思はゞ如名目可爲諸學章たゞ志を專にして稽古無隙よく心得て披見せば。是亦當道の肝要たるべき物なり。所詮於諸藝立道成事者。自身のいとなみに有べき歟。外見を憚る事。所載小序也。

應永廿三年四月五日

八廻之日記矢沙汰すべき次第

一繩にて遠近十文字の時は何方へ馬を打出とは定らざれど。さぐりを右になして。馬より下りたるが能也。

一撿見矢沙汰する時弓笄を射手に乞前後之事。何れを敏可乞にも不定也。但先弓を早く乞たるが能也。同主に笄をも可乞。又別人にも可乞。何れも不苦。撿見馬より下ぬ以前に馬の上より矢取して乞て。馬より下て弓を取て後。笄を可取也。

一遠近沙汰すべき次第。繩の內に馬を扣たらば。繩の內にて馬よりをるべし。繩より外に馬を扣たらば外にて可下。何くにても扣たる所にて馬より可下也。但繩の內に扣たる時。外へ打出て下りたるもよし。何れも不定なり。繩の外に扣たる時。繩の內へ打入て下るゝ事不可有。遠近に不限。繩ぎはにての矢の沙汰の時は如斯可心得。繩の內にて下りたる時は繩より外へ馬引出させて可置。遠近を打時は繩の內より歩よりたるが能也。外よりよれば。行騰のすそなど時然矢に中りつべくして。あぶなくみゆる事も有之也。

一馬より下りて遠近を沙汰するときは。鞭とどく程にみえば。矢近く歩よりて。右の手にて鞭をぬき出して。其儘取柄の方を持てよりて。左の足を繩より外へ踏出して。右の足をば繩の內に置て。繩をまたげて。左の手にて鞭先の寸を大指と人差指にて取て。弓手押戻の矢ならば。弓手の矢に鞭の先をあてがひて。扨繩の中ずみに鞭を押當て。右の大指と人差指二ッにてつまむやうに寸を取て。左の手を鞭に添て持て。繩をまたげながら後ろへしざりて。押戻の矢の通りの繩の中ずみ

に寸を取たる所を押あてゝ後。をしもおり の矢に鞭の先をあてがふなり。其時弓手の 矢さして候とも。押戻の矢さして候とも。又 同近さにて候とも。古射手などにも云。又は 獨言をもして。鞭を腰にさし馬に乘て。縄近 よと問て可入。弓手馬手切の時も同前。又縄 をまたげて後。腰より鞭をぬき出しても沙汰 する也

一鞭とゞかずは弓にて遠近を可沙汰。弓を左 の手に弼より五六寸上を弦を下へなし。引下 て持て。いせんの鞭にて寸取ごとく。縄をま たげて弓をば取直さて其儘弓の本を前の 右へなし弦を先へなして。右の手にて弦を 大指と人差指と二ツにてつまむやうに取て。 遠近を可沙汰。さたの次第鞭にての時と同 前也

一弓手々々の矢ならば。矢はいくつもあれ。さ くり近より寸を取て。次第々々に先へ歩出る なり。押戻々々馬手切々々々の時も。さくり 近より寸を取て次第に後ろへしざるなり 矢あまた有時は。いせむ取たる矢より近矢あ らば。いせん取たる遠き寸を捨て。近き寸を 本にして可取。以前取たる寸より後に取た る寸遠くば。以前近き寸を其儘はたらかぬや うに持て。こと矢の寸を可取。矢いくつも有 れ。此心得也。是は矢多時の儀なり

一遠近沙汰の時。縄に矢近て鞭にて沙汰する 程のときは。行騰のすそ矢に中りつべく見え てあぶなき間。先一番に弓手の矢を縄をまた げて寸を取て。扱左の足を縄の内へひきしざ りて又縄をまたげて。押戻の矢を寸を取也

一遠近の矢弓手押戻二ツの間ことの外遠時 先弓手の矢を縄をまたげて寸を取扱左の 足を縄の内へひきて。押戻の矢に向て歩より

て。また矢を前へなして。繩をまたげて寸を可レ取。かやうにも沙汰する也。是は二ツの矢の間。弓杖二枚三枚有て程遠時の儀なり。近時はすべからず。弓手馬手切のとき同前也。

一遠近の矢二ツ。いかにも間近く落て。二ツの矢の間へ足踏入がたし。其時は二ツの矢を前になして。繩をまたげて遠近を可レ打。それも弓手の矢の寸を取て。押戻の矢の寸を取ときは少しざるべし。又弓手々々押戻々々馬手切馬手切の時も。矢二ツの間近時は。二ツながら矢を前になして。さくり近より寸を可レ取。又矢の間も近く繩へも近く矢の落たる時は。繩の内につくばひても寸を取也。

一遠近の矢の繩の違ひめのとをりに有時は。ちがひめの外になりたる繩の中ずみを例式のごとく可レ取。違目にはづれたる矢をば。それも例式に繩の中ずみを可レ取。ちがひめの所。繩二重に有ばとて。繩と繩の間をば取ぬ也。ほそくとも違ひめの外に成たる繩の中ずみを可レ取。但餘りに繩の末の細所をば取まじき也。内に成たる繩の太き所を可レ取。

一撿見遠近沙汰して後矢を問て可レ入事。弓手押戻又弓手馬手切の遠近の沙汰したる時は。何れにても繩近の矢を繩近よと問て可レ入也。繩同近さのときは。弓手の矢を是よと問て可レ入。弓手々々をしもぢり〳〵。馬手切馬手切の矢沙汰したる時も。繩近の矢を繩ちかよと問て可レ入。繩同近さならば。跡近の矢を是よと問て可レ入。何れも矢沙汰して。鞭を腰にさして馬に乗て。射手に目と〳〵見合て問て。御犬牽込と云て可レ入也。

一繩より遠近を沙汰する時も。馬上にてさくりをよく可レ見也。弓手押戻又は弓手馬手切などの時は。矢まがひなく能落たらば。縦さく

りみえずとも。遠近を可沙汰。弓手々々押戻押戻馬手切々々のときは。さくり見えず候とて。堅可致斟酌。其謂は縄同近成時は。さくりより寸を取て。さくり近を賞也。疏なきときは。さくりより寸を取に不及。然上は遠近を打て。縄同近なる時。疏なき時は。二ツながら捨間。此覺悟を以て捻見可斟酌也。もし古射手たとひ疏なくとも。先遠近の事は沙汰あるべきよし。あひ支事あらば。沙汰すべきなり。但弓手々々押戻々々の時も。矢の落やうによつて。疏見えずとも。さくり近の矢はみえべし。さやうに落たる時は。捻見しんしやくに不及。遠近を可沙汰なり。口傳あり。

一遠近を打時。矢より寸をとり。縄より寸を取と云事有。其謂は一番に鞭先にても弓の弭にても矢にしかとあてがひて。扨縄の中ずみへ寸を取也。是は矢より寸を取也。後にとる時は。縄の中ずみにあてがひて。矢へ寸をとるなり。是は縄より取寸也。如斯沙汰十文字の時。横點へ寸を取も同事也。

一弓手々々押戻々々の矢。遠近を沙汰して。縄同近なる時は。疏近を賞する也。其時疏より寸を取には。笄を二ツ持て疏を右に見て。先疏もとに一ツ立て。又末の疏に一ツ立て。弓の弦を渡して。疏もとの矢より弓にて寸を取べきなり。寸の取やうは。十文字を沙汰して横點より矢へ寸取と同じ。但口傳有。疏へも同近ならば。内馬外馬の沙汰なり。又何れの矢も疏にかゝりたる時は。疏より寸を取に不及。内馬外馬の沙汰なるべし。

一四寸の羽引可沙汰次第。馬より下りて。矢近く歩よりて。右の手にて鞭をぬきて。鞭先へ取よせて。惣の射手の見るやうに高々と鞭の先をさし上て。左の手の大指を直になし。

人差指をかゞめて四寸になし。鞭先にあてがひて。四寸のきはを右の手の大指と人差指と二ッにて。つめ合に取て。羽引の所へよりてつくばひて。引初たる所に寸を取たる所を押當て見べし。四寸迄は可ㇾ賞也。四寸過て引たらば。ゐせ矢たるべし。其時は寸に餘りて引て候と詞をつかひて可ㇾ捨。又四寸迄ひかずは寸にたらず引て候とも又能候とも詞をつかひて可ㇾ賞也。寸ほど引たらば。寸程引て候と詞をつかひて可ㇾ賞なり。

一つるゝ別るの羽引の矢可ㇾ沙汰ㇾ次第。弓を左の手に握より五六寸上を弦を下へ成てひつさげて持て。笄二ッ右の手に持て。跡を右にみて。先引切たる跡の左に竪様に笄を一ッ立て。今一ッの笄をば矢通りの跡の左に立ざまに立て。弓の本を右へなし。右の手にて弭を取。左の手をば弭より一尺四五寸上へ取上て。二ッの笄に弓の弦を押添。弦を土にをし付て。先弓の末弭の方へ弦を渡し初て。扨又本弭のかたへ弦をわたして。弦の踏を能付て。弓を左へ取直し。以前立たる笄より一ッ宛取て。むかばきにてのごふ。口傳あり。我笄をば刀に差。今一ッをば右の鬢の烏帽子のての下にさすなり。入道は腰にさすべし。扨弓を人に持せて。矢のきはへしづかによりて。蟇目の頭五六寸間を置。右の膝をつきて。左の膝をば立て。右の手にては蟇目の頭を押へて。其儘置て。左の手にては蟇目の胴を取て。篦中へ手をさし出て。矢を左の膝にそへて。弦のあとに打懸て見るにかゝらずは。わかるゝにて可ㇾ賞。懸ら迚るにて可ㇾ捨也。

一縄にかゝりかゝらざる矢沙汰すべき次第。馬より下りて。静に歩よりて。貴人の扣たる

方へ向て可二沙汰一。縄をまたげて。左右の手を縄の下へ入て。膝の高さ程すぐに上へ上る也。但上様に故實可レ有レ之。懸らずは可レ賞。かからば可レ捨也。貴人なき時は。棧鋪のかたへ向て可二沙汰一なり。

一縄にかゝり懸らずの矢。弓手押戻の矢二ツ有時。先弓手の矢を可二沙汰一。縄に懸らずは可レ賞。押戻の矢を沙汰するに不レ及。但弓手の矢縄に懸らば。押戻の矢を可二沙汰一。かゝらずは可レ賞。弓手馬手切のときも同前。弓手々々の矢の時は。蹠近より可二沙汰一。蹠近の矢。縄の矢。縄に懸らば。蹠遠き矢を可二沙汰一。懸らずは可レ賞。押戻々々馬手切々々々同前也。

一縄に掛り懸らざる矢二ツ有て。矢と〳〵の間近時は。矢二ツの中を上れば。二ツの矢一度に沙汰する也。矢と〳〵近時は。縄をまたげずして。縄の内につくばひて縄を上る也。何れにてもかゝらぬ矢を可レ賞。何れも掛らずは。弓手の矢を可レ賞也。弓手々々押戻々々馬手切馬手切の時は。何もかゝらずは。蹠近を可レ賞なり。

一まろび蹠の十文字可二沙汰一次第。弓を左の手に弭より五六寸上を弦を下へなし引さげて持て。笄二ツ右の手に持て。蹠を右に見て。先蹠もとに笄をたてざまに立て。扨まろびさくりのきはのよき蹠のつま先に笄を竪ざまに立て。弓の本を其儘右へなして。右の手にて弭を取。左の手を弭より一尺四五寸上へ取あげて。二ツの笄に弦を押そへて。土に押付て。先末弭の方へ弦を渡して。扨本弭の方へわたして。能弦のあとを付て。弓を左へ取直て。蹠もとに立たる笄を取て。わがならば刀にさし。人のならば鬢にさして。立點をまたげて。其儘弓の本を右へなし。右の手にて

弜を取て。まろび跡のきはの能跡に立たる笄の外より弓の弦を當がひて。横點をゆがまぬやうに能見合て。弦を土に押付べし。押付るさかひに弓と弦との間より笄を左の手にて取て。矢少も弦にかゝらば可ㇾ賞。かゝらずは可ㇾ捨也。

一まろびさくらの十文字沙汰の時。矢へ七八寸祝横てんとゞかぬ時は。よこてんわたず時に。にぎりより一尺計上を取て。矢の方へ弓の木を遠くやりて。弦を打かけてみるなり。それより矢とをく落たらば。こうがいを立て。よこてんをつきてさたする也。よこてんつく時も。矢に横點をうちかけて見る時のごとく。弦をそのまゝ押付ておきて。左の手にて弓を取。右の手にて弓と弦とのあひよりかうがいを取て。[衍字]さてさて矢の方へよせて。弓の木はずの方に弓と弦とのあひより押に添てかうがいを立て。右の手にて弓のにぎりを取。又如ㇾ前いまたてたるかうがひに弓の弦を押あてゝ。矢へ打かけて。土へつるを押付るさかひに弓と弦とのあひよりかうがいを取て。さて矢の方へよせて。弓の木はずの方に弓と弦とのあひより弦におしそへてかうがいを立て。右の手にて弓のにぎりをとり。又如ㇾ前いまたてたるかうがいに弓の弦を押あてゝ。矢へ打かけて。上へつるを押付るさかひに弓とつるとのあひよりかうがいを取なり。矢耳弓の弦かゝらば可ㇾ賞。かゝらずば可ㇾ捨也。

一まろび跡の間の矢可二沙汰一次第。馬より下り。矢のきはへ歩より。鞭をぬきて跡に乘てつくばひて。左の手にて鞭先をとりて。能跡を矢の篦の上中にあてがひて。能跡のつま先に右の手にて大指と人差指と二ッにて寸を

取て。扱寸取たる所を篦の上にあてがひ。鞭先をまろび跡にあてがひて見るに能跡に近くは可ㇾ賞。まろび跡に近くは可ㇾ捨也。同程ならば。間の矢とて可ㇾ捨矢也。

一十文字可沙汰次第。弓を左の手に弼より五六寸上を弦を下へなしてひつさげて持て。笄二ッ右の手に持て。跡を右にみて。先跡本に笄を一ッたてざまに立て。今一ッの笄を矢の方へ寄せてたてざまに立て。扱弓の本を其儘右へなし。右の手にて弼を取。左の手をば弼より一尺四五寸上へ取上て。弓の末弭を矢のある方へなして。弦を渡し初て。又本筈を矢の有方へなし。弦を渡し初て。又本弭のかたへ渡して能跡をつけて。扱弓を左へ取て。跡もとの笄を先取て。たて點に乗て歩よりて。後にたてたる笄を取て。我笄をば刀にさして。人の笄をば烏帽子の右の手の下にさすなり。笄を取次第にはさゝぬなり。一ッ宛取て二ッ手に持て。一ッ宛さすなり。入道は右の行縢とくゝり袴の腰の間にさす也。其儘竪點に乗て沓のはなを踏て。弓の本を右へなして。右の手にてにぎりを取て。左の手をばにぎりより一尺四五寸上へ取上て。沓のはなに弦を押當て。横點の通を先弓手の矢より見合て。また馬手の矢を見合て。横點をすぐにあてがひて。左右の足をひろげて。先弓手の矢の方へ弦をわたし初て後。馬手の矢の方へ渡して。能弦のあとを付て。弓を左へ取直して。扱横點に乗て。左に持たる弓を其儘弓の本を前へなして。弓手の矢に弓の弭をしかとあてがひて。横點に弦を押當て。大指と人差指と二ッにてつまむやうに寸を取て。はたらかぬやうに持て。しざりに馬手の矢の通りの横點に寸取たる所を押當て。矢の方へ

可レ取。其後弓笄を返して。馬に乗て何れにても横點にちかき矢を是よと問て可レ賞也。

一十文字沙汰する時。弓手々々の矢に横點をわたす時は。弓の末弭の方。左へ先弦を渡し初べし。馬手々々の時は。右の方へ弦をわたし初べし。是は何れも疏近へわたし初たる儀也。

一弓手々々馬手々々の時。横點より寸を取時は。何れも疏近より寸を取べし。

一十文字沙汰の時。下にわろき矢あらば。上の能矢の横點に近き所に蟇目にても筈にてもしるしの笄を立て。下のわろき矢をとらせて。能矢をもとのごとく置て。笄を取て十文字を沙汰すべし。又上のわろき矢あらば。さたすべき下の矢。はたらかぬやうに撿見とらへて。上の矢を矢取にとらせて可二沙汰一也。

一十文字可二沙汰一矢の一ッ砂に立事可レ有之。其時は蟇目の方はたらかぬやうにとらへて。扨押伏て可二沙汰一也。遠近とらぬ方へ矢をふすべし。扨以前のたちたる疏より横點へ寸を取べし。

一十文字沙汰の時。一ッはさがりてかあらむと不審のときは。馬より下り。疏もとへちかき所にしるしの笄を立て。蟇目尻をみべき也矢よくは本のごとくおき。笄を取て十文字を可二沙汰一也。矢わろくは沙汰に不レ及馬に乗て。今一ッの矢を馬の押所によりて。是よ其あれよとも問て可レ賞也。

一十文字を打時。弓手馬手の矢遠くかへりて横點矢通りへとゞかざる時。横點をつぐべきなり。可レ繼次第例式のごとく。先竪點を渡して。扨横點を渡す時。先弓手の矢のかたへ弓を遠くやりて。足をはこびて弦に添て。笄を弦より外に一ッ立て。矢の通りへ横點を渡す

べき也。其後馬手の方へ。弓手のごとく可繼也。扨笄を弓手の方より一ッ宛取て。横點より遠近を可沙汰。弓手の矢にても馬手の矢にても。一ッ遠くかへりて横點とゞかずは。何れにてもとゞかざる方の横點を可繼なり。

一十文字を沙汰して。馬に乘て矢を開時は。何れにても横點に近き矢を是よと開て可賞なり。弓手馬手の矢同近ならば。弓手の矢をこれよと開て可賞。弓手々々の時同じ近ならは。蹤近の矢を是よと開て可賞。馬手々々同じ撿見馬の扣所によりて。あれよと開て可賞也。

一繩際にての十文字。又は弓の本弭繩につかえて。竪點わたしがたきときは。繩をのけても十文字打事有。其時は横點に近き矢を繩にてのさばきのごとく。繩近よと開て。入たるも能なり。

一撿見矢沙汰する時。しせの貴人我弓にて沙汰せよとて。弓笄を出す事有とも。堅く斟酌すべし。弟子射手にあらば。弓笄を取て可沙汰。なくば誰にても乞て沙汰すべし。他人の弓を取て矢を沙汰してかへす時は。裏袍の袖にて。弓の弦を末弭より本弭迄こきさげて。袂を落して。禮を云てかへすべき也。

右八廻日記の事。雖有昔人所持。無口傳無之。仍於此一卷者。矢沙汰次第。數年相傳分。爲子孫具注之。當流秘說不過之。輙不可有外見者也。

文明十六年八月日　　豐後守高忠

右八廻日記以逸見駿河守昌經本校

出法師落書

此たび丹波國にて。千疋の犬追物に落書のなかりしこそ。無念におぼゆれ。先年鹿苑相公有間の溫泉に御下向の時。國の守護は。彼供奉叶ざるによつて。攝津國尼ヶ崎の濱にて。犬追物射られけるに。或は勝負。又は其外面白き張行の犬追物にて有しとかや。そのときの射手の品々を古今の序に載ける歌人にたとへけるに。守護妙觀院と小笠原前備前守(于時次郎)。とをば。躬恒貫之にたとへ申。小笠原備後守をば。僧正遍昭にたとへ侍ける心。皆以甘心ありと古射手達の申されける落書とかや。其後又岩栖院。彼序にある歌人を當時の射手にたとへ。遠江前司賴益がかたへつかはされけるとかや。いづれの道にも上手のおぼえ世にきこえ。道の先達として淵底をつくせる上は。たとへ給ことばの花にほひおほく。かきのせ給筆の海そこゐしるべからず。こゝに當國いばらの岩やと申山寺にまことの中聖道あり。おもふほど指出は見るまゝ連歌にすきて。聞をく程の才覺。大略謬說がち也。年に一度二度は都邊にものぼり。公武につきて立入ところおほければ。よろづの物かたはし聞取たるけしきのものあり。比興なるちごあまたとりをきて。童子教朗詠などをしへける中に。おとこになるべき者には。丸物草鹿いさせ。あまつさへ醉狂のまぎれには。里ばうなる蟷螂ひきよせて。はせひきしならへなど申けるは。往來の才覺にて。かやうのかたはらいたき事しける人なれば。此たびの犬見物にはしりありきけれども。つぼ馬塲なるうへ。ふかく人目をはゞかりて。さしまはして内外なきどち稽古しければ。内へ入べきに及ばず。たゝずみありきける

に。埒のとに湯屋ありけるより垣間見ければ。外も縄ものこらずみえたり。うれしくおぼえて終日見物しけるが。おもふ事とても名におふ出法師。喩方の法量ならばこそ。法のがまば他山のそしりもあらめ。所詮たゞ射手どもをおもふほど批判して。善悪の用捨につきて。よろづの草木の花にたとへて落書一立べし。あはにあぶなきあれ物かな

先としのほど四十七八とみえたるはたそと風呂たく者にとへば。あれは上原左京亮と答。鹿毛なる馬のけきりがちなるが。さすがに縄かず射たるとはみえたれども。おもはしからぬ馬なり。それまでわるき所にて矢はなさず。稽古かさなりたしなめるとみえたるところに。八十疋よばはりてのち。白犬の出からきだまりたるに。うつてよせて。馬手の物をいられけるは。よこざまなるほどかとも見えければ。すこしこはぐ〳〵しくありながら。矢づかをよくひきあはせ射られけるこそ。近ごろめづらしくやさしくおぼえけれ。これをまづ花にたとへば。かた山里の氷雪の庭にかきねちかき梅の枝ざしこはぐ〳〵しき中より。ひとつふたつひらけたる梅花とや申べき。さりながら一點梅花薬。三千刹界香と云詩まではあらじ。只物さびしき山ふところに。獨春をわすれぬ匂。あはれなるばかりのたとへなり。又十七八ばかりなる射手はもとよりみしりたり。志賀五郎と云若侍なり。此人の射たる様たつしやか たより入。外も縄もはせまはりて。物のきはなどたてもさきしらずいたるていよきしたちなり。たゞし毎度身とをりなる物に矢をはなち馬場のすゑもなきところにて二めをとり。むちをうつことあり。これぞしかるべからぬ。何のはなにたとへてよくあふべき。しなの櫻と

中一重花にやたとふべき。よそ目のはな／＼しくみえ。又とくさきたる心とさにもにたり。さりとては不足おほし。霞のうちのかばさくらにはおほくをとりぬべし。さて此舎兄は。まづ具足大きに。少々のあら馬をもをしなをして射たる躰。これぞとみえたり。よきとりかた多くなにとておさなくより。今度は縄とをに射なれたるらんと不審なり。又すべてさきだつる時も。馬の口をひく時も。やつはちたづなまじりて。これぞあたら射手の難とみえたり。是を花にたとへば。さりとては五月ばかり。はなたちばなの花もみもと。あかしの上にたとへしこと思出たり。むかしの女樂にはびはを感とす。今の武藝の興宴には八はちを難とす。樂器なれば。思ひ出けるにや。又波々伯部帯刀左衛門とかやは。其身もはやふとりすぎたれども。おもしろくまぎらして人數にはことかけず。ときはの山の岩つゝじとや申べき。人數なき時は戀しからじや。大嶋平左衛門は。おさなくより射手の中にそだちて。晝夜にこの道の事をたゞ射様の是非のふるまひ善悪をも。かたはしづつ聞けるによて。射事のけい古はあさし。心はをよばぬ枝にもかよへば。中々菩提のさまだに成て。物ぐさげなる時もあれど。射おふせたる時は。さすがにみゝのしるしとおぼゆ。これは稽古のあさき所を澤邊の水によせ。よく射たる感を八橋のいにしへにたとへてかきつばたと申ぬべし。さて上原今房丸。大槻三郎等は。去年今年はじめてひかへたるなり。年も志學にだにたらず。いづれもこの三月三日にひらけはじめたる桃花とや申べき。三千とせをまつべきおひすゑ目出たし。上原新次郎はよき馬にて。したゝめおほせて。ものふかく射たるてい。さすがに代々の家風吹

つたへたると見えたり。これは卯月ばかりの青木立。かしはの葉ひろくさかへたるがうすもえぎなるわか葉の色。陰すゞしくみえて。中中の花にはまさりぬべし。夏木立のおり申けるが。花の時にまされりとは。この人をばかやうにほめて。國に犬張行させてつねに見物せむもよし。荻野五郎左衛門と申仁は。われらがある郡の人なり。これはかたわかき時は。稽古の人にてありしかども。年久たとをりて。今はむかしにかはるべき事をとくさとりて。縄ぎはにてはにくきほどしづまりて。大すき見つくろひてうちまはり〳〵。人のためよしともみえたり。矢かずはいつも二疋三疋ばかりなりしながかりよしあるとはいひがたし。たゞ名字によせて荻の花とや申べき。さりながら軒端の荻に文つけし幽玄にはあらず。住吉まうでの時。霜枯たる荻を舞人かざして。千歳千歳と袖をかへしゝときのこゝしく木ずゑにみえし社頭の荻の花なるべし。又上原神五郎とかやは。大かた射付たるところは子細なく射手の人數とはみえたれども。鞍上の事はかなべて見にくし。まづ立花にはかなふまじ。階のもとに夏に入てひらけたる花のかきにのきぬれば。ゆがみすおりたるがごとし。まことや當國の行事のまごに又四郎とやらんは染羽ませたるいろ。糸はぎのからに雪の下とかやのこて。夏毛のむかばきの星おほきなるに出立仕合。これはいかさま抜群の人の御指南をまもりたるかとみえたる装束のやう。としの程に相應なり。黒河原毛なる馬の人ふしたるにて。人にところをかれて射たればいまの見物にてはなむあるべからず。京都にて若上手大名の御人數にくははり。其身若輩にて射られん時も。此射手心すゑとならむをみ

て後にともかくも批判して。花とも紅葉ともたとふべし。又四郎左衛門尉が事は。當國にこの三十年にをよび。中絶の馬の上の作物をはづかに今五六ヶ年興行あれば。犬はなしをはじめとして。うゐ〳〵しげにとはうなげなるに心をくだき。撿見も時々は。談合あるかと見えてむづかしげなり。又射手も矢落の善悪。矢所のやう。さくへてとひかくる事もあれば。當日は撿見にまかせ申さるべく候やとふかくしきだいしながら。さすがに鍛練のかどおほし。かやうなれば。我射樣をたしなまざれば。是非の批判に及ばず。たゞみ山ぢに名もしらぬ木草の花にたとへなば。かへりきゝてうらみ有べし。數奇の心ざしの色かはらず。貞節なるにことよせて。花もなき竹の林にたとふべし。里びたる犬のこゑもおくに聞えて。ぬしもいさみあるべし。さりながら道さへたらぬくれ竹のふしみのさとの雪の下おれとある。よくおれかへり。うつくしくたをみたる竹には。夢かよふべからず歟。

已上十二騎射手。落書如ㇾ此。

永享貳年十月廿九日出法師書之。

右出法師が犬追物の落書則古筆也。古來より傳之。篇首に古き手組の日記有。後世之見合にも可ㇾ成者也。

延享元年甲子九月十一日　平貞丈

義教將軍御代管領者持之也

犬追物手組事

管（右京大夫）領十七疋　一色修理大夫二疋
細川讃岐守十二疋　細川下野守十二疋
細川淡路守四疋　佐々木加賀入道二疋
赤松彥次郞十七疋　赤松伊豫守十疋
畠山彌三郞十疋　畠山中務少輔三疋
畠山尾張守四疋　山名彈正少弼八疋

撿見　喚次

赤松大膳大夫入道
（大中）小笠原備前守

永享七年二月一日

於中嶋馬場

[illegible]

犬追物手組事　文安元

右馬助殿十六疋　遠江守殿五疋
孫次郞殿六疋　寺町太郎左衛門尉五疋
藥師寺四郞右衛門尉六疋　內藤又四郞十二疋
小笠原新藏人五疋　安富勘解由左衛門尉六疋
寺町石見入道十四疋　茨木近江入道八疋
下野殿八疋　與一殿八疋

撿見　喚次

備前殿　小笠原三郞

文安元年九月十一日

二

犬追物手組事

下野殿七疋　遠江守殿五疋
小笠原兵庫助入道四疋　小笠原次郎五疋
安富勘解由左衛門尉九疋　長鹽彌六八疋
小笠原左京亮入道二疋　寺町彌三郎四疋
小笠原右京亮三疋　小笠原小四郎九疋
内藤又四郎九疋　内藤彦四郎十三疋
備前殿十三疋　與一殿九疋
撿見　喚次御與一
有馬助殿　小笠原三郎

文安元年九月十一日

四

犬追物手組事

下野殿五疋　遠江守殿五疋
與一殿五疋　寺町石見入道八疋
寺町太郎左衛門尉五疋　安富勘解由左衛門尉九疋
薬師寺四郎右衛門尉六疋　内藤彦四郎十疋
小笠原右京亮二疋　小笠原新藏人九疋
内藤又四郎十二疋　小笠原四郎九疋
有馬助殿十三疋　孫次郎殿三疋
撿見　喚次
小笠原左京亮入道　茨木三郎

文安元年九月十二日

五

犬追物手組事

有馬助殿 十九疋　與一殿 五疋
採次郎殿 六疋　寺町彌三郎 十九疋
小笠原左京亮入道 五疋　藥師寺四郎右衛門尉 五疋
長鹽彌六 四疋　小笠原藏人 十疋
茨木近江入道 七疋　內藤又四郎 九疋
安富勘解由左衛門尉 五疋　小笠原次郎 五疋
下野殿 六疋　遠江守殿 五疋

撿見　喚次
備前殿　茨木三郎

文安元年五月十二日

六

犬追物手組事

有馬助殿 十八疋　與一殿 八疋
遠江守殿 四疋　小笠原新藏人 十疋
小笠原左京亮入道 五疋　長鹽彌六 七疋
安富勘解由左衛門尉 六疋　寺町彌三郎 十疋
內藤又四郎 九疋　小笠原右京亮 二疋
茨木近江入道 四疋　內藤彥四郎 七疋
下野殿 十疋　採次郎殿 [illegible]

撿見　喚次
寺町石見入道　小笠原四郎

文安元年九月十三日

七　三十、、

犬追物手組事

右馬助殿十二疋　與一殿六疋

遠江守殿八疋　小笠原新藏人七疋

寺町石見入道十一疋　内藤又四郎十疋

安富勘解由左衛門尉九疋　寺町彌三郎六疋

薬師寺四郎左衛門尉八疋　小笠原右京亮五疋

茨木近江入道五疋　寺町太郎左衛門尉三疋

下野殿四疋　孫次郎殿六疋

撿見　喚次

小笠原左京亮入道　小笠原四郎

文安元年九月十三日

十　≡十、、

犬追物手組事

下野殿六疋　飯尾彦六左衛門尉四疋

與一殿九疋　内藤又四郎十八疋

孫次郎殿五疋　寺町石見入道十二疋

小笠原左京亮入道七疋　小笠原右京亮六疋

茨木近江入道五疋　安富勘解由左衛門尉七疋

寺町太郎左衛門尉四疋　寺町彌三郎三疋

遠江守殿四疋　薬師寺四郎左衛門尉十一疋

撿見　喚次

右馬助殿　茨木三郎

文安元年五月十四日

矢二右京大夫殿御馬場 是日 目備

是より下は有べからずと心得べし

犬追物手組事 サレハアルベカラズ 闕六第

備前殿十七疋　安富筑後入道一疋
下野殿十三　　饗庭左衛門尉四疋
安富又次郎七疋　内藤左近三
寺町彌三郎三疋　寺町石見入道二疋
安富次郎一疋　民部少輔殿五疋
有馬頭殿七疋　小笠原四郎五疋

撿見　　　　喚次

右京大夫殿

小笠原六郎殿

寶徳二年九月三日

犬追物手組事

伊豫守殿十二疋　小笠原備前殿十三疋
中務少輔殿十疋　遊佐河内守十疋
宮内少輔殿五疋　小笠原六郎殿十三疋
小笠原刑部大輔殿四疋　小笠原四郎四疋
武田中務大輔殿七疋　饗庭參河守五疋
右衛門佐殿十二疋　小笠原民部少輔殿十疋
下野殿三疋

撿見　　　　喚次

右馬頭殿　　稻生孫次郎

寶徳三年五月十四日

犬追物手組事

右馬頭殿二十一疋　　小笠原備前殿（心源）三疋

中務少輔殿四疋　　遊佐河内守七疋

宮内少輔殿四疋　　小笠原六郎殿（元長法名宗長）九疋

小笠原刑部大輔殿（政長法名宗元）六疋　　小笠原四郎四疋

右衛門佐殿七疋　　武田中務大輔殿十疋

伊豫守殿十四疋　　小笠原民部少輔殿（大中）九疋

撿見　　喚次

誉田参河守　　稲生孫次郎

寶徳三年五月十四日

犬追物手組事

畠山伊豫守廿疋　　山名彈正少弼十八疋

細川下野入道五疋　　佐々木大膳大夫九疋

細川九郎九疋　　赤松小三郎二疋

小笠原民部少輔（大中）五疋　　小笠原刑部大輔（政長）七疋

細川彦四郎六疋　　伊勢兵庫助九疋

細川右馬頭入道七疋　　畠山中務少輔入道七疋

撿見　　喚次

小笠原備前入道（心源）　　小笠原六郎（播州）

享徳二年四月七日

於二犬山馬場一

犬追物手組事

掃部助殿十五疋　長鹽左京亮七疋
安富又次郎七疋　安富次郎十七
小笠原修理亮五疋　內藤藤五郎八疋
飯尾善六十一疋　寺町三郎左衛門尉七疋
小笠原新藏人五疋　茨木彈正左衛門尉五疋
內藤彈正忠十疋　小笠原四郎十疋

撿見　喚次
有馬頭殿　內藤三野左衛門尉

享德元年十月十二日

同

犬追物手組事

有馬頭殿十疋　內藤彈正忠八疋
長鹽備前入道七疋　茨木彈正左衛門尉[illegible]
安富又次郎十一疋　內藤藤五郎八[illegible]
小笠原四郎十一疋　飯尾善六十四疋
寺町三郎左衛門尉五疋　安富勘解由左衛門尉七[illegible]
下野殿六疋　掃部助殿[illegible]

撿見　喚見
右京大夫殿（勝元龍安寺）　豐田次郎

享德元年十月十二日

〔三〕十、、

犬追物手組事

有馬頭殿十疋　安富又次郎四疋

長鹽左京亮十二疋　小笠原四郎九疋

小笠原新藏人五疋　寺町三郎左衛門尉九疋

內藤藤五郎九疋　飯尾善六十疋

安富次郎十疋　前田次郎右衛門尉七疋

掃部助殿六疋　內藤彈正忠七疋

撿見　喚次

（龍安寺）右京大夫殿　豐田次郎

享德元年十月十三日

〔三〕卜、、

犬追物手組事

（龍安寺）右京大夫殿十二疋　豐田次郎七疋

長鹽左京亮十一疋　小笠原修理亮四疋

小笠原新藏人五疋　寺町三郎左衛門尉五疋

內藤藤五郎十一疋　飯尾善六七疋

小笠原四郎十一疋　安富掃解由左衛門尉五疋

掃部助殿六疋　內藤彈正忠十一疋

撿見　喚次

有馬頭殿　安富次郎

享德元年十月十三日

右犬追物手組日記原載於落書首今改附卷末云

武家部十八

就弓馬儀大概聞書 今川高忠聞書

一にぎりの巻様の事。と竹の内かどの竹と木とのあひよりまき出すべし。巻とむるに。と竹のとかどの竹と木とのあひに巻とむる也。上下三巻づつはあひもなく。しかとならべて巻べし。中を少あひを置て。手だまりのある様に巻べし。かはの數いくまきとはさだまらぬなり。人の手によるべし。革は黒革本なり。これ白木の巻様なり。ぬり弓にはあひをあけてしかとまくなり。うち〳〵の弓は。ふすべ革にてもくるしからず。略儀なり。

一ゆがけのゆびをつぐ事。賴朝大將の御時。富士のまきがりの時。久しくかりをせらるゝによりて。大ゆびとくすしゆびのかはに。つるつよくあたる間やぶれたり。其時大指とくすし指ばかりをことがはにてつぎはじめられたり。それよりおもしろきとて。其後よりくすしゆびとたけたかゆびを二つぎて。今にいたりてつぎ來るなり。はじめは大指どくすしゆびとをつぎたり。根本はことがはにて指をつがぬなり。さるによりて。とも革にて指をつぎたるが本也。

一ゆがけにぬふまじき革の事。にしき革。又何にてもあれ。無紋の革にてぬふまじきなり。

たとひこと革にてゆびをつぐとも。それは略儀なり。にしき革とはおもてがはのことなり。

一ゆがけのゆび革。當世こと革にてつぐこと略儀也。ゆびをもおなじ革にてつぐべきが本也。その革には紫革を付べし。紫革本にはあらず。當世用付たる也。ゆがけ革何革とはさだまらぬなり。ゆがけの革にて緒をもつくる也。但見にくきあひだ。紫革をもちゆる也。ゆがけの革と。ゆび革と。その革と三色べちべちの皮にてはせぬことなり。ゆびの革にても。弓懸の皮にてもあれ。同じ緒を付べし。

一ゆがけを一具さす時は右からさして。取時は左からとるなり。

一一具ゆがけさして。貴人の前へ出ることあらば。左ゆかけから兩方ながらとりて出べし。とるひまなくば。左ゆがけばかりとるべし。又左右のたおほひを。むくりかへしもする也。左ゆがけを取時は。右のたおほひをむくるまじきなり。

一犬の時。こてさして貴人の前へ出ることあらば。左ゆがけよりとるべし。兩方の緒とくほどのひまなくば。かたゆがけをとるべし。かた弓懸をとる時は。右のゆがけとるべし。これは犬追物の時ばかりにかぎりたること也。こてさしてすはうの時も。犬追物の時は。かたゆがけとらば。右をとるべし。すはうの時も。こてさしたる准據なり。右ばかりとる時は。左のたおほひをばむくるまじきなり。かたゆがけとるひまなくば。こてさしたりとも。兩方ながらたおほひをむくるべし。

一からだちをいる時。右ゆがけばかりさしたる時。貴人の前へいでばゆがけをとりて可出。ひまなくば。たおほひをむくるべし。

一馬の上にては。いつもゆがけさすべき也。弓をもたずともさすべし。むかしはいつも馬の上にて弓をもたぬ人をばおかしき事にいふ也。されば弓を我もたぬ時は。人に持する間。ゆがけを馬の上にてさすは。何時も弓をとりて射べきためなり。

一やぶさめの時。ゆがけの緒とむる様の事。例式三卷まきて。手のこうにて一むすびづつ。三處にむすびてとむるなり。口傳。

一具足きても。二卷まきて。例式緒付たる所にて一むすびむすびて。又手のこうにとむるなり。さるあひだ。例式よりををながくするなり。とめやう。しるすにをよばざるなり。

一何にてもあれ。かちだちにている時は。右ゆがけ計さす也。其時は大ゆびに緒をかけて。三卷まきてとむるなり。左のゆがけの緒を大ゆびにかくることあるまじきなり。捴而はゆがけの緒とむる色々は。かちだち。犬追物。笠懸。具足きてと。流鏑馬の時。四色ならではあるまじきなり。犬笠懸の時とむる様は。常に一具ゆがけの緒留ニ候也。

一ゆがけを手袋と云事。流鏑馬の時にかぎりて手袋といふなり。

一ゆがけを一具とはいへども。一手ゆがけとはいはず。右ゆがけとはいへども。かた〱ゆがけともいはぬことなり。

一ゆがけを左ばかりさすこと。鷹師ならでは有べからず。射手方儀にはしらぬことなり。

一馬上にて一具ゆがけをさして馬よりおりて。はさみ物など射る事あらば。左弓懸計取て。人にもたせて射るべし。其時は右ゆがけの緒をほどきて。大ゆびにかけべし。大ゆびにかくれば。をみじかき間。うでに二卷まくべし。又只そのまゝ射るもくるしからず。

一むちは。熊柳のむち本なり。子細在口傳。
一鞭の長さ二尺七寸五分也。此長さ本也。さるによりて。撿見の時も又よばはりつぎの時も。この長さのむちを持べし。二尺七寸五分ことかねの定にもあらず。又たかばかりの定にもあらず。我手の定なり。二尺七寸五分。內とつかの分六寸也。緒とをすあなより上の長さ五分なり。
一鞭のをの事。うでへはぬき入ずとも。うでの入ほどにゆる〳〵として。兩方の緒のさきをわなにして。むすびめへをし入べし。むちむすびにむすぶべし。
一とつかのかはの事。何革をもする也。但鹿の丸の皮すまじき也。紫革當世用也。とつかの革は。〔衍歟〕緒と別々の革にてはせぬ事也。おなじ革にてすべし。とつかをも緒をも。糸にてくけてする也。

一何むちにてもあれ。とつかあるべき本也。庭乘の時のむちも又うつぼの上などにさすも。とつかをすべし。但なきもくるしからず。とつかせぬは略儀なり。
一竹の根のむちをば。ふし數を半にすべし。てうにはせぬ事也。半にしてさきをばふし二の間よりきるべし。さやうにきれば。二尺七寸五分にしかと〔本ノマヽ〕とありがたし。五分三分のよりのきは不苦。
一犬射る時射手のむちの事。長さは人のうでによるべし。わがうでをすぐにさし出て。わきの下にとつかの方をしあて。たけたかゆびの爪さきにあてがひて。又六寸にとりて。又手一束にに〔衍歟〕とりてきるべし。此外二分三分よりのきはぬしのまゝ也。くるしからず。是も前にしるすごとくふしを半に切可。
一鞭の緒をうでにぬき入て持こと。犬の時とか

りの時ならではあるまじき事也。又ゆひがけの事。犬の時ならではせぬなり。ゆひがけをばむすびたるを。のかた〳〵のさきをわなにくけて。たけたかゆびにかくるなり。又かたかたのさきをば返して。わなにしてむすびめへをし入るなり。かりの時の鞭には。ゆひがけをせぬなり。

一射手のむちの緒をばいかにもうでにつまるほどにせばくする也。くつろげば。鞭うちにくきと申きたるなり。わびてぬき入よといふみやうもくあり。

一紫竹の鞭をばたゞの人は持まじきことなり。御所様御持有故也。子細口傳にあり。

一とつかには。本竹いづれにてもするなり。

寛正五年三月十五日於高忠宿所書申候。

一むかばきの事。鹿のかは本也。殊夏毛本也。犬追物笠懸などには。おさなわかき人は夏毛を用べし。十八九廿あまりまでは。夏毛の秋かけたるを可用。中老宿老に至ては。秋ふたげの黒き皮を用べし。

一行騰のわり合事。夏毛と秋ふたげとわり合する時は。夏毛は前へ也。秋ふた毛は後へなるべし。其謂はむかばきのはじまり夏毛なり。さるによりて夏毛前へなす也。わり合は略儀也。はれの犬笠懸の時はくまじきなり。

一熊の皮又へう虎のかはにてわり合の時は。夏毛の事は不及申。鹿の革にてあらば。何革も前へ成べし。鹿の皮を除て。豹虎の革熊の皮などにてわり合する事太不可有候なり。

一秋ふたげと夏げとかたかはづつむかばきにきる事あるまじき也。いろのすこしちがふはくるしからず。

一ぬりむかばきと云は。うるしにてぬる也。是又略儀也。ほしを白くのこして。地を少黒く

ぬりたるを宿老などはきたるは尤。興也。はれの犬などの時ははくべからず。内々の犬追物などの時ははく事くるしからず。

一行縢の事。笠懸。流鏑馬。神事に射る時は。若衆のことは不レ及レ申。歳七十八十に成共。悉夏毛の行縢はくべし。夏毛の行縢本たるによりての儀也。犬追物時はくごとく。ながくはあるまじき也。いかにもみじかくつめてきるべし。神事行縢の切やうしるしをき候也。おりめのすそをすぢかへて切也。是によりて自然けがれをも除。神慮にもあふと申来るなり。

一行縢の長さ三尺六寸　腰のせすぢのとをりより白毛までの事。此三尺六寸たかばかりに不レ有。かねの定にも不レ有。我手の定也。此三尺六寸の長さ行縢の本尺也。但三尺六寸本の尺のいはれを尋申處に。昔より今に申傳。又は注置也。謂は無二存知一由被レ仰と也。これはことなる秘事也。人不二存知一事也。

一行縢のおこりの事尋申候處。昔は今人の上下きたるごとく。いしやうにて不斷はきたる也。然間何事をもせよ。行縢をはきてしたる間。今にしき〳〵の時は。みな笠懸。小笠懸。流鏑馬。かりなどのときはくなり。

此すぢかいの寸を五六寸。但腰によりて小にもすべし。

此あひた腰と云。人のこしによりて。ひろくもせばくもさる。

是をひれと云。

とかへり云。一寸

是をひれの下と云。

カサシサヤヲ出スアナナリ

このとなりなか腰と云。小腰共いふ也。

すそのひろさ一尺二寸。是を白毛と云也。

上より手一束ときて付

四寸

上より手一束をきて付へし。

小緒と云

是は常に犬笠懸などにはくむかばき也。長さは人のたけによりて。みよき程にきるべし。

一引目とゞめの事は。引目の大小によりて前へも後へもよるべし。緒の革の事。菖蒲革本也。黒皮ふすべ革などをつくること略儀也。はれの犬などには。黒革ふすべ革をに付たるむかばきはく事不有。又くつこみのをたば三所に可付。但大なるむかばきには四所に付べき也。

一御所様の御むかばきのをは紫革爲べし。御むかばきの裏はあやなどにて色々に染てうたせらるゝ也。又しゆす段子など。から物にてうたせらるゝ也。又裏をうたざるをもめさるゝ也。

一むかばきの廣の事。一寸ちがはゞかりむかばき。一寸あかばかり行縢といへり。是はうしろのちがふほどらひの事なり。五分ばかりちがふたるがよきなり。前は二三寸あきたるがよき也。

神事行縢之事。加樣に可レ切。例式よりみじかくつめて可レ切。引目とゞめの事は。たとひ引目を腰にさゝずとも可レ付。はく時は左革の緒を引目とゞめへとをすべし。笠懸。小笠懸。流鏑馬など神事にて射る時は。此むかばきのごとく。すそのおりめを四寸すゞかへてきりてはく也。其外は例式也。此行縢はくことは神事にかぎりたる事也。神事にてなき時ははくことあるべからず。

長祿四年九月八日夜詩中。

一流鏑馬。笠懸。犬追物。又はかりの時。行縢を敷て酒をものみ。びんをも付などするときは左皮をとりて敷て座すべし。白毛の方左へな〔脫歟〕べし。むかばきのおもての方上へなして敷也。ひれの方少たてざまにおりて敷べし。又白毛の方の折目のはしをたてざまに少折ても敷なり。二色の內いづれにても一方おりて敷べし。ひれの方一かはにておりよきなり。行縢雨方ながらとりて左皮を敷べし。左皮ばかりをとりて。右皮をはきても居なり。

一行縢をくらにうちかけて出ることあり。又犬笠懸射はてゝ歸る時。鞍にかけて歸る事もあるべし。其時むかばきをくらにかくるには。右皮を先鞍にかけて。さて左皮を上にかけて。白毛くらの左へなるべし。手繩にてむかばきをからむべし。からみやうのこと。手繩二に取て。くらの前輪の右のしほ手にしりがいかくるやうにからみて。つぼの方をしほ手へ出て。さて前輪の左のしほでをとをして。さて後の左の鹽手をとをして。又後の右の鹽手を通して。前の右へ出したる手繩のつぼへ入てとむる也。手繩なき時は。むながひをほどきて。鞍の左より後へまはして。後のしほ手の下へよく入て。右へまはして。右の前輪

のむながひのつぼゝとをしてとむべき也。
一手じんどうのこしらへ様の事。篦はさはしのたるべし。ふしかげをとりてぬるべし。はずはふしはずなり。腰卷にうるしをためべし。羽は眞鳥羽たるべく候。はぎめはくろくぬるべし。但こき栗色なり。
一ふしはすげぶしを本にすべし すげぶしのほどらひ。じんどうのすげぎはより三ふせたるべし。じんどうのきはのからを三分計卷て。それをも黑くぬるべし。
一ふしは三ふし篦本なり。すげぶし一所。羽中一所。篦中のふし一所。以上三所なり。如此こしらゆべきこと一手じんどうの本也。又四ふし五ふしのにてもくるしからず。但略儀なり。いくぶし篦にてもあれ。すげぶし本なり。
一じんどうはめかふなり。いかにもほしかためてするなり。じんどうの長さ三ふせ也。少きり入て三所卷て。上へ見えぬやうに地をして。ぬりかくして黑くらう色をとりてぬるべし。じんどうのなり。口傳あり。
一手じんどうをさうにこしらゆる時は。のごひのにする也。其時ははぎめあるうるしにぬりて。いとめばかりは黑くぬるなり。是は略儀なり。じんどうの木は不定。ひいら木ふくらしばなどもちゆるなり。
一手四目のから前にしるす。一手じんどうに少もかはるまじき也。ふしかげをとりてぬるべし。これもさうにこしらゆる時は。のごひ篦にもするなり。但じんどうのからよりは羽たけ少みじかくて。少羽をひろく出すべし。これならではかはることなし。
一四目の寸三ふせなり。目は四あるべきこと本也。四ッあるによりてしめと云也。但目を三にもする也。くるしからず。是は略儀なり。四

目にはひいら木よきなり。目のうへかしらのくち。三所ゑりいとにて卷て。まきめの見えぬやうに地をして。らう色を取て黑くぬる也。またさうにこしらゆる時は。あかうるしにぬりて。卷目ばかりを黑くぬるなり。是は略儀なり。

一つねの四目がらは白篦たるべし。ふしは三ふし。篦羽中を本とすべし。羽は眞羽を付べし。うるしはぎたるべし。糸の上をあかうるしにぬるべし。色いとにてもはぐなり。四目は竹の根にても木にてもすべし。何其に不定。大小も不定なり。あかうるしにも黑くもぬるべし。又こがし篦にもするなり。略儀なり。

一かぶら矢のこしらへ様の事。はぎやうは四たてにてあるべし。走羽は鷹の羽たるべし。小羽は山鳥の引尾なり。小羽をもおなじく鷹の羽のごとくすゑまでとをすべし。小羽をとをさで羽中にてとむること當流にてはなきことなり。かぶら一の時は。内むき外むきいづれもさだまらず。何もくるしからず。但外むきを可用なり。外むきは陽なり。一手の時は一は内むき。一は外むきたるべし。

一四たての矢には何もはしり羽内むきならば。小羽も内むきたるべし。また走羽外むきたらば。小羽も外むきたるべきなり

一篦はしらのたるべし。はずはふしはずなり。しら篦本なり。但はずのなり。例式にはかはる也。はずさき征矢のごとくたるべし。當のふしはずにはかはるべし。

一はぎの事はかた手いとにてはぎて。あかうるしにぬるべし

一ふしは羽中をしやうすべし。いくふしとはさだまらぬなり。但三ふし可然。羽中一所。す

げぶし一所。篦中のふし一所。以上三所なり。但羽中のふしとすげぶしを本にして。四ふし五ふし篦にてくるしからず。

一矢づかの事。例式の我矢づかより二ふせをきて。矢づか卷とて。かた手いとにてまきて。あかうるしにぬるなり。まくひろさ三分たるべし。二ふせながくして。矢づか卷する事。かぶらのからにかぎりたることとなり。こと矢にあるまじきことなり。又かぶらのきはにねだまきすべし。かりまたのねだまき半分たるべし。

一かぶら矢にかぎりて。二ふせ矢づかをながくして矢づか卷とてまくいはれは。かぶらにてはきしやうの物。其外大事の物をならでは射ぬことなり。わが矢づかをば弓の木中へひつかくるほどにするが本儀なり。ひつかくれば。矢筋もちがひ。かぶらにさゝへて。矢づかもひけぬなり。さる間わが矢づかのきはを矢づか卷とて。木中へひつかけて。かぶらにはあたらで。矢づかをよくひき。心安射べきためにて。昔より二ふせながく仕來るなり。當流の秘說なり。

一かぶらのからを。篦をさはし〔に脫歟〕もする也。のご ひ篦にもするなり。いづれも是は略儀なり。はずは節はずなり。腰卷にうるしをたむるなり。はずのなり。口傳あり。

一走羽に眞羽を付る也。小羽にきじの引尾をも付るなり。め鳥おとり同事也。これは略儀なり。鷹の羽山鳥の引尾本なり。

一鏑の長さ三ふせなり。目は二なり。鹿の角にてつくりて。三方にぬたを殘すべし。是は當流のかぶらの本也。根本は八目。其後は五目四目三目にもくりたる也。今は二目を本とする也。ほうの木にてくる事あり。これは流鏑

馬神事の時用也。
一かりまたの寸法。いかほどとはなきなり。
一かぶら矢のこと。如レ此こしらへて。うつぼにすべきこと本儀也。當流秘説なり。二ともさす事あるべからず。
一かりまたのからの事。前にしるし置鏑のからに少もかはる事なき也。白箆本なり。但かりまたのからには。くつまきねだ卷あるべき也。くつ卷二ふせ。ねだ卷一ふせたるべし。但ねだ卷は一ふせより長く卷たるがよきなり。なりはへいしなり。中をたかく矢さきのかたへ五卷。くつまきのかたへ七卷たるべし。如レ此へいしなりに卷事。かりまたのからにかぎりたる事なり。こと矢へいしなりに卷事あるべからず。はぎめのごとくあかうるしにぬるべし。へいしなりにまく事。かぶらをへうしたる儀なり。人のしらざること也。

一笠懸がら。犬射がら。引目柄。これらをからと云べし。其外の矢どもをば。のと云字を入てかぶらのから。かりまたのから。四目の柄。征矢のから。けんじりのから。じんどうのからなどといふべきなり。
一征矢のこしらへ様の事。箆にはふしかげをぬるべし。はずはよはず。ふしはおつとりいふしを本とすべし。いくふしのとは不定。但おつとりのふし。すげぶし。箆中のふし。以上三ふしの可レ然。おつとりのふしの在所は。もとはぎの下の卷どめより一そくばかりあはひを置て。おつとりのふしを置べし。但しかといかほどとは不定なり。一そく計可レ然。少のあがりさがりはくるしからず。はぎめはす卷黑うるしたるべし。くつ卷同前。ねだまきはゑりいとにて卷べし。赤うるしなるべし。くつ卷二ふせ。ねだ卷一ふせたるべし。

一羽は眞羽本なり。切符。中黑。其外何をも眞鳥の羽を付べし。但きりふの羽を付る事。ことなるくはしよくの儀なり。

羽よの長さ九分計あまり。羽くき一分計。

羽とをりよりこなたを羽よと云。

羽さきのなり。かうがいのさきを二ツにわりたるやうなるべし。

本はぎの羽ぐきの也。かうがいのさきのごとし。

これはをひそや。またうつぼにさすそやの事なり。むかしはなに矢も。はず卷は三分。うらはぎ六分なり。もとはぎ一寸二分。次第々々に一ばいづつにはぐなり。はずをば。はず卷一ばい。けらくびは。はず卷ほどにはぐ也。これは本也。但もとはぎなどあまりながくて。見にくきとて。みはからひてこしらゆるなり。

一白箆の物又のごひ箆に口をほる事なき事也。

一根は丸根なり。ねのさきあまりにまろければ。ゑびらにさゝれぬなり。ねの大小弓によりて。又人のこのみによるべし。

一とがり矢の事。ふしかげをぬるべし。はずはよはず。ふしはおつとりを本とすべし。いくふし箆とは不定。但おつとりすげぶし。箆中のふし。三ふし箆可然。黑うるしたるべし。ねだ卷はよりいとにて卷て。あかうるしにぬるべし。これまでは何もそやにかはる事有まじきなり。はぎやうは四立なり。羽は鷹羽な

り。小羽は山鳥の引尾を付なり。小羽をもうらはぎまでとをすべし。羽中にてとむること當流にはなき事也。とがり矢は一手の物也。羽は的矢のごとく。一はうらむきたるべし。又一は外むきたるべし。何も内むきの由中人ある間。度々尋申處に。すでに一手ある物にてある間。外むきと人申とも當流には無存知よし被仰なり。

一とがり矢をゑびらにさす在所あり。別紙にしるしをくものなり。

ますするなり。竹は枝のあるを可用也。ぬるべからず。しろかるべし。はぎやうは何色にてもあれ。色糸にてはぐべし。はずまきも同色いと也。羽は眞羽なり。篦のふしは羽中本也。すげぶしと羽中と篦中ふしと。三所ある篦にてすべし。

一羽に鵠の羽をも付るなり。くるしからず。但略儀也。

一小笠懸のからにふしかげをとりてもするなり。但略儀也。それもはずはから竹なるべし。

とがり矢のなりおよそ。

一小笠懸の矢のこしらへ様の事。篦はこがし篦なり。はずはから竹のふしをけづらで。其まぬるべからず。白かるべし。ふしをさはしたる時はかはにてはぐなり。色いとにてはぐ

まじき也。但色いとにてはぐもくるしから
ず。さはしのの時は糀しかるべし。
一引目の事。目は九目也。目の上一所。目の下一所。篦口一所。以上三所しづめてまきて。卷目の見えぬやうに布をきせて。地をしてくろうるしにてぬりて。らういろをとるべし。引目の寸は四寸也。かねの定。但昔より四寸とは定をかれたれ共。大小の事は弓の力によりてもすべし。少のよりのきくるしからず。又目を七目にもするなり。但略儀なり。
一的矢のこしらへ樣之事。さはし篦たるべし。すげぶしをしやうすべし。ふしはすげぶし。篦中のふし。羽中のふし。三ふしの本なり。はずはふしはずたるべし。ふしをばけづるべし。羽は眞鳥羽本なり。殊きり符可レ用。すげぶしほどらひ三ふせ可レ然。くつ卷をばくろくぬるべし。

一のごひ篦にもする也。但略儀也。圖的などの時はぐるしからず。それもしきのくじまとなど。又は百手などの時は。のごひ篦にては射まじきなり。御所的などの時は。中に及ばず不レ可レ然也。
一矢に鷹の羽付る事。とがり矢。かぶら矢。かりまたがらなどには。鷹の羽付る事本儀なり。其ほかは略儀なり。的矢に付るも略儀なり。犬射がらのませきの時。はしり羽一付るならでは。矢につけまじきなり。じんどう。笠懸がら。そや。其外何矢にてもあれ。鷹の羽付る事あるまじき事なり。此謂は尋申處。昔より如レ此申來事と被レ仰候也。
一山鳥の尾矢に付る事は。とがり矢。かぶら矢。かりまたがらの小羽に付るなり。本儀なり。其外皆山鳥の尾にて矢はぐ事あるべからず。但じんどうなどは略儀なれどもくるしから

ず。是は近年じんどうに付來なり。

一笠懸がらの事。さはし篦本也。ふしは羽中をしやうすべし。三ふし篦本也。のごひ篦略儀也。はずは的矢のごとくたるべし。

一羽の事。眞羽本なり。鶴の羽略儀なれどもくるしからず。ことに鶴の羽かさけがらに賞翫せらるゝなり。

一引目赤うるし本なり。はれの笠懸などの引目には。どうまきしげくしたるにていまじき也。

一矢の羽だけの事。四寸本なりといへども。是は子細ありて中事也。矢によりて見はからひてつくべし。そやなどの羽だけは。五寸あまり可然候。さて笠懸がら。犬射がらの羽だけは。四寸一二分可然。〔はま〕かねの定たるべし。

一犬射がらをませまぜにはぐ時。走羽には鷹羽。外がけには眞羽。弓ずりには染羽を付べし。ませはぎに如此はぐ事。犬射がらならではあるまじきなり。又年よりなどは。走羽に鷹の羽を付て。のこり二の羽に眞羽を付たるもよし。又走羽に眞羽を付て。残二の羽に鶴の羽などをも付べし。是等は皆々略儀なり。はれの犬の時は射まじきなり。撿見鷹の羽よとふこと。ませはぎの時の儀なり。

一ませはぎに鷹の羽と鶴の羽と二色にてはぐことあるまじき也。眞羽本たる間。眞羽一ませてならではぐまじきなり。

一少人などの犬射がらをば。皆染羽にてもはぐべきなり。但略儀なり。細々の犬などにはくるしからず。みな染羽の矢を撿見とふ時は染羽よととふなり。ませはぎの時はとふまじきなり。皆染羽にて矢をはぐ事。少人の時犬射がらならではあるまじき也。略儀也。

一染羽には眞羽のしら尾をそむるなり。少人

のためなどには鴇の羽。鷺の羽もくるしからず。但略儀なり。こうの白尾をも染るなり。

一矢に三付る羽の名の事。はずのとをりに付るをば走羽と云。外なる方に付るをば外がけと云なり。うちになる方に付るをばゆずりと云なり。

一矢の羽にやり羽といふ事あり。とがり矢。かぶら矢。かりまたがらにかぎりたる事なり。これは何も四たてにはぐ矢なり。此時も走羽。とがけの小羽。弓ずりの小羽と云なり。矢をはめたる時。走羽のとをりの下に付たる羽をやり羽といふなり。されば四たてにはぎたる矢ならでは。やり羽といふことなし。三たての矢にやりはといふ事あるべからず。これは秘說なり。

一うるしはぎの事。的矢。笠懸がら。犬射がら。是はみなかははぎの矢たる間。何もうるしはぎをして持べきなり。雨雪儀にふらば可ㇾ射ためなり。いとの上を何もこき赤うるしにぬるべき也。雨ふらぬ時。うるしはぎ射る事あるべからず。

一引目の本說の事。別紙に注置なり。笠懸は賴朝の御代より射はじめらるゝなり。犬追物は先代の時より射はじめられたり。其後あまりに引目もこぼれ。篦もおるゝ間。大儀たるよし皆々申合。篦もしらのになり。引目も黑く。さうになされたり。引目赤うるし本なり。笠懸引目にて射はじめられたるにより。赤うるし本也。

一犬射がらは白篦たるべし。羽は眞羽本也。犬射がらにきりふなど付る事あるまじき事也。但　公方樣又は管領などの事は不ㇾ及二是非一なり。少々の人は不ㇾ可ㇾ然。

一犬射がらは。糀はぎなり。口うるしさす事略

儀也。また色いとにてもはぐべきなり。是も略儀なり。はれの犬などの時はいまじき也。

一犬射がらをこがしのにする事くるしからず。但略儀なり。また無用なり。

一とがり矢。そや。百矢などをば。おつとりのふしを本にすべし。犬射がら。笠懸がら。小笠懸のから。かぶら矢のから。かりまたがらなどをば。羽中を本にする也。的矢じんどうは。すげぶしを本とする也。

一大的串。笠懸串。丸物ぐしの木の事。ひの木本也。日記にはなに木とはなけれども。むかしよりもちひつけられたる事。

一大的のくしは白かるべし。木色なり。笠懸のくし。丸物の串。黒くぬるいはれ尋申處。本說存知なきよし被仰。的丸物笠懸の串の事。しきのくしのごとく。竹にてゑりぬきても立るなり。くるしからず。但略儀なり。ふとさ其外ほどらひをば。しきの串のほどらひにすべし。

一おりかけぐしの事。草鹿。丸物。大的。笠懸などの時儀に串そんじてことをかくことあり。そのときの儀なり。地より上の寸法。しきの串のほどらひにみはからひてすべし。ふとさをもしき串ほどなる竹をすべし。よこ串の分をば前のくしを折かけて。後の立串までとをすべし。後のかくる串は。よこ串のなからたるべし。前のくしにてはとをすまじき也。かさねやう。前の串ばかりおもてへみゆるやうになしてかさぬべし。後のくしは後の方になるべし。ゆひやうは繩にて三卷づつ卷て。それも後のかたにてゆふべし。中一所。兩方のはし一所づつ。三所ゆふべし。かけむすびにゆふなり。竹を少きざみて。はたらかぬやうにゆふなり。又ゆひめの下にみえぬや

うに竹くぎをうちてよきなり。これは故實なり。

一弓の力の事。常に二人力。三人力。一張力。一張きながなど人いふ事いはれぬ事なり。いかほどの力を人の一張の力といふべきぞや。をしたて一張力といふべき事、いひがたき子細なり。物語などには我等が仕候弓二張合たるほど。三張合たるほどともいふべきなり。

一弓を一力二力といふ事は。弓をけづりたる木竹のくづを両方の手にてかいかにきりて。手の内一はいあるを一力と云なり。つよくもにきらず。そともにきらず。よき程ににぎるなり。されば弓の一ちから二力などと云事は弓をけづりてならではしらぬ事也。

一二人ばりと云は二人してはる弓をいふなり。三人ばりとは三人してはる弓を云也。一張を四人五人してはる事あるまじき事なり。されば二人ばり三人ばりとはいふべし。四人ばり五人ばりといふ事あるべからず。

一矢づかなんぞく引てなど人の云事。是は云まじき事なり。人の手の大小によるべし。一束もとりやうにもよるべし。わが矢づかにてもあれ。又人の矢づかにてもあれ。よく存知したらば。我手になんぞく候といふべきなり。

一二の矢と云事。たばさみたる矢をいる事中に及ばず。ゑびらにさしたる矢にてもあれ。うつぼにさしたる矢にてもあれ。矢一射てやがている矢を二の矢と云なり。少も逗留あらば。二の矢にてはあるまじきなり。

一すがりまたと云事は。かぶらを射て後。やがてかりまたを射るをすがりまたとは云なり。たゞすがりまたと云事はあるまじきなり。かぶらを射て。二の矢にすがりまたを射てなどとは云也。されば跡部孫三郎きつねを射た

るにも。きもだましゐも尾へゆけと。かぶらにてみゝ二のあひをばひかせて。二の矢にすがりまたを射て。狐の尾を射切たるなど。物語にもかたる也。

一弓をはる時は。うらはずのつるわをよくみて。すぐにかゝりたらば其まゝをき。ゆがみたらばなをして。すみのほ〔ほ歟〕しらに弓のうらはずをあてゝ。左のひざにあてゝ。右の手にて弦を取てくはへて。弓をひざに押あてゝをして。右の手にてつるをかけべし。さて右の手にてにぎりの下をとりて。左の手をそのまゝをきて。次第々々に弓を上へとりあげて。はりがほをみべし。わろくはそのまゝ弓を下にをしあてゝなをすべし。なをしなをす時は。立ながらも又ひざまづきてもなをすなり。北にうらはずをむけてははるまじきなり。かげよりはりていだすべし。但前にてはれと所望あるは。前にてはるべし。貴賤の人のゐたる方を後へなしてはる事あるまじきなり。但たとへ後へはなるとも。北へむけてははる事あるべからず。はりて後。すはうの袖にて弓のほこりをしのごひて出すべし。つるをと少二三すべし。

一弓を主人又は貴人などに出すには。ちとひきてみて。さて出すべし。引て見る時は。我かほに引こして。かたまではひかぬ事也。主人立てあらば提ても出すべし。立ながらも出すべし。是は不定。但提て出したらんはよかるべし。しきの御的の時は。立なら〔ながら歟〕いだす法なり。當座にて時としてはりていださば。とうばいの人にもつる打して少引て出すべし。他人の弓をひかざれと云事はあれども。此方よりはりて出さば。引て出すべし。

一弓をはりてつるをくひしめすと云事。うらは

ずよりまづくひしめすべし。うらはずより本のかたへ二三寸ばかりくひしめして。さてその口にてうらはずの方へくひしめすなり。そとへしはつるなり。其後本はずの弦をくひしめすなり。それも二三寸ばかり。まづにぎりの方へして。さて次はずのかたへして。さてとむるなり。上下ともにそとへしてとむる也。其後さぐりの下をくひしめして。さてゆびにてつるを下へこきさぐるやうにするなり。

一當の引出物に弓ばかりをも出すなり。こしらへたる弓ならば。つるをもぬるべ（き脱）なり。にぎりより七八寸上をかうよりにて弓とつるの間をちがへて。うらの方にてひぼむすぶごとくゆふなり。にぎりをば卷まじきなり。たとひ卷たりともほどくべし。但當座にて所望の弓などをばはりても出すべし。にぎりをも其まゝ置べし。白木。そばしら木。むらこきなど出すには。しらつるをかけべし。

一弓がけに弓をかくるには。うらはずのかたを北へかけぬなり。其外は無子細なり。

一下人にうつぼつけさせて弓持すべき樣の事。弓をたてゝ。つるをさきへなして。にぎりの下邊を右の手に持すべし。かたにかづきて持すべし。馬よりさき右の方に持すべし。又馬の跡にももたするなり。

一弓袋にに（衍）入たる弓を。下人にもたすべき樣の事。弓をたて。前竹をさきへなして。にぎりより下を持すべし。はり弓のごとくもたすべし。又外竹をさきへなして。かたにかづきてもたせてもくるしからず。略儀なり。

一うつぼに矢をさすべき次第の事。そやをばいち下にさすなり。一とをりにも三とをりにも箭數によりてかさねてさすなり。いくつとは不定也。但十ばかり十二三までの事な

り。矢の数さだまらぬなり。其上ににかりまたをさすなり。かりまたは二も三も身よりの方をあげてさしかさぬる也。かぶらをさすには。かりまたの上にまん中に一さすべき也。又そや七九など半にある時は。うつぼの外の方にかさねてさすべし。さしかへすといふ事は此儀也。又かぶらをさす時は。かりまたのあはひ少あけてさして。まん中に鏑をもさすなり。かぶらは一ならではさゝぬなり。

一うつぼに矢を六さゝぬ事也。うつぼにかぎらず。じんどう木鋒など。小者にさゝする時も。六はさゝず。當流にむやとていむなり。

一うつぼの上にじんどうさすべき事。二もさすべし。むちをさしそへべき也。むちをさゝずして。じんどう一手さす事あるまじき也。又じんどう三もさすべきなり。四さす時は鞭をさしそへべし。むちをさゝずして。四さす事有まじきなり。又じんどう。さして。鞭をもさす也。たとひじんどうをさゝずとも。むちはさすべきなり。うつぼをつけて鞭をさゝぬ事はあるまじきなり。よく／＼心得べし。たとへ鞭をさすとも。じんどう六さすことあるべからず。鞭をばかならずさすべきことなれども。しせんじんどうばかりさす時は。じんどう一三五などさすべし。じんどう二四六などは。むちをさゝで。さすことあるまじきと也。木ほうなどさす時は。じんどうさすと同心得なり。

一むちとじんどうとさす時は。鞭を身にそへてさすべし。

一うつぼを付ては。鞭ばかりさすこと可然なり。ことに年よりなどしかるべきなり。

一じんどう小者にさゝする時は。まへにしるす心得なり。かはる事あるまじきなり。廿三十

もさゝすべきなり。さやうにおほくさゝする時はつくねてさゝすべきなり。小者にもじんどう二四六などはさゝすまじきなり。鞭を小者にさゝする時は一二四じんどうさゝせたるもくるしからず。

一じんどうをば。わがさすか。さなくは小者にさゝする事也。さるによりて。うつぼにはいれぬ事也。但雨などふる時は。うつぼに入たるもくるしからず。それも略儀なり。遠矢など入ても不苦。

一遠矢のいやうとてはなきなり。弓をばかならず射かへすなり。

一野山又旅などにて小者中間に引目をさゝする事くるしからず。弓にとりそへて持たるをさゝする事あるべきなり。一二は不苦。

一四目をばうつぼの上にもさすべきなり。又小者中間にもさゝすべし。数はじんどう同事也。

一小笠懸は。ふせ鳥をへうしているとなり。

一大的。丸物。草鹿。笠懸などにも。あづちといふべきなり。まとばと云事あるまじき也。但大的計などの日は。的場といふてもくるしからず。それもあづちと云べきこと本なり。

一常に人物語に弓がへしと云事。いはれぬいひ事なり。弓を射かへしてといふべし。

一じんどうを射るといふ人あり。云まじき事なり。弓を射てとはいへども。じんどうを射てとは云事なし。的を射て。丸物を射て。草鹿を射て。はさみ物を射てとは云なり。じんどうを射てと云事あるまじきなり。

一ませはぎのからとはいふなり。わり合のからと云事いふまじきこと也。但鷹の羽。まとり羽。染羽をわり合て。ませはぎにして仕て候などといふべきなり。たゞわり合のからと云

まじき也。
一かりといふは。鹿がりの事也。其外あるひは鷹がりなど。其名をあらはすなり。
一野山のかりの籠手は。すあをの袖のちいさきものなり。左の袖へぬひつゞけたる物なり。指にかくる革もなし。今ほどのこてをばさゝぬなり。むかしのこてと云は。たゞすあをの左の袖をちいさくぬひたるなり。
一かりばの縁は。昔かぶら箭をも給たる例あり。又太刀かたなをも給たる事もあり。惣而何とは不定。給候やうも不定事。
一かりことばにうつにひかゆるといふことは。馬上のことなり。うつにひかへたる時。身とをりよりは。おしもぢりのやうに矢をはなすことあり。それをばひらきでと云なり。又馬のかしらのとをりなる。さきなる物をいるをば。つぼみでといふなり。射やうはみすみたちたるやうなり。ひらきでにて射て候。つぼみでに射て候など物語にはかたる。かりには弓を射かへさぬなり。
一一ひきの物をば射ぬなり。とをすべし。其謂は。一ひきの物をいれば。殘の鹿かならずなげ返すなり。さるによりておつれより射るなり。一ひきとは。一番にとをる鹿のことなり。おつれとは。二番目よりとをるをいふなり。
一かりぐらといふは。鹿がりにかぎりたる事也。さればけふのかりぐら。昨日のかりぐらなどといふなり。かりぐらとは。かりの惣名なり。
一こと葉にめかとはいふべし。めかといへばとて。おかとは云まじきなり。大お鹿と云べし。只又しかと云まじきなり。しゝを谷よりおこしてなどいふなり。
一かりことばの事。大むれが谷よりかいてあが

る所を何と射て。かさからせこが巻おとして。一ひきの物をとをして。おつれよりいてなどと。詞につかふべし。かりそめにも。あだことばつかふまじきなり。さればかりの事など。物語に申出すべからず。よく／＼可存知なり。

一しがきにうちてといふ事あり。これはかちだちの人をいふなり。

一さかない馬にのりておとしかけてなどといふ事。さかない馬とは。駒馬をいふなり。

一里おつる物と云は。谷をくだりにはしること也。はしりたちて行ともくるともいふは。谷より山へはしりあがる物のことなり。

一こがされてと云は。白毛又はしる跡を射るを云なり。あたりもせよ。又はづれもせよいふなり。

一嶺こす物と云は。山をはしりこゆる物なり。山にそふものとは。山の腰によこざまにはしるものをいふなり。

一尾をこす物とは。山の尾をこす物のことを云也。落かゝりてくる物とは。山より谷へはしりくだる物をいふなり。

一かりばの時。むかばきは夏毛を用る也。但秋ふたげも不苦。むかばきの切様。例式に不可替。鹿笛の事。かり人の中は。はやるけいせいのあしだにてつくりたるがよくよると申なり。又はじめて人のつくりたるも能よると云也。

一巻めの鹿とは。いまだ巻おとさず。山の嶺などにせこの中にまじりてあるをいふなり。巻めの鹿を嶺よりまきおとしてなど云なり。

一朝はみより本山へ帰るところをいちひきをとをして。おつれより射てなどと云也。

一おほづれとも云べし。おほむれともいふべ

し。同事なり。五かしら六かしらの時云なり。十かしらの時不及申候。二かしら三かしらの時は云間敷なり。

一しゝをばいくかしらと云なり。引さきとは。鹿のかしらを申なり。

一鹿を射て矢ごたへするには。かほをおふのけて。あゝと矢ごたへをするなり。馬の足をもいだすべし。如此被仰時。いとりの物を二の矢をもつがひて射べき所に。矢ごたへして馬の足を出す事いかゞと不審申所に。矢射つけてやる上は。そのためのせこなり。その鹿をばせことゞむべきなり。

一矢ごたへをして馬を出す事。射手のきぼなりと被仰候なり

一あゝと矢ごたへをする事。鹿に限たる事也。こと物にあゝと矢ごたへする事はなきなり。しがきにたちても矢ごたへすべし。しがきとは。かちだちにている時のことなり。

一鹿にあたりたる矢。かにぎいとをしたる時も。さらに矢にちつかぬ事あり。矢四五もいかけたる時は。いづれの矢あたりたりともしりがたし。然時は我が矢にてあたりたればとろんずる事有。其時はながみを取出して。矢の羽のくきとのあひをのごひてみるに。あたりたる矢にはかならずかみにち又は所によりてあぶらなど付べし。たゞはみえぬ間。かやうにのごひてみる也。又矢のねをぬきてみるに。あたりたるには。かならず篦じろ。篦がつきにちつくべし。

一鹿に同じやうに二騎も三騎も矢を射つけてやりて論ずる時は。矢ごたへをちやくとしたる。はやく射つけたるにてあるべく。その爲の矢ごたへ也。

一まへをきの物と申は。うさぎ。狸。狐。おほ犬。

ゐのしゝ。此五色のこと。是等をば。おこいて射と語なり。

一前おきの物を射ても。矢ごたへをして馬足を出すべし。矢ごたへをするには。犬追物の時のごとく。左へくびをつくりて。おゝとながくするなり。これはあまた射あてたる時。論ずる事あらば。はやく矢ごたへしたる射手。はやくいつけたるにてあるべし。馬をいだして打かへる事ありがたし。但時宜によりうち帰ることあらば。犬追物のごとく弓手を射ては馬手へ折。馬手を射ては弓手へ馬を出すべし。すがひ弓手馬手ぎれにていたらば。何と馬をおりてもくるしからず。

一鹿にてあれ。又前おきの物にてもあれ〔衍歟〕れ射たる時は。いかにも馬を出し度とも。あるひはがけがんせきにて馬をいだしがたくは。馬をば出さず共。矢ごたへをすべきなり。

一前おきの物射る矢の事。何矢もくるしからず。かりまた。そや。けんじりにて射べし。いとるべきためにいるは。ひも袖をおさめて。かたをぬぎていべきなり。

一前おきの物を引目。しめ。じんどうなどにている時は。かたをぬがで射べし。

一いとりの物には矢所をきらはずといふなり。すがひ馬手弓手ぎれにて射べき也。但このむ箭所にはあらず。同は手縄をつがひ。馬手にもあふて射べき事可レ然候なり。

一射付てやると云事は。鹿まへおきの物にかぎりていふなり。たとひ矢をいとをしても。矢を射つけずとも。又矢射付て　たちたりとも。射付てやると云べし。これはそや。けんじり。かりまたなどにて射たる時の事なり。前おきの物など。しめ。引目。じんどうなどにて射あてたりとも。射付てやるといふことあるべか

らず。犬追物の時中まじきことなり。
一笛の鹿の矢所の事。いかにもやさきをさゝえて射たりとも。まん中にあてがひて。矢をはなさばはづれべし。矢所鹿大きなりといへども。四五寸の間ならではなし。馬にとらばかたのかみはづれよりくらしたへよりて。四五寸の間あてがひて。矢をはなさば。しゝなぐるともはづれまじきなり。
一大事の物をまことに射あてんと思ふ時は。矢づかを少引殘して。まむきに物を見べきなり。にあひもろめにてよくみんためにて候。秘すべきなり。
一弓返しをば大事の物いるにはせぬ也。そのゆへは。射はづさば。やがて二の矢をつがはんためなり。弓返しをしては。おそくつがはるるなり。
一ふせ鳥かけ鳥をいる時は。かぶらかりまたにて射べきなり。本儀なり。そや。けんどりにていることは。りんじの儀なり。くるしからず。
一ふせ鳥をいる時。馬にのりたる時は。よきほどにては。馬よりおるゝ事あるまじきなり。馬の上にて射べきなり。ふせ鳥をいる矢所のこと。ふしたる鳥をまはして。前後よりいるなり。前からははしを射さげと云。後からは尾を〔符號〕射さげと云なり。ふせ鳥にかぎりたる事。弓手にまはしてふせべし。そばがけなどのきはに鳥あらば。それも弓手にいるやうに馬をおりかけ〳〵まはして。鳥をふせて前からも後からも可ㇾ射なり。そばよりよこ鳥に射まじき事なり。もし馬よりおりている事あらば。沓をばぬぐまじき也。但水田などの所にてはぬぐべきなり。主のともしたる時。馬よりおりているは。沓をぬぎて射べき也。

一ふせ鳥などを馬よりおりてかちにて射ば。左ゆがけをとるべし。捻而馬よりおりて物を射ば。左のゆがけをとるべきなり。但物によりてをそくならば。其まゝ射べきなり。

一かけ鳥を射るには。よこ鳥にそばよりいるなり。馬にのりたらば。手綱をつがふて可射なり。鳥にむかふて矢をはなすまじきなり。むかひて鳥の立はしる事あらば。左手綱をつがひて馬をばまはし可射。鳥に早く逢ふ也。

一ふせ鳥かけ鳥いる時は。馬上にても。例式かちだちの時のごとく。ひもをときて弓を右へ。わたして。手綱にとりそへて。まづ弓手の方のひもを刀のこじりにかけて。前へとりてかちだちの時のごとくおさめて。さて又馬手のひもを左の手にて卷て。例式のごとくすあをと小袖とのあはひへをし入て。さて刀のこじりにかけて。前へとりて。これもかちだちのごとくおさめて射べし。かちだちにている時も ひも袖をおさめて可射なり。いそぎてひも袖をおさめ度時は。ひもをほどきて弓を右の手にとりそへて。鳥をふせ〳〵はだぬぎて。先弓手の ひもを袖ともにひとつにとりて。例式袖をおさむるごとく刀のこじりにかけて。前へとりておさめて。其後馬手のひもを例式のごとくおさめているなり。此おさめやうは。しき〳〵にあらず。いそぐ時如此もする也。

一ふせ鳥といふ事。鳥と鶉と二つならでは ふせていると云ことあるまじきなり。能々可心得。

一鳥にてもあれ。鶉にてもあれ。見付たる時 めをつくとも。又目をつけたるとも云なり。鳥にいふまじきこと葉也。空とぶ鶉鳥をばはいふまじき也。

一ふせ鳥可射時。めん鳥とおん鳥と二つならびてあることあり。其時には。春夏はめ鳥を可射。秋冬は男鳥を可射なり。如此定まれども。いづれの鳥にても。立あがらば先それを可射。

一かりまたたばさむことは。かけ鳥ふせ鳥などいる時に。かりまた。けんじりなどを手ばさむ也。つがふときは。手をあふのけて。以前手ばさみたるまゝ。かりまたのかたをつがふべし。又かりまたをたゞ腰にさす時は。羽のかたを腰にさす也。さて此矢をつがふ時は。手のうらを上へなして。矢をとりて。其まゝつがひて可射なり。

一小鳥などはだぬがで射るも不苦。鶉まではかたをぬがずいるも不苦。鳥などに肩をぬがでいる事は有間敷事也。小鳥鶉などにも肩をぬきて可射事本儀なり。又ひも袖をおさめずしてかたぬぐ事有まじき事也。小鳥鶉などぬがでいる時は。ひもを懐へをし入て可射也。

一其又貴人など。何鳥をも射て。いまだ其鳥しなずば。矢取ころして矢にそへて持て可出。

一木鳥いる次第の事。鳥にむかひ馬をよせて馬手の手綱をつがひて。弓手に見なして馬手へさがりて可射。惣而木鳥をいる時は小鳥にてもあれ。ひも袖おさめて。はだぬぎて可射也。はだぬがでは射まじきなり。

一水鳥をいる事。水にある鳥を其まゝ射べきとも又をひたてゝかけ鳥に可射とも。射手のまゝなり。それもひもをおさめて。はだぬぎて袖をおさめて。かぶらにてもかりまたにても可射なり。船中にている時は。弓のもと船につかへて弓引にくし。弓手の方のひざをよく舟ばたに押あてゝ弓を引べし。又馬上に

てもかちにても可レ射也。射様にことなる儀有べからず。水へ入ところにて弓をひきて。出るところをいるといへり。故實也。

一船中にて弓返しをばせぬ事也。はじめ一番いる時の儀なり。舟にてかへると云事を斟酌の儀也。

一こうしを可レ射様の事。さくりにのりてをふ也。かならずをはれて立むかふなり。其時手綱をつがひて。弓手にても馬手にても。こうしのなげ返すやうによりて可レ射也。時宜によりてすがい弓手にも可レ射也。矢所はくびと又はひらもゝを可レ射。矢所は二所ならでは有べからず。引目又は矢頭にて可レ射なり。はだぬがでいる也。昔は犬追物已前には。小牛を射たるなり。

一射まじき鳥の事。鶯。鷹。とび。ふくろふ。みゝづく。いしくなき。庭鳥。木ねづみ。むさゝび。鷹の事は不レ及レ申。此鳥どもをば射まじき也。木鼠をいぬ故は。聖武天王鐵城をかぶりあげたる其謂に射まじきに被二定置一たる也。烏一性者なり。

一矢開にせざる鳥の事。鶉。鶯此二つ也。殊人無二存知一事也。此謂尋申處。昔より矢開にもちひざるよし申來と也。〔詞歟〕語は不二存知一由仰られ訖。

一矢開に用る物の事。取分一鹿。二雀也。しゝをば身をとりて。まな板にすゆるやうに。しゝをすゆる也。

一一手じんどうにて。しきのはさみものを射ては。ひやうはたと射てと云也。はづしたるときは。ひやうすつとはづしてと云なり。

一四目にてしきのはさみ物を射ては。ひひはたと射てと云也。はづれたる時は。ひすつとはづしてと云也。

一じんどうにて草鹿・丸物・鳥。菟・狸・木草の葉。はながみふせいの物をいては。ひやううすつとはづしてと云也。

一かぶらにて物をいては。ひふつといてといふ也。やぶさめの的に射あてたる時は。ひはたと云なり。はづしたる時は。ひすつとはづしてといふなり。

一四目にて草鹿。丸物。鳥。菟・狸ふせいの物をいては。ひしひしと射てと云なり。はづしたる時は。是もひすつとはづしてといふなり。

一かりまたにて物をいては。ひやうふつといてといふなり。はづしては。ひやうすつとはづしてと云也。

一そや。けんじりにて物を射ては。ひやうつばと射てと云なり。はづしたる時は。ひやうすつとはづしてと云。何も〳〵物々によりて。言葉かはるべき也。

一丸物日記には。丸物射手と有べし。事の字は犬追物手組事と書ならでは有まじき也。笠懸の日記にも笠懸射手と計書也。御的の日記にも弓場始射手と云也。百手の日記にも百手射手と計書也。はさみ物射時も日記有。はさみ物射手と計有べし。事の字有まじきなり

一笠懸的・草鹿・丸物。はさみ物など。日記を付て射時は。大勢の時は紙一枚にかゝれぬ時二枚にても三枚にても。おくへそくひにてつぎて日記を付べし。紙をつぐ事法にあらねども。大勢の時はつがではかなはぬなり

一三物とはやぶさめ。笠懸。犬追物事也。但近年は流鏑馬まれなる間。犬笠懸かちだちをも云也。

一五物と云は流鏑馬。笠懸。小笠懸。犬追物。かちだちの事なり。

一武田小笠原兩流のちがひたる事。犬追物に三矢。流鏑馬に矢ぬき出す事。三矢は下の矢を武田にはいるゝなり。矢をぬき出すに笠のはをきれといひて。矢を上ざまへいだすなり。小笠原には犬の三矢は一矢を賞する也。やぶさめの矢出すは。犬の二めのごとくさきへすぐに出す也。此二のちがひめなり。殘はいづれも同前なり。

一弓のさぐりは。むかしはなかりしなり。文王の御代より始なり。

一馬上にて弓持時は。馬の右のみゝをこすこさぬほどに可ㇾ持也。かしらたかく持たる馬の時は。馬の左のみゝより猶左に弓のするはずなる事もあるべし。

一雨ふりの時弓持事。雨笠より外には持ざるなり。笠のゑよりうちに弓を持なり。此時は弦をかさのゑにとりそへて持なり。

一同夜に入て矢をさしはぐるには。弓より外へ矢をなして。さしはげて笠をさす也。內にさせば。馬のかたにあたりてきるゝなり。

一うつぼのこんぼんは。かまと計をうつぼとて付たる也。それより前はなかりし也。たゞ箙しこなどをひたるがごとし。さるによりて矢種盡たるをやがて人みる間。なに矢をさしたるをも人にしらせず。矢をつくしたるをもしらせじがために。昔の人の故實にて當代のうつぼのごとく作なして。色々の革をかけ來るなり。それよりうつぼには何革をかくべきともさだまらざるなり。

一うつぼ付べきほどらひの事。矢をひたるごとく付れば。後へまはり過て。矢をいだしがたく。みてもわろき也。又あまりに前へよりたるもわろき也。かどに可ㇾ付。又かしら高につくれば。矢もいだしがたく。馬をはせまはれ

ば。矢もぬくる也。殊に歩射にて矢ぬくる時は。足のこうにも矢立。出し入もわろし。又かねに付たるがわろし。みよきほどに付べし。

一うつぼのをのこと。うつぼに付たるをば。ねをと云。後の腰にあたる緒をば。こしがはと云。それに付たる緒をうけ緒と云也。うけ緒をとをす前の緒をばかけ緒といふなり。

一馬の上にてうつぼ付て弓持ての時。中間に白木の弓をもたすべからず。ぬりたる弓を一張もたせて。其外馬の跡などに白木の弓を持するはくるしからず。捴而馬の上にて白木の弓を持事は有べからず。むらこきそば白木同前なり。

一うつぼを付ては。何をも弓に取そへぬが本なり。主の供の時。うつぼを付て引目じんどうなどをとりそへて持は略儀なり。又は尾籠の事也。尋常の時は。引目矢頭など弓に取そへても可ㇾ持也。

一馬の上にて弓を持て。人に禮をする時。弓をなをすとて。弓を少よこざまになをすなり。弓をなをさぬ尾籠なり。捴而弓のうらはよを人にはむけざる事也。

一主の供の時。腰當をする事すまじきなり。ことにゐぼし上下きてはすまじき也。但旅の時十徳などきては。してもくるしからず。

一馬のさきに弓をもたするは。我より右に持事は不審なりと云人あり。其故は馬の上へ取時は。左よりとるに。右に持事不審也。雖ㇾ然古來如ㇾ此右に持也。馬の上へ出時は。馬の後をとをりて。さて馬の上へ出す也。前よりも子細なけれ共。後より出したるがよきなり

一自然雨の手用の時は。弓を鞍の上に尻いしたにしくなり。弦の方を尻に敷なり。弓のかたは鞍のそとになるべし。弓のすゑはずの方左

の方へなるべし。さてとる時も左の手にて可
取也。
一じんどうなどにて物を射る時も二の矢と云
べし。三四にならば、又矢をつがひてとかた
るべし　總而物語に二の矢をつがひてと語る
べし。二の矢とはかたるまじきなり。
一征矢にはかりまたをばさゝぬ事也。
一征矢をばをふと云。うつぼをば付ると云な
り。
一夜引目いるには犬射引目本なり。けしやうの
物も笠懸引目より犬射引目におつると古人
申ならはしたる也。ちかき比如此のためし
おほきなり。
一ぬりたる弓に矢ずりかぶら籐などなきは略
儀也。細々の時はくるしからず。
一三的とは流鏑馬のこと也。又かちだちに小的
を三たてゝいるをも三的と云也。

一下地の馬と云事は犬に限ていふなり。條の
事にはいはぬ事也。笠懸によき馬などゝ云
也。
一つくり物などに大はざまこはざまと云は、的
あひの事なり。
一常の物語に羽一尻を一鳥と物語にする人有
更にしらざる事也。たゞ一尻といふべきな
り。
一羽のほそき方をばするもきとも。又のいき其
いふなり。
一弓を人に出すには右の手に持て出す也。我い
る弓は左に可持なり。
一引目のとうまきよりこなたをば篦ぐちの方
といふなり。
一とも革の沓などははれの時ははくべからず。
略儀なり。内々にては犬笠懸の時も子細な
し。

一帶に犬笠懸いる時のくらは。引はだの切付不苦。御手組又ははれの犬笠懸の時は。つゞら切付なるべし。総前つゞら切付本なり。

一かさがけ犬射がらなどをふしかげ取たる事つねにはすべからず。ふしかげ取たる矢などこ爪よる事あらば。染付たる所をば爪にあてぬなり。

一具足をからびつより取出す時は。先かぶとをとり出し。其後具足の袖を持上て。袖の下よりわたがみをとりていだすなり。人に見する時は。からびつのふたながら具足を置て。その上にかぶとを置て。二人してかきて出て。たゝみのうへに置て。前をみせて。さて左をみせて。さて右をみするなり。うしろをと所望あらばみすべし。其儀なくは。三方を見する也。自然ひつたてゝ見するも同事なり。からびつのふたながらたゝみの上にてをしなをしなをし見すべし。よろひをとりいだす時は。先かぶとを取出て。わいだてを取出て。さてどうを取出也。二人具足をかくしきは。跡を賞翫の人かくべなり

一かぶとを主人にみする時は。左の手を甲の内へ入て。緒をとりそへて。手のうちにすゆる様に持て。右の手をしころにそへて面をみせて。さて左の方をみせて。これもうしろを見せよと所望あらばみすべし。貴人などにみせ申時も如此みせ申べく候

一かた脊の禮と云は。でんがくさるがくふぜいの者などに馬上にてあひたる時。馬よりおるる事あらば。左の脊計をぬぎて禮をすることあり。是をかたぐつの禮と云也。但是は故實なり。さだまれる法にはあらず。おるゝ程ならば左右をぬぐべきなり

一神の前などにて下馬をすべきに。馬付すまひ

し。又主の供などしておるゝ事かなはずは。はきたる沓を左をぬぎて禮をすべし。

一主又ことなる貴人などの鞍置たる馬にのる時は。さしよりてのる時。鐙に手をかけてのる也。是は禮なり。

一矢のたふれたると云ことは。笠懸。的。草鹿。丸物にいふなり。其外にはたふれたると云事なし。

一ふくろふの羽をば何矢にも付ぬ事也。人を調伏する時の矢につくるなり。

一鹿の皮のくびかはをばくしがみともいひ。又くびかみとも云也。むかばき敷皮などの時云なり。

一うつぼにさす矢とてこしらへやう別にはなし。征矢をさすなり。うつぼにさしたるを見たるがよきとて。すげふしをそろへてするなり。さだまれる法にはなきなり。

一出陣の時乘べき馬。もしいばひ幷身ぶるひをする事あらば。そのまゝは出間敷なり。はるびをしめなさせて出べきなり。

的いる之事。

一前弓の時は。かずゞかの方に弓のうらはづ一尺ばかりをきて持せて。兩手にてひぼを解て。右のひぼを右の手に取て。さて弓にとりそへて。先左のひぼを刀のこじりより引とをし。まはして腰にはさむ也。右のひぼを左の手にてまきて。小袖とすわうとの間へをしいれて。かたの前おしこむなり。さて身づくろひ左の足よりはじめて。三足あゆみよりて。拇足を引そろへ。的を一目見て。又左よりふみ出し。よくふみさだめて。右の手にて弓をとり。かずゞかのきはに立也。弓をばゆび三つにてとるべし。我かたより少たかく三ッがな輪に立也。つるをば的の方へもむけず。又

さきへもむけずして。すみかけて弓をたつべし。扨はだぬぎざまに的を一目みて。おしはだぬぎ。すわうの袖のおりめをとりて。刀の小尻を引まはして。弓をかまへて一目見るなり。まづ定見所三ッ是也。はやにはとむき。乙矢にはうちむきを射る也。矢をさしはげざまには。先へひねりむけて矢をはぐる也。扨射果てゝすわうの袖をはさみたるをはづして。よくくつろげて。先右のかたへ手を入て。扨ひちしり左へおし入て。もとのごとくよく引なをして。左のあしよりひきて。扨右を引そろへて。よくゑもんをなをし。左よりふみいだし。三足あゆみ。本の座にかしこまるなり。

うしろ弓のたいはいの事。

一前弓のごとく何をもしていはてゝは。右の足より引そろへて。左をひきそろへて。又右よりうしろへしざりて。かしかしこまるべし。又うしろ弓の足引事は。いはてゝ後に引おし三足ばかり也。

ひとり弓のたいはいの事。

一的にむかひ。少めてをひらき。少すぢかひ様に畏て。まへ弓のごとくひもをおさめて。左よりふみ出し。何事もまへ弓のごとくして。射果て左の足より引。よくふみそろへ。又左よりふみ出し。扨右を踏出し。其あしよりうしろむきにもとの座敷に畏也。大人の前にても是也。外には有べからずとなり。くじ的のおほくうちならびたる中のいては。此ひとり弓の心なるべし。前後は二弓のたいはいなるべし。

一矢筒に的矢三手。其外にうるしはぎの的矢一手入べし。是は自然雨雪の時の用心なり。又一手じんどう一手入べし。

一かずゝかの高さ一尺貳寸。前後のあひ弓のたけ。後は扇たけあづちの方へよるべし。
一もしおち二人あらば。後に一づつ二所にならべてふるべし。
一三弓立にたつ時の矢代の事。ふり樣は先のごとく矢代の數をよみて。三に分て。三二をまへに合てふり。三一をうしろに合てふるべし。矢代のかず十五あらば。五組前にふりて二組とおちを後にふる也。若おち二人あらば前にひとりふるべし。ふりやう前と後とのあひ。矢代一組ほど引のけてふるべき也。
一かやうに引のけてふる也。もしねぶりあらば前にふるべし。ねぶりふたりあらば。ひとりは後にふるべし。三人あらば前にふたりぶるべし。いくつもあれ此意得なるべし。
一三弓立の時立べきやう。前の矢代のうは矢まづたちて射て後又下矢いる。うしろ矢代の人は一どに立て射る也。
一さか羽うつやう。一手矢をしたりとも。人の矢代までうつ事有べからず。其故は三弓立の時は。我あいても射あてつれば。うつべきさきにうちて置ては。又何矢をうつべきにてもあらず。今程人のあひてのまでうつ事。いはれなき事なり。
一小的のゑの事。的のおもての寸をとりて。三ツにおりて。三ツの一をこまなこの白みにして。またこまなこのはしよりかはまでの寸を取て。三ツにおりて。一をば一の黒にし。一のくろのはしよりかはまでの寸を取て。三に折て。一を三のくろにし。三の黒と一の黒との

間寸を取て。三に折て。一を二の黒に可成。
二は白三二に成べし。
一くじ的とは。今のやうぎうのごとく。先一のちくじをとりて。あひてを定たり。其時矢代をば。古所の約束にふりたつるを。くじを略して矢代をあはせて今はいたり。

弓のしちの事。

一つるぎれ。かへり弓。はり弓のごとく立べし。おれたる弓もおれもかゝり又おれなどながくはたてやうは同事なるべし。若みじかく又くだけてもたれずは前にをきて後にとるべし。弦ぎれも近くはとるべし。遠くならばのちにとるべし。とりをとしたる弓も三足まではを肩いれず。三足過ばかたを入てとるべし。扱取ては又もとのごとくたいはいをして頓ているなり。そりかへるとも。くじ的の時は肩をいれて少はりかへをとりて。そとたいはいをしていべし。
一矢をはげ様にふと矢先へつきやる事あるべし。矢をば遠くとも取て射べし。矢取心得て取たらばしかり。さなくば我肩を入て取て射べし。少もうちあげざまに矢のをちたらば。如何にちかくとも射まじき也。
一まへ弓のしちあらば。後弓ははやを射てかしこまりて弓取てきたる時同立べし。後弓しちあらば。前弓はいずして後弓のたちて矢つがひたらん時いべし。
一つるきれて若うらはづにかゝらば。はづして弓をいたる方の手にわけ／＼てもつべし。若本はづよりきれて。うらはづに弦かゝりてながくは。はづさずして。きれを弓にとりそへべし。取そへてもあらば。あまりを手に巻べし。
一弓かへる事あらば。肩を入てのきて。後弓の

はやいはてんを見て。弦がへをとりにゆきて。もとのごとくたいはい立べし。かへりたる弓のつゑをつく時は。弓の前竹的のかたへむくと心得べし。つるのきれたる弓はおなじ事也。後弓にて弦もきれ。弓もかへり。おれもしたらんは。頓而はりかへを取て立べし。

圖的の矢代ふる事。

一とりあはせ。よくつきそろへ。的の方を見て左へひねり。右の手をさかてにとりて。右よりうしろへまはし。矢をおふたるやうにもちて。的の方へ矢さきをなして。下の矢を一文字に置。上の矢をばすぢかへて少後へ引のけてふるべし。下の矢は。しだひにまとのかたへよするやうにしてふる也。乙矢を置さまに的のかたを見てをくなり。

前

的

つうれいの人のさかは

大じんなどの下矢の時はかやうにそばにさかはをうつてよき也

か様に下の矢をば一文字に。うへの矢をばかやうに引のけて置なり。さか羽も御主などのあがりたる人の下矢ならば。かやうにそばにのけてうつなり。たゞ我もおなじやうなる人には。かやうにうつ也。又矢代ふりなをす時の事。もとふりたる矢をとるには。まへよりも又うしろよりもとりてふりなをす也。

三ゆだちの矢代ふる事。

一まづ卅人の時の事なるべし。十人のそばすこ

しのけてふるべし。三ゆだちのは上矢下矢ともにたつべし。さか羽をばうたぬなり。立やうは惣而上や立べし。

廿人の矢代のこゝろ也。三ゆだちめのふり様也。十人の矢代の心也。かやうにふるなり。たゞし射手おほくは。是をおふてふるべし。

一　圖的の時弓矢づつもちて出る事。

一矢箇敷皮をば右の手にもつべし。弓はりかへともに二ちやう左の手にもつべし。つるを下へなして出る也。圖的の時も烏帽子がけをするなり。

一的いる時こぶしはづれたるをばたゞさしゆるしているなり。

一的しろむるといふ事。小的にかぎりたる事なり。ねこづらを見てといふは。晩景は人のかほのみえぬを云也。其時的のうらをかへして立也。又夜に入たる時は。あかしを立也。ともしやうは。的のまへ二尺をきて　それよりわきへよせてともすなり。

一圖的の引物をとる時。　手いだしたらば二ツ取べし。たゞしやうによるべし。

一まとやゆがけにいたづきのとまりたらば。ただ其まゝ射べし。いたづきのあるとをりよりも少し出て射べし。是は射手の心也。

一的矢おれ又ははづなどかけたらん時は。しちのたいはいなるべし。肩を入てとりかへて射べし。

一凡しちの心えかやうに心得べし。前弓後弓同事なるべし。いてしちあらばいてかしこまる

べしいづれの時もこのこゝろにてあるべし。
一矢代に出すべき矢の事。一手じんどうを出す物也。是まづ本也。雖のじんどうは略儀なるべし。
一御的の射手のさじきのあがりさがりの事。一番弓太郎。其次三どめのまへ弓。其後弓太郎の後。其後二どめのまへ弓。三どめの後弓。そのゝち二どめのうしろ弓なり。二どめの後ゆみはかならずはじめてまはりに立所なり。
一小的の串の長さはなしとおほせ候
一圖的の時立ならびてしちのあらん時はゝまへうしろたいはいなるべし。前は乙矢にてしちのあらば。そのまゝ乙矢にてたいはいすべし。又後のいでは。いまだは矢をいずは。いてかしこまるべし。又矢代をふりて。上矢下矢回立たらむ時には。矢代のあひてたいはいをすべし。

一百手の前弓を弓太郎とは云まじき事也。弓太郎殿などいられば。弓太郎成べし。よのちのはたゞ前ゆみといふ。
一乙矢御免之事。弓太郎にかぎりたる事也。よのいてにはあるまじき也。
一ふり〳〵すんぼうなし。かやうにかけて射るなり。ふり〳〵くしのうちのりをまはる時はなをし射べし。
一あづちとくしとのあひだ近き時の矢のこと。さたは有まじきと仰候。さきつまりたらば矢はづ的の前は射つべき間。定るさたはあるべからずとおほせ候。

かやうになしてふりふりをばかくるなり。此矢にはさたあるまじく候。

一百手乙矢御免有事。なき事とおほせ候。

一かずづかの矢代ふる事。

かやうにかずづかのあひだに二人立べし。以上五人を後の數づかの後に二人たてば五人也。五人づつ立べき也。

一かずさす事は五ど弓にかぎりたる事なり。是も十人也。二人づつ五つがひにて五どいる也。うしろよりは一どもいずして。五度ながら次第々々に前より射る也。同はりかゑをば十張づつもたする。三ど弓の時は六張づつはりかへを持するなり。是は御前の的の事なり。

一ねぶりの矢代をば大まへになきて。それにうちかへるなり。但いづくにもこのみにしたがひて置べし。さだまらず。

一小的のあたりはづれの事。かはよりうちへもいよ。又あたりてかはへもぬけよ。あたりなるべし。又人のいたる矢のはづをいる事有べく候。其時はいさきて的にあたりて。矢すぐに立たらばあたりなるべし。たとひ射さきて的の内へ入たりとも。矢射さきたる矢ゝはづ。土に付たらばはづれなるべし。

一三ゆだち矢代ふる事。上矢下矢さか羽をうつ也。三ゆだちめは。さか羽をばうつ間敷なり。

一大的小的あたりて。とび返りたる矢ふし候て申時。御返事如此候なり。大的小的にても候

へ。あたりてとびかへり候。其中にてはあるまじきと御返事候。

一御的の時祿給る事五有。御太刀。御刀。御衣。扇。鎧。此外有間敷哉と申時。如此御返事あり。御的時のろくは。五色ならでは有間敷よし御返事承也。

一百手の日記の矢數の下に例式のときは百というふ字を可書候。一段の祈禱の時は百手などの時又　公方樣など別而御らんぜられ候はんときは十字書候。

一弓のふしの名又矢の ふしの名あるべく候よし申候間。尋申時御返事に。弓のふしの名。さらさらあるまじく候。矢のふしは。まと矢には三ふしが本にて候。又一手じんどう。一手しめに三ふしのが本にて有べし。殘りの矢のふしは。以前もちゐる所をば申入ごとくの由御返事候哉。

一おりかけぐしほうりやう。圖のごとし。

一圓物をとやとはふ矢なし。犬の時のごとくさばくべし。圓物二の矢ふらん時さたして。何にても長く出たらば。上矢をとやすつべし。いづれもよくばいつれもふるべし。

一五度弓のはりかへ十張。又五度め後弓のをとや御免の事。射手のかたより訴訟申て御免あるべし。

一百手矢代ふる事なきよしおほせ分たり。又重而不審申時御分候。一づつふり。其次第々々に二ゆだちにも三弓だちにも射也。前の射手と後の射手としやう硫なり。但それをもひとつにふるべし。心得てさだまる射手をばまへに一ふりて置也。

後

一矢代ふる時の事。おち矢の矢代をいろ／＼にふる人あり。或兩方の手にて ふりなどする。

是はいはれぬ事なり。たゞ前のごとくかたてにてふりとむる也。是は上原豐前殿聞書を神五郎殿より申請候てうつし置なり。

一的ゆがけもゆびをつぐ事略儀なり。とも皮にてはつぐべし。

一ゆがけのをの長ささだまらぬもの也。

一弓を御主などへ出す時は。弦をうへへなして。弓の本を人の左の方へなしてまいらせ候なり。誰々にもかやうに出すべし。たゞ人に弓をまいらするには。こしらへたる弓又は白木にても。にぎりをときていだすべし。

一弓うけとる時も。其まゝ兩の手にとるべし。御主の給るゆみならば。少其心得をしてとるべし。

一御主の弓をばさげてももち。かたげてももつべし。

一矢を人に出す時は。羽をさきへなして。兩手にて持て出べし。弓を持たらば。弓の上より出すべし。又脇よりもいだすなり。

一はりかへまいらする事。はりかへの弓をばわきよりよりてまいらする也。給る弓をば下よりとるべし。まいらする弓をばうへより参らするなり。

一馬にて行時弓袋もたする事。弓袋をば左のかたにもたするなり。太刀をば右のかたにもたするなり。弓袋と太刀とはつがふ物也。又かぶとにはつがはざる物也。

一おなじく御馬のうへに御座の時も。或はしめひきめなどにても。弓にとりそへてもちてまいらする也。御取かへ也と。弓手より寄て給候弓をば下より。まいらする弓をば上よりまいらする也。同笠懸などの時に弓をとりおとしたらば。妻手よりも弓のもとを馬のひらくびをこしてまいらする也。

はさみ物立事。

一ひろさ四寸四方也。切目は前の下なるべし。板めを二とところきざむ也。串の長さ土の上六寸。はさみぎはは。ほどらひをみてはさむ也。かやうにたつべし。

此ごとくいためを前へなしてたつるなり。くしのながさ六寸。ただしつちのうへなり。つちの下何ほどにもする也。

一はさみ物には栗の葉をもたつるなり。くしは木にても竹にてもする也。たゞ藤がよき物とおほせ候也。

一はさみ物のあたりはづれの事。まん中にあたりたりとも。少もかゝりたらば。あたりなるべからず。板めをきざむは。はやくかゝさんがため也。少にてもかけたらば。あたりにてあるべし。

一的くしあらん所にてははさみ物立時は。くしの寂中に立るなり。串なくはあづちにそへてたつる也。

一四半の事。はさみ物を四にきりて。板目をきざみつけてたてべし。くしの長さもたてやうもあたりはづれも。はさみものとおなじことなり。

一櫻の花を立事。くしの長さいづれも同事なるべし。花の房を矢あてにして。花のくきを串のさきにわりて。横ざまにはさみて立る也。これはたゞ。あたりと見えたらば。花はたとひ散ずともあたりなるべし。

一ほうかしはたつる事。矢あてには葉の面を立也。葉さきをうへになして立る也。串の長さおなじ事也。葉さきを切て。くきの方を下になしてたつべし。

但はさみきるなり

かやうに立る也。是はあたりて だにあらば。葉にきずはつかずともあたりなるべし。

一はながみ立る事。くしの長さ同事也。きり目をまへに下になして立るなり。是はあたりはあとつかずとも あたりだにあらばあたりなるべし。はながみの折目。うちへもそとへもさだまらずとおほせ候。

一いもの葉立る事。是もくしの長さ同物なり。矢あてには葉おもての方を立るなり。是はくしにても。いもの葉のくきをはさみて。葉さきをさげて立るなり。はさき下になるべし。

かやうに立るなり。是もあたりは同事也。

一あわびの貝立る事。かひのふとき方をくしにはさむ也。矢あてに貝のみ入たるうちを矢あてにする也。貝のうすき方前の下になるべ

し。

かやうに立る也。あたりは是も同事也。串の長さ同事也。

一はさみ物いる矢の事。じんどうにているなり。

一圓物射る矢の事。しめじんどうにて射べし。

一ひやうしとといてと云。是は圓物の矢音なり。

一じんどうの矢音。ひはたといてと云。是は御意をうけたるにて候。わろく覺候哉。へいしとといふ。是は物にかきてをきて候。

一矢音の事。引目の犬にあたりたるは。ときといふ。はづれたる矢音。ほいすんと云。

一小笠懸の矢音。ひはたといてと云。

一やぶさめの矢音。はたひつといてと云。

一そやの矢音。ひやうつばといこうだと云。

一かりまたの矢音。ひやうふつといきつてと云。

一じんどうにては。うづら。圓物。草鹿。はさみ物いる也。

一鳥をばかりまたにて射るなり。はしをいさげ。おをいさげと云也。むかふてもうしろによりてもいべき事なり。

一おなじくかけとりをも。馬にても又かちだちにても。尾すげをいる。尾すげとはすこし鳥の跡をいる事をいふ。馬にて弓手の方をとぶをばはなしもぢりて射べし。馬手とぶは手づなつかひて弓手にいべし。

一射間敷鳥の事。とび。からす。鷺。ふくろふ。せきれい。鳩などなるべし。かくはあれども御主の仰ならば可ㇾ射也。

一圓物。あづち。的間之事。十一つえにうちて。十つえにくしをたつるなり。

一上様御主の山などへ御出候時は。御うつぼに御じんどう三つ添べし。一具指懸を添べし。指懸をば一具と云也。もろ指懸とはいはぬなり。

一うつぼのみさす様。数は七。九。十一さすべし。身よりをあけてさすべし。又かぶらをさし添事。かぶらをばまん中にうはざしに指べし。三さす中にさせばかぶらにもさゝはりなくてよくさゝるゝ也。又其數のうちにもわがきにあひ物などいよきやうに。こゝろよせなる矢をば。身よりのかたのうへに一さすべし。

一上指のじんどうの數。三つ。一つもさす也。二つはさゝぬなり。二つにても。むちを指添れば。くるしからずと仰候。

一かけ鳥。人のいたる時高名あるべし。いん物に出す物の事。とがり矢一手。又とがり矢なき時は。かりまたをも一手出す物なり。

一弓はる様。東に南にむかひてはるべし。弦うちを三どそとして人にまいらする也。又御主の御弓はるにも同事也。つるはそとくひしめてまいらする也。若きうさし用意なり。

一前をきの物と云事。たぬき。うさぎ。きつね。しか成とも云也。矢所は定まらぬと仰候。おこしているといふ也。

一草鹿。圓物も的あひと云べしと仰候。

一すがりまたと云事。たとへばかぶらをすげぬかりまたをすがり又と云也。まづかぶらないて後にかりまたを射ば。此時すがり又と云べし。惣而狐などのやうなる化生の物をばかぶらにているなり。惣而まゑんの物。化生の物をば引目にてこそいるに。かぶらは引目によせているこゝろ也。若とをくあらん物など

は引目いとゞきがたし。さるほどにかぶらにてまゐん化生の物をば射べきためなり。このなり音にをづると仰候。

一弓をむらこきにする事。弓のうちの方をうらにぎりより上二尺五寸。にぎり下もとのかた一尺二寸こくべし。弓のとのはううらはずより下へ二尺五寸こくべし。にぎりの下もとはずより一尺二寸こくべし。

一ぬりやうは。黒くも赤うるしにもぬる也。

一むらこきの弓にて。的。草鹿。圓物の外は射べからず。的弓にていべき物をばむらこきので射べきなり。むらこきの弓にて鹿苑院殿様かさがけをあそばしたる事有。　公方様の御事は格別の御事也。さりながら小笠原殿に御尋有しに。せめての御事にと申て。弓の弦〔衍歟〕ばかりを御ぬりありて。一兩どあそばしたると御物がたりあり。

一かりまたの四ツたてをば。ひろき羽をばやり羽と云。ちいさき羽をば小羽といふなり。やり羽にはたかの羽を付。小羽には〔け脱歟〕山鳥の尾を付る也。山鳥の羽をはげば。しやうの物。まゐんの物をづるなり。

一うつぼのをの事。長きをばかけをといふ。ゆひ付る所をばうけをといふ也。

一弓をもちて人に禮をする事。弓をたてゝもちたらば。弦を人のかたへむけて。左の足を少出して。弓づえをつきて。人に向ても物など云べし。禮する時もゆみをたてたらば。其まま禮をする也。又ふせてもちたらば。其まゝふせてれいをする也。

一御主などに弓をもちて物など申には。弓をたてたらば。つるを身にそへて右手に弓をもち。弓のつるをこして。左のてにて右の手の下を持て。右の足を出して申。弓にかゝりて

申べき也。又つくばいたる時もつるをわが身のかたへなして。弓をふせて申べきなり。たとへせばくとも。ゆみのうらはずを御主にむけて物を申べからず。陣にても同事也。

一弓袋の色の事。青黄赤白黒にする也。陣にても弓袋には白布をする也。けしやうかわ長さ一尺二寸。ひろさ一寸二分。革はごめん黒皮なるべし。けしやうかわ付る布の長さも一尺二寸なるべし。菊とぢは弓袋を三におりて。かど二に付べし。きくとぢの長さ三寸計にして。糸にてぬひめに付る也。弓袋をば九尺にてしあはするなり

一公方様の御弓袋をば。けしやう皮をば黒皮むらさき皮にもする也。弓袋をとむる事は。ただ引むすびてとむる也。又弓袋の緒を付る是本也。長さ一尺二寸にして二度折て。けしやう革もおりたるやうにして。ぬひ残したるきはの口に付る也。其緒をとむるやうは。かた結びにむすぶなり。

一うつぼに矢さすべき次第の事。矢の数七。九。十一なり。四月より九月までは。かりまたを上にさす。十月より三月までは。かりまたを下にさす。七ツの時は。かり又二ツ。とがり矢二ツ。征矢三なり。そやとはまるね。とがり矢とは今のけんじりを云べし。九の時は。そや五ツ。とがり矢二ツ。かりまた二ツ。十一之時は。かり又三ツ。とがり矢三。そや五ツ也。是は惣而大法のかずなり。此外おほくさせどもも。さすに様有。うつぼにさすべき次第の事

是は四月より九月までのさしやう。

是は十月より三月迄さしやう

一うつぼの中に遠矢。じんどう。くるりなんどをさし添は。羽の方を下へなして。さかさまにさすべし。自然の時ぬきちがへまじき爲也。

一弓をとりをとさば。近は其まゝ弓のいづくにても近からん方をとるべし。弓とをくてあしはたらかして取ならば。肩を入てあしを引て。よりてつくばひてとるべし。

一じんどうをいるといふ事。不謂事也。はさみ物とも。丸物とも。草鹿を仕りたりともいへば。じんどういると心得べし。野などの事ならば。目あての物いたるなんどいふべし。されば犬をいたると中せば。犬をい。笠がけといへば。笠をかけてむかしはいたる也。的を射と中せば。的矢にて射たるとしると同事也。

一大的。笠懸の的。圓物。草鹿。いづれも下六寸にかくる也。

一野山にて何にてもたてよとあらば。木には桐の葉。草にははちすの葉たてぬ事也。又しやうぶなどのやうなる長き物をば。はのすゑを切て捨。長さ四寸ばかりもとの方をはさみて立べし。

野山にてくしに時として何なもすべし。

地より上四寸。是はすゑをきりたる草。

其まゝはさみたる草。

一弓の長さ七尺五寸なり。手の寸なり。

一矢は三尺なり。手の寸十二束の矢すか也。かやうにさだむるといへども。人のたけによるべし。

一かずづか置たる時矢代のふり所の事。矢代をば一ッづつ置べし。射果て後くしをとるべし。

此とき立べき事。かずづかにのきて。弓たをしのかずづかにあたらぬ程にたつべし。

一的矢の羽にうすゑをつくる事有べからず。さゝ羽くるしからず。さゝばとは。たうの羽の事也。よの鳥のはをばさう〳〵の羽と云也。人の方よりさゝ羽などこはれん時は。たうのはと心得よ。よの鳥の羽をさゝばとてやる事あるべからず。さう〳〵の羽とてやるべし。さゝばの時は一尻といはず。一とりと云べし。

一手じんどうの事。じんどうの長さ三ッぶせなり。まき目二所有べし。上見えぬやうにまき。目をぬりかくす也。じんどうのなりは。引目のかしらをとりのけたるやうにあるべし。らういろをとりてぬるべし。

一手じめの事。しめはうしの角なるべし。からは白籠。ふしをこがす。ははまとり羽。いろいとはき。

一當流にはしこに鏑をさす事なしと仰候。

一大的の串の有時。小的たつる事はたゞあづちに立る也。

一おいそやに矢じるしする事。をつとりのふしにかくよりも下へかくべし。又くつまきより一束ばかりあげてかくべし。

一にぎりより下をしげどうに卷て。にぎりの上

を二卷づつ卷たるしげどうをば。小笠原殿武田殿持之。よの者持まじき事也。

一うづらふ小鳥をばちいさきしめにているなり。

とがり矢も四たて成べし。鷹の羽にてはぐ也。まとりの羽にてもはぐ。やり羽の事。

一御的の敷皮の事。長ささだまらずと仰候。同く陣にての敷革の事は。的のよりもすこしながくひろくと仰候。うらは白布にこをつけて。へりをばしやうぶ皮にてとり候。

一大い引目のかうもこがしてもいる也。はれの時は鷹の羽などにてはせぬもの也。中ぐろなどにてすべし。

一百手矢代ふる事なし。

一しけを馬にてはする時は。弓の弦を下になしてはする也。

一笠をさして弓を持事。笠をばそとになし。弓をばうちに持べし。もちやうは弓の弦を大指にかけて。人さしゆびにてかゝへて持べし。笠をば外に持事は。自然の時笠をはづすべきゆへなり。

一矢をはげて笠をさし。弓を持事。矢はつるよりとにはげて持事也。もちやうは以前のごとく弦を大指にかけて。よくはさみて持なり。矢を外にはぐる事。内にはぐれば馬の足もきるゝ間。とにははげてもつ也。

一しゝをいるをば。かちだちの時は。しがきに立と云。馬にている時は。うつにひかへてと云也。弓手にても妻手にてもいる也。矢所さだまらず。矢ごたへは少うしろへそりて。ひらきてあゝと云也。

一馬をひく事。先ひつたてゝ。馬に向ひて。しざらかして。足をよくふみそろへさせ。馬の右へひらきて。馬のむかふを御目にかけ。其後引なをして。右を御目にかけ。其後幸なをし

ておつさまをみせて後ひきなをし。馬の左をみせて。其後又もとのごとくなをして。又馬に立向ひ。足をふみそろへさせ。又右へひらきてをし廻してかへるなり。

二三的の事。いやうはかちだち同事なるべし。まとのたてやう二的の糸のいだし様かはるべし。かやうにいだしすべし。

小的四寸

六寸

八寸

かやうにいつものごとく三ツならべてたつる。的の糸はいつものごとく出すべし。二的かやうに出すべし。

一百手日記付事。

百手射手。

名字一字家名一字かしらにかきて。下にまるを五十づつ。二とをりにして。十づつにてあひをきりて百する也。はづれをくろむる也。こなたより付る也。

名

十

十

百

一此時十づつならば。十文字をかくべし。はづれならば。たゞいくつと付る也。
是はあしきなり。只百と云字を書。頓而十宛にて少間を置。
一おりかけ串の事。丸物ぐしなき時の事也。竹をかやうに折懸て。後の串をばなからすぎまでおこしてきる也。前の串をばさしわたして。後のくしの際にてきる也。三所後よりくきをさして。おもてへみえぬやうにして。三所をなわにて三巻づつまきて。後に結び目をもとめて。丸物をかくる也。串の長さ。よこ串五尺。たつぐしは三尺七寸なり。かりの時の儀也。又笠懸をも。くしのなき時は。かやうに竹にておりかけて的を懸る也。串の長さよこぐし六尺一寸。たつぐしのながさ四尺五寸なるべし。大的をばかけぬもの也。
一かりまたなどさかさまに立る事い ましむる也。かりまたも神代よりあること也。わかみと云は神の名也。此時より始る也。
一歩射とかきてかちだちとよみ。むゆみともよむ也。
一當流にか ぶらしたにさす事仰わけべく候つ

るに。つはにては。はれの犬笠がけがらをばすまじき事也。略儀と仰候。

一とりをば。いとりの物といふ也。

一しめくちと云事なく候とおほせ候。

一御的の時みなむする事ある時。日記のつけやう只其まゝ置べし。此外はやうなしと仰候。

一しゝをいる時のかりことばおほし。もぢりているをひらきてと云。又つぼみているをばつぼみてと云也。

一うつぼに遠矢をさす事。身よりの方にさすべし。かりまたは上にさすべし。

一小鳥をいる様は。いづくにても射べし。矢所さだまらずとおほせ候。

一木鳥をばはだぬぐべし。馬にている時もはだぬぐべし。木鳥は小鳥なれども。はだをぬぐべし。馬にてかけどりをいるにもはだぬぐべし。

一圓物の日記には丸物射手とばかりあるべし。事と云字は犬追物日記に犬追物手組事と書ならでは有まじきなり。かさがけ。草鹿。小的をはじめ。百手はさみ物。惣而よの事に事と云字あるまじき也。

一笠懸。草鹿。圓物はさみ物など日記を付ているには。大勢いる時は。紙二枚そくいにてつぎて付べし。法にあらねども。大ぜいの時はつがでかなはぬ也。

一三物といふは流鏑馬。かさがけ。犬追物。かけものの事なり。近年流鏑馬まれなるによりかちだちをもいふなり。

一五物と云は流鏑馬。笠がけ。小笠懸。犬追物。かちだちの事。

一弓のさくりはむかしはなかりしを。文王代よりはじまるなり。

一馬の上にて弓持ときは。馬の右のみゝをこす

こさぬ程に持べき也。
一雨ふりの時弓持事は。あまがさよりそとにはもたず。ゑよりうちに弓をもち。つるをゑにとりそへてもつなり。
一馬の上にて弓をよくもちたるを人に語ときは。弓をよくもちころしたると語べき也。
一弓のはそきかたを。するどきとも。又いいそとも云也。
一弓にとうつがふべき事。うらはず六寸。矢ずり五寸。もとはず五寸につがふべし。とうの鉄定まらず。はずのうちには。つがはでもくるしからず候。
一むかし犬追物なきさきには。小うしを射る也。
一犬射蟇目のたけ。四寸二分にするなり。いぬ百疋をば一まはりいてと云也。二百疋は二まはりと云なり。
一射手十けんの時。矢代ふる事。射手は十二騎有べし。蟇目を十二ふりてふるに。十人は十けんなり。二騎は若し其よりうち。しよしんの人などなれば後にふり置べし。十きは次第に十疋づつにてかはるべし。こしらゆる事。矢とりの後にてこしらゆる也。十疋にてかはらば。七八疋めにうちのけて拵ゆる。矢代のふりやうはかちだちの様にひきめを上くつきそろへて。引目大きにて手にあまらば。二にわけてふるべし。いつものごとく右の手をさか手にとりて。矢をおふたごやうにして一つふるに。棧敷の左の裏よりふり始ひきめのかたは縄へむくべし。我々が矢代をとるには。弓をもて取てよるべし。弓にとり具せて歸べし。
一縄ぎはにて矢代ふる事あり。若十けんなどには。如何にさしあひのあらん時の儀也。射手

の墓目を一とりて。百疋ならば十人。けんみを十疋づつにてかはりてする也。矢代ふる人は。こしの矢をとりて。むかばきをはきて。けづり際にてふるべき也。墓目の方を座敷へむくやうにふるべし。是を座敷むかひの左のつまの心なるべし。けづりぎはは。芝のうへへ引目を少ばかりうちかけてふる也。座敷のまへにてふるは墓目じり縄へむくべし。縄の際にて引目を座敷へむくと心得べし。

一三手犬追物。日記付様。上手は五疋なるべし。十疋づつにてかはる也。上手の日記は。たゞいつものごとく書べし。中の手よりは。たゞ中の手。下の手とかくなり。此時は十文字引にも五十疋づつの分に引べし。日記をばかさねて。めんどり羽にしてをいて。とりかへかへ付申候。此時は上手を賞翫あるべし。

犬追物手組之事。

上の手をたゞかやうに書なり。是よりはたゞかくべし。

中手　　とばかり書也。

下手　　とばかり書也。

くわんれい

いづれも十文字は五ツかくなり。五十疋まであるべき間。かやうに書也。

一同二手の犬の時は百疋なり。これも十疋宛にてかはるべし。此時はたゞ上手下手と計書也。付様同事なるべし。

上手　　とばかり書也。

下手　　とばかり書也。

一犬の日記の次第の事。

一巻　四巻　是次第々々にあく。

五巻　　さじき也。此外是をおふ

て付也。

二巻　三巻

一九騎犬追物日記付様。

、、、、、　、、、、

、、、、、　、、、、かやうに上に

、、、、、　、、、、、四人。下に五人

、、、、、　、、、、書也。

、、、、　、、、、

一犬の時縄へうちよするには。縄のちがへめのかたへうちよする也。桟敷の前の縄ぎはは賞翫也。十けんもちがへめへうちよする也。

一縄を引やう。桟敷のむかひの方に人のゐりを違たるやうに縄を引べし。

一うちの縄をばうちはうしと云也。とはうしといふは。桟敷の左の妻より引わたしてをく縄をとはうしといふなり。縄のやうはどのひろさは。犬の開書に書て候。

一犬追物始りは。かてい年中より始りたる也。其以前は。一き物をいたる也。一き物とは。或はおんだしなどをいる事を云と仰候。

一犬の時のこての色之事　わかき時はぼたん又赤もする也。まへはしろし。せいがうにてする。

一縄にしきたる矢あると人申候　たゞね申す。なき事と仰候。

一犬にみなしばらをわけているといふ事は　犬のはらぼねはづれなり。

一小うしの矢所の事。弓手にも又すがひ弓手にもいべし。小うしのさくりにのりておふ時必小うしなげかへすなり。妻手へなげかへさば一たづなつかひて弓手に逢べし。弓手になげかへさば直違弓手にもいべし。小うしはひらくびとひらもゝをいる也。餘の所は射れば

はや死ぬるもの也

一内外のけんみの日記の事。如ㇾ此付る也。

犬追物手組之事。

撿見

、、、、

、、、、

、、、、

名

名

かやうに付る。けんみの有所に。とのけんみの上にかくべし。

一縄わたしの事。矢のおちやう。犬の右にあたりて矢おちつかば弓手。犬のひだりのはらにあたりておちたらばめてなるべし。もしほそじりにあたりて有たらばすゝべし。たゞし縄わたしに射るなどと仰候。

一犬にはかしらあしほそじりをば射ぬ所也

一畠山殿にての犬にえだの三河けんみにて有し時弓手を。又小笠原のしんけんは縄をさしわたしてあそばされ候時。しんけん矢なとつそといふて馬を出し給ふ。此時えだの三河。小笠原殿の矢所をつがふ。弓手とこたへ給ふ。其時なわちかふとて小笠原殿矢をいれたり。大事のさばきと御物がたり候。

一犬の時の小手をとむる事。あがりたる人をばあげてとむる。たゞの人をばさげてとむる也。せぬひの通りなるべし。ひもがはの様にまづ右よりうちかけ結ひて。扨又右のかたよりくみはじめて。三五にくむ也。とめやうは左のかたより右へ廻してひきとをし。引しめて結ひて。いかにも〳〵はづれをそろへてとむる也。ながければかうがいにていづくにも

おしこみて。とゞめたる口そろひてだにあらば。糸にて口をゆふ也。

一公方様の御手組に參時は。日記の付様。

犬追物御手組之事。

御　大名

かやうに大名などをば一字さげて書也。みなみなすいかんにて有べく候。公方様御むちは紫竹の根にてあるべく候。よばはりつぎは。御矢をば御てう度と云べし。犬を御ざうしきはなす。

一射手けんみの日記付様。たゞし撿見とばかり書なり。十疋づつにてかはる。たゞしけんみとばかり書べし。

一射手の外にかゝる言葉はうとかゝりと申事射手詞也。

一小笠懸などの的のだいには。くつ立る也。

かやうに。くつのきびすの方をつよき竹にても木にても串をけづりはさみて。あしのうらをやあてにして。くつのはなを上になして立也。かさかけの的のだいに立る串の長サ一尺二寸にすべし。立やうはか様に立る也。

一とを笠懸の的の代に沓を立る事。是も沓のうらを矢あてにして。きびすのかたは。此時は上へなして。沓のはなを土に付て。沓のうらへは柴にても又何にてもをしこみて。くしを二けづりて沓の巾へ雨へ入て。すぢかへて土によく指てをけば。沓のはなと三ッがなわに土につけてころばぬ也。

かやうにたつる也。沓の中へ能串を入て。いかにもつよきやうに立べし。をよそかやう也。

一笠がけのらいれきの事。昔は笠懸のばゝと云事なし。或は濱又すなの有所にて馬を出し。其跡をさくりにしていたる也。笠懸とは。あやい笠をかけていたるによりて笠懸と云也。いまもまづ十どいるに。まづいずして一どとをすは。むかしさくりを付ていたるによつていまにかやう先一度とをすなり。何時も十度ならば。七八度はや過たりとも。先とをして後いべき也。但御主などの仰ならば。とをさずともいべし。

一ぬのがはの事は。等持院殿様より始なり。幕をはづしてかけられたり。一のみじかくて。いま一のそへられて。今に布がはといふ也。然間六のにするが本也。但布せばくは七のにもすべし。

一小笠がけの墓目の事。はんひきめのごとくなるべし。引目の目は七九口あるべし。然はこがしのなり。こがしやうは。ふしかげのごとくこがすべき本也。又はずはから竹をするといふは。何と申つる子細と申哉覽。此事よりいふなり。

一ふしかげをぬりてもする也。その時はかはにて羽をもはぎ。はず巻などすると仰候。羽だけ四寸也。

一小笠懸の日記付やう。人の名字のかたなを書
也。大名又は御一家などは御かたなを書な
り。其より下に丸をして。はづれを黒むる也。

小笠がけ射手　とかくなり。

人の名字　〇〇〇〇〇〇〇

かやうに一はづれたるに時は。下にはたゞ其
むきにいくつにても書也。つゞの時は。十文
字をばつゞとよむ也。こぶしはづれの付やう
は。今一のさうしに書なり。

一串笠懸の事。ばゝ前にてとる也。取やう。たゞ
取て右の烏帽子の手の下にさす。人道は腰に
さすべし。十度いては。又ばゝずゑにてくし
をふりなをして又取べし。笠懸もあひてあ
ひて有べし。一度いて後にあはせてみる也。
十度十どふる也。ばゝずゑにてふるべし。ふ
りやうは。ひしはなし。くしは竹にてけづり。
又はやうぎうのくしにてもふる也。

一笠懸裏目ならでは。しらめてと云事なし

一遠笠懸にても又小笠懸にてもにべをかゝる
事。的の方にかくる也。木を切て立て懸る。又
もとより木などをひたるえだにても。的の方
にだにあらばかくると仰候。

一笠の布がはをば的皮ともいふべき也。かさが
けのまとを懸ること。まづ横づなより懸て。
上のつるを後にくるゝ也。縄をゆひ付るやう
はなし。

一うちませに的の縄をするに。白と黒とにてう
ちまする。もしなき時は浅黄にもするなり
笠懸的之事也。

笠懸射拜并射手の出立之事

一まづ烏帽子かけすべし。同指懸をさすべし。
すはう小袴をき。同むかばきをはくべし。ひ
ぼを前の方に一むすび。其上を又結びて。そ

れを後へまはして。すはうのゑりをまん中にむすび候也。其上を糸にて少とづべし。
一弓と引目を。かいぞへ出すをいてとりて。沓をひだりよりはき。かいぞへ馬を牽直してのすべし。同ばゝ本の下へ馬をうちよせて。貴人と禮を申て馬をまづ一騎づつとをすべし。馬をかへす次第は。始と後とが賞翫の儀也。
一いやうの事。あふぎかたへうち入中ほどにひかへ。矢を指はげて手綱を二重にかいくり。馬のかくうちに手綱を一重に手の內にかけ。同矢がまへをかたより少高く。いかにもひぢをたて。鐙をふつつけ　馬を二足三足うち出してくるりと返し。くら立をし。鞍のま中にこしをすへ。尻をしづわへのり出し。少づつたちすかして。馬のかせぐにつれて。ほがみをまへ　輪に當様にくら立をし。三足かかせてつら中へんへひきめどう中をうち入。めてのみゝをこすこさずにうち入べし。同三足かゝせてひらきいだし。こうてつかひ出して。少矢さしてはしらかすべし。又三足かゝせて胸のとをりにてをし合　矢はずをとり。少かゝせてうちおこし引おろし　少引てはしらかし。的にをしあて。少ねぢてはなすべし。的にいつけ。少こぶしをもつて。おなじ程に手綱をとり。的の方を見返。馬をゆるしかけてとめべし。さて妻手へおりあけべし。のこりの射手躰拜いやう同前。
一打歸時。馬次第にさくりへうちいれべし　馬手のかたより矢とり矢を出すべし　蟇目の方をふり返して出すを射手とるべし。矢取はかへ矢をく所にあるべく候。矢とりは中間たるべく候。但小者なども不苦候。
一十騎の射手悉いはて。馬埒するの方にてをり。同馬を次第にさくりへ引入て。ひき手は

さくりの上を牽てとをるべく候。

一馬かへす時。自然馬ころびてらくばなどし。さやうの時は。沓をぬぎて。馬場もとのきはへ馬を引のけて。かへ矢の引目をとり。馬のしりがいをもなをし。はるびをもしめなをし。又乗りて射べし。

一的よりこなたにて馬きれたらば。又馬をさくりうち入て。馬場本へかへり射べし。但公方様の御あひての時は。其儘さくりへうち入て。只とをすべし。又上意の時はいなをすべし。

一うちおこし引おろしざまにこぶしはづれをば矢をさしはづし。馬をとをすべし。其時も的をみをくるべし。

一うちおこさぬさきに矢とりおとす事有ば。ばばもとへうちかへりいなをすべし。

一はれの笠懸の時。同神事かさがけには。鶴の羽のからにて射べからず。其時は。きらふ中ぐろを用べし。一段心得也。

一わかき人は夏毛のむかばきをはくべし。おとなしき人は秋ふたげをもちゆべし。同神事笠懸には。行騰の白毛のすそのかどを少きるべし。口傳あり。

一袴行騰にても射べし。其時は袴のすそを履のたちあけの中へをし入べし。袴のそとのかとを下へ引さげてをくべし。

一張替の弓二張。同弓袋にいるべし。蟇目左之は七つ十ゆひてもたすべし。あづちより後のかたに引めどもをくべし。同かへゆがけ一具もたすべし。

一笠懸の手綱の長さ。前輪にうちかけて一尺ばかり餘ほどにすべし。

一あら馬をとむる事。扇かたへうち入はむけてとをすべし。一段口傳之儀なり。

一ねり馬と中事。いかにもかせぐ馬を中也。

一はやき馬をば。當流には射まじき事也。

一矢代ふるやうの事。次第をおゐて射べし。口傳に有べし。同矢代をふる時は。沓をばはくべからず。

一くし笠懸の時。くしをとりて。男は烏帽子の右の手の下に指べし。入道は行騰のくしがみに指べし。いづれも口傳あり。

一射ながす笠懸と中は。　公方樣御相手に參時。九たびまでつめてありとも。御はづしあらば。拾度目をば的の下へ射さげはづすべし。是をいながす笠懸と中也。

一笠懸射る時的の下へいさげて有に不審なる時。墓目尻をみる樣あり。その時は墓目のめにすなにても芝にても入事あるべし。さやうにあらば。古射手馬よりをり。ひき目のをちじりをたゝきてみるに。すな芝にても出ればば。さがりはてぬあひだ能矢なるべし。少も出ば。さがりたる矢にてあるべし。一段ひすべし。是は定にかぎりての事也。

一こぶしはづれ之事。日記の付やう有口傳。

一遠笠懸。小がさがけ。諏訪の神事手向中ににゐのかけやうの事。魚ならば鱸などをば一懸かけべし。ほそ繩を以て口のうちよりあぎへ引とをして。おなじうををならべてかけべし。同かくる木には枝をそろへて。その枝をそぎて。それに懸べし。木の長さ弓ぼこ程にすべし。又とりならば二番。同由緒かけ。男鳥をば前のかた。めん鳥をば後の方にならべて懸べし。又鮎をかくるには。わらすべにてあぎより口へ引とをし。五づつならべて數十懸べし。但的の方に懸べし。能々口傳有べし。是いかにも秘べし。

一おさなわかき人のからのはずまきもとはぎ

なばくれなゐもえぎ糸はぎ不苦候。
一笠懸は十度がほんにて候。同小的などはりんじの儀候。右此巻しるし被下候者也。依有口傳。聞書にしるし候。
一笠懸のぬのがはのくしほうりやう。ぬのがはにくらべてすべし。横ぐしは。たつぐしのきはより兩方のはしへ一寸づつあまるべし。竹を刳かけたる口に木を入て糸にてまきて立べし。たつぐしの土に入分は不定。たゞしみじかくてはこらへがたし。其分はからひすべし。不定。立ぐしの土へ入分。竹の根をほそめてすべし。
一かさがけのらちの事。高さ一尺五寸。木はくろもんじゆにてゆふ也。馬はしりのあひだ弓づゑに近し。又みいろ木にてかりにするなり。はしらは一間ばかりづつをくべし。小笠懸の時めてに有べく候。

一笠懸矢代ふる事。矢さきを座敷の方へむけて。しくとへむけてふるべし。座敷の左のつまよりふり始なり。小袴きてふるべし。たゞいぬのときのごとく次第々々に射べし。
一さまをきる寸法の事。長さ一尺八寸。よこはば四寸二分。さまより下たいまでの間六寸。山城は四寸也。
一どてのひろさ五尺なく候へば。弓いられず候也。
一おりへいのさまにきりやう口傳有。外へよせて切べし。
右此一巻者。小笠原備前守持長(法名淨元)子息民部少輔殿。(後改備前守)高忠(法名宗蓮)此道志尋申。其外佐々木加賀入道殿(法名道統)小笠原備前入道殿相傳之聞書。并古豊後守高長(法名宗)自應永年中至興元同子息持長相傳聞書令相續之。

致糺決令清書訖。於此道者、最上之秘說。猶子孫有器用強者。可令相傳者也。

寬正五年十一月　日　　豐後守高忠

右此一卷者、從遊佐加賀守方於江州尋出之由被申。加一見之間寫留者也。但筆者之誤多候哉。雖然不及直。如其也。

明應二年八月　日　　賢家判

此一冊。多賀豐後守高忠聞書也。然父賢家雖寫置。御懇望之條、以判形秘本寫進之候。聊不可外見者也。

永正十七年二月二日　　上原豐前守　高家判

右高忠聞書以土井利往本挍正

武家部十九

家中竹馬記

一御出仕并京都にて諸家へ御出などの御供之事。返しもゝだちをとり。沓をはきて馬に乘也。ゆがけ鞭をばさゝず。馬よりおりては返しもゝだちをおろすべし。夜陰に及ては足なかをはきて馬にのる事もあり。故實也。

一縦五町六町などのほどなれ共。京都にて御出仕以下の御供には馬上にて參る也。自然又處にも依て。あまりに御近所なるは馬をばひかせて歩にて參事も有べし。是は略儀也。

一槇尾八幡其外邊鄙への御供には。太刀を帯うつぼを付也。わかき人は自然大なる刀をさしたる時。太刀をはかぬも不苦。但略儀也。ちいさき刀に小太刀をはくべき事本儀也。

一馬上に弓うつぼ付ては必鞭をさす也。うつぼ付ぬ時は。下人にさゝすべし。馬には鞭を可用事の有時のため也。

一鞭はくま柳本式なり。黒くぬりてもう色を取とつかをすべし。緒は紫革もしは黒革も子細なし。竹の根の鞭。是もとつかをして可持。とづかのなきはいづれも略儀也。

一うつぼの上に矢頭をさすこと數定らず。但三さしたるが見たる所よきか。いくつもさせ。必鞭をさしそふるなり。鞭は身ぞへ也。身

ぞへと云は鞭のさきの方身にちかきなり。じんどうと鞭と一度に執て指て。矢なみにねぢて。うつぼの上にならぶ様にかしら高にさすべし。其後うつぼをつけるなり。

一矢頭一も二もさす。四はさゝず。五さす時は。つかねて羽のかた。上下に二段に見ゆる様に指たるがよきなり。其時も鞭は上の方にならびて。身ぞへなるべし。

一矢頭を六さす事不可有。むな矢とていむなり。小者などにさゝする時も同前。又木ほうし日をもさす事。じんどうとおなじ。

一うつぼの上に鞭ばかり指が本儀也　宿老などは鞭ばかりが似合て可然なり。じんどうをさす事は。自然小鳥などをも可射ため也。又馬よりおりたる時は。はさみ物などをも射ん時のためにじんどうをも指なり。御供の時き様の振舞あるまじきなれば。鞭計さす儀尤也。しかれども御供にて可射時の爲にじんどうをさすなり。されば若き人には又似合たり。

一うつぼを可付ほとらひの事。矢を負たる様に付れば。後へ廻り過てみにくゝ。矢も出しにくし。又前へよりたるも悪し。かどに可付。又かしら高に成過ば。矢も出しがたく。馬を馳まはれば矢抜也。殊おり立て矢抜る時は。足の甲に矢のたつことも有。又かねに付たるもみにくし。彼是心得てみよきほどに可付き也。

一うつぼ上にさしたるじんどうなどをぬき出す時は。うつぼの矢を出す様に前へ抜出す也。

一弓うつぼにて御供する時は。漸御出の時分にならば。傍にてまづもゝだちを取。鞭幷矢頭をさし太刀を帯。うつぼを付て御出を可待。

御太刀持ときは、御馬にめさるゝまで御太刀を持て提て。其後御中間に御太刀を渡して、さてゆがけをさし弓を執て沓をはき馬に乘也。御供の時第一の覺悟には早參すべし。遲參して待し中事ある間鋪なり。ふたふたと參れば失錯も可有也

一馬に乘時は。先手綱を鞍つぼに打懸させて。弓を持ぬ時は。右の手に手綱を取て。其手を鞍の左の手形に懸て。左の手にて尻つ輪を押へて乘也。則袴のまちを前へ引なをし。さて手綱を取也。弓を持たる時は。弓杖をつく手に手綱を取添て。左の手を手形に懸ても乘なり。又左の手に手綱を取て。其手を手形に懸て。右は杖つきたる儘にても乘なり。軈て弓をこして手綱を取べし。弓はにぎりより五寸計上を持なり。弦は上へ成べし。口傳有之

一馬上にて弓を持ほどらひは。右の耳をこしこさぬほどに持なり。但頭を高く持たる馬は左の耳よりも猶左に弓のうらはずの有やうなる事も有べし。惣而馬上にて弓の持たるは。ほこみじかく見ゆる也。さればよく持たるを弓を持ころしてと語也

一弓うつぼを我付るか下人に付させるかの時は。張替の弓をもたず。持せたりとも、こしてくるしからず。

一馬に乘時。馬の前をば通らぬこと也。後よりまはりて寄て乘べし。但始より馬の右の方に有て。其儘寄て乘時は。樣もなき事也

一ゆがけをば右から指て。取時は左から取也。貴人前へ出る時は。ゆがけを執て出べし。急速にして取隙なくば。左ゆがけ計取べし。又は左右のたおほひをむくり返しもする也

左ゆがけばかり取時は。右のたおほひは返すまじき也。

一具ゆかけの緒の留樣の事。先大指の方より手の甲の方へまはして。上より下へ引とをして。又廻し返すやうに二卷しめ。上より入てわなにしてひねり合て。下より上へをしかふ也。以上三卷也。緒の留樣に古實等口傳あり。

一沓は左からはきて左からぬぐ也。沓のたてあげを下人にとらへさせてはく。又我と左右の手に取そへてもはくべし。ぬぐ時はきびすを後より取へさすれば則ぬぎよき也。又我と取てもぬぐべし。我と脫では。一つに執て。右の手に持て人に渡すべし。又鞭と沓と一度にもたば。鞭を右に沓を左の手に可持。なげて不可渡。

一馬上にて捨させぬは。近き處へ御供などの時の儀也。さなき時はさすべし。其謂は馬上にて弓を持ぬ事は有間鋪事也。縱我もたぬ時も、下人に弓うつぼを付きすべき間。何時も取て可射樣故にゆがけさす也。但洛中などにては程近き間。弓うつぼを略る也。しかれども御出仕并諸家へ御出などの外に御供の時。洛中成共、處にもよつて弓うつぼをはなさず。下人に付させん事所好に隨べし。近き所とて弓を持す間敷にも、定れる法は有間鋪也。但又人にもよるべし。或は堪能或は若き人難不可有之。

一手綱をば一重に取たるが。あひの手綱よく乘らるゝ也。口傳有之。但馬に依て大事に懸て二重に取て常には用之。

一かさをさす時は片手綱也。下の内の十文字口傳有之。しる道の手綱と云也。

一馬上にてかさをさすには。先例の笠をさゝせて乘て馬をしづめ。扨片手綱に取て。馬上にさすべき笠之弓手の方より寄させて、取て柄立に立べし。笠の柄は弓より外に立て、鞍

を大指のうへにのせ。人さし指の下へ入て。笠の柄に弦を取そへ持て。左の脇に弦をかいはさむ也。本末の程。よのつね持ほどならひに見えて。よき程に持べし。

一馬の悪き時は。笠の事は云に不及。弓を捨ても苦からず。あやまちなからんやうに馬をもあつかひたらんがよく乗たるにて可レ有云云。

一馬のころぶ時は。とく下立がよき也。少もためらひ遲く立ば。あやまちする事もあり。

一馬上にて弓持て人に禮をする時は。うらはずを馬手へ少し横樣に弓を直して人に禮をする也。弓をなをさぬは無禮の儀也。惣而うらはずを人にむけぬ事也。いむ子細あり。歩立て人に向時も同前。

一馬の先には。幾たり成とも。先小者。其次力者は行べし。常の御出仕幷諸家へ御出などの時御供衆の小者は。二三人つるゝのみ也。但遠は不可定。又遠所へ御出の一かどある時などは。四五人召つるゝ者もあり。力者は何時も一人也。又常には力者を召連ぬもくるしからず。　公方樣の御小者六人召る。諸大名のは數不定みゆ。六人より多き時もあり。諸家の内之者は。さのみあまた召つるゝ事。京都にては斟酌ある也。

一小者は打刀持て一人。足なか持て一人。御出仕幷諸家へ御供などにはひつしきをも同持すべし。又弓うつぼの時は。弓袋持て一人。是らは其用有事也。御出仕などの時小者二人召連ば。一人は足なか引敷を持べし

一弓袋の可持樣は。鵜より下を右の手に持て。前竹を前へなして。肩に添て可持。張弓のごとくと云々。弓袋にいれぬ時も同前。又弓袋に入たるを外竹を前へしてかづきたるも。さ

してくるしからずと也。但是は略儀也。弓うつぼを我も不付。中間にも付させぬ時。弓袋持する事不可有之。

一下人うつぼを付弓を可持様。にぎりより下を右の手に持て。弦を前へ向て。弓を引たてゝかづく也。馬より先右の方に行。小者力者などより跡に手もとに行べし。中間を馬の先にやることは。我うつぼを付させたる下人計なり。又此うつぼ付たる者。馬の跡に引そふて行事もあり。略儀なり。其時も右の方也。

一弓を中間に持せて馬の先に走するに。右の方に行事を不審の人あり。馬上へ弓を取時は左へ寄てわたす間。左に行ぬはいかゞと云不審なり。然共昔よりか様に馬の先に右の方にゆく也。馬上へ弓をとる時は。馬の後を通りて弓手へよりて。捲より上と下とを左右の手に持て。弦を上へなして渡す也。又馬上へ前からわたす様もあり。馬手へ寄て馬のかしらを越て渡すなり。此ときは左の手を手綱にそとそふるなり。自然依時儀かやうにも有度事有べければしるすなり。是はりやく儀なり。

一太刀持たる中間は馬の左に身通り也。右の肩にかづくべし。此外に中半太刀を持せば。馬の右に身通りより跡なるべし。諸家の内者などは悉このさだめなり。

一大太刀をも持するなり。持に若人は似合てよし。無爲の時諸家の供衆持せぬは稀也。金装束銀のかながいなど目に立擶也共。馬上の跡に可行。

一鑓をもたする事。御出仕などの御供には無爲の時は見えず。但持すまじき法もあるべからず。應仁の頃よりは多分持なり。一本たるべし。是等皆馬上の跡なり。

一邊都へ御供の時。太刀帶幷弓うつぼ付たる若黨など召つるゝは馬より跡なり。馬の前後の樣は。小者中間如ㇾ常にて。其跡に太刀帶幷弓うつぼの衆をば召具すべし。

一御供衆馬打の事。御太刀の役は一番也。主仁下馬めさるべき處を覺悟して。先馬より下て返しもゝだちをおろし。主仁下馬あれば則御太刀を取て持也。正月の御晴幷御的始。松ばやしなどには。四足より御出仕あり。室町の花の御所の時は。四あしは西むき。室町西也。御所の未申のかど惣門あり。其きはにて御下馬有て。四足より御參あり。又正月一日裏打の御出仕。其外每度の御出仕には。烏丸面の東の御門より御參あり。此時は當方は堀川押小路の屋形より御出仕有に依て。室町の惣門の前を東へ打とをられ。御所の辰巳のかど烏丸にて御下馬あり。三管領は御下馬の所かはる也。御所を別の御在所へ移さるゝとも。此儀に准ずべし。

一應仁より以前。天下無爲の頃までは。御供衆の小者は。皆一に成て。一番に御供する人の馬の先に走なり。なら御社參などの時も。諸家其分なり。應仁のころより各之馬の前に走也。

一御出仕幷諸家への御供。三職は三騎。其外は二騎也。又邊都の御供にはあまたも參る。其數不定。又邊都の御供は。御出仕の御供をばさせられぬ衆にも。人に依てさせらるゝもあり。御供參たるといふ中にも差別あり。邊都などへは必同朋をも召つれらるゝ間。馬上にて御供申也。一の跡に參。京中にても所によつて同前。

一もと〳〵は。宿老の大名も。御出仕は馬上也輿に召事は稀也。況若大名は馬上也。

一走仁と御供衆馬打の間の事。大名の跡には笠持の夫丸　御中間は小者の召つれたる下人等也。其間を又四五間計隔て。御供衆の小者力者走て　其程少し置て馬を打なり。
公方様の御供衆は。御輿と馬打の間。大名の御供よりはちと遠く隔るなり。
一馬打の次第。御太刀の役は一番也。常の御出仕などは二騎たる間異儀なし。邊都などの御供にあまた參るにも。當月の御供番はつねの様に可參候。さ樣の時は異儀なし。打こみ也。宿老などは一の後に參たる可然也。又事に依て一段としたるは。兼日より馬打の次第を覺悟すべし。
一御出仕の時。殿中にて當職の御供衆を始として。御前の次第准て　御供衆も座する也。引わかれても居なり。時宜のよき様に　見合せて。其かたの衆は一つれ〳〵に有也。

一御出仕のとき。諸大名も御小者并御太刀持し御中間。御中半太刀持たる御中間。御長太刀持て御力者など御門の内にあり。諸家御出仕あれば。所せきやうなれば。さしあたる無御用者は外にあり。御所中にても皆引敷を取て來て敷也。御中半太刀は。御馬にも御輿にも召れたる程は。かたげて持也。御おりあれば引さげて持。御長太刀も同前。
大名の大太刀を持せらるゝ時は。馬上の左の方御小太刀より先なり。御輿の時も同前。大太刀は何時もかたげて持也。
一御出仕之時　御下馬有ては。先こんがうをめす。雨ふればあしだをめす也。御門の脇に辻固あり。正月は山名殿なり。辻固の幕の邊より足なかを召て　殿中へ入御あり。辻固なき時も。御門のきはよりは。何時も足なかを召也。管領以下諸大名皆同前。大名などは塗あ

しだ〻緒太のこんがう也。

一御出仕之時。諸家の御供衆は小者二人。打刀と引敷持て。御門の內へ入。太刀持たる中間は時宜によるなり。其外は皆御門外にあり。

一拉布は毛さきを左へして。毛を土につけて敷也。

一御太刀などを御中間に渡し請取時は。こなたは腰をふかくかゞめ。御中間は畏也。兩方庭上にての事也。惣而御中間御小者。屋形の御緣へ上る事有べからず。又こなた衆も緣の上より渡す事有まじき也。御力者に御長刀を渡す事も庭上たるべし。但御力者には腰をかゞめ禮をする事はなし。

一馬に手縄をさす樣は。手縄のはしをかうぎはに打かけて。首の下にて結びて。轡の左のくはんへとをして引なり。

一鞍覆は。赤き毛氈并兜羅綿などは大名などの用らる〻に依て。諸家の內者は赤毛氈などをばせぬ也。毛氈なれども。黑き淺黃などの毛氈は不苦。白も同前。但赤きを貴人と同樣に見ゆるとてせぬ儀なり。尋常はひきはだの鞍覆難なき也。鞍覆の裏に緒を付て。刀革に結付る也。外へ見えぬ樣にすべし。惣而貴人の無用物の目に立事をば。諸家の內者は斟酌する儀勿論なり。

一馬上の時。ゆがけを小者に持する時は懷へ入ても持。又くびに打懸てそと懷へ入ても持也。

一矢頭をうつぼの上にはさ〻で。小者にさ〻する事もあり。雨などの降時は。うつぼに入も法の外なれども。さしてくるしからず。

一本ほうを小者にあまたさ〻する時。矢なみにねづる樣にはずを上へ揃へて持て。羽の先の左へまはる樣に左へねづるを矢なみにねぢ

たると云也。二十も三十もさゝする事數不定。束ねてねぢてさゝすべし。後口廣く竝はわろし。

一うつぼを付て。弓に矢取添ては持べからず。殊御供の時は自由の義也。但野遊などには。貴人御出の時も弓に矢頭四目は。何を取そへて持てもくるしからず。

一うつぼにさす矢の拵樣別にはなし。征矢をさす拭篦は略儀也。根は九楊枝形など也。劔尻もうつぼにさすに苦しからず。いかさま一樣なるべし。七さす時は。身よりに二。中に一。外に二。其上に雁俣二さす。九の時は。身寄に二。中に二。外に三。其上に雁俣二なり。何も身寄の方を次第に上にさすべし。又十三さす樣もあり。其時は雁俣三也。是は知人稀也。又夫より猶おほくさす事もあり。條々口傳有之。

一うつぼの上にさすべきじんどうは。白篦につぎはずなり。すげぶしを貫す。節よりすげぎはまで三ぶせ也。羽は眞鳥羽を付べし。其外山鳥の尾鵇のすり羽などをも付也。はぎ糸はすき漆。或はこき色にもぬる也。じんどうの長さ三ぶせ計也。切入て卷かずは不可定。

一馬上にて可持弓は。黒ぬりに矢ずりかぶらとう白くつがひたる本式也。其外は所好に隨こと也。但めづらしからんとて。目にたちけてう成事は見にくき也。節卷或は黒漆赤漆の段々。或はそば黒。竹をばぬらで皮を置なり。又は竹を黒く木を赤漆。又は捲より上と下とをかへても誘也。又こき赤漆に木をうす赤漆にしたるをばふたへ赤漆と云也。又節卷を卷てぬればおもきとて。漆計にて段々にぬりたるも節卷といふべし。藤は矢摺かぶら藤をば必つがふべし。其外はつがひたき處につがふ也。

但にぎりのきはに下の方につがふ事は。軍陣にて持弓につがふ也。藤の上を赤漆ぬるもくるしからず。但略儀なり。

一旅馬にあをり指事。遠旅などには不苦。但それも洛中などより頓面あをりさして可乗は不可然。又切付に小あをりをするも略儀のもの也。

一むながひのし付様。右のしほでに結付て可引通。左の方をばたゞ引とをす也。おもがいをば一重にまとひて革にてゆふべし。自然また二重まとふもさして苦しからず。是は見〔下圖〕

一手綱の長さは凡七尺計。但長短馬によりて定めがたし。又笠懸幷犬追物などの時はかはる心得あり。又轡にしかくる様は。引手に一巻にて留べきを二巻するは故實也。三巻にせんも不苦。腹帯の長さ不定。留てよき程にすべし。されば馬によるべし。

一手綱腹帯は筋を染事通法也。色は一色にも色色にも心に任べし。但たくみたる様なる事は見にくし。

一手縄の長さ。凡三ひろかたわき計。但又馬に寄てさして能程にすべし。布にて白黒薄黄打まぜなるべし。苧を染て打交にするは略儀也。又茜の手縄も略儀なり。又白手縄は軍陣の時用也。又手縄さしたるをしん綱とも云也。

一馬の髪を卷たるまゝ乗事略儀也。内々にては不苦。晴の馬。笠懸。犬追物。惣じて公界へ出るには。髪をすき立て乗也。卷て置は馬やにての事也。

一道うちの時。馬のむすぶ事あり。ほどきても可乗出ほどかぬもくるしからず

一馬をせむる時は必鞭をさすべし。用あらば一

ぬきて持べし。ゆがけは暫時の程には心に任べし。

一庭にて馬に乗人あるに自然鞭をさしてのるとも。鞭をこはぬにこなたからは出すべからず。乞時馬上へ出すには馬手より緒の方を差出す也。但弓手より出さんも當座の様に依て不苦。貴人へは參て後。畏て備可歸。又我馬などにめして御覽じ候へなどといひて。人にのせむ時は。沓と鞭を必出してのすべし。

一貴人の御鞍をかれたる馬に乗る丶時は。御鐙にそと手を懸て可乗。是御禮也。

一馬上にて付るとて。騎馬うつぼと云人あり。心得ぬ詞也。うつぼと云べきまで也。又うつぼに懸る皮を穗皮と云もわろし。うつぼに掛る皮までなり。

一うつぼには何皮をも懸也。但犬の皮にくの皮などは懸ぬなり。又京都にては。虎豹の皮は人に依て斟酌すべし。貴翫有故也。又もうせんをも懸也。慈昭院殿御代。殿中へ諸家武具を帶して參らせらる丶事有しとき。小笠原備州持清大中 赤きもうせむを懸たるうつぼに。十六矢をさしてほろを懸て付られけると小笠原播州元長 物語あり。

一うつぼに弦卷を付る樣は。うけ緒の折かへしぎはにとんばう結に一所。又それより五寸ばかり置て一所に付る也。兩所共にとんばうい頭。うけ緒の先へ向べし。弦卷にかけてうけ緒に付る革も五寸計二筋有べし。黑革を用ゆる也。弦卷を付ぬも不苦。

一弦卷に弦を卷様は。本弭の弦輪よりまき始て。其まゝをし入て置也。弦卷付たるをば刀の鞘を弦卷へ入てうつぼを付るなり。又まふたぎの裏に弦卷の樣にしても可入。又弓

袋に入たる弓に掛替の弦を懸そへても持べし。

一馬上なる時、しきん馬より下て、挟物などを射事有ば、左ゆがけ計取て人に持せて。右のがけの緒を歩弓の時の様に大指に懸て留て射べし。但急ぐ時は其儘射も苦からず。一具ゆがけを右計か様に緒を大指に懸て留る時は、緒みだかき間二巻なるも苦しからず。

一馬上にて弓持て、しきん左右の手をつかひ度時は、弓を其まゝ後へ廻して。末弭を左へなして、弦を鞍の上に敷て、弓をば尻つわより外へ出すべし。扨又取時も左の手にて取べし。但御供などの時は。左右の手用あらん時は、弓を小者などに持せてよかるべし。か様の事は處にもよるべきなり。

一鞭は常には竹の根の鞭よし。又紫竹の鞭は公方様の御持ある間、たゞの人は不可持。

一馬に鞭を打事は、犬追物には後を打、唯の時は後を打は見にくきと也。左のひらくびを可打。また馬のまはりかぬるに、弓手めての後を打也。からす頭の邊をうつ事もあり。

一河臥する馬をば鞭にて耳の先を打はらふ様に打也。楉の鞭と云。又時として尻ごみするをば馬を折まはし〳〵。あら〳〵と乗て、扨みけんを竪ざまに鞭にて打て可乗出。又物をみて行かぬる時も、此鞭にて大かたは傾なし。あしく打ば目を打事有。能々思ふべし。鞭も手綱も種々盡期なき事にや。

一しげ山などにて、馬上に弓を持様、弦を下へして持べし。

一山を越とき、馬をすぐにあぐれば。いきあひ切る事有と云々。つゞら折にあぐべし。鞍かまへなど口傳有。

一馬を遠く馳て行には、二町三町づつの内にて

緒返の手綱を乘べし。いきあひきるゝ事有間舗なり。口傳有之。

一鞭の緒をぬき入事。犬追物と狩場の時計なり。其外にはぬき入事なし。とつかを少のけて持なり。緒を取添るほど成もくるしからず。

一馬上にうつぼ付て弓持ての時。中間に白木の弓を持すべからず。ぬりたる弓を一張持せて。其外に馬の跡などに白木の弓をも持せんは苦しからず。そは白木も同前。

一船中にて弓を射には。最初には弓を射返さぬ事也。返ると云事をいむ故なり。後には不苦。惣じて弓を射返さぬあまたあり。射返さぬは矢つぎ早也。

一弓返しと云詞はわろし。弓を射返して抔と云べし。

一弓の張がほとも張かふ共云。張がはと云はわろし。

一右ゆがけと云べきをかたゞゆがけ共かたゆがけとも云儀不可有。一具ゆがけた諸ゆがけと云はさしてくるしからず。

一矢づか何束引などと云事。こくう成云事也。我等が手にて拾貳束とも十三束とも可云也。

一弓を一力二ちからつよきよはきなど云事。こくうには云がたし。弓を削てしるべき事也。されば唯は云間敷なり。

一弓力を一張木なかなどと云人有。意得ぬ儀也。いか程の力を一張の力と可云ぞや。物語にもいはゞ我等が弓二張合せたる程共。三張合たる程の力などともいはゞ心得ぬべし。

一馬のいかゞみなるをやりほしと云はわろし。又あたら敷馬とは不可言。珍敷馬といふべし。又年の若き馬を駒ともこま馬とも云は

わろし。さかなゐの馬といふ也。

一うつぼの上にじんどうなどさしたるをうはざしと云事有べからず。上ざしとは。征矢にかぶら矢とがり矢などさしそふるをうはざしとは云也。

一馬場をあつると云は笠懸の馬場の事也。犬の馬場をばあつるとはいはず。犬の馬場をこしらふると云。外の馬場と云は竹墻もなしはうじをして見物衆を墻とする儀也。又庭に犬の馬場をこしらへたるをば壷の馬場と云。内馬場ともいふ。宿所の外に拵て竹がきなどあるは犬の馬場まで也。

一うつぼをば付ると云。矢をば負と云。矢を負といへばとて。うつぼを負とは云べからず。

一じんどうを射て。四目をいてなどとはいはず。じんどうにて何を射て。四目にて何を仕てなどとは云べし。又産所の引目を射て。夜引目をいてなどとは云也。其しな〴〵に依て云ならはす詞也。かやうの事不可勝計。

一負征矢をば一こし二腰と云。引目を一こしと云は数四ツ也。一束は数廿也。犬射籠手は一さげと云。行縢鏃は一がけと云。ゆがけ。韘。手綱。腹帯は一具二具と云。鞍韉は一口二口と云。鞭は一と可云。又一つ共云。うつぼは一二と云。矢頭は二共三共云。一手じんどう別の事なり。

一沓をば一足と云。弦をも弓の如く一張二張と云。

一弓を人のかたへ遣には。捲巻たる弓ならばときて遣べし。弦をば紙捻にて一まとひして弓にゆひ付る也。捲より一尺ばかり上にむすび結びにすべし

一矢を人の方へ遣時。何として可遣と云法はなし。但秘する矢抔をば物に入べし。矢筒な

ども可レ然也。

一座鋪などにて人に弓を出すやふは。弦を下へなして右にひつさげて寄て。人の左へ弓を立て。右の手に本はずを取。左の手にそれより上を取て出すべし。寄時うらはずを人の方へさしむくるやうに不レ可レ持。請取人頓而取て可レ射趣に出す也。左のひざをつく也。請取人もした手をとる。左に人によるべし。同等の人には他を賞翫する儀常の事也。又にぎりの上と下を持て弓をふせて出す事も。もと〳〵は有しと云々。

一弓を左にひつさげて持事は。我可レ射弓の儀也。馬より下ても。左にまん中邊をひつさげて持なり。弦は下へ成べし。又主人并他人の弓をば右に持也。惣じて弓を持やう種々有儀也。

一矢を人に出す様は。羽の方を人の右へして。左にては篦中邊を持て。右にては脊まきのあたりを持て出す也。請取人は常の様に右にて手のかふを上にして取也。又手の甲下へなるも不レ苦と云々。是は略儀也。

一うつぼを出様。矢の如く人の右へ成様に出すべし。

一ゆがけを出す様。一具ながら手の裏を上になして。右を上に重て。たおほひを人の方へして出すなり。

一ゆがけは。ゆびを同革にて續事本式也。祝言などには是を用也。こと革にて續には。必紫革なり。何も緒は紫革を用也。

一ゆがけにせぬ革は。無紋の革并錦革。具足之面革也。

一又私云。此外には是非の沙汰はなけれども。五めん革菖蒲革などもする事なし。

一軍陣にては ふすべ卷のゆ がけを用ゆる事本式也。緒は紫革。緒の留様軍陣にては各別也。

口傳有之。

一ゆがけと云文字異なる秘說也。縦存知したり共、書札などに可レ書にあらず。若又よそより眞名に書て送る儀ありとも。こなた必假名に可レ書也。眞名に書たらんは。物をしらぬにて有べし。

一ゆがけの手の裏を取事もあり。是は年寄て。手の裏に汗もなきとて。略儀にするなり。さして苦しからぬ事也。

一にぎり革には黒革の外をば不レ可レ用。ふすべ革は一向内々の略儀なり。

一蟇の色は尋常は淺ぎに染たるを用事。上下ともに難なし。青黄赤白黒何も用也。たゞし白きは軍陣の時ならでは不レ可レ持。黒きは軍陣にも専可レ持。常にも用也。其外之色を軍陣の時はもたず。常に用なり。弓袋する様有之。

一うつぼといふ文字なども秘する也。惣じてか様の文字をば書札等假名に書事故實也。常に人の知がたき文字を書あらはす。必無用の事と云々。

一弓杖を杖く人に物を云時は。弓を先へして。左の手にて杖を杖て立て云也。又畏ていふときは。末弭を我右へ。弓を横ざまに少しなげす也。又立向て物をもいひ禮をする時も。弓をなをす事同前。

一兩方馬上にて逢時馬を打のくる事は。善人を弓手にして打のくべし。弓をなをすにもおよし。但時儀によつて心に任せぬ様も有べし。

一鷹を居て歩て行人にあはゞ。縦鷹居たる者には下馬せで苦からぬ者也。禮をみるよしにもして下馬すべし。但我家人等之儀に至りては一向内々の事也。又鷹をすへたる人も。馬上ならば。下馬せで馬を打のけて。鷹すへたる人を先可レ通。但常にも下馬すべきほどの人

に両方馬上にてあはゞ。我は鷹を居たりとも如常下馬すべし。

一馬上にて逢人。獨は沓をはき獨ははかずとも。沓を脱には及ばず。たゞ禮をして通る也。

一主人或は異なる貴統の人。す足にて馬に召處へ。我も馬に乘て出んを。沓を着たらば。馬上にて沓を脱て。下人等に可渡。等輩の人ならば。何とて御沓をめされぬぞなどと禮を云て。脱には及ばぬ事也。相互にそのをもむきを心得て。若又脱人あらば禮を云も有べし。

一下馬して左の沓計脱て禮をするは。片沓の禮と云。凡は下馬も無曲程の事也。但相手に依て是程にてよきも有べし。惣じては馬よりをるゝならば。左右の沓を可脱なり。

一馬に乘ながら左の片沓を脱て手に持て禮をして通るも下馬に可准と也。是は下馬するまではなき者にか樣にする儀もあり。又くせある馬に乘て。下人もつかず。をり立がたき時。不思議の馬に乘候て迷惑の由を云て。か樣に禮をすることも有べしと云々。今案。下馬するまではなき者に此片沓を馬上にてぬぐ禮は。其ほど〳〵可有事也。くせ馬に乘て無禮ならんは。不覺に成ぬべきか。此儀ありと可知まで也。か樣にせん事は斟酌すべし。禮は上下共にすべき程よりも慇懃なるは和道也。

一馬に乘て行時人にあふに。其人馬乘をみてはやくかくれば。馬をそろりと出して通るべし。かくるゝ人に下馬するは。かへりて無禮に成と云々。今案。時宜によるべきか。下馬させじとてかくるゝは禮なり。然に下馬せざらんは不可然か。人知れじとかくるゝ人ならば。下馬したらむは却て事たがひぬべし。又京都と田舍と替儀あるべし。

一口のつよき馬に乗て弓を持時。手綱を弓に巻まきて持事もあり。是一つの心得也。赤馬の口つよくげみちはりて。遠道などに手もたゆければ。手綱を右の鞍により通して取儀もあり。此手綱をば小指掛と云也

一馬上にて小鳥を射るには。鶉。雲雀。つぐみほどらひの物までは。はだぬがで。矢豆四目木鏑などにて可射。おん鳥めん鳥以上をば雁俣にて射也。此時は紐をおさめ。はだ脱て射べし。

一貴人のあそばしたる鳥、もしいまだ死せずばころして持て參るべし。

一射まじき鳥の事。鳩。とび。からす。いしくなぎ。木ねずみ。むさゝび。庭鳥。ふくろう。みゝづく。みそさゞい。鶯。郭公。白鷺。鷹の事は云に不及。いたち。これも射まじきもの事、

一鷹の追捨たる鳥。何にてもあれ。射まじき也。

一木に有鳥をば木鳥と云。小鳥成ともはだ脱て可射。さなければ袖も紐も弓に懸るなり。又鷹狩に雉の木に有をばこ鳥にあがりてなどいふ。此時はきとりとはいはず。

一かけ鳥。ふせ鳥などは。かぶら雁俣にて可射が本式也。征矢。劔尻などにて射るは臨時の事也。但不苦。

一射取の物と云は。鹿。狐。菟。狸など也。雁俣にて可射。但是も征矢。劔尻などにて射るとも臨時の儀なるべし。弓手切すがい馬手は射ぬ矢なれども。射取の物にはきらはず射る也。但一手綱つかひて矢處もよく射たらんは猶以可賞。

一うつぼつけて弓をもたぬ事は暫時も有間鋪儀なり。御太刀を持たる程は。弓を中間などに持するは勿論也。渡の舟などにては。其弓もちたる者は同船に可乘。但主人の召べき

程に船中の時宜によるべし。
一人前にて弓を射て見せん時は。射様は的射るごとく紐を納て中弓のたいはゐにて可射。前弓のたいはゐも不苦。後弓のたいはゐにては射まじき也。弓は白木そばしら木。的丸物の時の如し。矢はじんどうたるべし。
一草木の花をも葉をも立ているに立様口傳有。桐の葉は立べからず。 公方様の御紋たる故也。維手綱をしらで立る人有ともいる事不可有。今案。菊花をも射まじき事也。其謂は菊と桐とは 内裏様の御紋なり。等持院殿御時。桐の御紋をば御拝領あり。菊も其恐有べき歟。
一扇を立て射る事有べからず。うちわも同前。
一むらこきの弓に異なる秘說也。尤賞翫の故に御所的にも。數年弓太郎などはいる。聊爾に持事有べからず
一節かげぬりたる矢をば漆の上を。かりそめにも手に取べからず。又左様の矢爪よる事有間鋪也。惣じて的矢などを人の前にて爪よる事は無益の子細あり。一手四目。一手矢頭も同前。
一弓を張べき様。末弭を北へして不可張。東南又はすみの柱井西も苦しからず。先末弭をみて。弦わをすぐに能入て柱に押あて。弦わをくはへ。弓を靜に押て。ひざに押當て弦を可懸。其儘右の手にて握の下を取。左の手を次第に取あげて張がほを見て。わろき處あらば弓を下へ押當てなをすべし。二三束計引てみて。弦音少二三して。すわうの袖にて弓のほこりをとをし拭て出すべし。他人の弓をひかざれとはいへども。我張て出はちと引て出すべし。惣じて弓を張時は陰にて張て出すべし。但貴人などのそこにてはれとならば。

可張時貴人の方へ後を向て不可張。縦後を貴人へ向る儀は有とも。北へはづをして張事不可有。

一弓を張時あてゝ可張處なければ人に請させても張なり。うくる人は右の足を踏出し右の腰にあて。右の手にてかゝへ。左の手を添て受る也。此時も北へ末弭をむけまじき事同前。

一弓杖を幾杖と打時は はづし弓にて打也。弦を取添て弓の中程を右の手に持て。外竹を下へして。本弭を先土にあてゝ。扨うらはずを踏也。腰をよくかゞめて畏はせぬ也。あづちの有には垜より幾杖と打て。弓立の遠さをも定むる也。

一物の懸有庭にて弓を射る時は。懸の中を射とをさぬ事也。樹より外にて可射。此子細をば存知之人稀也。

一貴人の前にて馬を可引樣。先手綱さして。若人二人して引出したらば。引手馬を請取て。手綱を取せて。一人して引て見せ可申。左の手にて右の水付を取て。ほうみにさし付。右の手にては手綱のまがりを輪に持て可引。馬頭をさけば口にあたりて引あげ。引手にそはゞ口に當てひつすへべし。のけ引しさらば右の手にて片手綱にまがりを取て。さしゆるして口にあたり。しづめて取寄て引べし。

一馬を請取時は引手の右へさし寄て。轡の右の水付に左の手綱のまがりを左右の手を直出して一度に可取。又貴人ひかれたるには。其後より寄て。馬と引手とのあひより請取べし。

一馬を引て可懸御目事。先面を引立て。四の足を立揃。扨引手の右の足を開て。馬の右へ

立添て。面を先懸御目て。次に右を懸御目。扨後を御目懸て。其後馬の右へ一まはしに引廻し。左を御目に懸て。又始のごとく面を引立て。身を開て馬の右に添て。面を御目に懸て。扨馬を左へ押入也。か樣に御目に懸る事本儀也。是は四方を懸御目也。

一軍陣にては後をば不懸御目。三方を御目に懸る時も。引やうは四方懸御目と同事にて。後一方を殘す也。其外は先條に同じ。又面一方計も可掛御目。軍陣にあらねども。か樣に三方をも一方をも懸御目也。殊あまた御目に懸事あらば。引かへて可然か。引樣數多有といへども。さのみ注しあらはすべきにあらず。

一貢馬をば管領へ御成有て御覽ぜらる。御厩の別當二人して引て管領の御門の内にて御中間請取て。　公方樣御覽ぜらるゝ時も。尻綱指たるまゝ引也。其時尻綱をば御厩の者取る。左の手を差延て馬に向趣に尻綱をひかふる也。手綱の先を右の手に一まとひすべし。式にはひかで御前を引てとをる也。貢馬の事條々別紙に注すべし。

一はだせ馬をも乘轡にて引也。洗轡は内々の物也。

一はだせ馬にのる時は須彌の髮のきはを兩の手にて押あがりて懸る也。乘て後左より手綱を懸べし。おりて後手綱をこす事も引手こすべし。乘たる人こすもさして苦しからず。然ども時儀にもよるべし。

一はだせ馬に乘時も扇鼻紙を可置事。鞍置馬と同事也。刀を置と云事は有べからず。又馬を引時も扇はながみをゝくべし。

一庭乘の事。乘樣種々おほしといへども。先一束折をして。扨馬を打出して左へ先折給事

はいづれもおなじ。座鋪南向ならば。馬を北頭に可引立に。馬より左のとをりに居たらば。馬の後よりまはりて寄て可乘。馬の前をとをるべからず。馬より右の通りに居たらば。其儘寄て乘べし。手綱を鞍に打懸させて右の手にて手綱を取。其手を鞍の左の手形にかけ。左の手にては尻つ輪を押へて乘て。則袴のまちへ手をやりて。前へ取て乘居て。纏手綱を取定て。束折をして馬をしずめて。静に打出すべし。乘はてゝは最初乘たる處へ打よせて二足三足しざらかしておるゝ也。おるゝ時も手綱を左の手形に取そふる也。馬とる者手綱をばこすべし。二人して引て出て。一人は鐙をさふる也。縦一人して引時も。乘時は鐙を別人寄て押べし。

一庭乘のやう多けれども。先左へ折そめて。同様に三度うち廻してをく事。ひとつの儀也。殊に此乘様祝言なり。其後はいか様にも乘様數多也。口傳専要也。

一馬に乘て川をおよがするに常の様に鞍に乘ては馬およぐべからず。尻つわをこして後へ乘移也。片手綱なるべし。口傳有之。

一山の岨乘時は上の方の鐙をつよく踏付て。下の方を引上。山の方をば鞍の根の邊へさけて。我身をも山の方へ乘かたぶく心にして。馬の頭に目をはなたず。聲をかけて乘べし。

一橋を乘て行時は先馬を能々しずめて。馬の口にあたらず。馬にさかはで乘べし。是先凡の意得也。

一沼渡しと云事は名のみ有事にや。但足の入田などを乘て行時。馬をよくはさみ立て。鞍の内を乘すかし。頭を引立て乘ば。か様に乘ぬ人よりは馬の足も淺く入て早行也。猶口傳有之。

一笠袋の事法量なし。但式裝の時白き笠袋は裝束を菖蒲革と五めん革を重兩する。其趣凡弓袋の裝束のごとし。か樣にして裝束笠を入。式裝束の時用る也。常には白き笠袋相應せぬ事成を。大名などは平生も持せらるゝ事心得す。式裝の具をば式裝の時こそ可被用に。小すわうの時も白き笠袋を大名などは必持せらるべき樣に心得は謂れぬ事也。大名の內者も式裝の時は白き笠袋也。裝束に隨儀也云々　細川右馬頭殿持賢は右京大夫殿勝元の叔父にて。御供衆の中にも異に賞翫あれども。平生は白き笠袋をば持せられず。淺黃に染てうつたれを一尺計にして。笠を入てもたすべし。裝束をせば白笠袋にする樣にすべし。此次第小笠原播州元長物語あり。

一柄立をば牛の角にてするが本也。笠の柄の出入ゆるゆるとある程にすべし。少も滯るは白然笠を捨時。以の外惡き也。柄立は左のしはでに付る也。

一黑笠を馬上にさす事不可有。但貴人馬上にて夏などさゝする時は。小者などさし懸る也。

一諸大名路次にて行あはるゝ時御禮の事。兩方同じ程の儀なれば。互に馬を打のけ御禮有て。御通りある處に御供衆は先兩方共に聽て馬を打のけ下馬申間。下馬の人に被對て馬又兩方御下馬あり。三職は諸家へはさして馬をも打のけられず。ひかへて御禮有て　とをし被申てのちに御通りあり。惣じて少も賞翫有べきを先通し可被申。御供衆は三職の宿老衆も其外諸家の衆も。下馬申事は同じ。又御輿と御馬との時も同禮也。一方は御輿にめし。一方は馬上にて御禮あり。御輿よりおりらるゝ時は。前ばかりたてゝ御おり有て

足中をめし御禮あり。下馬ある方も沓を脫。足なかをめす也。御供衆は下馬申て畏てあるに。管領を始としてふかく御禮あり。手をばつかれず。御供衆は手をつきて禮を仕也。諸家のしなに依て淺深あるべし。

一貴人に路次にて參相時下馬して畏もあるべし。又下馬して隱もあるべし。假介公方奉公の衆吉良殿へ參相ては下馬申て畏也。是は御下馬有間鋪に依也。又三職へは下馬申て隱也。是は下馬めさるゝに依て也。三管領はか樣に御下馬有間。其時は出て禮を申也。諸家の儀も是に准て可レ有二其覺悟一事也。

一大名已下の太刀を持役人は第一の仁躰也。一かど有時は猥にはなき儀也。又家の子は除て御出仕の御供をもさせられず。是ら一かど也。常には御供をもさせらるゝ也。但其方其方の儀あるべし。

一公方樣の御劍は御供衆にても御一家の持るる也。何方へも御成の時は。馬上に左帶にして（我右に帶を云。）御輿の跡に被レ參なり。

一公方樣の御先打は御一家のせらるゝ也。畠山將監殿など沙汰有しと也。普光院殿（義教）富士御覽の時は土岐世保殿御さき打也。其時見申たる宿老共物がたりせしなり。其器用にもよる歟。

一的場幷犬笠懸の馬場へ銚子など持て出て參らすべきに別の子細有べからず。但肴なと一つに入ても出す也。又馬上ながら飲人と下馬すると差別有べし。酌も可二心得一。

一鋪皮と云は鹿の皮にてして弓場始などの時敷を云。是はする樣あり。引敷と云は何皮にてもして緒を付也。䩞（ヒツシキ）を豹虎の皮にてする事。京都にては貴人のめさるゝ間。大名の內者は斟酌する也。

一椀飯之次第。號ニ御晴。

一日。一。管領。

二日。三。土岐殿。

三日。五。佐々木京極。六角。各年也。

七日。四。赤松。

十五日。二。山名殿。

右正月五ケ日椀飯之次第也。以レ中爲レ下云々。

其次第付之。

一貢馬之次第。是は其位次第に末は下る也。

一番。管領。　二番。山名殿。

三番。土岐殿。　四番。佐々木京極。

五番。赤松。　六番。佐々木六角。

七番。中條。

此次に鎌倉の御馬とて三疋參る。近代は關東の亂に依て不レ參。管領の御進上は　公方樣之御代官と云々。然間當職の御沙汰也。是を一の御馬共管領の御馬共申。昔は一の御馬二の御馬三の御馬などと申けるを。中頃より山名殿の御馬。土岐殿の御馬などと。其家々の御名字を申也。朝夕の役として喚也。されば御前なれども。いづれにも殿文字を申なり。

一供奉之次第。

一番。第一。先陣。治部大輔義重。武衛家督。勘解由小路殿息。

民部大輔滿種。

二番。第三。一色右馬頭滿範。家督。

一色兵部少輔範貞。

三番。第五。佐々木備中守滿高。六角家督

佐々木山内源三左衛門尉義綱。

赤松出羽守義祐。

四番。赤松參河守時則。

五番。第二。後陣。土岐美濃守賴益。家督。

土岐伊勢守光兼。

右鹿苑院殿義滿公。御時。明德三年壬申八月廿八

日。相國寺供養後陳の隨兵の次第也。各相手は一家也。被供養の記錄具に有之。爰には此次第計略注之。抑當家土岐殿。者。滿仲の長子賴光の苗孫として。淸和源氏の家嫡也。等持院殿（尊氏將軍）の御一家の次。諸家の頭たるべき由。土岐伯耆入道殿（賴貞。法名存孝。號二定林寺殿一）に被二仰定一ける以來。今に至まで其證跡勿論也。先代高時をほろぼさるべきとて。最初に伯州に被二仰合。他に異なる御約諾の子細等。古老中傳る儀也。當方に錯亂せし時。御證文等數多紛失すと云々。伯州の長男賴宗は。伯州に先立て御早世あり。二男賴遠御家督になられける處に。不慮之橫難に依て御生害あり。其時節賴宗の長男賴康。（大膳大夫。法名善忠。號二建德寺殿一）御家督に御成あり。實子御座なくて。御舍弟賴雄の御子息を御猶子あり。康行と申是也。此時不忠の者有て當家錯亂し。康行御敵にならるゝによつて。賴宗の三男賴世。（刑部少輔殿。法名眞兼。號二禪藏寺殿一）公方樣御身方として御忠節あり。其時賴世の二男賴益。（左京大夫。元美濃守。號二興善院殿一）悉皆軍忠を被レ抽て靜謐せし間。鹿苑院殿御感異にして。賴益御家督の御判を御頂戴あり。然間興善院殿を當家の中興と申儀は此謂也。此時忠節之輩を興善院殿以來賞せらるゝ也。善忠の御時の奉公の輩も。康行の亂に進退本意を失て。子孫なきが如くに成もあり。或は其亂に遁殘て。興善院殿御時。國靜謐の後參る輩は。興善院殿御代の初參として。善忠の御時の奉公を相續せず。或は子孫絕たるも多しと云々。軍忠に依て賞を行はれ。不義に依て家を失故に賞罰改也。康行の御子息康政を土岐世保殿と號す三代ありて。應仁の亂中に勢州にして討死せられし後子孫斷絕す。康行之不忠に依て庶流にならるゝ也。當方に不限。此例おほし。

一慈昭院殿義政公康正二年丙子七月廿九日大將御拜賀の供奉之次第。一騎打也。

一番。第一。先陣。畠山右衛門佐義就。家督。于時伊豫守。

二番。第三。佐々木大膳大夫持淸。京極家督。法名生觀。

三番。第五。富樫介。家督。

四番。第四。伊勢守貞親。

五番。第二。後陣。土岐左京大夫成賴。家督。于時美濃守十五歲。

右伊勢守參勤の事。此時始歟。去嘉吉元年六月廿四日。赤松處にて普光院殿御生害ありし以來。赤松家督斷絕す。慈昭院殿御時。貞親權勢他に異なる間。赤松闕の跡を望申參勤云云。應仁亂之刻。赤松出頭。

一常德院殿義尙公。御歲廿二。文明十八年丙午七月廿九日壬申大將御拜賀供奉之次第。一騎打。

一番。第一。先陣。畠山尾張守尙順。左衛門督長之息。家督。

二番。第三。佐々木治部少輔村宗。大膳大夫政經子。京極家督。

三番。第五。富樫介政親。家督。

四番。第四。伊勢備中守貞陸。伊勢守貞宗子。

五番。第二。後陣。

右後陣之供奉如二先例一。當方に被二仰出一之處。去明應九年丁酉十一月十一日諸家京都之御陣を退き。各分國に御下向以來。瑞龍寺殿成賴。濃州に御在國あり。先年慈昭院殿御拜賀之時御存知之儀なり。當時は難レ調歟。御延引有べき樣に御油斷有處に。御拜賀既に御治定之由ありて注進の間。御遲怠に及べり。誠に御越度之由被二仰候也。然共後陣の供奉。土岐ならでは參勤之先例なしと上意ありて。後陣をあけをかれたり。其後以外の上意御難儀たりしを。御緩怠なき旨。右京大夫殿政元。申御沙汰有て。長享元丁未九月十二日江州南郡に御動座之時。佐々木六角高賴御退治也。御參陣有て上意前々のごとく也。今度後陣あけをかるゝ事。先規被レ思召一。上意誠忝御事。御面目之至也。當家他家

に立あはるゝ諸役は。貢馬椀飯供奉。此三ヶ條之外はなし。然而其次第右に注し定。諸家に記錄等有べき間。公私御存知之儀たるべき也。既一色殿よりすゝみて御沙汰の例はあり。御一家之外之諸家。當方より進みたる例一事も不可有。仍諸家の頭と申事。等持院殿御時已來今に至るまで無相違也。後代にも能々可有覺悟と也。

一公方樣へ御進物之折紙調樣之事。號目錄當方は料紙は高檀紙也。家に依て引合也。當方の先例高檀紙也。か樣の儀もいさゝか聊爾に不可有と云々。

進上

御太刀。　一腰。久國。

御馬。　一疋。河原毛。印　雀目結。

万疋。

以上。

土岐左京大夫

御進上之目錄に當方は御名字御官を書るゝ也。他家には名乘を二字書るゝ歟。當方は昔より此分なり。進上と書時ならでは。名字官をも又名乘をも書間鋪なり。

一何にてもあれ。一種之時は。以上を書儀常にはなし。二種もあれば以上を書也。以上を書は執したる儀也。然間數多之時以上をかゝぬも人によるべき也。又云。一種之時も以上と書事賞翫の儀と云々。公家方の說也。

一常德院殿江州御動座之時當方政房。御參陣之時御禮之次第。

一番。

御太刀一腰。光忠　御馬一疋河原毛　印　雀目結

右就御動座御參陣之御禮也。御太刀幷目錄直に御進上。

二番。

御太刀一腰。久國。　御馬一疋。鹿毛。印兩目結。
万疋。
右家督之御禮として。御進上御太刀幷目錄之如。直に御進上。

三番。
御太刀一腰。左文字。　御馬一疋。鴾毛。印重雁。
右御盃幷御劍御拜領之御禮也。此時は中次して御進上。御劍直に御拜領あり。慈昭院殿御代に瑞龍寺殿成賴。御出仕之時も此分也。勝義持定院殿御代に承國寺殿持益。御出仕始の先例と云々。其御時之儀古老の申傳たるは。土岐は有子細家也。四足より出仕あるべきよし上意にて。四あしより御出仕と云々。是御面目云々。先規其意得べしと也。

一御太刀幷目錄御進上の樣は。御太刀を如常右に。目錄を左に。文字の頭をさきへして御持有て。御前にをかるゝ時。目錄を執直し。折目の方をあなたへなして。太刀のつば幷足を目錄の上に懸てをかるゝなり。公方樣へ御進上の趣也。諸人も太刀と折紙の時之儀かはる間敷なり。

一馬太刀計人に出す時も。折紙を書て。其目錄と太刀と出すなり。又目錄はなくて。御馬何毛と毛までは書で。太刀を出す事もあり。又御馬と計云て太刀を出す事もあり。目錄に太刀を書て出すには詞にてはいはず。是は皆馬太刀の時の儀也。又折紙に千疋とも二千疋とも書て。太刀をば目錄に不載して。太刀と同出事もあり。是は太刀鳥目兩種の時の事也。

一書札には鵝眼万疋などと書也。目錄には唯千疋とも万疋とも書也。鵝眼。靑銅。靑蚨。鵝目。鳥目。皆錢の異名也。

一右京大夫殿細川殿。公方樣へ進上之目錄には。進上と書て。拾百貫とも五十貫とも書るゝと

云々。文の字はなし。か樣の事其方々々のしつけらるゝやうかはる也。

一樽美物等の目錄は〔の歟〕次第。魚は前。鳥は後也。魚の中にも鯉は第一也。其次は鱸なり。河魚は前。海の魚は後なり。鷹の鳥。鷹の鳫。鷹の鶴などは。鷹を賞する故に。鯉より前に書也。雲雀。鴫。鶉といふとも。鷹の執たらんは賞翫猶おなじ。又鵠は大鳥他に異なる故に。鷹の鳥よりも猶前に書也。又鮨も賞翫の物也。昔みさご魚を取て鮨をしたるを見てより出來也。奇異なるゆへ賞翫の物なれども。鯉をば猶第一とす。又魚の子は何にてもあれ。魚の上へは上ぬ也。又海鼠腸は魚の子に可准物なれども賞翫也。時に依て鯉の次にも可書。猶又第一に書事も時に可寄と云々。時によると云は。其時節珍敷をば賞する儀あり。それも又物によるべしと也。又貝かざめなどは魚の子位に准と云々。樽をば肴のおくに柳十荷などと書て。以上と書也。又一番に柳何荷などゝ書て。其次より肴を書るゝ人もあり。殊名酒など賞翫有て書るゝ儀也。又折などを進上ある目錄には御折十合などとあり。美物を書には折は御前へ參候也。其外は目錄を懸二御目一迄也。是は殿中の儀なり。諸家は事に寄べし。

一諸家へ御使に參ては。先御使之旨を奏者して申入て。見參もあれば。其禮の後。又奏者に始て伺候仕候御禮を可申由を云て。自分の太刀を奏者に可渡。馬太刀なる事も有べし。其由を披露して又對面有也。今案自分の太刀をば直に進する人も有べし云々。詞は公方樣へ諸家御太刀進上有時。直に御進上あり。然上は諸大名へ對して。他家の宿老衆直進べき事尤之儀也。但尋常は奏者に渡も猶慇懃の

禮かゝさるに寄て奏者もたゞ直にと云ゑしやくをする也。か樣のよりのぎは。〔三字衍歟〕又自然の程程に寄べし。凡先此趣なり。惣じて公界の儀は斟酌のあるは越度すくなし。但斟酌が越度に成事も有べし。

一兩使三使にて物を申時は。申し口を先定めて。挨申時同道の人に一往禮をして云べし。他家などへ出て。傍輩の中。申口をゆづりあひてつかゆる躰成は不可然。兩使三使の出る次第は。常の前後の次第にて。申口は其中に功者などにいはすべし。又兩使三使來時は。奏者も二三人出べし。一人しては不可開。

一鎧幷腹卷を貴人へ進上の時は。袖を付て。唐びつのふたを内を上へなして。それに三物を置。〔申立可有〕二人して持に。先へ行は下て。跡に行はうはて也。先へ出る人は後ざまなる樣にあゆむ也。御前に少し脇へのきて。北へ向はぬやうに置也。下ての人は則立のくべし。上ての人唐びつの蓋を押直して。御覽ぜらるゝ樣にして。少さりて〔しさり歟〕左へ歸也。御座有樣。隨て可置處を先覺悟して持て出べし。家々の說ありぬべきか。當方の儀は如此。長祿二年十一月廿日慈昭院殿〔義政公〕御成始の時。御鎧持て御前へ出らるゝ役人。先は土岐部戶左馬助。あとは土岐明智兵部少輔賴尙なり。

一刀幷打刀を人に出すも同前。長太刀をば引さげて持て。柄を人の左へなして。是も峯の方を人の方へなして置也。又云。大太刀幷長太刀などをば座鋪に立て置て。進る由をも云也。大成物はか樣にしたるが自他のあつかひよしと云々。

一酒宴などの中に太刀を人の出す時は。頓て其返報をする也。又何にてもあれ。唐物など

をも出す事も有べし。さ様の返報は後日に遣して可然也。

一諸家御參會などの時こなた衆の盃を大名など御參り有時は御太刀を進也。馬太刀を進る事もあり。終日の中に重て左樣にあり共。最初一應の御禮也。其御返しをば翌日に御使にて給ふ也。但態も給べし。時儀に依べし。御使にて拜領の時は必又其御禮に參て。前の御使して申入也。此時は申置て歸べし。

一貴人のさゝれたる御刀を給時は。態又我差たる刀を進ずる事は却て無禮の樣也云々。加樣の時は持せたる太刀など進ずべし。馬太刀にても有べし。拜領の刀をばいたゞきて立退て。それを差事も有。又人に持する儀もあり。時儀によるべき也。

一三管領當方へ入御之時は。緣へ御出合ありて。先請じ入申されて。後に御入有て御禮あり。緣へ御出之時こなた衆は皆庭へおるゝ也。御歸之時は。えんにて御禮ありて。又庭にて必二度送ての御禮あり。

一公方樣へ殿中にて諸家之内者御目に懸るには。御白砂にて掛御目也。三職之宿老を始て。何も御緣へはあがらず。

一諸大名之内者を殿中へ召て御用を被仰出時は。庭上に拉布を鋪て座する也。被仰出旨有時。拉布より下て。手をつきて承る也。管領の宿老衆も諸家同前。

一大名の内者に　公方樣直に物をも被仰事あるに。こなたは御庭に伺候するに。御返事をばそばに伺公ある人に對して申也。答直に申さで叶はぬ子細ならば。頭をいかにもさげて。御顏をも見不申。謹而可申上。鹿苑院殿御時までは。天下に御大儀之出來せし時は。諸家の内にも可然輩をば被召寄て。

御合戰などの事直に御談合有ける儀も有と云々。

一御成之時諸家の內者 公方樣へ御禮申時は。殿中にての儀には混せず。 公方樣御覽せらるゝ御通の次なる處まで罷出て。御目に懸る也。御太刀を進上申。召出しを給也。御成の儀に可ㇾ注也。

一慈昭院殿御成始には觀世大夫能を仕て。万疋舞臺に置るゝ也。其趣は五貫づつ竝たる中を繩にて結て。左右に拾貫引さげて。拾人して持て出る也。白砂の上より舞臺にをく。正面には不ㇾ置。大夫則罷出て御禮を致して。其後座之者執て行也。翌年の御成よりは勢州貞親の異見にて五千疋被ㇾ下也。其謂は三職并國持れたる方は毎年の御成に毎度百貫也。今當方は濃州一箇國也。五十貫可ㇾ然と云々。諸家の爲とて被ㇾ申也是も舊例を存せらるゝ儀なるべし。其頃觀世大夫が父音阿彌もあり。然間能はてゝ。音阿彌に二千疋被ㇾ下。是は折紙なり。毎年如ㇾ斯御成之時觀世に被ㇾ下祿此定也。私ざまにては。是より減じたらんも不足にては有べからずと云々。又諸家の內者などは其人によるとみえたり。但別して扶助を加ふる時。彼引懸入ぬ事也。

一公方樣御服を被ㇾ下るれば。其御服をいづくへも着て出也。

一公界へ出る時小袖を可ㇾ着時節にも袷をば着る。袷を可ㇾ着時節に寒とも小袖をば不ㇾ可ㇾ着。又帷を可ㇾ着頃袷をば不ㇾ可ㇾ着。袷を可ㇾ着時節にもあつければ帷をば着也。殊更若き輩は身をうませたる樣なるは見苦きなり。常に心懸べし。宿老は苦からぬ事も有。

一四月一日より袷着也。五月五日より帷なり。八朔も必帷を着る。八月中は帷也。九月一日

より袷。九日より小袖を着也。寒中も袷とうすき小袖二。それより多く着る事有べからず。又白き帷をはだに着て小袖を着る事は。人に依て不苦。大仁などはめさぬなり。又若き人には似あはぬ也。

一鞍は金にて紋をして。のぐつしほでは燒付にけほり。或は赤銅に紋をけほりなゝこたるべし。金ぶくりんは若き人などは着て不苦。但夫も事に寄て無益也。かながひなどは。若大名は似合べし。か樣の物の出入は。其人に似合てしかも執したる物がよきなり。又老若によるべし。

一しき三獻の事。

三さかづき。うち身わたいり次第如斯。常の二の膳三の膳のごとくすふる也。いづれもすはりて則御銚子片口。出す也。扨一番に參るべき人三の盃にて一度づつ參りて。又其ごとく自餘の人もとをる也。酌可取樣は。盃一に只一度づつ入なり。三の盃に以上三度也。三々九度などと入事はなし。提をば次の座鋪に持て居たるまでにて。くはふる儀はなし。然れども必提もいづるなり。

一又しき三獻の時。親の盃を子息拜領の時は。先親の盃を一ついたゞきて。扨我前の盃を二參りて置るゝを。又其後子息の盃を親もまいる時は。常の時のごとく三度參らするに。三度をくはふる也。是はいきみ玉の祝の時か樣にあり。其外祝には。しき三獻の盃は我前我前を飲てをかるゝまで也。

三盃ばかり參らする時も同じ心得也。三盃計參る事は。しき三獻を略したる者也。公方樣の御祝にも。正月又は異なる御祝には。しき三獻也。每月朔日などは。三盃ばかりまいる也。

一異なる賞翫の人の御前へ被召出て。三さかづき參り。我前にも同すはる時。三度開召て。扱こなたも給時は。御盃を拜領して二度飲て置也。我前の盃にてはのまずして。それを一おろして。拜領したる御盃を上に重てをく也。又云。貴人の御盃を拜領して。扱我前の三さかづきを二飲てをくと云人もあり。公方がたには。拜領の御盃にて二度飲なり。加樣の事は。其方々の習にても有ぬべきか。

一初獻をばくはふる儀なし。一度まいらする也。公方がたの儀如斯。初獻と云は雜煮の事。

一御酌はしき三獻。初獻賞翫なり。又一の後。一段賞翫也。

一供御を本膳より一二三以下次々參せたるをあぐる時は。すゑより次第に上る也。本膳は一の後にあぐる也。公家武家ともに此儀不可替。本膳などはすへたる人必あぐる也。

一酌を取時は必扇を置こと法の樣也。扇をいつも手に持人は。本より異儀なし。腰にさす輩は必ぬぎて置て酌を取べし。提持人も同前。配膳する人は。扇を置共をかぬとも。是は其沙汰なし。

一しき三獻は何時も寒酒也。初獻より御かんをするは。是も御かんする時の事なり。

已上しき三獻の事より已下九ケ條は。勢州貞陸。へ尋申時。注しては御出ぶん也。追云。此中に初獻にも三度參らするに。三度めを加ふる也。加樣有來れる間注之。

一御酌する時祝言の儀には左へまはるべし。然間提持たる人も左の方に居たるがよき也。惣じて萬事に左を先とし。祝にも左を賞する也。又軍陣の時酌取樣。別に口傳有之。

一外人などに參會の時なん獻めに酌を執て參

らするとは定まらぬ事也。時儀に可依と云云。先年山名金吾入道殿播州にしばし在國ありて上洛の時。右京大夫殿勝元龍安寺殿を待請あり。初獻の酌垣屋次郎左衛門尉惣領也にて有しを。讃金吾酌を御執ありて。京兆へ參らせらるゝなり。初獻に自身酌の事。是等始のよし。其比申と云々。

一銚子を人に渡す樣などとて異なる事はなし。人の請取能樣にわたすべし。提も同前と云々。

一公方樣の御盃を拜領あるには。聞召て四方にをかるゝを。御酌の人御銚子の上に置て。御銚子をさし出さるゝを。拜領の人御盃を給て頂戴して。口を添て扱酒を受也。公方樣の御盃ならでは銚子の上にをかるゝ事なし。縱御盃なれども。前にこと御方へ參らせられて。また公方樣聞召たる御盃をば御銚子へはあげぬ也。此時は御盃の由を御酌の人被申也。諸大名などはいかにも下々の者に盃をたまはるとも。銚子のうへに置儀はあるまじき事也と云々。

一和歌などの時は。公家の御會席へも被召出儀有時。こなた衆の給たる盃を公家の御參り有べきと被仰時は。御酌の手に持て御前に置て。扱公卿を御前へさしよせて置べしとなり。

一女房などの中にて公卿にすはりたる盃をこなた衆飲時は。盃を手に取て後。公卿をそばへをしのけて置て。扱酒を受る也。我飲たる盃をば下にをくを。酌する人公卿へ上る也。

一折などの物を貴人取て被下時は。肴を先下に置て。謹而給ていたゞきて。そと食て懐中して。扱酒を飲也。但物に依て。戴てそと食て

置も有べし。又戴て懷中するも有べし。一段貴人へは此等之趣なり。ちと賞翫の時は懷中に不ㇾ及。

一二ほし三星などのとをる時は。いかにもげこなれども。一飲ては置ぬ也。何れをもそとそと可ㇾ飲。酌も可ㇾ心得。又二星三星などとは。盃毎にいたゞくは猶賞翫也。毎度口を添る故也。臺ながらも戴なり。

一取ちがへの時は。賞翫の人に先受さする也。但毎度おなじ様には斟酌ある事也。公家は官位に隨て着座ありて。初は次第に參るを順盃と申。後はかへてさゝるゝを亂盃と申。武家方もおなじ心也。

一盃の臺之時貴人の前にては我飲たる盃を其儘臺へは上間鋪也。先下に置を。酌する人臺へ上べし。但二ほし三ほしなどの時は。いづれをも飲はてゝ以後。一づつ我と臺に置べし。又後々に召出しに成事あれば。臺へは上ずして可ㇾ然也。

一主人の御前にては。相伴之時も召出しにも。家の子の盃をも。增て他家の儀も。兩方主仁御參會之時。一偏に難ㇾ定なり。

一賞翫之人の前へ折など持て出る事は。宿老などのする儀也。

一肴を食時先しるをすふて。扨食人多く有間鋪事なり。さかな持上て食て後。貴人の前を見合て可ㇾ置。後も汁をすふ事よろしからず。肴置て後は更又不ㇾ可ㇾ食。箸を置事は貴人のをかるゝを見合てをく也。

一貴人と御相伴之時は楊枝を折て短くしてつかひ。袖をおほひてつかふ事は。いづれも不ㇾ可ㇾ然。貴人の前にては楊枝をつかふまじき也。傍へのきたる時つかふべし。然間貴人楊枝を御取あらば。こなた衆も取て懷へ差入て

置て。とかくして。傍へ退てつかふべし。

一扇を手に持事。諸家の內者などは扇をつかふ時ならでは手に持まじき也。腰にさすべし。

一貴人の前にて鼻をかむには少座下へ向てかむ也。音のせぬ樣にかむべし。惣じて人中にて高鼻かむは尾籠の事なり。

一亥のこのけんでう拜領のやう。右の手を差出し。左の手をもちと添る樣にして給て。いただきて退出す。惣じて貴人へ近參り寄時は。膝にて少しはひて。しりぞく時も又うしろざまにしざりて。扨立て退出する也。

一御前のらうそくのさきを取事。公方樣御覽せらるゝ御通りをば御供衆の中にも御一家の被取なり。其やうは膝まづきて蠟燭をぬきて。さきをとらるゝなり。

一御前にて酒のこぼれたるをのごはるゝ事も。公方樣の御近邊へは只の人は不參。是も御供衆の御一家沙汰ある也。諸家の儀も。貴人の近邊へは若輩は寄べからず。然に蠟燭のさき取事。酒のごふ事などは。同朋ならではすまじき事のやうに思ふは相違の儀なりと瑞龍寺殿御物がたり有しなり。

一貴人の前にて酒をこぼす事は狼藉也。自然こぼれたらば。我とのごふべし。又一向の下戶におほく給ふ時は。涯分飲て。誠にせん方なければ。持て立て捨る事は有べし。貴人の前にて座敷へ捨事は尾籠也。不可有。

一飯を食はてゝ膳をくむこと。貴人の前にて配膳する人。さのみ我前へ立居するもいかゞなれば。早くあげん爲也。大名も御前にて御沙汰あり。くみやうわろければ。御かよふする人難儀なり。

一まな板を持て出るには魚の頭の方はうは

手。是賞翫なり。うはてはさきへ行。其足の前後には替也。是もさきへ行人は。後ざまにもそばざまにも出る也。可切人は誰にてもあれ。其座鋪に賞翫の人可切樣に先板を向て可置。但きはへ持ては寄べからず。其通りにのけて置也。扨きるべき人定めて板を直す時。以前持て出たる人出て直すべし。逆にはなをさず順になをす。順と云は東より南へめぐる也。南より東へめぐるは逆也。四方准之。

一馬の印をもとは書札にも日結雀と書けるを。雀は面てなるとて。近代は雀目結と書也。今も詞には日結雀と云也。

一馬鷹を一度に遣時書札にはいづれを前に可書にや。ある舊記に馬一疋。鷹一聯と云云。又後成恩寺殿。一條兼良公。御筆作の花鳥餘情に舊記を引載らるゝ。馬鷹とつゞきたり。常に人の詞にも馬鷹と云人のみなり。但常には馬太刀といへども。書札には太刀馬とあり。又鷹犬をば一牙二牙などと云也。是も舊記に見えたり。

一鞠を人に遣時一葉とも二葉とも書也。一足とも不可書。又蹴鞠興行などの時は。一足あそばされよなどと云也。此時は一葉とはいはず。又ふすべ鞠は陽也。春夏賞す。白き鞠は陰也。秋冬賞す。一葉つかはさむ時は。時節に相應したらんは其興あるべし。枝に付る樣など口傳あり。

一公方樣へ諸家より御太刀御馬進上有時。自然御馬をば代にて御進上あるには。大名は千疋也。其外は五百疋も有。又奉公衆などは大概三百疋也。仁躰により。人の分限にもよるなり。

一太刀を人の方へ遣時正本にもあらぬ銘を書ことは不可然。古人はさ樣の太刀をも力な

く遣時は。太刀一腰と計書也。又近代太刀一腰持。と書事あり。銘はあれども正本にあらず。或は無銘なるを書族あり。糸卷などにまぎらかさじとての儀也。太刀一腰糸。太刀一振金。などとあり。糸とは糸卷を下略す。金とは金覆輪といふ心なり。

一等持院殿尊氏將軍。寶篋院殿義詮公。鹿苑院殿。義滿公。將軍より當方へ御內書謹言とあそばされて。日付の下に御名乘を被遊もあり。御判計のもあり。うは書には土岐入道殿とさし上て被遊て。御名乘をいづれも被遊なり。其御內書數通あり。近代は當方すたれたる故にかゝ樣の事跡かたなし。相違せり。

一三管領之書札は相互に恐々謹言進覽候。裏書はなし。御返札之時も進覽候とあり。三職より當方へは恐々謹言進之候。御返札には。御返報とあり。當方より三職へは恐惶謹言人々御中。裏書御名字御官。御返札には貴報。三職の御官を書るゝ也。畠山殿へは御名字計書るゝ也。但是も御官計にても有ぬべし。吉良殿も三職と同前　これも吉良殿とは不可書。御官計書るゝなり。惣じて吉良殿の御事は。三職よりも猶公儀も御賞翫なれども。書札は別儀なし。今河修理大夫殿。駿河守護。上杉戶部。越後守護。是等當方へ相互に恐々謹言。謹上某殿。官實名。如斷の時裏書有べからず。是は式々の書札の調樣。同等の書札也。又畠山修理大夫殿。能登守護。兩佐々木細川右馬頭殿。御供衆。同安房守殿。同前。當方と相互に恐々謹言。御宿所御返報。裏書は御官計也。是も同等也。山名殿。一色殿。細川讚岐守殿などは。畠山匠作など同じ事たるべし。皆御一家御相伴衆等なり。赤松は佐々木京極と同程なるべし。凡御一家の御相伴衆と其外の諸家とは替る事也。然其書札は此分

也。

一他人の事を官途などをばいはで名乘をいひ。書狀にも書事尾籠なる事也。我身幷我子已下内者などをば他人への書狀などにも名乘を書儀あり。

一連判幷裏判之事。連判は奥を上判とす。上判の人の名乘をうは書に書也。但奉行之奉書などは本奉行書あげて日の下に判をする也。此時はうは書にも本奉行の官名字を書也。事に依て准之儀も有べし。又宛所を二三人へも書時は前は上也。奥は次第に下也。又裏判を連判にするには。是もおくは上判也。裏の時奥と云は。裏よりすかして見れば。文のはしの方也。

一賞翫の人とさ程なき人と兩人へ一札に調て狀を遣事有べし。假令人々御中と可ㇾ書と進之候と可ㇾ書と兩人ならば。人々御中と書べし。賞翫の人を本とする故也。但異なる賞翫の方へとさなき方へと一札に調事は有べからず。又加判之儀も可ㇾ准之。

一小袖を給時廣蓋に置やうは。下かへを上に成樣に二折にして置也。引物などにはいくかさねとも必かさなる物あり。練貫紅梅其外も織色。又袷もやうに寄て重べし。二がさね以上をば一つにとぢらるゝ也。

一小袖を猿樂などに給は。いくつもあれ。小袖計なり。かさなる物はなし。あまたの時はひろぶたながら持て罷立也。又御簾の中より脫て出さるゝ時は廣蓋には不ㇾ被ㇾ置。たゞをし出さるゝを。たゝみなどもせで。其まゝ何く執次でやるべし。

一盃の底を捨る事は魚道とて酒を殘して口の付たる處をすゝぐ也と。つれ〴〵草と云物に書たり。有識の人の說と云々。

一城陸奥守泰守はさうなき馬乘也。馬を引出させけるに足を揃てとじきみをゆらりとこゆるを見ては。いさめる馬也とて鞍を置かへさせけり。又足を延してしきみにふみあてぬれば。にぶしとてあやまち有べしとてのらざりけり。道をしらざらん人かばかり恐れんや。又馬乘の申侍しは。馬毎に强きもの也。人の力あらそふべからずと知べし。乘つべき馬をば先よく見て。つよき處よはき所を知べし。次轡鞍の具にあやうき事やあると見て心にかゝる事あらば。其馬を馳べからず。此用心を忘れざるを馬乘と申也。秘藏の事也と申き。是もつれ〴〵草に書たり。

一又つれ〴〵草に云。鯉ばかりこそ御前にてもきらるゝ物なれば。やむごとなき魚也。鳥には雉さうなき物也。雉松だけなどは。御ゆ殿のうへにかゝりたるも苦しからず。其外は心うき事なり。

私云。御前とは禁中にての御前成べし。御湯殿のうへと申は。きこしめさるゝ御茶の湯せらるゝ處を申。御所にては常の御所の御次也。雉は鷹の鳥なるべし。

右條々對退息利常御供之時儀。演說之次書之。就而利常去夏五月俄感疾。至廿七日竟逝。于時廿歲。予絕殘生之望。則欲授丙丁童子之刻。堅有抑留之族。依難默止付與之。此中弓馬事者。小笠原播州元長相傳之旨也。其外者或舊老之談話。或瑞龍寺殿御時多年所見聞也。任思出略染短筆。定多失錯乎。偏家中竹馬之庭訓也。勿及他見而已。

永正八年辛未十一月廿七日　伊豆守利綱

右家中竹馬記以伊勢貞春本校合了

土岐家聞書

一弓袋の色は尋常は淺黃に染たるが。誰も難なく可ㇾ然也。青黃赤白黑はいづれも用事勿論也。但白は軍陣ならでは持べからず。黑は軍陣にても專ら持べし。白は本式。さては黑を用る也。其外の色は平生可ㇾ用也

一弓の張がほ。張がはと云はわろし。馬のいかがみなるをやりぼしと云もわろし。あたらしき馬とは云べからず。めづらしき馬と云べし。年のわかきを駒とも駒馬とも云はわろし。さかなひむまといふなり。

一等持院殿尊氏將軍。御時土岐伯耆入道殿賴貞。法名存孝。號二定林寺殿一。仰せられし以來相違なし。先代を亡さるべきとて哀前に伯州仰合せらるゝと云々。土岐たえば是たゆべしと御勢約有けりと古老申侍る也。當方度々錯亂せしに。さやうの御證判も多く紛失す。賴貞の長男賴宗は伯州に先立まいらせられて御早世あり。二男賴遠御家督たりしに。不慮の横難出來て。康永元年八月六日御生害あり。其後は賴宗の長男賴康大膳大夫。法名建德寺殿。御家督なり。實子御座なくて。御舍弟賴雄の御子息を御猶子とせらる。康行と申也。此時鹿苑院殿御代に御敵にならるゝに依て。當方くだけ錯亂す。然處賴宗の三男賴世。刑部少輔殿。法名貞菊。號二禪藏寺殿一。公方樣御身方にて御忠節有之。賴世の御二男賴益左京大夫。法名常保。號二興善院殿一。悉皆軍忠を抽せられ。逆亂を治め御家を調らるゝに依て。御家督に御定り有ける也。然間興善院殿を當方中興と申儀は是也。此時忠節の輩を興善院殿以來賞らるゝ也。善忠の御時奉公の次第すみたる輩も。彼時の亂にあるひは進退本意をうしなひてなきが如くに成行も有。又子孫たえたるも多かるべし。

軍忠に依て身を立。又不義に依て家を失ふ故に。悉く賞罰改る也。應仁亂中に勢州にして討死せられし後。子孫斷絶あり。康行は不忠に依て庶流にならるゝ也。當家にかぎらず此例多し。

一鞭はくま柳本式也。黒く塗てらう色をとり。とつかをすべし。緒は紫革若は黒革も子細なし。竹根の鞭。是もとつかをして持べし。とつかのなきは何も畧儀也。馬上にうつぼ付ては必鞭を指也。うつぼ付ぬときも下人にさゝすべし。馬には必鞭を用べき事の有べき故なり。

一鞭をぬくやうは。うしろにてぬく也。ぬきて鞭を其まゝ持やうに取て。前へ引もぐやうにぬくべし。

一當方を屋形と云事。惣じて大名の宿所を屋形と申事。元弘建武の比。天下うちつゞき亂たる時。濃州へ行幸有けるに。當國小嶋と云所に行宮を立られけり。定林寺殿頼貞抅御申あへり。世治り御入洛の時。是を屋形と號して住居あるべきよし勅定にて。御たまはり有けると云々。然る間土岐はことに子細有に依て。其後かの行宮を土岐郡へひかれ。屋形と號せらるゝ也。皇居の時のまゝ丸柱なり。脩理ありて今に至るまで殘る也。大名の宿所を屋形と云事是より始て。諸家に申出申傳へたり。當家においては子細有間可申と云々。但他家へ對して主仁を屋形と申儀は無禮也。三管領の者も主仁を屋形と他家へ對して申事は斟酌する事也。もと〳〵の年寄衆は申さぬとなり。當方の屋形の作やう。巨細條々あり。條々別紙に注べし。凡先は(下闕)

一御主殿に唐破風沓脱あり。妻戸の御簾はかぎに丸あり。しとみのみすはかぎに丸なし。御

主殿御會所の屋は狐戸あり。其外は悉ひはだ屋作りなり。上下の御雜事所にいたるまで。ひはだ屋作入破風なり。御臺所計板屋の破風なり。御門はかぶ木也。主殿の前も柱までの間十三間なり。鹿苑院殿北山の御所の御時は。此屋形は町柳に有と云々。其後洛中へひかれ。西は堀川東は油小路。北は押小路。南は三條坊門なり。大門は堀川西なり。北山にて年々御成以來。御代々御成ありし屋形なり。應仁亂中まで也。

一鍛冶の中に可ㇾ然物と云位あり。其おこる所の子細は。鹿苑院殿の御時宇津宮入道天下の目利たりしに。或時殿中にて仰出されし旨。諸侍に下さるゝ御太刀をば定而聊爾におもふべからざる歟。然るによからぬものを下されんは然るべからず。可ㇾ然物を注し申べき由仰出さるゝ時。則御前にて注したるもの也。然る間數も多からず。又上作名などは不ㇾ加ㇾ書ㇾ之。又品山德本は人の獻じたる物を代物の程を尋させて。必それよりもまされる返報せられしとかや。細かなるやうなれ共。一度もおとりたる物つかはさんはほいなしとて。申次者に申付られけると云々。むかしの人の心殘りたる也。昔は實ありて花すくなし。今は花のみありて實はなしと古老のかたりし也。和歌の道にも花實のさたにや。

又は寶德の比青蓮院の內府の亭にて。わかき公家の酒をこぼされて直垂の袖にてのごはれたるを後に內府いまし仰られしは。當月の衣裳は公界の物なり。只今も武家へ參せられんに直垂の酒にしほれはてたるを着せられんは無禮也。古人は當月出仕の衣裳をばさやうにはせぬとこそきゝつれと仰られしとなり。むかしは高貴の人も過分の事をば

斟酌。今は下賤の輩も無益の事のみ重疊する
によつて。武家の愁淺からず。されば天運長
かるまじき基なり。

椀飯の次第。

一日。一　管　領。
二日。三　土岐殿。
三日。五　佐々木。京極。六角。各年。
七日。四　赤　松。
十五。二　山名殿。

正月五ヶ日諸家の椀飯の次第。以中爲下。朔
日は當職の御沙汰也。椀飯の條々別紙に可
注之。

一貢馬の次第。

一番。　管　領。
二番。　山名殿。
三番。　土岐殿
四番。　佐々木。京極。
五番。　赤　松
六番。　佐々木。六角
・七番。　中　條。

此次に鎌倉の御馬とて二疋參。近代は關東亂
に依て不參。委細可尋之。管領は公方樣御代
官に御進上と云々。然る間當職共御沙汰也。
是を一の御馬。管領の御馬とも申也。昔は一
の御馬。二の御馬と申けるを。中比より山名
殿の御馬。土岐殿の御馬などと。其家々の名
字を是朝夕役として喚也。御前なれどもいつ
れも殿文字を申也。可申間如此。貢馬の條
條別紙に可注之。

一供奉の次第。

一番。先陣。第一。右民部少輔滿稙。武衞宗督　勘解由小路殿息
二番。第三。左一色右馬頭滿範　宗督　右一色兵部少輔範貞。
三番。第五。左佐々木備中守滿高。六角宗督　右佐々木山田濃左衞門尉吉綱
四番　第四。左赤松出羽守義佑　宗督

五番。後陣。土岐美濃守持益。家督。第二。土岐伊勢守光兼。興善院殿御舍弟。

右は鹿苑院殿義満公。御時明徳三年壬申八月廿八日丁丑相國寺供養後陣の隨兵の次第也。各相手は一家也。彼供養舊記に具在之。爰には次第計注之。抑當方土岐は。御一族の次。諸家の頭たるべき由也。

一慈照院殿義政公。康正二年丙子七月廿九日大將御拜賀之時供奉之次第。一騎打也。

一番。先陣。一。畠山右衞門佐義就。家督。時伊豫守。

二番。三。佐々木大膳大夫持淸。京極家督。法名生觀。

三番。五。富樫介。

四番。四。伊勢守貞親。

五番。後陣。土岐左京大夫成頼。家督。于時美濃守。十五歲。

右伊勢守參勤之事。此時始と云々。去ル嘉吉元年六月廿四日赤松所にて普廣院殿御生害在之以來。赤松家督斷絶すなり。慈照院殿御時貞親權勢他に異なり。赤松國の跡を申請參勤と云々。

一常德院殿義尙公。歲廿二。文明十八年丙午七月廿九日壬申大將御拜賀時供奉次第。一騎打。

一番。先陣。一。畠山尾張守尙順。左衞門督政長息。家督。

二番。三。佐々木治部少輔村宗。大膳大夫政經息。京極家督。

三番。五。富樫介政親。

四番。四。伊勢守貞親。

五番。後陣。二。

右後陣乃供奉如先例當方へ被仰出處に。去文明九年丁酉十一月十一日諸家京都の御陣を退かれて。各分國に御下向の以來。瑞龍寺殿成頼。濃州に御在國。御拜賀の時儀。慈照院殿の御時存知あり。當時は調べからず。定て御延引有べきやうに。御油斷有に如形之義にて。俄に御拜賀を遂らるゝ間。當方御遲參たり。誠に御越度と被仰也。然而後陣の事を代々土岐ならでは參勤の例のなしと被仰。

上意にて後陣をばあけおかれたり。其後以外の上意にて有しを。御緩怠の儀にあらざる由右京大夫殿（政元）中御沙汰有て。長享元年丁未九月十二日江州に御動座の時。（佐々木六角高頼御退治と云々。）坂下へ御参陣有之。上意前々の如く。今度後陣をあけ置るゝ上意。たゞしき故なりと都鄙申と云々。面々望申方も有ける由後に其聞あり。當方御遅怠は是非なき重き事なれども。先規を思召事也。上意御面目由。諸家申と也。當家に他家へ立あはるゝ諸役は。貢馬。椀飯。供奉。此三ヶ條の外はなし。然ば其次第右注之。諸家にも記録等有べき間。公私御存知の儀たるべき歟。既に一色殿よりすゝみて御沙汰の例はあり。御一家の外は諸家當方よりすゝみたる例一事もあるべからず。仍諸家の頭と申事。等持院殿御時以來。いまに相違なき者也。後代にも能々覺悟有べしとなり。

一等持院殿。（尊氏將軍）寳篋院殿（義詮公）鹿苑院殿（義滿公）三代將軍より當方への御内書には。御名乘を遊されたるも有。御判計もあり。うは書には土岐入道殿とさしあげてあそばされ。御名乘を何もあそばさるゝ也。其御内書數通有之。近代は當方すたれたる故に。か様の事なき躰也。

一昔は侍所は賞翫の職也。然る間山名殿土岐殿も侍所を御拘有。又管領職は昔は賞翫にはあらず。然に高師直。師泰等謀反の後。御一族管領職にならるゝに依て。其以來賞翫の職となり。近代侍所をば賞翫とせず。又關東の管領は今も上杉也。是は格別なり。上職に准せず。

一敷皮と云は。鹿の皮にして。弓場初などの時敷を云。引敷と云は。何皮にてもして緒を付たるを云。何れも寸尺定る儀なし。

一金覆輪の鞍。京都にては上下ともに稀也。但

若大名其外にも。若衆は白然。かながいに金覆輪などにもして。野ぐつしほ手も燒付にも。又金に打くゝみてもせらる也。凡諸家の內者などは然べからず。鞍は紋はかりがねにてよし。野ぐつしほ手は。赤銅に紋は毛ぼりなゝこ至極なり。但若者は燒付もよし。いかにも底さはやかに手ぎはをよく執したるものがよく見ゆる也。御出仕などの時は。諸家に馬どもを引立々々置に。鞍覆をも押のけて見物するなり。たしなまるべしとなり。

一刀は赤銅作たるべし。少々燒付などはよし。目に立たる事はこのむべからず。近代は大がたなを好むといへども。二尺より內を用べし。年寄ては猶みじかき刀可ㇾ然歟。但山名右衛門督入道殿。（持豐。法名宗全。號二遠碧院一）老後迄御出仕にも大刀也。

一馬鷹を一度に遣す時の書札にはいづれを前に書べきぞや尋べし。ある舊記に馬一疋。鷹一聯と云々。花鳥に馬一疋。鷹一。花鳥は（〔[illegible]〕一條殿兼良公御作なり）にも馬鷹とつゞきたり。但し常には馬太刀といへども。書札などには太刀馬とあり未ㇾ決。又鷹丈を一牙二牙など云也。一疋などはいはず。但家々の說あるべし。

一當方へ瑞龍寺殿御時。慈照院殿御成には。觀世大夫能を仕りて。万疋下さるゝ也。舞臺に置く。其趣は五貫文宛竝たる中を繩にて結て。左右に拾貫文引さげて。十人して持て出る也。白砂の上より舞臺にをく。正面にはおかず。大夫則出られて。御禮を仕て。其後座の者執て行。勢州貞親の身にて。翌年より五千疋づつ下さるゝ也。其謂は三管領幷三ケ國の守護職は每年の御成に每度百貫也。當方は今濃州一ケ國也。五千疋可ㇾ然と云々。諸家の爲とて此定見を申さるゝなり。是も舊例を存

らるゝ儀なるべし。御成の時親世大夫に下さるゝ祿此定なり。私ざまにては。是より減じて出したらんも不足にては有べからずと云云。諸家の内の者などは。其人によると見えたり。又別〔而哉〕面扶助を加る時は。か樣の引懸はいらぬ事也。

一田樂猿樂など一人參るにも。他家にて御酒などの時出されたるにも。必折紙を給はる。大名は千疋よりすくなくて給る事有まじき也。又或は一座或はあまた御禮に參るには。其時儀にしたがひて有べし。又白拍子など參りたるには。千疋ならねどくるしからず。夫も時宜によるべし。

一三管領當方へ入御の時は。ゑんへ御出合有て。内へ請じ申さるゝ也。御歸りの時は。庭上にて兩度御禮あり。初ゑんへ御出ある時。こなた衆は庭へおるゝ也。應仁亂前は右京大夫殿晴元。山名殿。一色殿。當方瑞龍寺殿。細細御參會有。亂後は武衛義廉。畠山右衛門佐殿義就。など每度御參會あり。其外諸家同前。

一門跡并五山などへ御禮に御出の時は。物申とはいはず。御供衆扇にてゑんを扣くなり。門跡にて奏者所をば綱所と云。

一扇を手に持事。諸家の内者などは扇をつかふ時ならでは手に持まじきなり。腰に指べし。

一汗には扇を遣ふ事。貴人の前にては心にまかすべからず。但しあせつよくたらば。少そばへ向て可拭なり。

一鎧并腹卷など貴人へ進上之時は。袖を付て。唐櫃のふたをあふのけて。三物を置也。甲立あるべし。二人して持て出に。先へ行はしたて也。跡に行は上手也。射むけの方を賞翫の人の持て跡に出べし。先に出る人はうしろ

ざまなるやうに歩むなり。貴人の前にては少わきへのけて北へむかぬやうに置也。したての人は則立のく也。上手の人唐櫃のふたを押なをして。御覧ぜらるゝやうに置て。少しざりてさてへ歸る也。御座のやうにしたがひて。置所をまづ覺悟して持て出べし。家々の説定ありぬべき歟。是は大江匡房卿の玄孫桐野流の軍陣の法を用る也。義家朝臣も匡房卿より御傳授と云々。慈照院殿御代當方へ最初御成の時御具足を御進上有に。跡は民部大輔殿(益豐)。部戸左馬助殿持て。御前へ參らるゝと也。其趣此分也と云々。

一右京大夫殿細川殿より　公方様へ御進上の折紙には。進上と書て。さて五拾貫とも百貫とも書るゝ也。文の字はなし。か様の事其方其方のしつけられたるやうかはる也。

一常德院殿(義尚公)。江州御動座の時。御屋形(政房)。御參陣の時御禮の事。

一番。

御太刀一腰。光忠。御馬一疋。河原毛。

右是は就御動座御參陣の御禮也。御太刀直に御進上有。

二番。

御太刀一腰。久國。御馬一疋。鹿毛。印雨目結。万疋。

右は家督の御禮として進上あり。

御太刀并目錄如前。直に御進上あり。御太刀の外御馬以下あれば。何も目錄在之。常の如し。

三番。

御太刀一腰。左文字。御馬一疋。鴾毛。印重雁。

右は御盃并御劔御拜領の御儀なり。此時は申次して御進上あり。御劔は直に御拜領あり。尤御口(面脱歟)の儀也。慈照院殿(義政公)。御代に瑞龍寺殿(成頼)。御出仕の時の例也。

勝定院殿義持公御代に。承國寺殿持益御出仕始の先例と云々。其時は四足より出仕有べき由の上意にて。四足より御出仕と云々。是御面目の上意也。先規其意得べしと也。

一笠袋の事。法量なし。但式裝の時。白笠袋は裝束を菖蒲革と五めん革を重てする也。其躰弓代の裝束の趣也。白笠袋は式裝の時に用ひ。さなき時は相應せぬ事なるを。大名などは常に持せらるゝ事いかゞとみゆ。式裝の其をば式裝の時こそ用ひらるべきに。小すはふなどの時も白笠袋を大名などは必持せらるべきやうに人の意得るはいはれぬ事也。大名の内の者も式裝の時は白笠袋也。裝束も隨ふ儀なるべしと云々。細川右馬頭殿持賢。は。右京大夫殿勝元。の叔父にて。御供衆の中にも異に賞翫あれども。平生は白笠袋をば持せられず。淺黃に染たる笠袋なり。尋常もたすべき笠袋は裝束なきもくるしからず。布を淺黃に染て。うつたれを一尺にすべし。又裝束をせば。白き笠袋にするやうにすべし。此次第は小笠原播州元長。物語有。

一夜陰におよびて足なかをはきて馬に乘は故實也。夜陰にあらずとも。用心などの覺悟あらば時として其心づかひもあるべし。又節に程ちかき所なれば。あしなかにて其まゝ乘事も有。

右土岐家聞書以齋田重厚本書寫以村瀨英義本挍正了

群書類従巻第四百十九

武家部二十

矢開之事今稱二矢開之記一。

射手座

赤　白

喰人の座

如レ此右の方へ白と赤とを折ともに取直し置也。

又か様に取おろし置。

射手座

太刀は白太刀なるべし

是は餅を喰はてたる處を書たる也。如レ此餅をはら白にうちかへし。臺にすへ置也。

喰人の座

か様に臺にすへて置。後に餅の喰人に太刀を被レ下。役人持レ之。折の左の方の端にすみちがへに置べし。さて左の手に持て左へ歸べし。

餅の寸。長サ一尺二寸。亦一尺にもする也。

餅を口によせ。矢ごたへをして喰躰をすべし。ことごとく喰ざる也。

大臺の上にすはるに。折は餅の如く末廣かるべし。足三ッ可レ有之。

一矢開の餅喰時は〔高本闕有之間今[illegible]于前〕射手しかと安座してあるべし。則餅喰役人射手に向て。是も安座して有べし。同餅喰時は射手に少しすぢかひて向ふべし。射手南向に有時は。餅喰役人は北むかふ也。

一常式の時は素袍上下を着あるべきなり。餅喰役人はゑぼしがけをすべし。如レ此餅喰役人も座敷に安座して有時。餅の臺持てすゆる。役人同餅持て出べし。是もゑぼしがけをすべし。か樣の時は。我家の子又は久敷內者に申付べし。

一餅喰時の樣は。餅喰役人しかと安座して。白餅と赤餅とをば右の脇にをき。黑餅は左の脇に置て。さて餅の臺の眞中に白餅を一枚取てをき。次に赤き餅を重。次に黑き餅をかさね置べし。又臺の右の方に白餅赤餅黑餅をかさねてをくべし。又左の方に白餅赤餅黑餅を重て置べし。其後役人右のひざを立。左の膝を敷て。臺の眞中なる餅を三ながら左右の手にかゝへ持あげ。餅のひろきさきを右の手にて眞中を押ひらめ。矢ごたへをして口にあて。又餅の左のかどを右の手にておしひらめ。矢ごたへをして口にあて。又右のかどをおしひらめ。矢ごたへをして口にあて。其後餅をうちかへして。はら白になるやうに餅の臺にをくべし。又右の方の餅を前のごとく喰べし。これもはら白に臺の上に置べし。又左のかたの餅をも前のやうに喰べし。是もはら白に臺のうへに置べし。矢ごたへの事は。高からずひくからずといへり。如此九の餅三

度に喰べし。

一矢開の鳥の事。すゞめをば内の物をとりて。鹽を少し入て。羽がいあしなどもよくこしらへて。其後あら巻にまきかためて。吉日をもつて庖丁の役人庖丁あるべし。同く鳥のあら巻長サ八寸也。

一魚板ほうの木。魚筋もほうの木。やき串ほうの木。長サ一尺二寸ばかりにすべし。ほそく先ほそにこしらゆべし。同魚筋もほそくけづりこしらへて。さきをばかくべからず。長サ一尺ばかりにすべし。同刀。常の庖丁刀より少ちいさくうたす。つかを白き紙にてつゝむべし。

一鳥の切様。魚板持て出る役人有べし。鳥をば常式のごとくすへて。刀筋やき串まで魚板の左の脇に常式のごとくすへて出べし。其後役人出て。射手に少すぢかひ向て。さて筋刀をとりて。先鳥の矢目をみて。そと刀のさきにて。横へとさきへと刀をあて。其後刀筋を右の手にひとつに先持て。左の人さしゆびにて矢目を押まじなひて。其後筋刀を常式の様に取て。同刀をも常のごとくに持て。先鳥を左へなして。足の爪さきを少きり。次にはしさきを魚筋にてはさみ。少きりて。其くずをやがて魚板の左のそばへよせて置。其次に兩方のはぶしをおろして。左の魚板のさきへんに置て。其次に鳥のむねに刀のさきをそとあて。やがてくびを三ばかりにつきて。やがて又魚板の左の邊に置て。其次に鳥のむねべつそくまでおろして。これも右の方の魚板の前邊に置。やがて先鳥の頭をとりて。左のはしね日の下へすぢかひに切て。それを先こまかにつくりて。かくの折敷に入て。射手にそといはゝせ申べし。其後庖丁の役人魚板を

かたわきへのけて。殘る鳥のはぶしむねをも何れをもつくりて。こまかにして角の折敷に入て。少づつ祝候べし。惣而は千人にくはせ申すと云儀あり。

一鳥の庖丁略儀に仕事。爪の切樣。はしの切樣まへとおなじ。其後鳥の左のむねをたてに刀をあて。おしひろぐるやうにして置べし。きりはなすべからず。

一魚板の長サ一尺二寸ばかり。さきの長サ八寸にすべし。足をば如レ常に付べし。

一公方樣御矢開の時は。餅喰役人も餅の臺持役人も白ひたゝれに大かたびらを重て着する也。おなじ小袖も白くあるべし。刀はさや卷たるべし。同足にも白足袋をはく。同くゑぼしがけとどむべし。餅の喰樣有之なり。

一庖丁仕役人。本より白小袖。同白ひたゝれ。同大かたびらをかさぬる。かたなたび同前なり。

一公方樣御矢開の時は。代々畠山役者を奉勤也。餅の喰樣當家の儀口傳有之。

一公方樣御祝の時は。片口の御銚子成べし。

一鳥をそときこしめして。其後式の御肴をば大草調上げ申候。

一矢開には一に鹿二に雀と申儀也。但鹿は公方樣にはあげ申さず候なり。鹿の庖丁。同魚板。一段口傳也。

一餅の臺の事。足は三足たるべし。臺の高さ二尺五寸五分ばかり。廣さ一尺五寸ばかり。あつさ六分ばかり。足の高さ三寸あまりなるべし。

一公方樣か樣の御いはひの時は御裝束をめされ候なり。

追加。

一矢開にせざる鳥の事。鶉鷺この二ッ也。殊人存知なき事也。むかしより用ざると云々。子細は秘事也。又云。うさぎをもせざる者也。

一矢開に用る物の事。取分一にしゝ。二に雀也。しゝをば身をとりてまな板にすゆる也。かのしゝの事也。

一矢開の時射手を賞翫する時は。うつぼのみを一ッ出すべし。或はかりまた。とがりや是也。たとひ馬具いだすとも。うつぼのみを出す事祝言也。秘すべし。

右矢開之記以伊勢貞春本挍合了

就狩詞少々覺悟之事 今稱狩詞記

一かりと云は鹿がりの事なり。其外は或は鷹狩などと。それ〲の名をあらはするなり。

一野山のかりの籠手とはすはうの袖のちいさき物なり。右の袖へぬひつゞけたるものなり。指にかくる革もなき也。今ほどのこ手をばさゝぬなり。むかしの籠手と云は只すはうの左の袖をちいさくぬひたるなり。さる間すはうの紋あるべし。

一かり場の緣はむかしはかぶら矢をも給たる例あり。又太刀かたなをも給たる事也。惣じて何とは不定。給樣も不定事なり。

一かり詞にうつにひかゆるとは馬上の事也。うつにひかへたる時は。身どをりよりはをしもおりのやうに矢をはなす事有。それをばひらきでと云なり。又馬のかしらの とをりなど。さきなる物を射るをばつぼみでと云なり。射やうはみすみにたちたるやうなり。ひらきでにていて。つぼみでに射てなど。物語には可語。かりには弓を射返ぬなり。

一一ひきの物をばいぬ事也。とをすべし。其ゆへは。一ひきの物をいればのこりの鹿必々なげ返すなり。さるによりおつれより射る也。一ひきといふは一番にとをる鹿を云なり。おつれとは二番めより通るを云なり。

一かりぐらといふ事は。鹿がりにかぎりたり。されば今日のかりぐら。昨日のかりぐらなどと云なり。かりぐらとは。かりの惣名也。

一詞にめか（女鹿）と云べし。めかといへばとて。おかとは云まじき事也。大をおかといふべし。ただ又鹿とは云まじきなり。鹿をたにによりおこしてなどといふべし。

一かり詞の事。大むれが谷よりかひてあがる所

を何といて。せこがまきおとして。一疋の物をとをして。おつれよりいてなどと詞にもつかふべし。かりそめもあだ言葉つかふまじき也。さればかりの詞かりそめにも物がたりに申出すべからず。能々可ㇾ存知ㇾ事也。

一さかない馬にのりておとしかけてなどと云事。さかない馬と云はこま馬の事と云なり。

一さとおつる物と云はたにをくだりに走物を云なり。走りたちて行ともくるとも云は。谷より山へあがる事也。

一こかされてと云は向も又ははしるあとを射るを云也。あたりもせよ。又はづれもせよ。こかされてと云なり。

一みねこす物と云は山をもはしりこゆる也。山にそふ物といふは山のこしをはしるものをいふなり。

一尾をこすものとは山の尾をこす物也。おちかゝりてくるものとは山より谷へはしりくだるものをいふなり。

一かり場のむかばきは夏毛を用べし。但秋ふたげも不ㇾ苦。切樣例式にかはるべからず候歟。

一鹿笛の事は。かり人の申は。はやり傾城のあしだにてつくりたるによくよると申也。又はしにてつくりたるもよくよると申なり。

一まき目の鹿とは。いまだまきおとさず。山のみねなどに。せこの中にまじりてあるを云なり。まきめのしゝをみねよりまきおとしてなどといふなり。

一あさはみより本山へ歸る所を一ひきをとをして。おつれよりいてなどといふべし。

一おほづれともいふべし。又おほむれともいふなり。同事也。五かしら六かしらの時云なり。十かしら廿かしらの時は申に不ㇾ及。二かしら三かしらの時はいふまじき也。

一鹿をば行さきをいよと云なり。ゆくさきを射るさへ。白毛にさへはづるゝ物なり。

一鹿を射て矢ごたへをするには。かほをあをのけてあゝと長くするなり。馬の足をも出すべし。如此被仰聞。いとりの物二の矢をもつがはで射べき所に。矢ごたへをして。馬の足をいだす事いかゞと不審申處に。矢を射てやる上はそのためのせこ也。そのしかをばせことゞむべき也。矢ごたへをして馬をいだす事。射手のきぼなり。

一あゝと矢ごたへをする事。鹿にかぎりたる事也。こと物にはせぬ事なり。しかきに立ても矢ごたへをすべし。

一鹿にあたりたる矢かけず射とをしたる時。其矢に血のつかぬ事也。矢四五射かけたる時は。何の矢あたりたりともしりがたし。然間我矢あたりたりと論ずる事あり。其時ははな紙をとり出して。矢の羽ぐきと篦との間をのごひてみるに。あたりたる矢に必々紙に血又は所によりてあぶらなどつくべし。只は見えぬ間。かやうにして見るなり。又矢のねをぬきてみるに。あたりたるには必々のしろのかづきに血つくなり。

一鹿に同やうに二騎三騎も矢を射付てやりて論をする時は。矢ごたへをはやくしたる人はやく射たるに成べし。其ために矢ごたへなり。

一まへをきの物を射ても矢ごたへをして馬の足を出べし。矢ごたへは犬追物の時のごとく。左へくびをつくりておとながくする也。是もあまた射あてたる時は。論あらば。はやく矢ごたへしたる射手。はやく射付たるにてあるべし。馬をいだして打歸る事ありがたし。但時の儀によりて打歸る事あらば。犬追

物のごとく。弓手を射てはめてへ折。妻手を射ては弓手へ折べし。又すがい弓手馬手一本にあり。馬手すがいを云なるべし。めてぎれに射たらば。なにと馬をおりても不ㇾ苦候。

一鹿にてもあれ。又まへをきの物にてもあれ。射たる時は。いかに馬を出したくとも。或はがけがんせきにて馬いだしがたくは。馬をば出さずとも矢ごたへをすべし。

一まへをきの物射る矢の事。何も不ㇾ苦。かりまきためにに射ば。紙袖をおさめて肩をぬぎて射た。征矢。けんじりなどにて可ㇾ射。いとるべきなり。

一まへをきの物を引目。四目。じんどうにて射時は。肩をぬがで射べし。

一鹿又まへをきの物通りたる跡をばうつと云也。さぐりとはいはぬ也。

一いとりの物には矢所をきらはずと云也。すがひ馬手弓手ぎれにても射べし。但たむき(手向)矢所にはあらず。おなじくは手綱をつかひて。弓手へもめてにもあふて可ㇾ射事可ㇾ然なり。

一射付てやると云事は鹿まへをきの物にかぎりて云也。たとへ矢を射とをして射つけずとも。いつけてやると云也。けんじり。かりまたなんどにて射たる時の事也。まへをきの物など四目。引目。じんどうにて射あてたる時。射付てやると云べからず。又犬追物の時事まじき事なり。

一笴の鹿の矢所の事。いかに矢さきをさしえて射たるとも。まん中あてがひて矢をはなさばはづれべし。矢所鹿大なりと云共。四五寸の間ならではなし。馬にとらばかたのかみのはづれよりくら下へよりて。四五寸の間あてがひて矢をはなさば。なべるともはづるまじきなり。

一大事の物を誠に射あてんとおもふ時は。矢つがず。こしひきのこして。まむきに物を見べきなり。もろ目にて能見んため歟。

一大事の物を射るには弓を射返さぬ事也。其謂は。はづればやがて二の矢をつがはんためなり。弓返しをしては遅くつがはるゝ也。

一ふせ鳥。かけ鳥を射る時は。かぶら。かりまたにて射べき事本儀なり。征矢。けんじりは臨時の儀也。不苦也。

一ふせ鳥を射事。乗馬の時は。よきほどにてはおりずして馬上にて射べし。矢所の事。ふしたる鳥を廻して後より射るなり。又前ははらをいさげと云也。後からは尾をいさげと云也。ふせ鳥にかぎりたる事也。弓手にまはしてふせべし。そば又はかけなどのきはに鳥あらば。それも弓手に射やうに。馬をおりかけおりかけ廻して。鳥をふせて射べし。そばよりもよこ鳥には射まじき也。若下馬して射る事あらば。沓をばぬぐまじき也。但水田などの所にてはぬぐべきなり。主人の供仕たる時は。馬よりおりて射ば沓をぬぐべし。

一ふせ鳥などを馬よりおりて射ば。左ゆがけをとるべし。惣じて馬よりおりてものを射ば。左ゆがけを取べし。但物によりてをそくならば。そのまゝ射べきなり。

一かけ鳥を射ば。横鳥にそばより射也。馬に乗たらば。手綱をつかひて可射。鳥に向て矢はなすまじきなり。

一むかひて鳥の立はしる事あらば。左りたつなをつかひて。馬を廻して射べし。鳥にはやくあふ也。

一ふせ鳥。かけ鳥射時は。馬上にてもれいしきのかち立の時のごとく。紐をときて弓を右へわたして。手綱に取そへて。先弓手の紐を刀

のこじりにかけて。前へとりて。かち立の時のごとくおさめて。又馬手のひぼをも左の手にて卷て。例式のごとく。すはうと小袖とのあはひへをし入て。袖を又刀のこじりにかけて前へとりて。是もかち立のごとくにおさめて射べし。かちだちにて射時も。紐をおさめて射べき也。又いそぎて紐をおさめたき時は。紐をほどきて弓を右にとり。手綱に取そへて。鳥をふせ〳〵はだぬぎて。先弓手の紐を袖ともにひとつにとりて。例式袖をおさむるごとく。刀のこじりにかけて。前へとりておさめて。其後馬手のひぼをもれいしきのごとくおさめて射也。此おさめやうは。式々の儀にはあらず。いそぐ時如此するなり。

一ふせ鳥と云事。雉と鶉と二ならでは。ふせ鳥とはいはず。ふせて射事と云事。此二ならでは有まじき事也。能々可心得事也。

一鳥にてもうづらにても見つけたる時は。目をつくとも又目つけともいふなり。こと鳥にいふまじき詞也。めをつくとも又めつけとも云事は。野山にて地にある鳥を云なり。空飛鳥をば云まじき也。

一ふせ鳥射べき時。めとりおとり二ならびて有事あらば。春夏はめとりを射べし。秋冬はおとりを射べき也。如此定れども。何にても立あがらば。先それを射べきなり。

一かり場或はかけ鳥ふせ鳥など射る時。かりまた。けんじりなどを手ばさむ也。つがふ時は手をあふのけて。以前の手ばさみたるまゝ。かりまたの方を弓のかたへつがふ也。又かりまたをたゞこしにさすなり。其時は羽の方を腰にさして。二の矢をつがふ時は。手のうらをうへへなして矢をとりて。そのまゝつがひて射べき也。

一小鳥などはだぬがで射るも不苦。鳥などにも肩をぬぎて射べき事は本儀なり。又ひぼ袖おさめずしてかたぬぐ事有まじき事也。小鳥うづらなどは。じんどう。四目などにて射べき也。さやうの時肩ぬがで射る時は。ひぼをもふところへをし入て射べき也。

一主人又貴人などゝ何鳥をも射て。いまだ其鳥しなずば。矢を取ころして。矢に取そへて持て可レ罷出なり。

一木鳥射る次第の事。鳥にむかひて馬をよせて。馬手の手綱をつかひて。弓手にみなして馬手へさがりて射べき也。惣じて木鳥を射る時。小鳥にてもあれ。はだぬぎて紐袖をおさめて射べきなり。かたぬがで射まじき事なり。

一水鳥を射事。水に居る鳥をそのまゝ射べきとも。又追たてゝかけ鳥に射べきとも。射手のまゝ也。それも紐袖をおさめて はだぬぎて。かぶらにてもかりまたにても射べし。船中にても射る時は。弓の本舟につかへてひきにくし。弓手のひざをよくふなばしにをしあてゝ弓をひくべし。又馬上にてもかち立にても射べし。射やうはことなる時宜有べからず。水へ入所にて弓をひきて。いづる所を射といへる故實なり。

一船中にては弓返しをばせぬ事也。はじめ一番の事なり。又歸ると云斟酌之儀なり。

一小牛を射べき事。さくりにのりて追なり。必必をはれてたちむかふなり。其時手綱をつかひて。弓手にても馬手にても。こぶしのなげ返すやうによりて射べき也。時宜によりて。すかひ弓手にても射べき也。矢所はくびと牛もゝとを射べし。矢所二所ならではあるべからず。引目。四目。じんどうなどにて射べし。

はだぬがでいるなり。昔犬追物以前は小牛を射たるなり。

一射まじき鳥の事。鷺。鴈。鳩。鳶。梟。木兎。鶺鴒。庭鳥。木ねずみ。むさゝび。鷹の事は不レ及申候。殊に木ねずみ射ざる謂は。聖武天皇鐵城をかぶりあけたるによりて。射まじきに定めをかれたるとなり。鳥一性のものなり。

一矢開にせざる鳥の事。うづら。鷺二ツなり。殊人無二存知一事也。昔より用ざると云々。しさいは秘事也。

一矢開に用る物の事。取分一にしゝ。二に雀なり。しゝをば身を取てまな板にすゆるなり。かのしゝの事なり。

一四目にても式のはさみ物を射ては。ひはたと射てと云也。はづしたる時は。ひふつとはづしてと云なり。

一じんどうにて草鹿。丸物。鳥。うさぎ。たぬき。木草の葉。はな紙風情のものを射ては。ひしとと射てと云なり。はづしたる時は。是もひすつとはづしてと云なり。

一かぶらにては。ひふつと射といふ。又やぶさめ的に射あてたる時。ひはたと云なり。はづしたる時は。ひすつとはづしてと云なり。

一かりまたにては。ひやうふつと射てといふなり。はづしては。ひようすつとはづしてといふ也。

一征矢けんじりにては。ひやうつぱと射てと云なり。はづしたる時はひやうすつとはづしてと云なり。いづれも物によりて詞どもかはるべき事なり。

右狩詞記以松岡辰方本挍了

空穂之次第

[illegible]
一うつぼに馬のはらごもりの皮をかけたる事もあり。

一靫に矢をさすべき次第の事。征矢をばいち下にさすなり。二とをりにも三とをりにも矢數によりて重てさす也。いくつとはさだまらず。但十計十二十三もの事なり。矢のかず定らぬなり。其上に雁股をさす也。雁股は二も三も身よりのかたをあけてさす也。鏑をさすには膈またの上に正中にさすべきなり。又征矢七九など半にさす時はうつぼの外に方に重てさすべし。さしかへすといふ事。此儀なり。又鏑をさす時は雁股の間を少あけてさして　正中にかぶら矢をさす也。鏑矢は一ならではさゝぬ事也。

一空穂に矢を六さゝぬ事なり。うつぼに限らず。神頭。きほう何矢にてもあれ。小者にも六はさゝすまじきなり。む矢とていむ也。

一うつぼのみに神頭さすべき事一さゝすべし。鞭をさしそへべきなり。鞭さゝずして。神頭一手さすまじき也。三さす時も鞭をさしそへべし。鞭さゝずして四さす事有まじき也。鞭をさせば四もくるしからず

一神頭一さして鞭をもさす也。たとひ神頭をばさゝずとも。鞭をば可差なり。鞘つけて鞭をさゝぬ事有まじきなり。よく〳〵心得べしたとひ鞭をさすとも神頭六さゝぬ事也

一鞭を必可差なれども。しかも神頭ばかりさす時は　一二三五など半にさすべし。二四六さす事有まじき也。きほうなどさす時は　神頭さすと同心得也

一鞭と神頭さす時は。鞭をば身にそへて可差なり。鞘をつけては鞭をさす事可然也　殊更

に年寄などしかるべきなり。
一神頭をば我さすか。さなくば小者に可レ差也。
さるによりて靱に入ぬ也。但雨など降時は。
うつぼに入たるも不レ苦。それも略儀なり。炎
天にも入てよし。
一四日をも靱の上にさすべき也。又小者中間に
もさゝすべし。数神頭同前也。
靱に矢さしやうの事。

身より
七ツノ時
雁股三ツ
さゝは

身より
七ツノ時
雁股一ツ

七ツ差時は。征矢三ツ。けんじり二ツ。かり股二ツ。以上
七なり。又征矢四五もさすなり。かりまたおほくさした
くば可レ差。七九十一の時も。右のこゝろもちにてさす
べし。

一靱に鏑をさすやう。先かりまたをつねのごと
く二かさねて。少間廣鏑の二ツの間へ入程に

さして。其上に鏑を一ッ可ㇾ差也。何れも雁股の手先をも身よりをあけてさすべきなり。惣じて靭には鏑をばひとつさすものなり。鏑を差時は矢數七九十一也。鏑は此外可ㇾ成也。

一靭にさしたる矢をぬくとは不ㇾ可ㇾ云。かりたすと可ㇾ云也。

一下人靭つけて弓可ㇾ持やうの事。弓を竪て弦をさきへなして。握の下邊を右の手にて可ㇾ持。肩にかづきても可ㇾ持。馬より先に右の方に可ㇾ持。又馬のあとに持する也。

一うつぼをば一ほとは不ㇾ可ㇾ云。一腰などといふべき也。又一ッ二ッと云べし。

一うつぼのつけやうのこと。矢のぬきやうにつけて。みよきやうにかつこうよくつけべきなり。かつこうよきをもつて根本とする也。よくよく可ㇾ心得ㇾなり。

一うつぼを人にいだす樣は。たゞ矢出す心得なり。ほさきの方。向の右へなるやうに出すべし。給るときは。其まゝかまどをとりていただきて。やがて右のかたにひつさげて可ㇾ罷立なり。

以上拾七ヶ條。

右此一卷者。雖ㇾ爲ㇾ當家代々秘傳。万一爲ㇾ失念ㇾ記置也。尤可ㇾ秘ㇾ事ㇾ者也。如ㇾ件。

永正貳年正月吉日　元信在判。

右空穗次第以伊勢貞春本挍合了

隨兵日記

一大將先よろひひたゝれに我家の紋をぬひものに織付着すべし。但四のくゝりを入べし。次よろひを着べし。刀をさし上帶をしめ。次に中門に打て出て太刀をはき。次に廿五矢に切符又大中黑の羽の付たる矢をおふべし。但ゑびらはさかつらゑびらたるべし。次にくま柳の鞭をさしそへ付べし。とつかに藤をつがひ。同重藤を所々につがふべし。如此の鞭を矢の上にすみ違にさすべし。但鞭は身よりの方にあるやうにさすべし。次に重藤の弓を持べし。次にとらの皮のつなぬきをはくべし。

一ゆがけはまきふすべ革のゆがけをさすべし。但緒のとめやう。一段口傳あり。

一甲は役人に持せ。我家の折ゑぼしこゆひなしのをきべし。一寸まだらのてうづかけをすべき也。馬には大ぶさをかけ。白きたなはをさして乘べし。

一騎馬の衆は三十騎も又廿騎も有べき也。次にこれもよろひひたゝれを着すべし。則四のくゝりを入べし。次によろひを着して。是も太刀をはき。次に矢負ひ。鞭をさすべし。同重藤の弓を持べし。次にくまの皮のつなぬきを是もはくべし。同こゆひのなきゑぼしをきて。てうづかけをすべし。てうづかけのしやう口傳に有。但よろひなくば。騎馬の衆腹卷をも着べし。くるしからず。次に總かけたる馬にたなはをさして乘べき也。

一甲持役人。次に敷皮持役人。同張替の弓持役人。次に太刀持役人。いづれも黑きひたゝれに。是も四のくゝりを入べし。次に胴丸をきせ。刀はこがねのいりて色ゑたるをさゝすべ

し。是も家の折のゑぼしこゆひなし。同ゑぼしがけは常しきのを用べし。足なかをはかすべし。

一馬の先につがひてねるやう。甲は左。持やうは。はちづけの方を前へ向て。左の手をはちの中へ入。右の手を添て。しのびの緒をかゝへて持べし。次に敷皮的の時の様に四折にして。道の程もたせべし。右の方に有べし。次に張替弓しろき弓袋に入。かたげ持べし。左の方につがふべし。次に太刀持は右の方につがふべし。

一敷皮のこしらへ様。鹿皮の秋二毛たるべし。但敷皮の廣さ長さに寸法有べからず。是も拵やう的の時の様にこしらへべし。

一床木の高さ一尺二寸。上の廣さ人によるべし。但し黒く塗べし。

一つなぬきの長さ一尺二寸。おもての廣さ四寸二分。足のなかのゆびにかけ緒をすべし。同つなぬきの皮。とらの皮。あざらしの皮。熊の皮を用べし。こしらへやう條々口傳あり。

一乗替の馬に敷皮を鞭覆にしてひかすべし。同敷皮の白毛の方を左になすべし。手綱にてからみ付べし。是も口傳有べし。

一随兵の時も同じ。出陣の時も乗鞍の事は各別にあるべからず。但金をも入れて。いづれも色ゑて乗べし。但とつつけは長さ一尺二寸。同鐙はかな鐙を用べし。同はるびも二重はるびに有べし。口傳あり。

一矢ぼろの色は紅。もえぎ。同白くも又は朽葉色にもすべし。但うつたれに我家のもんをぬひ物にて繍付べし。同矢にかけて。羽の通りに二つひきりやうをくろくをり付べし。惣而矢ぼろかくる事は異儀也。

一おひ征矢は廿五矢本たるべし。又は廿矢も十

六矢も有べし。ゑびらの事は。ゐのしゝのさかつらゑびら本たるべし。但廿矢十六矢の時はつねしきの箙たるべし。次に矢に付る上帶の事。紅たるべし。長さ八尺計にすべし。たばね樣矢の付樣口傳あり。

一へりぬりは。出陣の時。大將又ははたさしなどきべし。同はちまきをすべき也。はち卷の色紅。同上帶の色も同前たるべし。次に黑くも白くもすべし。惣而はちまきの寸法は其人の頭にあはせて可ㇾ用なり。

一鎧直垂の色。五色に有べし。たち樣ぬひやう四のくゝりの入やう。一段口傳あり。

一隨兵の時。廿五の中に人の家により所望によつてかぶらを壹ッさす事も有。於二當家一は尤とがり矢を一手可ㇾ用なり。

一隨兵の時。出仕申て。床木をば御前の御門に向て。同敷皮の白毛を前へなして打かけて座すべし。次に騎馬の衆は。是も敷皮を敷。同白毛を左へなして敷べし。

一あふぎのほねは黑ぼねたるべし。長サ一尺二寸。面は地くれなゐにして日を出すべし。同裏は空色にして月を出すべし。星は七たるべし。但十二時をかたどり。星十二も出すべし。但可ㇾ有二口傳一。同かなめの事。御免革。黑革にてもこしらへし[illegible]。同赤銅にてもすべし。口傳有。又扇のつかひやう條々口傳有。同扇をつかはぬ時は具足の右の方の引あはせにさすべし。猶口傳あり。

一かつ色おどしの鎧。卯花威の鎧 口傳に有。

文明十八年正月十一日

右隨兵日記以伊勢貞春本挍合了

隨兵之次第事

一先白き帷子をきる。次にはゞきあし袋をする也。

一次に大口をきる。同水干を着すべし。次に籠手をさすなり。籠手はてつかいとて弓手計にさす。すねあては兩方すべし。是も籠手のやうにいろゑたるすねあてなるべし。次に水干の袖をおさむる也。惣じて四のくゝりをゆふなり。次にゆがけを差べし。

一鎧を着る次につなぬきをはく也。扱刀をさして太刀をはく。太刀の事はこがね太刀又白太刀成べし。

一征矢を負。其後征矢のうはおびをひくといふ。然といへども當家にはうはおびをもただ箙に付てをくべし。ことなるくわしよくの儀也。武田も同前。次に鞭をさす。むちをば箙にさし添也。鞭は熊柳たるべし。らう色を取て黑くぬるべし。取柄には白とうをつかふなり。腕桟は紫革にても黑革にてもくけてすべし。鞭の長さ二尺七寸五分也。太サ口五分計成べし。藤は所々につかふ。但しすゑまではつかはず。

一弓は本重藤。うら二所とうをつかふべし。何も白藤なるべし。是は當家の弓の拵やう計なり。同張替持は中間成べし。同かぶと持も中間也。張替持弦をさきへなして。握より下を持せてかづかすべし。さてかぶと持は。まつかうの方を上へなし。はちの方をおもてになし。しのびの緒を取てもたすべし。同敷皮持。御的の時のやうに。四に折て白毛を先へ成し。かぶと持につがひ。馬のさきにねらすべし。かぶと持は左。敷皮持は右成べし。

一張替持と太刀持はつがふなり。太刀持左。張替持右なるべし。是も馬のさきにねるべし。

かぶと敷皮の次にねる也。馬ぞひ成べし。
一弓の持やうの事。まづ家より罷出る時。弦を下へなして左に持也。扨馬に乗ては。犬笠懸の時の持やうに替るべからず。馬よりおりて御門前に伺公の次第。御門にむかへてしやう木に立べし。次に敷皮をば介添の役として。白毛の方をしやう木の前へかくべし。扨腰をかくる事。敷皮の白毛を足のきびすにて踏程に可ㇾ有。扨此時の弓の持やう。先弓杖つく時は弦を先へなして突べし。扨しやう木に腰を懸て後。弓を取なをして弓筈を先へなし　弦を外へなして持べき也。例式の持やうに同前。扨しやう木より立時は。先弓杖をつきて可ㇾ立。上様御出の時畏るには。弓の弦を内へなして。うら筈をちと横ざまになるやうに持て畏べし。惣じて大將至て貴人抔に對する時も。大方弓の持やう同前。又人に立あふて弓杖突時は。諸手にて弓をとらへ。弦を外へ成して物を言べし。同弦もまき弦可ㇾ成。軍陣の弓征矢に替るべからず。
一當家の征矢は鏑かりまた抔さす事はしらず。とがり矢は刺也。廿五の内。二十矢も十六矢も隨意たるべし。是も軍陣の時の征矢に替るべからず。とがり矢ことに秘說也。四たて鳥の羽山鳥の尾たるべし。山鳥の尾は中の小羽にはぐ也。
一征矢の羽の事切符たるべし。是も同じく大將の負征矢也。はむしやは不ㇾ可ㇾ叶儀也。
一箙の事。さかづら箙。白樺をつがふ。隨兵の時此箙ならでは不ㇾ用事也。
一大將の負征矢。根のさしぎはより上へ一尺二寸をきて。黑革にて矢くばりの上をゆふなり。同ゆいめを表へ成べし。革の廣さ五分。長さは定るべからず。

一扇の事。表は地紅。日を出すべし。いか程も大き成日を金ばくにて出すべし。裏は空色に星たえ月を出すべし。滿月たるべき也。骨の數は十二。ねこま黑かるべし。

一かのめの事は赤革に黑革をかさねて入る也。是は軍陣の扇同事也。ことなる秘說也。如此の儀は大將に限たる事也。

一持やうの事。晝の程は日の方を。骨の數六ひろげて可持。夜は月の方を。又骨六廣げて月を表に成して可持。つかはざる時は。右のあひびきにおさむる也。

一ゑぼしかけの事。てうづがけたるべし。

一騎馬の者は鎧。ひたゝれ。はゞきよろひ。弓。征矢可有。弓征矢は大將に替べし。其者の家家の流にさたすべし。かぶと敷皮は替るべからず。同じく張替太刀も同前たるべし。

一ゆがけのさしやうは二所むすびて。とめやうは替るべからず。皮は何皮もくるしからず。指をはつぐべからず。

一出ざまの祝の事。軍陣の酒肴に替るべからず。

一隨兵の馬打の次第。當家には先陣を仕る也。四所の賞翫は先陣の左右。後陣左右。又は二番三番賞翫の所也。惣じて中はしたて也。

一騎馬の者も敷皮を可敷。白毛を左へなして敷也。しやう木は不可有。

一張替の弓は弓袋に入て持するも有。當家には張て中間に持するなり。

一しやう木の事。惣の人つきそろひて後。當家にはしやう木を立なをして。以前の所よりは後へ少しざらかし。又さきへあゆみ出させて腰を可懸。是は當家に限たる儀也。

一つなぬきの事。あざらしにてもくまの皮にても。へりうねをやりて履べし。

一弓袋の事は。全の家には持せらるゝもあるべ

し。當家にも軍陣の時は持たする也。白き布たるべし。けしやう革の付やう。とぢ革などあい革黒皮替るべからず。同とぢ所も替らず。本筈のゆひ所むすびはせで。くろ皮にて本筈のきは弓袋の上をゆふ也。

一しりがいの事。しき（式）のあつ房たるべし。鐙は鳩むねきにしたるかな鐙。又白くもあるべし。内朱たるべし。手綱はるび例式に替るべからず。但老若によるべし。同かまなはの事。打まぜを兩方へさす也。

一馬の事。相生の馬を可用。殊に軍陣の時も如此也。

一矢武羅の事。是は軍陣の時の儀也。隨兵には不可有

一鐙の事。同七所の御吉例と言は。まづ五音五行をつかさどる也。

一赤く可有所。あげまき。袖のを。ひしぬひ是也。同耳の糸。同ふせぐみ。是等は五色とめすが本なり。

一小具足は黒く可有。殊に籠手。すねあて。ほう當。黒く可有。

一具足の上帶。赤く黒く白く可有。

一笠印ども白く赤く可有。

一具足の表革。しゝの丸の革本也。

一しやうじんのいたの事。腹卷にも可有。況哉於鐙哉。

一軍ばいの事。出ざまと歸る時と肴の盛樣可替。出ざまと言は打鮑五本上に可有。次に勝栗七可有。次によろこぶ五きれ可有。惣のおしきはかんながけたるべし。同色の盛物も小折敷たるべし。

一さかづきはへいかうたるべし。初獻に打あはびを尾の方より廣き方へ三所喰初也。是は末ひろごりと祝ふ。二獻勝ぐり喰初。此時くは

ゆる也。三獻めよろこぶを喰初て酒呑也。家初と三獻めは三度づつ酒を入る也。二獻めに一度くはへて。是も三度に入て呑。しつかい三々九也。

一出ざまの時。妻戸のさいの内に包丁刀のはを外へ向て先を左へなすやうに置てこゆる也。同歸る時は。刀のはを内へ向てこゆる。是も先は左にむくべし。別たる祝秘事也。

一歸りての肴の盛様。打あはびのをき所に勝栗可レ有。よろこぶの置所可レ成。惣じて打て勝てよろこぶといふ。歸ては勝て打てよろこぶといふ也。

一さかづきへいかうの事。へいにかうなりといふ儀也。是等皆八幡殿の御吉例となる秘説也。

一かやうの祝の儀。みな中門にて可レ有。出る時も中間の妻戸より出る也。

一同馬に乗事。南頭に立て乗也。家の向わろくは。下へおりて可レ乘。

一馬のいばゆるについて吉凶まじなふ事。同其主はなをひる事。又はまろびたをれたる時は。具足の上帯を解てゆひなをして。たんしをすべし。たんしに口傳有。惣じて弓矢の事には。ゐんみやう可レ有。

一馬のいばふに吉凶といふは。馬屋にていばふは大吉。其主乘て後いばふは凶也。其時も具足の上帯をしめなをし抔すべし。是等は出ざまの儀也。

一自然旗さしなど落馬も有。同旗竿などつき折たる時も。ぐんばいを祝なをして出べし。凶返て吉なりといへり。是等も門出の儀也。

一旗竿印以下何にても武具の損捨る時。跡へ立事不レ可レ有。先へ可レ立也。柳のかき板にて可レ有。方は東南へ向べし。陰陽の儀也。かやうの物同矢むらなどぬふ事も。蝉御せんにぬは

する事なり。
一旗は布本也。又あや可ㇾ成と云々。あふぎたけ十一。又は一丈三尺二寸歟。
一旗竿の長さ三ひろ一尺。ねぼりの竹たるべし。末に節をこむ。ふしのうへ三ふせ。せみの穴と節の間二ふせ。あい革をくけて。上は蜻蜓がしら同蜻蜓の緒三ふせ。わなに穴より出る分二ふせたるべし。とうばうを學ぶ心也。
一かぶとの大笠印。我家の紋をもし。又神々をも書しるし巾。同まつかうのこはた同前。いづれも謂有事也。
かやうの事ども。八幡殿以來源家の秘說也。但源家にをいても。又家々の吉例可ㇾ有歟。如ㇾ此の秘說ども口傳數をしるべからず。あらあらの大方を子孫のために注置といへども。いかでか筆墨の可ㇾ及所に可ㇾ有哉。いかにも可ㇾ秘々々。　明應九年十一月十五日

右隨兵次第以伊勢貞春本比挍了

中原高忠軍陣聞書

目錄

一同頭可レ懸二御目一事

軍陣聞書

出陣幷歸陣時。祝者次第。酌以下事。

出陣時

かちぐり 七も 五も　よろこぶ 九も 三も
打あはび 五本も 三本も
へいかう　三　前

歸陣時

蚫 五本も 三本も　よろこぶ 五も 三も
かちぐり 七も 五も
へいかう　三　前

一肴をばかんながけの上にめ丶かくにをしきにすゆる也。へいかうはめ丶かくに折敷にはすへぬ也。其外三種をば折敷に居べきなり。三度のみくふなり。出る時は先一番に蚫のひろきかたのさきより中程まで口をつけて。尾の方より廣きかたへ少くひて酒をのむべし。其次二獻めにかち栗を一ッくひて酒をのむべき也。其次三獻めにこぶの兩方のはしを切のけて。中をくひて酒をのむべき也。毎度軍ばいの時は。あはび。かち栗。こぶ。此三色たるべき也。我家にしてぐんばいをいはふには。しゆでんの九間にて南向て祝なう。家のつくりやうによりて南へ向がたくは。東へも向べき也。東南は陽のかたなり。其謂なり。

一酌すべきやうの事。一人してすべし。初獻はそび〳〵ばびと三度入て。さて二獻のはそ

びと一度入て。左へまはりてくわへて。又そびばびと二度いるなり。三獻めはそび〳〵ばびと三度入なり。以上九度なり。盃をひとにのませぬなり。いはひてやがて肴をくづしてあけべし。酌はもろひざを立てつくばひてすべし。くわへる時も。其外かりそめにも。うしろへしざるまじき也。そびと入は酒をそと入なり。是は鼠の尾の心なり。ばびと入るは。酒をおほく永く入る也。是は馬の尾のこゝろなり。陰陽の儀なり。

一軍ばいにかぎらず。兵具ふせひの事さたする時は東南可ㇾ然なり。西北は不ㇾ可ㇾ然。陰の方成調也。何時にても軍ばいの盃を人にのませぬ事なり。只我獨祝なり。のみはてゝ後は。肴を惣をひとつにくづして。人のみしらぬ様にすることなり。はしをば置ぬなり。盃はへいかうならではすまじき也。但時としてなくは何をもするなり。こぶ五きれの時は。一チしたに二ツづつ重てならべて。其中の上に可ㇾ置也。三の時は二ならべて。其中の上に可ㇾ置なり。かち栗。蚫。例式のごとくたるべし。打蚫は出陣の時は細き尾の方をくひての右へ成べきなり。廣きかしらの方にくちをつけそめて。尾のほそき方より廣きかたへ喰なり。末ひろく成こゝろなり。如ㇾ此祝をしていづるとも。しちありてこゝろにかゝる事あらば。いはひなをすべし。軍ばいなば。具足を着てもきざるときも。又旅へたつときも祝なり。

一歸陣して祝の時は。初獻にかち栗をくひて酒をのむ也。二獻めに蚫のひろき方のさきをちと切て折敷に置て。その切めよりほそき尾の方へ喰て酒をのむなり。三獻めにはこぶの兩方のはしを切のけ〳〵中をくひて酒を

のむべきなり。蚫のくひやうは。かう出陣と歸陣とかはるなり。

一蚫と栗とは出陣歸陣と置樣かはる也。蚫はいづる時は左なり。こぶは毎度置處替まじきなり。

一あはび五本の時は。こぶ五切れ。勝ぐり七たるべし。あはび五本は御本意を達すると云心なり。又蚫三本のときは。こぶ三。かち栗五たるべし。御所樣御祝には。あはび二本也。日本を打蚫といふこと心也。又大將の御肴一人ばかりならでは。か樣にはあるまじき也。何時も蚫。こぶ。かち栗。三色たるべきなり。但時として肴なき時は。かうのもの。からし。かつをなどをも出す也。肴三色の一色二いろなき時は。此いろ／＼まぜてもくむなり。俄事にて此色々なきときは。此内一色にてもする也。

一大將は三ッの盃を初獻に一ッ。二獻めに一ッ。三獻めに一ッ。以上三ながらのむべきなり。

一大將出陣の時は。九間にて祝也。出陣の時は。中門の妻戸をしゆでんの九間のあはひに本妻戸ある也。そのあはひの妻戸をとをりて。中門の妻戸を出べし。中門の妻戸のさいの内にてもあれ。又しゆでんと中門のあはひの妻戸にてもあれ。兩所の内いづれにても。さいのうちに包丁刀を。はをそとへさきを左へ成て置て。先左のあしにてさい友に刀を越て。さて右の足を越べし。さて刀を人にとらせて。其儘いづべきなり。又歸陣の時は。刀のさきさいよりそとへ置て。先左の足にてさいともに刀を越て。さて右の足をこし。内へ入て刀を人にとらせべし。出陣歸陣の時は。車よせのつまどへ可出入也。さる間しゆでん

一と中引のあはひに妻戸一ッ有あひだ。妻ど二ッを出入する也。

一小具足出立の時より征矢おふべきなり。昔はうつぼなかりし間。今人の常にうつぼつくるごとく矢をおひたる也。但今はすあふ小ばかま時はおふまじきなり。

一矢をおふ事は太刀をはきて後におふなり。

一軍陣に出ざまに弓を可持事。弦を下へなして。左の手にひつさげて可持。立て物言時は。弦をさきへなして弓杖をつきて物をいふなり。弓杖の突様。左にても右にてもつくべし。又人にたちあふて物をいふ時は。もろ手にて弓杖をつきて弦をそとへなして可言。弓のとり様。右の手は上。左の手にて下をもつべし。又畏て物をいふ時は。かずづかにつくばいたる時のごとく弓を持べし。弓のうらはず人にむくる事あるまじき也。弓を人にあてぬやうに可持なり。馬上にて弓を持やうのこと。犬笠懸射ときのごとく可持。但弦を内へなして持事もあり。是ははや合戦にも及時の儀也。

一大將に物申さむ時は。弓の弦内へなして外竹を下へ成て。弓をふせて畏りて可申。弓を持て□時は。左の手にてひつさげて。弦を下へなして持てよるべきなり。

一征矢おひてよき程にては。弓を人にも持せ。又よせかけ置ことあるまじき也。自然だんやのうちにても。持ながら可座也。弓物にもあたらば。そばにたてゝ可置。さ様の時は外にて人に持せもすべき也。我座するそばにてもあれ。下に横にふせて置事あるまじきなり。

一出ざまに弦打をする也。南のかたにても東の方にてもむきて一ッ打べし。人打といふ義也。一打うちて弦に手をかくるなり。一打に

うち納るこゝろなり。

一馬のいばふ事。厩又は引出てのらぬ以前にいばふこと吉也。はやあぶみに足をかけていばふこと凶なり。其時は弓を脇にはさみて。上帯をもむすび直し。腹帯をもしめなをす也。

一鼻をひ。馬の身ぶるひする事。落馬。いづれも凶なり。上帯をもしめなをし。腹帯をもしめ直すべし。

一軍陣へ出る時三ッわすれよといふ事あり。第一家をわすれ。妻子をわするゝ事。第二合戰場にて命をわするゝこと。第三うち勝て忠節をわするゝ事肝要儀也。

一軍陣へたつときは。乘替の馬に鞍をいてひかするには。鞍おほひをすべきなり。鞍おほひは鹿の皮敷皮をする事。軍陣にかぎらず本儀なり。鞍覆は鹿皮本也。女鹿の皮は略儀なり。鞍おほひするには。白毛さきへなるなり。鞍のまへわのかたへ白毛なすべし。出陣のとき如此あるべき也。又歸陣の時は如例式白毛さ〔き脱歟〕へなすべし。からみやうの事。手繩を二に取て。くらの前わの右のしほでにしりがへしかくるごとくからみて。つぼのかたをしほでの右のかたへちといだして置て。さて左のしほでをとをして。さて後の右のしほでをとをし。前わの右へ出る手繩のつぼへ入て。ほどきやすきやうにとむる也。

一しやうぶ革の事。よこ菖蒲と云は。駒のもんにまじりたるをいふなり。是を前をといふなり。敷皮のへりをさす時は。くしかみより左へ成方を前緒にてさす也。又たてしやうぶといふは。菖蒲ばかりあるを云也。是を後をといふなり。敷皮のへりさすときは。くしかみより右へなる方をうしろをにてさす也。是は

さうなく人無存知事なり。
一おひ征矢の事。十六矢廿五矢是を用る也。但むかしは六々卅六もえびらにさしたる也。征矢の拵樣。上帶の引やうの事。家々によりて替なり。
一高忠家に代々相傳の上帶の引樣別たる秘說なり。不及注置矢は十六矢にても廿五矢にても。其身の儘たるべし。其外えびらのおもてにぬためのかぶらや一手さす也。人の物きたるごとく。かりまたをうちちがひてさすべし。かぶらの拵樣前紙に注し置也。自小笠原殿口傳申。かぶら同からのこしらへ樣おなじ事也。
一十六矢は九曜の星と七星をかたどる也。以上十六なり。
一征矢をおひては必鞭をさしそへべし。鞭のこしらへ樣事。二尺八寸なり。くま柳を可用。

くま柳をば勝弦といふなり。神宮〔功歟〕皇后異國退治の御時。勝弦を鞭にこしらへてさゝるべしとて諸神さゝれたり。それより今に用きたること也。勝弦とは秘事たるによりて人しらず。くま柳と申きたるなり。二尺八寸は廿八宿也。とつか六寸にとふをつかふなり。六寸のうち五分先をのこして。あなをあけ緒ををとして。鞭むすびにうでの入ほどに結ぶなり。緒の革は二尺八寸は手にてとるべし。
一其足のかさじるしをば。其足きてはやがてとく也。
一はたのこしらへ樣の事。長さ一丈二尺本也。たかばかりの定。白き布二のを縫あはせてすべき也。布のはたばり一尺二寸本也。幡二分一すそをばぬうまじきなり。是を幡の足といふなり。ぬひはづに西に黒革にて菊とぢをつくるなり。大小不定。ほころばさじがため

也。義家定とうと御合戰の時。前九年後三年十二年三月也。然に其幡はやぶれはつれたる間。後三年にはすそ二尺きり結べり。さるあひだ一丈になりたり。その以後は一丈にもせられたり。又すゞしのきぬにてもせられたる也。きぬは唐きぬを可用也。

一幡に紋を書には。三ッにおりて。上の一の内に折めのきはへさげて。すみにて書て。そのうへにうるしをうすくひくなり。其上に八幡大菩薩氏神。その外しんかうの佛神をくわんじやう申也。手付ざをは勝軍木をけづりて。黒革にてぬひくゝみて手をつくる也。但勝軍木ばかりはよはき間。いかにもしやうのよき竹をけづりそへて。黒革にぬひくゝむべし。又くろがねをうすく打もそゆる也。おらさじがためなり。手とは幡の上に付る緒をいふなり。手をも黒革を左繩になへて付る也。手のながさいか程とは不定也。さをに付てよきほどにすべし。手付ざをとは。幡の上に横ざまに革にてぬひくゝむを手付ざをといふなり。

一侍大將などさす幡。半幡ともいふなり。又射手はたともいふ也。布二の也。ながさは六尺なり。是も三に折て。上一の内に折口のきはへさげて紋をかくべし。是も紋の上に佛神をくわんじやう申也。此時は幡ざをの長さ一丈二尺にもするなり。吉日吉時をえらび。東南陽の方へ向てすべき也。

一幡をしたつる時は同日したつる也。建時は柳のかき板に幡の布を置て。其上に張弓を置。弓を左へつるを右になして。うらはづをさきへなして置て。腰刀にて弓とつるとのあはひよりさきへ成て建るなり。たつ時は九字の文。摩利支天の眞言をとなふべし。印有

一幡の緒やうの事。初きたるやうに左をまへへ打ちがへて。はたの上より下へ縫也。先一とをりさきへぬうべし。針をかへして跡へ縫ぬ事なり。さきへ縫てよくとめて置べし。又以前のごとく上より下へ。又一とをり二とをりならべてぬう也。幡の下へ成かたを幡の足といふ也。陽のかたへ向て馬の年の男。糸をもゑり。ぬいもする也。本命星破軍星謂なり。

一幡竿の事。根ぼり竹を可用。惣のながさ一丈六尺なり。根ぼりの名をばのぞく。節はてう也。切勝々々とかぞふる也。竿の一二のよを一とをして。上より手一束は置て。穴を明て。其穴へ黒革をくけて二に取て。つぼの方三ふせを計穴へ可出。そのつぼをば花ぐりと云也。はなぐりに幡をつくるなり。幡付の緒ともいふなり。つぼの殘のかはにて一上の節の切目にとうばうむすびをして置也。とうばう前に可向。又さほのすゑ一尺二寸計。黒革にてくゝむ事有。畧儀也。

一幡付の緒をとをす穴より竹のよの中へ五大尊の種字と摩利支天の眞言をかきて納る也。

一出陣の時幡を出す時は。しゆでんの九間にて大將幡指に渡すなり。幡さし受取て。中門の妻戸としゆでんとの間のつまどを通りて中門の妻どをとをり庭へ出べし。同幡ざほ中門の妻戸よりさきを物にあてぬやうに持て。先幡ざをのさきの方より可出なり。うけとりて中間に可渡。やがて合戰もありつべくは青方へ向て幡を袋よりとり出。さをに可付つくる時。印眞言あるべし。

一幡袋の事。錦たるべし。きぬにても布にても浦をうつべし。色は何色もくるしからず。幡のゆる／＼と入やうに拵べし。もとすゑもなく縫て。兩のはしをくみにてゆひ脇にかけさ

すべかし。又陣屋にては敵ぢんに向てかけて可ﾚ置也。さをば幡指の中間に可ﾚ持也。さを持たる中間は。幡指よりさきへ可ﾚ行なり。

一しせむぢん中へ我しんかうの佛神より卷數などもきたらば。幡ざをに結びつけて可ﾚ持也。合戰の時も如ﾚ此也。

一幡指幡をさす時は。左の手にてさす也。馬上にて幡を可ﾚ納時。是唐笠のゑ立のごとくに拵ゆる也。いため革にても牛の角にても竹にてもすべき也。鞍の前わの左のしほでに可ﾚ付なり。

一幡ざをに幡を付て以後。幡指の馬などとをりえざる堀川ありて。跡へかへりまへる事〔返歟〕あらば。かち人に幡をさゝせてすぐにとをして。先にて受取てさすべし。但なんじよにてかち人もとをりえざる所にては。力およばざる事也。

一幡指たる時。風つよく吹て幡をふきちぎりつべき時は。幡の足を幡ざをにとりそへて指べきなり。跡の方へはたの足吹かへる時は。少少の風吹とも。さをに取そへずしてさす也。

一大將と幡さしと相生を可ﾚ用なり。

一幡指の出立は。其大將との相生の色。〔此項前行之續歟〕

一の具足をきべし。馬の毛おなじ相生を可ﾚ用。

一はたさしは幡さゝぬときは。弓をば持ぬ也。矢ばかりぬきて持なり。弓を下人にもたするなり。

一入亂たる合戰の時。敵みかたみわけざる時は。依ﾆ其時宜ﾆ幡ばかりひつときて。相引へおし入てたゝかふなり。合戰の時宜によるべきなり。

一合戰の過て。我宿處へかへりて。其日より三日幡を付ながら置也。たとへ我在所ならず何方にありとも。うち歸たる在所に三日付なが

ら置べし。但三日め悪日ならば。二日めも又三日より以後なりとも。吉日をもつて幡を可レ納なり。

右連々相傳之分。悉委注置訖。於二幡儀一者。秘說不レ可レ過レ之。聊不レ可レ有二外見一者也。

寛正二年四月　日

中原高忠軍陣聞書

一弓のはず虵のかしらににたり。是をおそれおぼしめし。いまのはずにつくりなされたり。虵の舌に表すべしとて。はづをながく出して弦をかけられたるにより。今のよまでも如レ此なり。黒き虵を表するによりて。弓は黒木を本とする也。その後とうをつがふる。虵の色々に表する也。かぶらとうは虵の形なり。浦筈本筈は虵の頭なり。くちの色は赤きとて朱をさすべき事本儀なり。故豊後守高長。昔〔普脱〕廣院殿山門御退治のとき。興雲寺殿御供申出陣いたす時。しげどうの弓をもち。うらはず本筈にしゆをさし持たる也。しらぬ人は不審する也。小笠原備前殿持長法名淨元歸陣の時見物有て。御褒美ありたるなり。そのとき高長おひたる矢切符廿五矢なり。

一ふくらといふ事は弓一張のこと也。二ふくらといふは二張の事也。

一弓を御たらしといふ事は。只の人の弓は申まじき也。　公方様の御弓をば可レ申なり。御矢をば御てうどと可レ申なり。是も　公方様の御矢ならでは申まじきなり。

一とうは白き本也。ぬりごめどうといふは。しげどうの上を赤うるしにてぬりたるをいふなり。惣じてうるしにてとうのうへをぬる事略儀なり。

一武田小笠原兩家に限りて弓の拵やう替也。

一しきの弓の弦は巻弦なり。ぬりやう。巻弦と

は常の弦の上を。をにて太刀のつか卷ごとく。ちがひてまくをせき弦といふ也。又一方へまく事もあり。それをも卷弦といふ也。それは畧儀也。卷づるをば先能々射ならして後卷てぬる也。

一弦卷は。えびらの脇皮に付て。刀のさやへ引とをして矢をおふなり。弦まきのつけやう口傳あり。大小はこのみによるべき也。中のまるさは。刀のさやへくつ/\ととをる程に拵べきなり。弦卷をば昔はわらすべにてもしたる也。近年つゞらにてするを被用也。何にてするが本とは不定なり。

一弓の鳥打と云事子細あり。なゝし鳥を打ころしたると也。なゝし鳥とは雉子のおん鳥の事なり。

一矢ぼろのこと。十六矢は二はたばり也。廿矢廿五矢には二はたばりにわりのを可入。打たれは一尺二寸也。たかばかりのさだめ。うつたれ一尺二寸の分をばぬうまじき也。但わりのの分をば。かた/\へ縫つくべし。すそのくゝりの分ばかり也。矢にかゝる分の長さ。打たれをのけて。矢づかの長さにするなり。矢にあてがいて拵べし。但廿矢廿五矢の時はやのはづの方廣くある間。みじかくつまりてみゆる也。少しは長くして。矢にかゝりてゆる/\とみよき程にすべし。打たれの分をば。くみにて女結びに結て。五分計かしらのきわにて引しめてさす。一の矢にからみてとむべし。打たれのきはばかりをば。黒革と赤革と合せて。赤革を下に重る。女むすびにして切なり。又我家の紋を付る時は。打たれにても羽のとをりにても可付。又引りやうともんと二色つくる時は。もんをば打たれに付て。ひきりやうをば羽のとをりに可付。又無

文にもすべし。色不定なり。
一弓袋矢ぼろ。其外何にても。軍ばい方の物したつるに。先さきへ刀をやりて建なり。かき板には柳を可用。陽の木成故也。
一方の革のさきをば。とんばうがしらにする也。とんばうはさきへ行て跡へ歸らぬ物也。それによりたる儀也。
一具足きて可持扇の事。面は地をくれなゐに日を圓く。地にはどかる程に可出。日の大小不定。きんばく也。うらは地をあをく月を圓く可出。大小不定。月は白はく也。地はそら色なり。月の方の地には星を出べし。星の數七又十二也。ほしは白はく也。星の大小不定。圓くちいさく月の兩方に可出。七ッの時は。扇よるつかふとき。さきへ三ッ。身よりに四ッ成やうに可付。又十二の時は。一方に六。一方に六。以上十二なり。星の置處不定。みはからひて置べし。面はひるの容也。浦はよるの躰なり。骨は黒骨也。數は十二。ねこまさしぼねたるべし。例式の扇よりは。まひろかるべし。廣さ不定。かなめをばかねにても革にてもする也。いづれにても此二色の内を可用。但かねはよかるべし。かねにてするは。かた〳〵にかしらをして。しんをとをして。かた〳〵に座を圓くして。とをりたるしんのさきを返して。ぬけぬやうにする也。扇の長一尺二寸。金の定たるべし。
一扇のねこまにすかすもんの事。謂尋申處。昔より如此したるなり。何の謂とは無存知。と被仰なり。
一具足の上に扇さす時は。相引にさすべし。ひるは日の方を面へ成てさす也。夜は月の方面へなしてさす也。
一扇のつかひやうの事。ひるはひの方を面へ

成て。骨を六ッひらきて六ッをばたゝみてつかふべし。夜は月の方を面へなして。骨を六ッひらきて六ッをばたゝみてつかふべし。勝いくさして後は。みなひろげてつかふべし。

一悪日に合戰をする時は。ひるは月の方を面へなしてつかふべし。よるは日のかたを面へなしてつかふべし。

一鉢卷の事。布たるべし。色は白を本とする也。廣さ長さ不定也。但赤も黑もする也。

一具足の毛の色の事。白糸本也。其謂は白糸根本の色也。こと色は色々に白いとをそめたる色なり。しらいとは人のいろはぬ根本の色成によりて。白糸を本とする也。又白色は陽なり。

一黑糸黑革おどし賞翫の色也。是もかちんといふ色なるによりて。別而是を用なり。

一御きせながと申事。御所様の御具足ならでは申まじき也。公方様の御小袖。これ御きせながの本也。此御きせなが毛は糸也。此色卯花おどしと申也。卯花おどしはかつ色の事也。かつ色とは白糸のこと也。色糸にていろへたるなり。

一めいげんする時。弓はぬり弓也。同弦もぬり弦なり。

一産のときの引目可レ射次第。同夜引目等の事。ゆみはぬり弓たるべし。同弦もぬり弦也。

一矢は白篦に鶴の羽を付る也。はぎやうは白きえり糸にてもはぐべし。かははぎも不レ苦。但略儀なり。糸のえりやう秘事なり。はず卷とかみはぎを左えりの糸にてはぐべし。もとはぎは右えりの糸にてはぐ也。箭をば三ッ拵べし。二ッは用意の爲なり。三ッの内二ッをば外面のはを付べし。一ッは内向のはを可レ付。射る時は外向の矢にて可レ射也。引目は犬

射引目赤うるしにぬるべし。ひどきめあるべからず。

一射手の出立の事。白き小袖に白きうら打の直垂なり。ゆがけは例式のかはのゆがけたるべし。右ばかりにさすべし。えぼしがけをすべし。

一射やうの事。産所の家をたきて畏て。如例式直垂のひぼを納て。ひとり弓のあしぶみをして。かたぬぎて紐袖をおさめて可射なり。但北の方へは射ぬ事なり。白へりのたゝみの浦を西へ成て。人二人に兩方のはしをとらへさせてうらを射なり。一ッ射てかたを入て畏て。射たる矢をとりよせて。又其箭にて。立てかたぬぎて可射。さてかたを入て畏て。二射たるよりも少あはひを置て又一可射。女子ならば二ッのまゝにて射まじきなり。矢は内矢にて射べし。たびごとにかたを入て畏也。

矢取は殿原たるべし。すあふぎ也。たゝみは産處にしきたる白へりのたゝみ一でうこひ出て可射也。秘説也

一射やうは。さし矢にて可射。打上ては弓を引べからず。こぶし落させじが爲也。弓がへしたをしすべからず。惣じて産所の引目にかぎらず。引目射時。打上弓返し弓たをし弓あるべからず。

一弓立とたゝみ立たるあひの事。弓杖五枚計也。

一矢取は前に座すべし。前より射手のうしろをとをりて可出。

一夜引目の事。おの子のときは夜引目の數三ッ。少あひを置て二射て。又少あひを置て三可射。三二三なり。以上八なり。よひ。よ中あか月。三度可射也。女の時は二三二と以上七。よひ。曉。二度七づつ可射。但男子のときは。よひに三。よ中に三。曉三も射なり。女子

のときはよひに二。よ中に三。曉二。以上七を一よに射なり。是は略儀なり。

一めいげむの事。男子のときは。引目の數のごとく三二三と以上八なり。よひ。よ中。曉。三度する也。たびごとに八づつ弦を打也。女子のときは。よひ。曉。二度なり。是も夜引目の數ごとく二三二以上七打也。宵。あかつき。二度。七づつ弦打をするなり。男女ともに弦打て。やがて手をそゆる。たびごとに納る弦打なり。但是も引目射ごとく。男子の時はよひに三。夜中に二。曉三。以上八なり。女子の時よひに二。夜中に三。曉に二。以上七弦打をする也。是は略儀なり。

一生る子の湯あぶる時めいげんとて弦打をする事秘說也。三三三二一。十度打也。是も一打て少あひを置て打々する也。たびごとに十度ながら手をそゆる也。男女にかはりはなき也。

諸事祝の時又は祈禱の時。弦打如此十度打なり。

一八幡殿義家めいげんする事三ヶ度也と申は。弓のにぎりを取て一度打て。少あひを置て又一度打。又少しあはひを置て一度。以上三度打給ふ也。はじめ一度は弦に手をそへずして三度目のときに手をそへ給ふ。是をめいげんする事三ヶ度也と申來る也。魔緣のもの邪氣退治などの時儀なり。

一魔緣化生の者などありて。夜引目。むねごしの引目など射時は。畏てたつときは。右のあしよりふみ出て三足踏て可射。射はてゝは。例式中に立時の足踏のごとくたるべし。秘說なり。聊爾に傳事なかれ。

一狐狸其外魔緣の者など射時は。右のあしをまへえ一足ふみ出して射なり。急なる時は足ぶみのさたにおよぶべからず。矢はとがりやに

て射べきなり。鷹の羽山鳥の尾にてはぎたる矢にて。右の足をふみ出して魔緣のものを射るにしりぞかずといふ事なし大成秘說なり。

一出陣そのほか何事にてもあれ。座して居たる人立時は。左の足を踏立る也。又立て射たる人歩び出るときも。左の足よりあゆび出る也。常に座しきに居たる時も。左のひざを上に成て居て。左の足より踏て立なり。祝言の時用足なり。

一公方樣御出一番の御盃は勢州へ給。二度目御幡指。三度め御甲の役者被給也。

一具足を人の前へかきて出る時は。前は下手跡は上手なり。かきて歸る時も具足もまわるべからず。むすぶとてわろき事也

一矢たばねの革の事。黑革本也。革の廣さ五分なり。金のさだめ長さ不定。矢によるべし。三卷まきて面にひぼむすぶごとくゆふべし。革のさきとんばうがしらにきる也。やたばねのたかさの事。根のさしぎはより上へ一尺二寸置て。矢くばりのうへをゆふと日本記にあれども。それはあまりにたかくて。八寸の方すはりて惡き也。吉程にみはからひてゆふべし。板め革にて。矢くばりをして。其上をゆふべし。えびらしこ何にも一番にさす矢一つを黑皮をほそくたちて。いかにもよく引て。えびらにゆひ可付。ゆひやう女結ひなり。付事肝要なり。事外成秘說也。

一頭を鞍のとつ付に付る事。大將の頭をば左に付る也。はむしやの頭をば右に付る也。たぶさをちがへて。其たぶさにとつ付の緒をとをして可付。法師の頭をば口のうちよりとつ付の緒をあぎとへとをして可付。頭は四より多くは付られぬ也。とつ付の緒の長一尺二寸本也。

一軍陣にて頭を懸二御目一時は。へりぬりをきて鉢まきをして。よろひきる時は。わきだてをして太刀はいて。矢おふて可レ懸二御目一事本儀なり。略儀にて懸二御目一時に。具足にへりぬりきて。太刀ばかりはいて懸二御目一なり。

一頭を合戰場にて懸二御目一時も。へりぬりをきべき事本なり。なきに至ては。ゆひがみにても懸二御目一なり。合戰の庭にて俄に懸二御目一時は。頭すゆる臺の沙汰に及ず。右の手にてもとゞりをさげて。頭の切口に鼻紙など程に帋をたゝみてあてゝ。左の手にて切口を抱て懸二御目一て。左へまはりてたつ也。

一入道の頭をば。左右の手に持て。大ゆびにて左右の耳を抱て。のこりのゆびにて切口を持て懸二御目一なり。

一頭を懸二御目一以前にすなかぢとて。すな取て。少頭へまきかけて可レ懸二御目一。すなのなき在所にては土にてもする也。是はまじなひ也。

一公方樣の御敵をもする程の人の大將の頭を懸二御目一ときは。うら打の直垂にゑぼしがけをして懸二御目一なり。頭をば臺にすへべき也。臺は檜の板のあつさ四五分。廣さ六寸よほうばかりにすべし。足はさんあしにて。打足の高さ一寸計。頭を可レ持やうは。大指にて耳を抱へ。惣のゆびにて臺を持。御前にて兩のひざを立。畏て頭を臺にすへながら地に置て。扨もと取を右の手にて取てひつさげて。左の手を頭の切口にあてゝ。公方樣の御かほをきとみ申て。頭の少し左の方を懸二御目一て。如レ元臺に置て。扨如二以前一左右の手にて臺と友に頭を持て。左へまはりて可レ立也。法師頭をも臺と友に土に置て。左右の手にて頭の切口へ四の指を入て。左右の大指にて耳をかゝへて懸二御目一て。如レ元臺に置て。左へまはりて

立也。如レ此ある事なれども。御前にて頭をと
かく捺事不レ可レ然とて。前にしるすがごとく
臺にすへて。御前へ持て參て提て。臺ながら
中に持て。其儘懸二御目一て。左へまはりて立な
り。頭をばまむきには御目にはかけぬ事な
り。右のかたのかほを被二御覽一やうに懸二御目一
なり。

一去嘉吉元年赤松大膳大夫滿祐法師頭。慶雲院
殿樣御實撿のときは。伊勢守殿宿所西向にて
御實撿有。其時當方侍所なり。多賀出雲入道
所司代職相抱時。出雲入道子左近將監に介二
指南一懸二御目一也。其時の懸二御目一やう。うら
打の直垂にて。ゑぼしがけしてもゝだちを取
て。以前にしるすごとく臺にすへて持。御前
へ參りて頭を其儘中に持。右の方を卒度懸二
御目一左りへ廻りて立也。頭を臺に置時より
直にをかで。右の方を御覽ぜらるゝごとく。
臺の上にすこしすぢかへて置なり。

一頭のかしらゆひやうの事。昔は常のゆひ所よ
り高くゆひて。手一束程にかみを卷あげて。
ひつさげて持やすき樣にゆふなり。但それは
もとどりをとつてひつさげて懸二御目一間。取
能ためにたかくゆひあげたる也。

一夜引目可レ射事。祈禱の時のよ引目。用心の時
の夜引目は。三二三と是を用。以上九也。引目
を三ツ持て可レ射。例式のごとくつくばひて。
ひぼをおさめて。足ぶみをひとり弓の足ぶみ
をして。はだぬぎて袖をおさめて三ツ射て
あひを少置て。又三可レ射。如レ此三二三以上
九射なり。引目は犬射引目たるべし。ひとき
めのなき引目にて射也。

一むねごしの引目の事。引目を三ツ持て三ツ可
レ射也。北へ不レ可レ射。同日東南へ引目を向た
らばよかるべし。西へ向て射も不レ苦。病者な

どの祈禱に射には。主の居たる家の棟をよこざまに可射越。引目は犬射引目たるべし。射やうは。三の引目を二をばそばに置て。一ッを弓にとりそへて。づくばいてひぼを納て。獨弓のあしぶみをして。かたぬぎて袖を納めて可射。引目の落所は。やね又はいづくへ落たりとも不苦。其人の棟を射こすべし。足踏はだけて射時。前の左のあし上て。矢はなして後。足をしかと土へふみつくべし。是はむねごしの引目射時ばかりに限りたる事也。異秘説也。

一はなす弦打。納る弦打とて二色在。納る弦打とは。常にするごとく弦打をして。やがて弦に手をかくる事を納る弦打といふ也。惣じて弦打を何度もせよ。後にしはつる時のをば納る弦うちと云也。又はなす弦打とは弦打をして手をかけずして其儘置事をいふなり。

一用心のときの弦打は四二三なり。先四打て少しあはひを置て二三打也。四二三以上九也。何とも九づつ打なり。弦打のたびごとに弦に手をかくる也。一打少あひを置。

一愁のときの弦打は。三三三一。以上十度也。是も三ッつゞけて打て。少あひを置て打也。愁には弦打て。毎度三の内。初二は手をそへぬなり。三度めをば手をそゆる也。十度めのをも手をそゆる也。愁とは邪氣退治などの時のこと也。十度めの弦打をば納るつるうちなり。

右此一帖。豊後守高忠連々注置。以證本令書寫者也。

永正八年六月　日　小八木若狭守忠勝判

右高忠聞書以松岡辰方所藏二本書寫原本初七條爲一本後十五條爲一本今據目錄併作一部挍正上本了

築城記

用害之事。

オモテ。

カブキノ
木戸也。

山城ノ事可レ然相見也。然共水無レ之ハ無レ詮候間。努々水ノ手遠はこしらへべからず。又水ノ有山をも尾ツヾキをホリ切。水ノ近所ノ大木ヲ切て。其後水の留事在レ之。能々水ヲ試て山を可レ拵也。人足等無躰にして聊爾ニ取カカリ不レ可レ然。返々出水之事肝要候條分別有べシ。末代人數の命を延事は山城ノ德と申也。城守も天下ノ覺ヲ蒙也。日夜辛勞ヲ積テ

可レ拵事肝心也。

一塀の高さ五尺二寸バカリ。サマノ長さ三尺二寸バカリ。サマノ口ノ廣さ。ぬりたて七寸バカリ。サマノカドヲ能おろして。矢ノ出よき樣に可レ拵也。

一サマの數は一町ノ面ニ卅ト申。四町ニ百二十バカリ可レ然ト也。然共數之事。やう躰によるべし。矢出て敵いたむべき所を見はからひて多も切べき也。又身とをりのさまなどと云て。昔はきらず候事候。然ども不レ入サマヲバ。さまふたをしてふさぐ事ナレバ。サマ多して不レ苦。口傳多之。

一矢藏ハ塀ノムネよりも二尺高くアグル也。弓一張タツほど可レ然。矢グラ數多候事は可レ然候。大に上べからず。小ヤグラは七尺四方ばかり可レ然候也。

一矢グラノサマハ三尺ばかり。口六寸ばかり。

サマの下八寸ばかりたるべし。

一弓がくしは三尺ばかり。筵など可レ然候。

一木戸は柱間七尺。柱はいかほどもふとくて可然候。寸法は不レ可レ有之候也。

一弓ガクシハ三尺ばかり。筵など可レ然候。口傳アリ。

一木戸は凡此レ如。

一カイ有木ヲ十六角ばかりにケヅリ候。くわんの木をして内よりさす。横ニ木ヲ渡也。シヲリ内へ明ル也。片ビラキハ左へ開也。

一ノロシハカヾリヲ燒如ク木ヲツミてをく也。用ノ時火を付ル。狼ノフンをくぶる也。狼煙けぶり上へ能立のぼる也。

一カヾリ燒は干(ホシ)タル木を長クツミ。風面ヨリ火ヲツクル也。又生木ヲバ多ツミテ消ざるやうに燒也。何も木多ツミ。火フトクツヨク見え候樣に候也。

一平城は始てこしらへ候時先繩うちをする也。かならず土居出來て内せばくなり候。土居ノ廣さなどよく分別して。なは打にて廣くもせばくも成也。地わりとは云べからず。繩うちと云べき也。

一追手ノ口ハ土橋可レ然也。自然板ばしなどは火を付事アル也。切て出てよき方を土ばしに

する也。
一カラメ手ノ口。かけ橋もくるしからず。但やう躰によるべし。
一木戸柱の口ノ廣さ九尺ばかり。長ハ土の上一丈ばかり。一方ニ一本。両方ニ二本也。柱ハ面ヲ廣四角に作りて可レ立。地へはいかほども深く入てよき也。クヾリ木戸ハ右ノ方ニ有べシ。
一木戸ハ内へ入てカマへ候也。土居にても石ぐらにても塀にても。透ノなきやうに立ル也。
一城の戸口をば内ノ見えぬやうに右ガマへにひつつめて。外より内ノ見えざるやうに拵也。又城ノトヨリ内ノ少廣クなるやうに心えべき也。
一城の木戸ト家ノ間は。鑓ヲ二タン三タンばかりにツクルやうに心得べき也。
一追手ハ大手共。敵ツク時は。搦手ヨリ切て出るやうに可レ拵也。
一大手ノ口にサシ出候て。半町ばかりに内に塀四五間計付。そとにカヾリヲ燒也。是ヲタヾラ塀と云也。又は出ばりのへいとも云也。此うちにカヾリ燒者居也。
一城ノ戸ヲ内二間ばかり。塀付ル事アリ。是ヲ搆ノ塀と云也。又ハ不レ入事歟。
一城ノ内も見えず。又土居も高く家もみえざるを黒搆と云也。
一城ノ口ヨリ家もみえ。又土居もサクヲ振。内ノ見ゆるをば透ガマヘと云也。
一サクノ木ノ長さ。土ヨリ上六尺餘たるべし。凡一間の内ニ五本ばかり可レ立。但木ノ大小ニヨリ心得あるべし。人ノクヾラザル程に可レ立。横ブチハ内にアツベシ。フチ四有べシ。下ノフチひざノとをりにゆふべき也。なはのゆひめはそとにあるやうにゆふべし。又そと

によこぶちを結もあり。但それはやがて塀を可レ付心得也。サクもへいのごとくところどころ内へ折てゆふがツヨク能也。又へいにするさくは。なはゆひめ内にあるべし。又山城の時は。へいひきく有べし。

一モガリ竹は枝をソギてもぐまじき也。又處々木の柱をたつる也。

一土居にさかもがりをゆふ。くゐをうち。横木ヲゆひ。それへ折かけゆふ也。又陸地にゆふは竹のさきを腰のとをりにあるほどに本ヲひきくくゐをうちよこ木をゆふ也。

一塀。サクノ木。モガリ。何もすみをまはしてゆふ也。角より敵ツクにより如レ此云々。口傳アリ。

一城戶ノ上ヲ武者のかけとをるやうに橋を廣くツヨクかけて。面に板ヲ打。矢ザマヲキリ。又足ダサマヲ切べし。アシダサマトハ板にサマを切テ。其サマフタニとつてのやうにして。足にて開キイルヲ云也。

一ハシリ矢グラは常ノ矢藏ノ如クこしらへ。塀ノ中ニ廣クあけて。サマをあまた切て。はしり廻ているを云也。

一ダシ矢藏。カキヤグラと云はかきてありく也。出矢藏も此心得あり。

一セイロウヲアグルハ。先スソバカリに柱ヲふんばらせ。ツヨク立也。一重あぐるは。サマを下にて切て。面ノ方ヲ先トク上べキ也。一重の時も上へあげかさぬるやうに柱の心えをしてあぐるなり。又夜中にあぐるがよき也。敵へ近くあぐる時如レ此。晝は敵見スカシ矢ヲ射。あげにくき也。面に矢ヲふせぐ用意をしてあぐる也。此時のたてこしらへ樣可レ在之。

一ヒラ城ノ塀は高さ六尺二寸。サマノたけ二尺五寸ばかりたるべし。

一折塀は二間すぐに付て。一間可レ折之。一折目に

サマ一切て。両方ニサマ二ツ有ベシ。
一塀ノ刀竹二とをりに内ニ可レ在之。
一弓ガクシハ三尺ばかりに可レ在之。いなはぎ
筵先は可レ然候。
一矢グラは塀の上二尺餘。サマ。面の方二ツ可
レ然。サマノ戸ハ前へ引ヒラキ候。シトミノ如
ク外へをし出もある也。所によるべし。
一矢藏は塀より二尺ばかり内へ入テあぐる事

是はかいだてに射つけ候矢をかき落。へいの
内にて取べき爲也。又へいにかゝはり候はで
可レ然候。
一やグラ板をば横に敷也。スノコもよこ竹也。
たつはすべりてわろき也。
一城戸ノわきに自然よこさまを切候はゞ。内ノ
左に有べく候大事のサマにて候一ニ在之。
又よこサマを切所によこ板をうちて。其より

鍵を出也。

一土居ノ塀ヨリ内ハ武者バシリト云也。外ハ犬バシリト云。塀ノ繩打の時。犬バシリ一尺五寸をきて可レ然候。武者ばしりは三間計可レ然也（一本此頭有此圖、今隨便宜移置前頁。）

一城の外に木を植まじき也。土ゐの内ノ方に木を植て可レ然也。

一山城ニハタツ堀可レ然候。

一平城は城ノウシロニ勢タマリ有樣ニ可拵也。

右此一卷者。朝倉殿家中窪田三郎兵衛尉無レ隱依レ爲ニ射手一。從ニ朝倉殿一窪田方ニ被ニ相傳一之。然於ニ若州武田殿一窪田長門守ト申人躰在之。三郎兵衛尉親類也。然間相傳之條種種令ニ懇望一寫之者也。可レ秘々々如レ件。

于時永祿八十月廿七

河村入道
誓眞（花押）

右築城記以伊勢貞春本挍正了

群書類從卷第四百二十

武家部廿一

御產所日記

普廣院（義教）殿樣御時之事。

若君（義勝）御誕生。永享六年甲寅二月九日寅刻。天晴風靜也。

御產所波々野因幡入道元尙宿所。

鷹司西洞院。

隨役人。

御引目役。　伊勢八郞左衞門尉盛經。

　　　　　　海老名七郞持行。

鳴弦役。　設樂三郞貞助。

惣奉行。　二階堂大夫判官之忠。

右筆。　松田對馬守貞淸。

醫師。　大膳亮守家。

陰陽頭。　在方。有重。兩人。

一九日御所樣御成之時。御胞衣緖被レ次申。御直垂。白。御所樣御着。　御竹刀數二。役二階堂大夫判官之忠進上之。白直垂着。

一初夜御祝政所沙汰。御引出物沼田調進。自レ公方レ下行有レ五百疋。大草方ニ遣之。

若君御引出物。銀劔一腰。

御袋御方。　練貫一重。引合十帖。

上臈。　練貫一重。引合十帖。

御乳人。　練壹貫。

一初夜御祝時。　役人七人。一重宛被レ下之（大草マデ七人）

一同初夜御祝時。自二御所樣一御馬一疋。守家に御前へ被レ召被レ下。

一同九日。　詞利常母。同御太刀一腰。伊勢殿持參也。

一十日。　御守刀之御釼。伊勢殿御使參。同十三日也。松田對馬守被レ進之。三寶院則有二御加持。同日御前參。其後御腰物伊勢殿御使參。

一内典佛服（眼歟）法。供料三千疋。

三寶院自二御産翌日一於二御本坊一一七箇日。

一河原御祭。　供料三千疋下行之。

在方卿參二向河原一。御代官伊勢守貞國。白直垂。御撫物役千秋刑部少輔。河原持向。則歸參。在方卿御馬一疋。御太刀一腰黑。被レ下之。各金覆輪進上。則被レ下。河原御祭自二御産所一。翌日一七ケ夜行之。御撫物御單。

一十一日午尅御湯始。御祝政所沙汰。五百疋大草方へ下行之。

御所樣御成有テ。三ノ抄懸初御申アリ。御加持三寶院。准后滿濟參勤。御馬一疋被二牽進一之。御使ハ二階堂大夫判官之忠。御厄（形歟）刑者在方調進。御太刀一腰。黑。在方被レ下。

一虎頭八入抄御湯具等者。沼田預申間。調進上申。御湯在テ後。管領其外役人御太刀進上。

一還御之時於二御前一。又御太刀面々進上。

一同日御胞衣藏。　御祝下行。亭主役云々。鄕成卿參勤云々。御胞衣ヲ伊勢殿貞國。洗始申。其後御綫裸洗者。小林洗申。鄕成卿南向着。

一納申御胞衣ヲ先清水ニテ七度洗テ後。酒ニテ三度。其後酢ニ浸。其後白布三尺ニテ裹申。其上ヲ赤色絹ニテ裹申。

一太平ト文字ノ有錢ヲ卅三文ト筆一管ト墨一丁相副テ壺ニ納申。吉方ハ御陽守可レ申。其方山壺ナガラ納申也。典藥鄕成卿。同伊勢殿

貞國。白直垂ニテ有ベシ。鄉成卿ト有。同道納申在所ヘ參勤ス。兩人罷向テ納申。歸參候時。若君ノ御時ハ御馬一疋。御太刀一振。鄉成被下。姫君ノ御時ハ一重被下之。同伊勢殿御太刀。黑。一振被下之。

御胞衣納之御具足桶布壺已下各沼田進上之。

一參夜御祝。政所役雜掌斬千疋。遣大草方。御前ニ被二重立。御引出物色々。沼田調進。自公方御下行之。

御所樣御成式三獻。其後御肴五獻。

御袋御方。　練貫一重。引合十帖。

上臈御方。　同前。御乳人。練貫一ツ。

一十二日三寶院ヨリ御本尊不動進上。御使大藏寺主。

一十三日。五夜御祝。管領（右京大夫持之。）參勤白直垂也。

御所樣御成。管領着座。式三獻。持之太刀一腰進上。白。則御所樣ヨリ管領ニ御太刀一腰。伊勢八郎右衛門ニテ被下。管領退出之時。御太刀一腰。白。以伊勢

若君樣ニ進上ト云々。御前之御加用細川治部少輔。單物被勤仕。管領ニ御加用ハ鳴弦役人三人。雜掌斬千三百疋。自管領大草方ヘ被遣之。同上樣有御成。式三獻御肴五獻。其後自亭主方御肴有云々（其時上樣ハ三條殿。大御所之御事也。）

一自管領御引出物以安富紀四郎御進上。一重被下。練貫。上樣御引物練貫五重。引合十帖。

御袋御方樣　練貫二重。引合十帖（其時御袋ハ御北向御事ナリ）

上臈。練貫一重。引合十帖。

御女房達三人。各練貫一重。檀紙十帖

御乳人。練貫一重。檀紙十帖。

御腰懷。練貫　檀紙十帖。

一上樣御成御時供奉。（伊勢上野介。朝日孫左衛門。朝日三郎左衛門杉原伯耆守。堺和小三郎。各裏打也。）　御乳母參上。若君樣同御袋御方樣。御折紙進上之。管領參勤之間。細川

一家人々同御供人々役人等各御太刀。金。兩御所へ進上。自上樣若君樣へ万疋參。同御袋樣万疋參。今夜二階堂大夫判官。伊勢守波多野父子。伊勢八郎左衛門。海老名七郎。設樂三郎。松田對馬守。御太刀一腰各被下。皆々持太刀。同大草仁被下。

一十六日帶爲御ウツ絹管領進上。御使伊勢兵庫頭。

一同日内典御祈禱供料三千疋。延命法。三寶院於御本坊一七ヶ日被修之。御撫物。御單御結願。同廿三日御撫物進上。時御使兵部卿法橋。

一同日内典金剛童子。延命法。供料三千疋。聖護院於御本坊一七ヶ日被修之。御撫物御單御結願。廿三日御卷數御一枚。御撫物進上。御使服（肥歟）前法眼。

一外典略泰山府君。供料三千疋。御馬一疋鴾毛置御鞍。御撫物御鏡一面。千秋刑部少輔有重宿所持向。一七ヶ日於有重亭行之。同廿二日戌刻結願。有重ゟ金覆輪一腰進上。御太刀。金。則被下之。

一北斗御祭。供料千疋。有重仁下行。御太刀一腰被下。黑。御撫物御鏡一面。千秋刑部少輔有重宿所持向。

一同日申時七夜御祝。斯波治部大輔義鄉參勤。白直垂。御所樣御成御祝。義鄉着座式三獻。其時御太刀一腰。白。進上。同御太刀一腰。白。以伊勢八郎左衛門義鄉被下之。退出之後義鄉若君樣ゟ御太刀一腰。白。伊勢殿ニテ被進上申。御袋樣ゟ御引出物。與五夜同前。上樣御成無間。御雜掌料千疋被遣大草方へ云々。御引出物進上。御使朝倉裏打ニテ參。御加用人如前。

一同日。御袋樣之御筵御枕改事。十六日時戌刻

一後七夜廿一日戌時御祝。畠山尾張守持國參勤。白直垂。御所樣御成。式三獻。御肴五獻。御太刀進上。御引出物如レ以前。上樣ヘ御引出物以下與二五夜一同前。一家人々御太刀一腰。金。兩御所御方ヘ進上。御引出物御使。譽田三郎左衞門尉。直垂。

一寶池院廿一日マデ一七ケ日御祈禱參勤。

一訶利帝母廿一日繪所調進。代物五百疋下行。持參時御馬一疋被レ下之。

一同御供養者三寶院ヘ被レ仰。御使伊勢八郎左衞門。翌日御太刀一腰。黑。進上。御使同前。

一廿七日酉時。又七夜御祝。山名右衞門督入道常照道服ニテ參勤。同其後彈正代仁參勤。白直垂。御所樣御成。彈正着座。式三獻。御肴等御引出物以下如レ前。上樣モ御成。彼一家人々御太刀進上。御供人々同役人等各御太刀進上。雜掌斯千二百疋。被レ遣二大草方ヘ一。

一御着衣御祝。雜掌斯千二百疋被レ遣二大草方一。亭主沙汰被レ申。二重者依レ爲二廿七日一翌日以前仁被レ獻。

一御生絹青色薄淺黃スヾシ幷白御小袖一二。練貫拾重管領調進。御使安富伯耆。則一重被レ下。御所樣御成之御中ニテ御祝。御所樣ヘ參。其後管領着座。式三獻。御太刀進上。白。如二以前一。上樣御成。御小袖被二召申一云々。

一御生絹。御加持三寶院。御使ハ伊勢兵庫助。御引出物等亭主勤仕之云々。御所樣還御以後。大名以下各御太刀一腰。金。進上。御着衣。翌日治部少輔度々被二仰遣一。御加用御太刀。白。一腰被レ下。御使伊勢八郎左衞門。治部少輔則黑太刀一振進上云々。

一諸社諸神馬事。任二延文三年之記一被二寄進一。其外明德五年六月十三日證狀就レ申被レ進。

一御祈禱事。重而被二仰出一。寶池院殿自二十一月卅日一

三月二日マデ有二參勤一御加持被レ申云々。
一若君樣御方違。在方。有重。兩人參勤被レ仕作法。御身堅以二金刀一左右御袖奉仕云々。
一若君樣自二御產所一御方違者。三月三日申時。自山尾張守持國宿所へ御成。同御所樣御成。御直垂紫色也。同上樣御成。則還御。若君樣一夜御逗留。持國着二染直垂一也。翌日伊勢殿貞國宿所へ御成。御所樣同貞國宿所へ御成。同上樣御成。申時。
一自二御產所一還御御時。若君樣御供人數事。
鳴弦役人三人。伊勢肥後守。小笠原彌六。已上五人。御力者十二人。皆直垂。下行拾貫是等給云々
御中間數人。童六人參。御中間童是等無二下行一云々。
一御產所ヨリ還御。路次鷹司室町マデ。室町ヲ一條ニ。一條ヲ東。貞國宿所ニ御成云々。

一長日御撫物。御持僧ヨリ三月三日結願。御撫物御卷數參。
一若君樣ニ參進物被二召遣一相殘分北野御社頭參。爲二上筵一同三月三日。公文所幷修理奉行等御產所ニ召仰。被レ渡之。
一御ゾノキ。千秋刑部少輔有重宿ニ持向。
一御袋樣御ゾノキ。千秋請取申テ退出。
一聖護院ヨリ御驗者二人參勤。自二御產所一翌日每日御加持。
一自二三寶院一每夜座サマサズノ陀羅尼參勤。
一御剃髮。四月四日伊勢殿貞國。宿所ニ大名達。若君樣ニ出仕如二六月一日一云々。同貞國宿所ニ。
一御色直。同九日貞國宿所。
一御產所。三十ケ日晝夜祗候ノ輩。
鳴弦役人。
伊勢八郎左衞門盛綱〔繼イ〕。海老名七郎持行。
設樂三郎貞助。大膳亮守家。

二階堂大夫判官之忠。

松田對馬守貞清。此兩人者毎日出仕私候。夜ハ退出ト云々。

一御産之御氣分。自然ノ驗者兩人參勤有云々。

嚴藏院。 有二私候一。細々御加持被レ申也。

護和院。 御平産アレバ頓而退散。

同御陽守兩人有二私候一御秡申。

在方。(役字闕)有重。之也。御産成者。先退出申。

一如レ此役人等次第者。若君姫君御出生之於二御産所一可レ爲二同事一。

一若君御出生之時者。毎度管領役仁式ノ御引出物被二進上申一。其外大名達。御具足御馬御太刀御折紙等若君樣ニ進上之。同御袋樣へ御小袖御折紙以下御進上之。

一若君樣伊勢殿宿所ニ御座有時者 時之管領役而。式御引出物計進上之。其外大名達者。御馬御太刀計。御折紙以下事ハ。 時宜ニヨテ被レ進上者哉。 近習輩皆々毎度仁金覆輪進上。大名御内仁人々シラレタルヲトナハ。皆々御太刀御馬御折紙ナンド進上。御太刀持太刀也。其外公家門跡御馬御太刀進上。又倉方輩者持太刀折紙進上之。此衆者公方之御倉勤仕輩也。

一御誕生御日。直垂着セラル、役人ハ。鳴弦三人計也。是ハ七夜座サマサズノ鳴弦ヲ。晝夜依レ被レ勤申一也。二階堂同松田大草同。其時ノ御産所ノ亭主ハ。初夜御祝時ヨリ白直垂ヲ被レ着也。

一度々若君御出生有トイヘ共。御所樣御成ハ永享六年 若君ノ御時計御成也。御祝ノ次第ハ。一事モ相カハラズ。但御引出物ハ若君姫君ニヨリテ參也。

一御祝御一獻ノ參時。式三獻之手ナガハ鳴弦役人三人計也。式三獻之後御マイリ肴ノ手ナガハ役人ハセラレズ女房達マイラセラル、也。

一御祝之時。役人三人白直垂 同二階堂奉行。大

草同。其時之御産所亭主モ白直垂也。
一大名達之御一獻ノ時ハ。二重ヲ立申也。二重ト云ハモリ物也。此二重ハ御前ニ置申サル丶也。今度之御一獻時マデ御前ニ立置ル丶也。又其時ノ御一獻二重マイレバ。本ノハ取カヱラル丶也。
一御着衣御服初事。時之管領役也。御服ハ十重綾也。又ハ御練貫ニテモ可レ有之也。御服管領[持歟]ヨリ御産所ニ參テ後。御門跡ニテ御加治アテ被レ召也。但時取アリ。
一御着衣召ス時ノ御祝ハ。御産所ノ亭主役也。大草方へ五百疋下行也。
一御産所。自二公方一御沙汰有時ハ。何事モ御雜掌以下。公方トシテ御下行之。
一初夜。三夜。五夜。七夜。又七夜。後七夜。御祝ノ日也。初夜三夜者。自二公方一下行。伍夜。七夜。又七夜。後七夜。是四度者。大名達ノ御沙汰。五夜ハ時ノ管領。七夜者武衛。又七夜ハ畠山殿。後七夜ハ山名殿。三職ハ時ノ管領次第タルベシ。此時ノ御引出物ハ御出生御方ニ二重。御袋二重。上郞ノ御方二重。御乳人一重也。
一初夜御祝時。公方トシテ御練貫一重宛。役人七人是給也。大草マデ七人也。此小袖ハ政所方ヨリ出ナリ。沼田是ヲ調進上申。一重四貫充代也。
一御産所中ニ御祈禱。有秋貞有與類是ヲ勤申也。又御門跡ニモ御祈禱アリ。是ハ公方ヨリ御下行。
一御服衣召初ノ時ノ色ハ。御出生ノ御方。其御年當カンガヘ申上也。黄色青色ヲ定申也。
一御服衣ヌイ初申サル人ハ。二親持タル女房七人ニテ御服ヲヌイ初申サル丶也。其御針御服衣ニ副テ參也。
一大名四人ノ御祝之時。御引出物持參申仁。大

名ノ御内ニヲイテオトナノ類可ﾚ參。裏打直垂也。此日記者。若君樣御出生初ナルニヨツテ注置也。

御產所之御具足色々給ﾆ注文ﾆ

一御びやうぶ。　二さう大小。白。御畫鶴龜。
一御きちやう同だい。共。御ぬや御裝束アリ。
一此ひき物二。　御綾。
一御疊。十五でう同。　御座 三でう。御引日疊 二でう。
一御筵。　一枚絹べり。
一御枕。　二。綾つゝみ。
一御寄掛。　一。
一御腰掛。　一。
一御押桶。　十二。皆白水入。
一御火鉢。　二。同臺あり。
一御おきかき。　二。同火筋二せん。
一御炭取。　二。
一御灯臺。　六。同打敷在之。
一御らうそくの臺。　打敷在之。
一御蚊帳。　御紋鶴龜。同御竿金物白。在之。

御蚊帳ハ御出生之御所樣御蚊屋也。御あつらへの御蚊屋。御還御之時分遲參間。私給。此蚊屋借めさるゝと云々。頗而私へ被返下遣也。
一御宿物。　一。御綾。
一御小おんぞ。　二。同御綾。
一白御小袖。　一重。是者於ﾆ御前ﾆ直被ﾚ下遣也。
此分者。御產所より御產所過候て送給者也。
此色々注文。御產所よりの送狀可ﾚ有之。
一於ﾆ御產所ﾆ御宿初之事者。九ヶ月ニテアルベキ也。聊モ八月ニテモ十月ニテモ。御宿初ハ御沙汰アルマジキ也。御產所ノ御具足共。藥具出來アルベシ。或御湯殿或御產アルべき御座所。或御疊。御屛風。御押桶。御机帳以下。御產所ノ御具足。皆々調出來アテトヽノヘラレ

テ御宿初アルベシ。御宿初アリテ後ハ。御産所ニ聊モ作事アルマジキ事也。竹針ノ一モウツベカラズ。如レ此記錄ハ。惣奉行同右筆ノ方ニアルベシ。自然心得ノタメ注置者也。

一永享六年二月九日御産所。波多野因幡入道亭。初夜之御祝之時。御所樣御成還御アテ。以二赤松播磨守一御所ヘ被レ召。於二御前一御太刀一振。國宗。同御折紙御腰物一。國俊。御馬一疋。鴾毛被レ下。又御出生ノ若君樣ヨリ御馬被レ下。諸家御産所ヘ進上御馬ノ內也。

一結城七郎御産所ノ時モ。御太刀守家。同御折帋百疋。御腰物來國俊。御馬一疋鹿毛。以二赤松播磨守一御所ヘ被レ召テ被レ下也。御出生ノ若君樣ヨリ於二御産所一御馬被レ下也。

一若君姫君樣御産數ケ度也。御祝之時宜。何モ大略同御事也。

一此外度々。若君樣姫君樣御産之日記者。二階堂同右筆奉行方ニ可レ有二記錄一。有二不審之子細一者。彼方ヘ可二尋申一者哉。

一永享六年甲寅七月廿五日。若君御誕生。御袋御北向樣。御産所波多野。

一永享六年若君御誕生。御袋赤松ナガラ。今ノ小松谷殿御所御事也。

永享七年乙卯七月十二日。若君御誕生。御袋御北向樣。御産所結城。

永享八年丙辰正月二日。若君御誕生。御袋左京大夫殿。御産所赤松伊與。

永享九年丁巳八月廿日。若君御誕生。御袋上郎御方。御産所三條殿。

永享十一年己未後正月十七日。若君御誕生。御（淨土寺御門主御事）袋御北向樣。御産所赤松播磨。

永享十一年己未後正月十八日。若君御誕生。御（淨土院新御門主御コト）袋小宰相殿。御産所細川下野殿。

永享十二年庚申八月十七日。若君御誕生。御袋（如意院殿）

御北向樣。御產所御南向樣。

永享七年乙卯二月一日。若君御誕生。御袋小弁殿。御產所桃井殿。

永享八年丙辰二月十二日。若君御誕生。御袋小宰相殿。御產所三上近江。

永享十年戊午正月十九日。若君御誕生。御袋日野烏丸殿御妹。御產所高橋彥左衞門。

永享元年。御誕生姬君。御袋白殿之御息女。御斷入卜申セシ御方也。

永享四年壬子五月廿五日。御姬君御誕生。御袋クワウセウ院殿御女房達也衞門亮殿。御產所畠山右馬頭。

永享四年同六月八日。御姬君。小宰相殿。御產所（三條殿大方殿御女房達 [illegible]）京極殿。

永享五年癸丑七月廿四日。御姬君。御袋西御方。洞院殿御息女。御產所埒和。

永享九年丁巳九月廿四日。御姬君。御北向樣。御產所赤松有間。

嘉吉元年十月廿五日。御姬君御誕生。御袋大方殿樣。御產所粉井。

此外御姬君御座有ツル。不ㇾ及ㇾ注申ㇾ者也

右以橋本肥後守經亮本接以下經亮本無

一當御所樣義政。

御產所方御役ヲ勤申子細者。守家ガ祖父守定。鹿苑院殿樣御誕生勤申タリシ御嘉例也。同役人惣奉行。右筆御蟇目役御鳴弦役皆々此時之人數卜云々。

當御所樣御產次第。

享德三年七月十二日。御姬君御誕生。御袋別當御局。伊勢造宮息女。御產所者細川上總殿。

御祝次第。前之時宜卜同前。

役人。

二階堂大夫判官。　松田丹後守。

伊勢肥前守。　海老名備中守。

刑部少輔守家大勝亮。　同左京亮守宣。

一享德四年正月九日。御姬君御誕生。御袋サンゴ。大舘上總殿息女。御產所者同上總殿宿所也。御產所之役佐々木六角殿被勤中之者也。
　役人以下ノ事同前。

一長祿二年後正月廿七日之夜。姬君御誕生。寅ノ時也。御袋ハ赤松伊豆息女。御產所者山名兵部少輔殿所也。
　　越中守設樂三郎藏十六。
　役人以下同前。　兩人初參勤。
　　信濃守海老名十郎藏十四。

一御產所之御具足以下事如前々皆々送給處也。

一長祿三年正月九日夜明。卯辰之間御誕生。御袋者御妹樣。日野殿御娘ニテ御座アリ。御產所者細川讃州所也。
　役人者同前。
御產所之御具足以下如前々令拜領處也。
同二月十七日。於越前國所領令拜領處也。
同御產所中ニ万疋之御折紙令拜領處也。此子細者於御產所中御[illegible]依進上申也
　御產所次第。

寬正三年七月四日。
御姬君樣。　御袋。　御妹樣。
御產所。　一色左京大夫殿。

寬正四年七月廿日。
御姬君樣。　御袋。　御妹樣。
御產所。　土岐美濃守ドノ。

寬正九年十月廿七日。
御姬君樣。　御袋。　少將殿。夜御乳人息女。
御產所。　山名相摸殿。

寬正六年七月廿日。
御若君樣。　御袋。　御末人。二階堂〔被〕官三富親類云々
御產所。　小串。
御誕生。若君樣ヨリ。　安藝刑部少輔。御太刀黑末次。御馬一疋月毛。大御所樣ヨリ。　御腰物。國吉。御太刀守光。御馬一疋。
同八月三日。伊勢殿へ被仰出。於殿中被下。

寛正七年十二月廿三日。
御若君樣。　御袋上樣。
御産所。　細川刑部少輔殿。
御誕生。　若君樣。　安藝刑部少輔被ㇾ下。一御太刀一文字。御馬一疋。毛。
　此御馬管領ヨリ御進上也。職昌由殿。
大御所樣ヨリ被ㇾ下御腰物國次。御太刀守家。
御馬。一疋月毛。
一此御太刀守家ヲ被ㇾ下事。普廣院樣御代。若君樣御出生初ノ時被ㇾ下御太刀ヲ。其以後作州弓削庄被ㇾ下候時。此子細ヲ申進上仕候ヲ。若君樣御出生有バ可ㇾ被二返下一分ニテ。糺井ニ被二預置一處ニ。御庫是ヲ矢間方之千阿彌被二仰付一。〔虫〕泰モ重キ重代ヲ借被ㇾ召被ㇾ下之。
一御馬ノ事。明正月ニ被ㇾ下其故ハ可ㇾ然御馬御座ナクテ。山名殿ツウバンニ進上ノ内ヲヨリ被ㇾ下也。同三月御參宮。此御馬ヲ守宣御供ニノル也。
伊勢ニテ神馬ニ是ヲ參スル也。此色々如ㇾ前爲。伊勢殿貞親直於二殿中一是ヲ被ㇾ下之。
一同年十二月廿二日。御所樣ヨリ御タビヲ被ㇾ下。文ツタ歳卅二也。別奉公仕候ヨリ御メン有。
御姫君樣。　御袋上樣。　文正二年二月十日。
御産所　細川民部少輔殿。　御産所時宜悉前之如也。
一御若君樣御誕生。　應仁二年三月廿一日。
御袋上樣。　御產。　細川典宮。且御良藥之事者如二前々一之。七月ヨリ御養生。又前後之御藥ヲモ進上申也。此時宜一段面目至也。
一今出川殿樣。御若君御誕生。文正元年七月卅日。御産所タナ村御出之。御祝之樣。公方樣之半分ヅツニ御沙汰アリ。御産所ノ御具足共ハ。如二公方樣ノ一私へ是ヲ被ㇾ下也。

役人。
御引目。　タナ村九郎。
鳴弦。　宮中務。
依ニ御祝一栗毛御馬。御太刀一腰。山名殿ヨリ進上ノ御太刀也。守宣ニ被レ下之也。同年八月一日。

一御所様。　義輝ノ時分。
天文四年十一月一日。戊午。
御産所惣奉行。任ニ先例一二階堂中務大輔有泰被ニ仰出一。則御請申入云々。
御産所吉方并御着帯日次。有泰朝臣勘進申。来十七日被レ定。相定之役者。以ニ先例一可ニ相觸一之由被ニ仰出一了。
御蟇目。　伊勢肥前守盛正。懸ニ鳴弦一
鳴弦。　海老名次郎頼重。
右筆。　松田丹後守晴秀。
御祈禱奉行。　千秋左近大夫將監晴季。
陰陽。　有春朝臣。
醫師。　安藝大膳亮貞家。
御引出物并御湯具胞衣藏具足調進。
沼田三郎左衛門尉。
御祝方。　大草三郎光友。
御産所之事。　佐々木彈正少弼被レ勤之。
十七日甲戌午刻。御着帯在ニ御祝一。聖護院殿御參。御帯従ニ御臺様一御乳人請取之。聖護院殿御前持參之。於ニ御對面所一在ニ御加持一。御服ヲ申出。左京大夫殿御局渡之。御身固在之。有春朝臣參勤。御加持御身固之後。頓而左京大夫殿御局渡之。其後在ニ御祝三ツ御盃一。先有春拜領。次大草三郎光友被レ下。次松田丹後守晴秀被レ下。別有春朝臣御盃拜領。雖レ無ニ先例一。依ニ所望一被レ下之。御祝式三獻。御二御所參。大草調進之。其後上様於ニ次間一在ニ御酒數巡。各伺候衆被レ下。御酒半。役者并伺候之

衆。金御太刀進上。無御對面。以五立申次披露之。伊勢肥前守盛正。今日依吉日申出御撫物。翌日御誕生迄爲御加持聖護院殿持參申處。早長谷還御云々。御產所御事始。御作事奉行結城左衞門尉。

十九日。

就御產所御祝方御用途之儀被成御下知國國。細川右京大夫殿。河內。能州。若州。越前等也。

御下知。

御產所御祝要脚事。來年二月以前任先例可被致其沙汰之由。被仰出候也。仍執達如件。

天文四年十二月十九日　前丹後守晴季

中務大輔有泰

諸國同前。　但細川。　河內折帋也。

廿八日。安ドウ來臨。就御產所料事。可入魂之旨被申候。

天文五年丙申正月大十二日。

御馬代參百疋拜領之。　大膳亮。

從越前御下知返事云々。彼狀云

御產所御祝儀御用脚事。任先例其沙汰由御奉書拜見候。尤以目出存候。委細堤小三郎可申候。恐々謹言。

正月廿三日　宗淳

二階堂中務大輔殿

松田丹後守殿

廿六日戌刻。御臺樣御產所へ御成始。御身ガタメアリ。御祝アリ。三ツ御盃マイル。於次間御酒各被下。終伊勢肥前守鳥ヲウタフ。御役者御太刀。金。進上。

二月小廿日。大膳亮方ヘ使者來。就明日上樣御成。申子細在之云々。

廿一日。御臺樣御產所に御成。尤珍重々々。役者悉伺候。各烏帽子着。上下。以下今日伺候衆。

佐々木民部少輔。伊勢肥前守。同與七。

海老名二郎。安東平次郎。本治部少輔。

上樣御供衆。同三郎。千秋左近將監。大草三郎。沼田三郎左衛門尉。小林民部少輔。松田丹後守。大膳亮。役者外。海老名備中守。細川伊豆守。

廿九日。御臺樣。佐々木彈正少弼五種十荷進上。今度御產所後者。各被召被下盃酒數巡。女中各伺候。余參上。各及暮色退出。

三月大九日。御產所參上。御氣付タルヨシ有之。二階堂竹刀二ツ進上。

二階堂竹刀二ツ持參。

十日。今朝御產所へ依召參上。御氣付治定。二階堂内々諸役相觸べキ由被仰出。聖護院殿御加持アリ。戌刻。若君樣御誕生アリ。御胞衣緒公方樣被次申。御初夜御祝アリ。大草調進之。三御盃參。佐々木彈正少弼代同民部少輔被亭主。先御盃頂戴。其外役人御盃大膳亮悉拜領。

初夜御祝。細川右京大夫申沙汰。雜掌料千疋。但依御勘略。五百疋大草方へ下行云々。

十二日。御產所へ參上。於殿中役者伺候衆。外樣。御供衆。申次詰衆。公家少々。御太刀進上。若公樣御禮。於次間二奉ノ有泰請取之。

其後各進上。三夜御祝在之。畠山修理大夫申沙汰。雜掌粁千疋進上。但依御勘略。五百疋大草方へ下行之。三ッ御盃參。各拜領之。

十四日。御産所被參上。從御臺樣外樣御供衆。御部屋衆。申次詰衆。一ッ被下大御酒數巡。ウタイアリ。戌刻五夜御祝參。

十五日辰刻。御産湯在。御祝三御盃參。公方樣御成。役者御太刀進上。金。御湯之御加持。聖護院殿。

十六日辰刻。半井兵庫頭御胞衣藏申。伊勢兵庫助同道御祝アリ。御胞衣如先例。先伊勢兵庫助洗。其後小林洗。同酉刻御成アリ。各以下御酒御謠アリ。同戌刻七夜御祝。式三獻。雜掌粁五百疋。武田大膳大夫申沙汰。大草調進。御祝之後又在御酒。子刻還御。役者各御太刀。金。進上。各拜領。金。

廿七日。御産所參上。未刻御着衣被始之。御祝儀至御産所御成在之。役者。御供衆。御部屋衆。申次詰衆。御太刀進上。金。

四月九日御産所へ參上。午刻剃髮御祝在之。後御式三獻。大草調進。役者幷御供衆御衆。御太刀。金。進上。御祝後。御酒數巡。御酌ニテ被下。御謠アリ。

御文御かきだしの分。

一所りやうのあんどの事いたされ候よし申され候。返々めでたく候。この御事は。御所さま御たんじやうの御いはひにつき。そのほかたびたびの御さん所にてのちうせつにより候て。たびたる御事にて候べく候。いさゝかよのさまたげは候まじく候。末代までも知行候て。ほうこうを申され候へと。上さまよりおほせられ候。かしこ。

大せんのすけどのへ

一色々ちうもん。

一御かちやう。
一御さほ。
一御かな物。四。
一御びやうぶ。二さう。大小。
一御むしろ。二まい。へりしろあや。
一御よりかゝり。一。
一御こしかけ。一。
一御まくら。一。
一御おしおけ。十二。
一御きちやう。一。
一御ひき物。一。
一御すみとり。二。
一御ひばち。二。だいあり。
一御ひばし。三ぜん。
一御ふせご。一。
一たゝみ。十六でう。御ざ三でう。御ひきめたゝみあり
一たうだい。八。此内らうそくのだい二だいあり。

以上。

寛正四年八月十九日

御産所具足注文。

一御びやうぶ。一さう。
一御をしおけ。六。
一御よりかゝり。一。
一御まくら。一。
一御こしかけ。一。
一御ひばち。一。
一御とうだい。二。
一御らうそくのだい。一。
一御すみとり。一。
一御ざ。二でう。
一御ひきめの御たゝみ。二でう。
一御たゝみ。六でう。

以上。　貞宗はんあり

文明十八年　一ばんの御産所御具足被ㇾ下

候。

一家御相續事。以三ヶ條任親父宗榮讓狀之旨。彌無相違御奉公。尤可爲肝要之由候。恐々謹言。

三好筑前守

九月二日　長慶在判

安藝大膳亮殿

御屋鋪事。數代無別條御當知之由候。彌不可有相違候。自然御用者可承候。恐恐謹言。

三好日向守

六月廿四日　□□はんあり

安藝大膳亮殿御宿所

御家御相續事。御親父宗榮任御讓狀旨。筑前守折紙被進之上者。彌在樣段不可有疎略候。恐々謹言。

松永彈正忠

久秀はんあり

安藝大膳亮殿御宿所

貴所御知行分事。不可有相違候。在所被詰候而可給候。重而折紙可進候。尚三上與次郎殿可有演說候。恐々謹言。

玄蕃頭

十月十四日　國慶はんあり

安藝左京亮殿御宿所

家督以下幷知行分等事。對父左京亮祖父宗榮讓與之上者。早相續之宜被存知之由所被仰下也。仍執達如件。

永祿三年十一月廿一日

散位はんあり

大和前司はんあり

安藝竹松丸殿

産所之記

一産所にしかるゝたゝみのへりの事。しろきへり也。たゝみの數。月のかずしき候。十二月の時は十二でう。閏月有時は十三でうにて候。
一かたたゝみ一でう。一七夜もすぎ候て。二七夜あるひは三七夜も。御しきなさるゝ御事にて候なり。
一ひきめたゝみ二でうあり。
一ひきめ射やう。産所をいだき候やうに射るなり。
一引目射る人は。家の年寄に射させ候事にて候。引目射る人すなはち御てゝの心なり。
一引目の矢のながさ三尺二寸。引目は一尺貳寸。羽は鶴のもと白。まゆみはぎなり。是も又色々の事御入候間。能々知たる人など。こしらへ參らせ候。

一同引目の射手衣裝の事。ゑぼし上下なり。
一同たいはひの事は。的の中弓のごとく成べし。
一引目射る矢數の事。男子ならば三なり。女子ならば二つ射事なり。
一御子夜なき。又つよくひるもなかれ候時。夜晝一時がはりに引目を射させらるゝなり。
一弓はぬりたる弓にて候。藤をつがひたるべし。そはしら木の弓もくるしからず。
一おしおけ十三。しろきこをぬり。其上に松竹鶴龜をきらゝにて書申候。是も月の數入候。内には何もいらず候。
一ゑなおけ。これも白きこをぬり。其上に松竹鶴龜をかく也。ゑなおけのはこ。びやうぶばこのやうにさゝせ候。足を六ッ打申候。はこのながさたかさ。おけのかつかうによるべし。
一ゑなをよくあらひて。白ぎぬにつゝみて。ゑ

なおけに入、あらふ時御身方の衆。口のまめになきものにあらはせらるゝ事なり。
一たい平の鳥目十三文。ゑなにつゝみ。そへおけへ入候也。
一ゑなをおさむる時は。引目射たる人におんやうじのかみをそへ。二人つきて。よき方におさめ申候。歸りざまにどつとわらひて歸る事也。
一とうだい十三。これもゑやうはおしおけのごとくに十三ゑをかゝせ申候。但月の數十二ケ月には十二有べし。
一らうそくも白きがよく候。但さん所の前には。火ちらつくにより油火がよきよしなり。
一御誕生候てかんもんを御とり候事にて候。何月何ケ日と申遣。かんもんに御うぶぎのいろ。よろづの事御入候なり。
一御屏風のゑやう。松竹鶴龜をきらゝにてかき申候。しらはりなり。裏のかみのかたもきらかうをきらゝにておし申候。へりはねもじ。同きつかうをゑに書べきなり。

かやうに三ツづゝきたるを一まいに三ツづつかき申候。御びやうぶ一そうにて候

一はなしねの事。きどのにてこしらへ申候。しやうはきどのしり候。但こなたよりもこしらへ候て可遣候哉。
一御まぼりがたなの事。刀の銘はほうしゆと打たるを用事にて候。ふくろに入候て御そばに置申候。是もてんだい宗にて御かぢあるべし
一御とぎの犬箱有べし。
一あまがつ一ツ。ほうこの事也。大さ二ツ三ツの子ほどに有べし。
一御子さまのめし物　松竹鶴龜の白きおり物

御あはせはねもじなり。
一御ゆあげ一ツ。御ゆかたびらの事也。
一たらい。これもゑを書也。松竹鶴龜。白こをぬり。その上にきらゝにてかくなり
一へらなどはけずる人躰の事。一段長久子孫多可レ然歟。けづられべく候。
一白たらい二ツ。ゑやうは御たらいに同じ。
一御むつき數の事。ぬの十三きぬ十三也。以上廿六。長さなが物さしに壹尺三寸なり。
一御うへさま。産所のあいだめし候御うはぎ白小袖。ねもじにてもくるしからず候。御よぎ色の物にても不レ苦。一七夜過て召候。
一百日の内は。御祝言の事。御内者家へ出入のものに毎日御いはひ有べし。
一御産所の御道具は御産生の御樂進上せられ候樂師に被レ下ものなり。
一めいげんのやくと申事御入候。是は家の子おとなの役だるべし。
一御はなのむすびいと。ながき壹尺三寸ばかりなり。かずをとるものなり。
一胎衣被レ納吉方の事。
正月。三月。五月。七月。九月。十一月は。
丙壬の方にかくすべし。
二月。四月。六月。八月。十月。十二月。
甲庚の方にかくすべし。

右以伊勢貞春藏伊勢守貞陸自筆本寫之

群書類從卷第四百廿一

武家部廿二

建治三年丁丑日記　三善康有太田美作守

正月小。

一日辛卯雨雪。御參宮。巳時。供奉之五位六位騎馬。還御之後。被行垸飯如例。

八日晴。御所爲御方違入御宇都宮下野前司亭。今日被立御所西南御門云々。

九日晴。未時御所還御云々。

十一日晴。下總守賴綱。玄蕃允倫經。爲御使今夕向走湯山。衆徒有鬪論事云々。

十五日晴。御弓一五度。次御評定始。老。

廿四日大風。爲御方違御所入御宇都宮下野前司亭。

廿五日。主上御元服。今月三日被遂行之由。西園寺殿被申之。

二月。

一日庚申雨雪。辰時相大守御前御産。流産云々。

七日晴。夜半許公文所炎上云々

廿四日晴。城九郎左衛門尉御免撿非違使云云。

廿九日晴。備中前司行有被仰安堵奉行云々。

三月。

廿五日晴。御所御方違宇都宮下野前司宿所。

廿六日。遠江前司教時法師女子他界之間。南

大守御輕服云々。
四月。
四日晴。仙洞御使 播磨前司永康 近日 參向之間。勢入令二問答一云々。未刻許。武州令レ賜二出家暇一。申時令レ遂二素懷一給云々。
九日晴。仙洞御使永康朝臣歸洛云々。
十一日晴。御所御方違宇都宮野州亭云々。
十八日雨。御所御方違宇都宮野州亭云々。
十九日晴。明日可レ被レ始二行御評定一之由。爲二城務奉行一被レ仰下一。
廿日。常陸國雜人奉行事。越後左近大夫將監出仕之上者。可レ被二返付一也。熊野山御幸事。被レ下二院宣一之上者。今夕御所御方違宇都宮野州亭云々。
五月。
廿一日晴。御所御上棟。卯時云々。
五日晴。彈正少弼可レ被レ任二越後守一之由被レ擧申云々。
廿五日晴。於二鶴岳八幡宮一被レ行二大仁王會一云々。
卅日晴。彈正少弼業時朝臣被レ任二越後守一云々。
六月。
二日晴。武藏入道被二去月廿二日御遁世一。令レ趣二普光寺一給。御家中人々日來猶以不レ存知。今日始披露之間。內外仰天之由。土持左衞門入道行正參二山內一被二申入一云々。
五日晴。武藏禪門御遁世之間爲レ被二留申一被レ立二御使一。工藤三郎右衞門入道道惠云々。御遁世去月廿二日之由披露之處。定日者廿八日云々。
七日晴。御所御方違宇都宮野州宿所。
八日晴。宰府脚力參着。宋朝滅亡蒙古統領之間。今春渡宋之商船等不レ及二交易一走還云々。
十三日晴。城務被レ通二使者一之間。罷二向松谷別莊一之處。被レ仰云。肥前肥後國安富庄地頭職。相大守可レ有二御拜領一之由內々有二御氣色一。只今

可被成進御下文者。可爲康有之奉書云
云。仍書御下文持參山内。被以諏方左衛門
入道申入之處。於園殿被召御前。被仰云。
當庄事聊有子細言上處。申沙汰之條。所悅
思召也云々。
十六日晴。越中六郎左衛門尉蒙廷尉御免云
云。諸人官途事。自今以後罷評定之儀。准御恩
沙汰直被聞食。内々可有御計之由被定了。
且前々名國司御免之時。諸大夫者不及成功
沙汰。侍者進成功之條。御沙汰之趣不一准
歟。爲被全公益。向後者不論諸大夫侍。平均
可被召功要之由。同被定了。
十七日晴。爲諏訪左衛門入道奉被仰云。陸
奥左近大夫將監所被加評定衆也。可書進
御教書云々。
十九日晴。城九郎判官。今日始着白襖出仕云
云。

廿五日晴。去十七日開書。奥左親衛義宗任駿
川守。左親衛宗政。被任武州云々。
七月。
四日。有栖川殿領等。相州御拜領云々。筑後國
守護職。武州御拜領云々。
八日晴。依召參山内殿。以諏方左衛門入道
被仰出云。西園寺殿御函如此。山門梨本衆
徒達背座主。抑留登山。閉籠堂舍云々。急可
令申沙汰之由云々。（御函六波羅留主具早馬令進云々）
十日雨。西園寺殿御消息。山門梨本衆徒達背
座主閉籠堂社事。（在院宣座主御書）
十二日雨。山門事。昨日人々異見非使節事。下
野備中辭退之趣披露了。御免。備前前司信濃
判官入道可上洛之由被仰之間。相尚信濃判
入備前亭仰含之處申領狀。仍參山内殿申入
此由了。
十九日晴。御所御移徙午時。御車。五位六位供

奉騎馬。如常。月卿雲客諸大夫兼參儲御所。相大守兼御參西侍。臨入御之期。着座于庭上御家人等同列庭。入御之後吉書御覽。次相州以下還參侍。被行垸飯。今日御膳以下處々御儲。一向相州御沙汰。

未時被行御評定。老。

相大守。　武州。　駿州。今日初參。　越州。

前武州。　城務。　佐對。　佐中書。　玄蕃。

三ケ條御沙汰之後。書進奉書。以武州城務爲御使被進御所。可施行之由。卽被仰下了。

十五日晴。御弓一五度。次御評定始。老。

廿一日晴。相大守御出仕之間。人々猶着座于庭云々。

廿三日晴。

一　座主使教因靑蓮院　衆徒使禪淳顯譽　中梨下衆徒閇籠堂舍事。

去六月二日　閇籠衆徒退散。佛事講行如元遂行云々。此上者不及被差上御使時秀行一歟。但兩門迹不可有確執之由。文永年中衆徒進怠狀之處。今及此惡行之條向後積習歟。可被召張本山務之條々及訴陳云々。早速可有聖斷歟之旨可被申。院宣御返事也。就院宣被進御返事之上者。座主御返事各別不及被申之由。可被仰含教因禪淳歟。又教因者文永年中被召下之時。向後爲武家御家人不可與山門諍論之趣令誓狀之處。今爲靑蓮院使參向之條。所存何程事哉。聊有御不審之旨。可被仰知教因之由蒙仰了。

一　去十四日長講堂回祿。同十五日夜常盤井殿炎上事。

西園寺殿御書到來。進御使伊勢四郎左衞門尉可被驚申。評定以後依召參由內殿。圓殿。之[illegible]。被仰下云。佐藤中務相共可被抽京都仁所領云

云、仍至晩景注之。諏方左衞門入道相待云。駿州若一之異見有御免。可存其旨云々。

廿五日晴。評定。老。

一　梨下衆徒使永海賴尋申堂舍閉籠無實由事。座主非據過法。梨下　奏聞難達之間。廢退行徒切塞道路之條者。爲達訴訟山門之故實也。全非本堂靈場之閉籠。彼五佛實相淨行院等者。一門有訴訟之時往古參會之場也。何可閉籠哉。所詮兩方參對之上者。早被召決、就眞僞欲蒙御計云々者。云山務之非據云閉籠之實否。梨下陳謝之趣有子細歟。可被召張本之由。可被申院宣御返事之旨。先日雖有其沙汰、於今者不及張本之沙汰、只召決兩方。任正義早速可有聖斷之由。可被申御返事。

次敎因事隨使節參向之條。不可然之由可被仰合敎因幷青蓮院衆徒使禪淳顯譽也。

次信賀事。爲御家人子息屬青蓮院令骨張惡事之由。負梨下訴之條、非穩便之儀。早可召下之旨。內々可被仰親父氏信歟。但信濃判官入道行一康有兩人問答。兩方使之後。如此可有施行之由評了。

評定衆誓狀。申加新衆署判可進人之由。以平金吾蒙仰了。

廿七日晴。評定延引。信判入相共於御所評定所問答青蓮院使敎因禪淳顯譽、梨下使永海賴尋等了。

八月。

二日晴。

御所入御山內殿。御車ビリヤウ。前陣隨兵十人。五位六位供奉如常。

五日晴。評定。老。

上野國雜人奉行事。可被仰付駿州云々。即書御書下申御判了。

興福寺去月廿六日爲雷火炎上之由。西園寺殿被注申之。

十五日微雨。御所出御。隨兵以下供奉人如例。

十六日微雨。出御儀式同前。流鏑競馬以下如例云々。

十七日風雨。駿州逝去。(申時云々。)

廿三日晴。御所持佛堂供養。御導師若宮前大僧正隆弁。

廿九日陰雨。自山内殿被召之間。馳參之處。召御前被仰云。武藏守可爲一番引付頭。武藏前司可爲二番頭。越後守可爲三番頭。早以此旨可觸仰彼人々。且問注所公人不足云云。先日所擧申之富來十郎光行。山名彌太郎行佐。藤田左衞門四郎行盛。清式部四郎職定。皆吉四郎文盛可召加寄人。次山名二郎太郎直康。飯泉兵衞二郎祐光。岩間左衞門太郎行重。可勤合奉行役之由可召仰云々。退出之後及秉燭之期。向武州前武州亭觸申仰趣之處。各領狀了。

九月。

四日晴。依召參山内殿之處。以平金吾被召御前。任仰以安富民部三郎入道。嶋田七郎。齋藤七郎兵衞尉。長田新左衞門尉(已上政所公人)。富來十郎(元合奉行)。飽田三郎左衞門入道。注入引付衆了。次武州一番頭。前武州二番頭。領狀に言上之處。仰云。武州者元三番頭也。相率三番衆可轉一番也。越州者元一番也。其衆相共可遷三番。可相觸其旨云々。

六日甚雨。

一番引付注文進武州。

五番執筆。合奉行交名。付城務當所新參寄人等与書下了。

十六日晴。評定。若。

上野國雜人事。問注所可申沙汰之由蒙仰了。

廿日甚雨。評定。着。
來十二月可レ有二當社（賀茂八幡。）行幸一之由。供奉官人衞府等事。被レ仰二下佐藤中書一了。
十月。
十四日晴。參二山内殿一謁二人々一。
遠江十郞左衞門尉。與二杉本六郞左衞門尉郞等。（浮澤左衞門尉云々。）於二建長寺前一乘合之間。十郞左衞門尉下人。殺二害浮澤左衞門尉一。仍十郞左衞門尉相二具下手人一。參二山内門前一之處。被レ召二預于武藏守殿一云々。
廿日陰雨。御寄合。孔子一二。
相大守。　康有。　業連。　頼綱。
京都御返事淸書役。可レ召二加丹後太郞一之由被レ仰了。
廿五日晴。御寄合。山内殿。　孔子一二。
相大守。　康有。　業連。〔折紙〕　頼綱。
京都本所領家等。被レ申二兵粮斷所幷在京武士拜領所々。可レ被二返付一之由事有二御沙汰一之（中書申）
廿九日晴。評定。明日分、着、
今月十六日。越後孫四郞時國任二大夫將監一云云。及二深更一爲二平金吾奉一被レ付二下院宣一。山門事云々。今日御沙汰云々。院宣御返事幷院宣、明日可二持參一云々。
卅日晴。帶二昨日御沙汰之院宣御返事幷夜前之院宣等一持二參山内殿一之處。被レ召二御前一。頼綱業連同參候。昨日淸書院宣御返事者。早可二京進一。夜前到來之院宣者。追可レ有二沙汰一之由。蒙レ仰之間。於二御返事一者直付二業連一了。
富士御精進。自二今日一殊嚴密。至二來月六日一不レ可レ有二御沙汰一云々。
十一月。
十日晴風。評定。着。
出羽大夫判官頼平。筑前大夫判官行重座次事。頼平可レ爲二座上一之由。被レ下二院宣一了。（業連讀申之。）

十二月。

二日晴。

相大守賢息御元服。午時。二棟御所被上西御格子。西御侍御酒肴垸飯如元。三越州被申剋限。其後出御歟。次賢息被參。御簾中。次武州同被參。理髪御役。次城務持參御烏帽子。佐對州持參廣蓋。長井備前湯摩坏。御元服之後被賜御太刀。越州役歟。相大守已下着座于庭。中門以南南北行。車宿前東西行。西御門以南南北行。被卷御簾。御劔前武州。御弓征矢。大切符尾州。御甲冑。藤盛相摸民部大夫。越後左近大夫將監。御野矢。小切符宇津宮下野前司。御行縢。備中前司役人自侍廷尉參一御馬栗毛。上手相摸右馬助。下手長崎四郎左衞門尉。二鹿毛。刑部少輔七郎。工藤三郎右衞門尉三河原毛。陸奥十郎。南條二郎左衞門尉皆被置銀鞍。自西侍妻被引向中門與西侍東南角。其後相大守已下被參侍賜酒。康有幷家有。憖列人數接末篇。

十日晴。評定。

山門座主御文。爲諏方左入奉被下之。兩門合戰事云々。

十三日風雨。夕晴。

奧州爲上洛。今日門出于常盤殿云々。

十四日。

豐後新左衞門尉被召加于合奉行之由。爲城務奉被仰下。

十六日晴。評定。老。

一　山門座主吉水前大僧正。道玄。被申事。諏方付之使宣聽如御書幷使申詞者。去月廿三日爲日吉御祭之間。守護勅使可全神事之由。依被下院宣。差遣門徒問答之處。梨下日來立籠衆徒無左右放矢之間。不慮之外及合戰云々者。兩門合戰之條。驚存之旨。以御詞可被仰含歟。次差進御使于京都。可有尋沙汰。宇津宮下野前司。信乃判官入道。於當座被差之。來廿七八日頃可進發云々。

十九日晴。御寄合。山內殿。
相大守。　城務。　康有。
被レ召二御前一。奧州被レ申二六波羅政務條々一。
一人數事。
因幡守。　美作守。
筑後守。　下野守。
山城前司。　駿川二郎。
備後民部大夫。　出羽大夫判官。
小笠原十郎入道。　甲斐三郎左衛門尉。
小笠原孫二郎入道。　加賀二郎右衛門尉。
式部二郎右衛門尉。　出雲二郎左衛門尉。
一寺社事。
一關東御教書事。
一問狀事
一差符事
一下知符案事書開闔事。
五ケ條。備後民部大夫可二奉行一。

一諸亭事。　因幡守可二奉行一。
一撿斷事。　出羽大夫判官可二奉行一。
一宿次過書事。　下野前司可二奉行一。
一越訴事。　下野前司山城前司可二奉行一。
一御倉事。　甲斐三郎左衛門尉可二奉行一。
一雜人事。　配分初條之人數可レ令二奉行一。
以前之沙汰等有二緩怠之聞一者。陸奧守越後
左近大夫將監。相共可レ加二催促一也。
此外。
內裏守護事。　追可レ有二御計一。
大樓宿直事。　當時者如二前々一兩人可レ致二沙
汰一也。追可レ有二御計一。
在京人等事。　背二六波羅下知一者。可レ注二申交
名一也。
仙洞御使幷貴所使者來臨事。　可レ被二對面一。但
隨二事躰一可レ有二問答一歟。
可レ書二渡此事書於奧州一之蒙レ仰了。

一奥州上洛事。爲京都守護被差上之由。可申入西園寺殿也。
　御教書案ノ草進了。付嶋田六郎。
一越後左近大夫將監。時國。奥州相共被六波羅雜務。可加署判之由可被仰也。
　當座書之申御判。
退出之後。調御事書御教書等。及夜陰付城務了。
廿一日晴。奥州明日進發云々。
廿五日晴。評定。老。
一　山門事。
當座草金事書。其狀云。山門事。去十一月廿三日。於社頭兩方既被（致歟）合戰之由有其聞。未被仰下之間。雖不存知子細事。依難被默止。所差進景綱行一也。且先年不可有確執之由。兩門進怠狀之處。今及此惡行之條。甚以濫吹也。爲被斷向後之梟惡。云根元云下手。能々可有誡御沙汰歟。
遠江十郎左衛門尉殺害。杉本六郎左衛門尉郎從事。爲武州御領可被流津輕之由評了。
評定以後城務。康有。頼綱。眞性被召御前。有御寄合。
一院宣。諸院宮令旨。殿下御教書。
　因幡守可奉行。
一諸亭事。
先度因幡守可奉行之由。雖被仰。改其儀。下野前司可奉行。
一宿次事。
先度下野前司可奉行之由雖被仰。改其儀。備後民部大夫可令奉行。
一番役幷篝屋事。
奥州越後左近大夫將監兩人。差代官可令奉行。
一沙汰日之日録孔子等事。

周防左衞門尉可令勤仕。此外條々者。先度注文不可有相違也。

廿七日晴。評定。若。

早旦被召之間。（自夜前爲方違入御賴綱山内屋形。）之處。山門事院宣只今到來。引付勘錄讀申以前可申沙汰之由。直蒙仰之間。賜御函歸參御亭。其子細申城務。

一　山門事。

如去廿一日院宣者。去月同祭日及合戰。朝家之煩。先規多起自山門之鬪亂。珍事可爲必然。如常時者聖斷更難事行。廻思慮無計沙汰者。不可有靜謐之期云々者。

評定云。合戰事。云根元云下手。尋究實犯可召出。其身且於張本者。御使歸參之時可召具之。於與黨者。預在京人等可令配流也。次兩門迹事任先年御沙汰之例。爲被斷向後狼戾顚倒。兩門迹可被付于座主歟。

次座主事。以智行兼備之高僧可被補。且大原宮。毗沙門堂前大僧正。上公臺。兩人中可有御計也。

近年使者給事書進入之條。違物儀歟。今度給此日安以詞可奏。且張本召出之後可申綏兩條之由。景綱行一蒙仰了。

此外條々。先日注文不可有相違。但人數内今前司中沼淡路左衞門尉也。

右建治三年記以林祭酒本挍合

文明十一年記

正月。御的。和歌御會。赤後出仕少々記之。

一御方御所様御的被遊事。文明七年より被遊。御相手細川民部少輔殿。政春也。一色五郎どの茂春は。同八年より御相手に參勤也。御的射手衆仕るは。文明十一年亂後始之也。其以前は弓太郎一人挿物仕候也。

十七日。

一八幡御幣事。明後日十九。可參也。御行水にて可爲御朝精進之由。善法寺被申入之。此御幣事雖每年之儀に候。一亂中は無其儀候。當年より如先規可參云々。

一御的始在之。一亂中は弓太郎はさみ物仕之。當年如先規在之。

一大御所様上様爲御的御見物之。御方御所様へ御成在之。御盃酒數獻參還御。午刻也。

一射手衆。

一番。
小笠原刑部少輔。　六。
朝日三郎。　三。
二番。
富永五郎。　六。
本郷與三郎。　六。
三番。
陶山又次郎。　五。三度めに弓取おとす。
小串次郎。　五。

一小串。朝日。本郷。意趣を申。しばらくとうりうありて。申の刻過而。酉刻に仕也。

一御所は伊勢守宿所に御方御所様御座也。弓たち北方。仍東向之中門へ御出成て御見物。其次に御すかゝりて。大御所様上様はれんちうより御見物也。

一御劔。二銘。大舘治部少輔被持之。

一祇候人數管領。畠山左衛門督殿。九郎右衛門督。　治部大輔殿。細

川殿、山名殿。一色五郎殿。赤松、以上御相伴衆也。

外樣衆には赤松又次郎、赤松越後彌五郎。兩人祗候、大名并此兩人うらうち也、此人數は北方祗候。各庭上也、此外御供衆御方衆以下者、南方に祗候、各庭上也。

一射手御太刀拜領は。御對面所へ入御成て。東の御こし障子をあけられず。ひろゑむにて拜領也、役人伊勢七郎也、うらうち也。

一大名外樣御供衆。中次御方衆□□衆奉行少々御太刀金進上之也、

一御□進上以後、御方御所樣御的被遊之。御相手一色五郎殿。

一御太刀金又まいる。公家少々御供衆。申次御方衆等計也、

一大御所樣へも進上。これは書たて也。

一射手衆亂已前は。かざおりに水干也。當年の事は亂後未調之間。うらうち也云々。

廿五日。

一和歌御會始。

讀　師。　飛鳥井右兵衛督、雅康卿。

講　師、　大舘治部少輔。重信。

御文臺。　伊勢七郎、

一先文臺を置中ての後に御方御所樣御着座。其後讀師參候。其後講師參候、そののちかうせうの衆まいり候なり、

一御方御所樣御懷紙は、御懷中にて於當座、御出候也。先規此分也云々。

一大御所樣御詠をばはしつくりを更によみあげ申。五度講ぜらるゝ也。上樣御方御所樣御詠をば三度也。

一飛鳥井どの歌をば杉原伊賀守賢盛發聲也

一ひかうはてゝ、御人數御太刀金進上也、

藤宰相殿。　右兵衛督殿。

廣橋殿。　藤侍從殿。
細川右馬頭。　大舘刑部大輔。
□少輔。　上野刑部少輔。
□太郎。　杉原伊賀守。
杉原安藝守。
以上此人數御方御所樣御懷紙にかさねらるゝなり。大御所樣幷上樣御懷紙をばまきそへらるゝ也。御懷紙の外に候。べちにかさねられ候。
人數事。
伊勢七郎次郎。　拼和筑前守。
伊勢次郎。　安東平九郎。
伊勢八三郎。　拼和與次郎。
歳阿彌。　越阿彌。
仙阿彌。
以上伊勢守其外不參有之。歡樂云々。
一御太刀進上。已後三獻まいる。

一御はいぜん右馬頭。刑部大輔。治部少輔。刑部少輔。
一初獻御酌廣橋殿。二右兵衛督殿。三獻め御方御所樣。御ひさげ藤宰相殿。二獻めに御人數何もめし出し有之。三獻めには御懷紙にかさねらるゝ御人數ばかりめし出し在之。
一藤宰相殿。飛鳥井右兵衛督殿。廣橋殿。各始御相伴。仍御太刀金進上之。
一細川右馬頭。大舘刑部大輔。始御會御人數に被召加之。仍御太刀金進上之。
一大舘治部少輔始講師勤之。仍御太刀金。進上。
一内々御會始。去年二月廿五日より御始行也。先以内々御越候間。大名など未被召加之。但□の御一獻など先規のごとく也。上樣今日御成は御座なし。

二月。

三日。

一赤後出仕有之。
公家。日野殿御參候へ共。不參歡樂云
云。
大名。細川殿。山名殿。一色五郎殿。赤松。
管領畠山殿は。依歡樂不參云々。
外樣。赤松又次郎。
此外御供衆被參也。各御對面在之。
一三條殿も先々御參云々。
八月。
廿一日。
一赤後出仕在之。御對面在之。
公家。日野殿。
大名少々。依歡樂不參人數。治部大輔殿。
細川殿。山名殿也。
外樣少々。御供衆出仕候也。
廿七日。
一赤後出仕　各御對面在之

日野殿　管領。畠。細川殿　山名殿。
一色五郎殿。赤松
外樣衆。赤松又次郎。此外御供衆少々
參候也

一赤後出仕。御對面在之。
日野殿。管領　此後御供衆被參也。其
外者不參候也

右文明十一年記以一本挍合

六波羅御下知

感神院領丹波國波波伯部保下司氏澄代良盛與雜掌親圓相論下司職名田畠幷及傷狼藉等事。

右訴陳之趣雖多子細。所詮如良盛申者。當保者爲氏澄開發私領之間。下司職則重代相傳也。所謂義祖盛助入建久三年本御家人注文之上。寬喜元年六波羅使者宇間刑部左衛門尉。當左衛門尉等注進御家人交名之時。祖父盛經專入人數畢。隨又角戸三郎朝守當保濫妨之時。盛經可安堵之由所被載關東御下知也。其外守護人越後禪門狀。守護代眞眞部左衛門尉施行。關東御敎書六波羅狀以下證文多之。而雜掌致濫妨狼藉之條無道也云々。如親圓申者。當保者承德二年本名主等。依寄附于權長吏行圓卽令寄進當社畢。仍元久二年被成院廳御下文畢。盛經者承久年中爲社恩始所令恩補也。何可搆開發之領主哉。建久寬喜注文者。爲案文之上不足證文。越後禪門狀者。爲守護人私狀歟。眞眞部左衛門尉狀者。無判形之上子細同前。於承久三年御下知者。社家不存知。縱雖爲實事無御家人之所見。其外狀者皆以近年狀也。非龜鏡云云。爰如氏澄所進建久三年注文者。丹波國波波伯部保濫物守資云々。如寬喜元年注文者。波波伯部保下司刑部丞盛經往古御家人也云云。如承久三年關東御下文者。祇園社所司等申。爲角戸三郎朝守被濫妨社領丹波國波波伯部保由事。停止朝守濫妨。社家如元可令莊務。且又於下司盛經者。可安堵其身云々。如貞應元年十月五日相摸國司下知者。黑木屋材木事不漏丹波國莊公可催其人夫云云。如二月十三日（不記年號）越後禪門狀者。丹波

國波波伯部保下司盛經折紙如此。於官兵幷大番者任先例可令勤仕云々、如寛喜四年二月十九日守護代眞眞部左衞門尉施行者。官兵幷大番役者。任先例勤仕之由御敎書。十五日所下給也云々。如寛元元年九月七日六波羅狀者。丹波國波波伯部保下司盛保、鴨河防對捍事。何限盛保。寄事於領家方。可令難澁哉。不日請取役所可終功也云々。如同月十五日同狀者。鴨河防事於御家人役者。先例以百姓等勤來之旨申之。早催具彼對捍之百姓等。不日可令勤仕云々。如同年十二月四日同狀者。丹波國波波可〔伯歟〕部保鴨河堤事。先例百姓等不從下司之間。雜掌不可遂其節之由依令歎申。于今不事行。先止當時之催促重可相觸云々。如建長。正嘉。正元。文永。弘安。正應關東御敎書。六波羅狀幷守護催促狀等者。或相催御家人人役、或可勤仕御公事之旨所見也。如寛喜四年百姓等申狀案者。自昔御家人役之時、百姓等不勤之云々。如寛元元年領家顯承陳狀案者。盛經保爲林非重代御家人。盛經始掌中之入御家人之刻。顯承顯嚴爲神人身。入身於御家人之條無謂之間。加勘發之處。不可有保煩之由歎申之間令寛宥云々。如八月廿三日〔不記年號〕顯承狀者、前々毛御家人此役乃候仁。被充百姓多留事哉候。後代仁毛例仁成候〔奈牟須登〕。無物躰候〔邊登毛〕。左樣仁御家人地頭毛良須滿志幾由乃下知仁天候邊波難及力候云々。〔以和字摸漢字。〕如雜掌所進元久二年三月二日院廳御下文者。院廳下。丹波國在廳官人等。可早任久壽 宣旨幷蒲生坂田兩保例除公田八町六段外自餘田畠。爲感神院日別御供保令法橋顯玄門弟相傳領掌多紀郡波波伯部村事云々。如嘉祿三年八月廿八日六波羅下知者。感神院日

御供料丹波國波波伯部保守護使亂入事。社解遣之。如狀者。前前守護代之時不申入之處。當守護代始令亂入保內。令煩土民之間。長日御供及闕如云々。事實者不便。任先例可停止新儀。若又有殊子細者可參決云々。如同年十月五日同下知者。當保訴訟及度々之間下知先畢。守去閏三月十七日關東御下知。謀叛殺害以下三箇條之外可令停止自由沙汰云々。如建治二年七月十七日同下知者。丹波國波波伯部保雜掌申。當保民盛利假御家人號感神領煩由事。就請文重申狀具書如此。子細見狀爲有尋沙汰。度々遣日限召符之處不參之間。重加下知之刻。盛利可參上之由。乍載去四月十日請文。于今遲引之條。度々召符違背事已令露顯歟。然者假御家人號感神院領煩事。停止之後有欝訴者。可參決之由可被相觸彼盛利云々。如九月十一日付文永十一年。盛親狀者。飛曾山乃田事。就御式條申儀仁天候波須。入出擧質天候波牟毛久成候波奴禮。出擧仁波牟加波里候奴良牟登存候天。取返天候多留事仁天候邊登毛。何樣仁毛可爲領家御計候云々。如九月十七日不記年號寂蓮狀者。度々申入候寂蓮名田御點定事歎入候。依賣買地沙汰事。與刑部左衞門尉致同心事。一切無其儀候。於當名田者。自領家御方拜領仕候之上者。爭存不忠可令與力彼等候哉云々。誓狀詞略之。如弘安二年二月永茂狀者。又九名田內次郎入道跡波。就相論雖可成闕所。爲領家御恩七郎登蒙中分御成敗候奴留上者。可致涯分奉公候。若不忠事毛候。又背御命候者。被召上此名候登毛更不可及訴詔云々以和字摸漢字。者。當職爲御家人役勤仕所帶之由。氏澄雖申之。於建久寬喜注文者。爲案文之間不足證文歟。至承久三年御下知者。

武士朝守濫妨之時。就社家之訴訟。有其沙汰之間。可令安堵下司盛經身之由雖被載之。無御家人所見之上。依爲案文難指南歟。如貞應元年相摸國司下知者。大背會黑木屋材木人夫事。被催促國中莊公之間。爲荒涼之儀歟。如寬元元年九月廿五日六波羅狀者。波波伯部刑部太郎鴨河防役可勤仕之由雖被載之。就雜掌之構訴先可止當時催促之由。同年十一月四日被下知守護代畢。爲未斷之議歟。如五月二日越後入道狀者。造內裏材木採用人夫可雇給之由載之。不記年號之間非無不審。如寬喜四年二月十九日眞眞部左衛門尉狀者。官兵幷大番役事。可任先例之由雖載之。云狀中云判所。朽損之間難信用歟。此外所進之狀等者。近年私狀歟。仁治以往勤仕御家人役之條。無指支證。就中如嘉祿三年四月廿八日。同十月五日六波羅下知者。於當保者可停止守護入部之由被載之畢。保內有御家人者豈可然哉。加之氏澄一族盛利號之由。建治三年裁許之上。同一族盛親寂蓮永茂對于社家出種々之怠狀畢。然則下司職社家一向進止之條無異儀歟。於當職者宜爲本所之進退。次凡傳領稱事。雖載訴陳之一篇。無實證之間非沙汰之限。次氏澄父盛澄任名國司事。非御家人之上。子細同前。仍下知如件。

正安元年十二月廿三日

右近將監平朝臣　判

前上野介平朝臣　判

攝津親秀讓狀

讓與。

一惣領能直分。

美濃國脇田郷一色。三井。大幡。簗瀨。大嶋。土佐國田村庄。伊與國矢野保内八幡濱。備中國船尾郷。伊領〔衍〕賀國若林御薗。但下切尼公一期之間讓之。和泉國下條郷。上野國高山御厨領家職。武藏國重富名南北。加賀國倉月庄。但岩方村半分。比丘尼明丘一期之程。可被知行之由。載別紙讓狀。松寺村田内卄町方。女子伊呂一期之後者阿古丸可知行之由。載別紙讓狀之間除之。同村十六町方内三分一。大隅五郎親泰讓與之間除之。近江國柏木御厨内木郷。

右所々者爲能直惣領所讓與也。若無子而有早世事者。舍弟松王丸可知行之。委細文別紙注之。於訴訟未落居幷讓滿地者。悉可爲惣領分。狀如件。

曆應四年八月七日　　掃部頭親秀　判

一阿古丸分。

上野國知須賀。羽繼。近江國柏木御厨内山三箇村。駿河國益頭庄。但除燒津郷。加賀國倉月庄内松寺村卄町方。但女子伊呂一期之程可知行之。

右所々者所讓與阿古丸也。若無子而有早世事者。惣領能直可令知行之。委細　文別紙注之。仍如件。

曆應四年八月七日　　掃部頭親秀　判

一松王丸分。

備中國隼嶋庄。武藏國小澤郷。

右所々者所讓與松王丸也。若無子而有早世事者。惣領能直可令知行之。委細　文別紙注之。仍狀如件。

曆應四年八月七日　　掃部頭親秀　判

一後家分。

美濃國開發御厨。駿河國益頭庄内燒津郷。

右所々者、爲後家分所讓與也。一期之後者可讓與叶意子孫之中狀如件。

曆應四年八月七日　掃部頭親秀　判

一嫡女子幸王分。

加賀國倉月庄內木越村。近江國柏木御厨內酒人鄉。

右所々者女子幸王所讓與之狀如件。

曆應四年八月七日　掃部頭親秀

一女子伊呂分。

加賀國倉月庄內松寺卅町方。

右所讓與女子伊呂也。一期之後者阿古丸可知行之狀如件。

曆應四年八月七日　掃部頭親秀

一親氏分。

備後國重永別作內本庄半分。武藏國岩手砂下方半分。

右所讓與也。但違惣領之命者。可申賜當所之狀如件。

曆應四年八月七日　掃部頭親秀

一師親分。

武藏國岩手砂上方內半分。

右所讓與也。但違惣領之命者。可申賜當所之狀如件。

曆應四年八月七日　掃部頭親秀

一親憲分。

伊豫國矢野保內南方。但八幡濱除之。

右所讓與也。但違惣領之命者。可申賜當所之狀如件。

曆應四年八月七日　掃部頭親秀

一比丘尼明丘分。

加賀國倉月庄內岩方村半分。

右所讓與也。一期之後者惣領能直可知行之狀如件。

曆應四年八月七日　掃部頭親秀

一妹下切尼〔公顯〕丘分。
伊賀國若林御薗。
右所讓與也。一期之後者惣領能直可知行之
狀如件。
曆應四年八月七日　　掃部頭親秀

一養子五郎親泰分。
加賀國倉月庄內松寺村十六町方內三分一。
曆應四年八月七日　　掃部頭親秀

一攝津三郎時親事。
右親類等志所分之上者。尤雖可計宛。及訴
訟之間不能所分。雖然御沙汰落居之後。爲
惣領之計。以備後國重永別作內本庄半分。武
藏國岩手砂下方半分可去與時親也。但違
惣領之命者。可申賜當所之狀如件。
曆應四年八月七日　　掃部頭親秀

一養子宇都宮參河入道子息分。
相摸國狩野庄大和田。大久呂。但除宿在家。
右所讓與也。但違惣領之命者。可申賜當
所之狀如件。
曆應四年八月七日　　掃部頭親秀

一養子佐々木中治五郎子息分。
相摸國狩野庄內田地。
右所護與也。但違惣領之命者。可申賜當
所之狀如件。
曆應四年八月七日　　掃部頭親秀

一西山穢土西芳兩寺事。
西芳寺領分。備後國重永別作內新庄。和泉國
下條鄉（但先段雖讓能直除之）。山城國岡觀寺西九條田一
町二段。次穢土寺領分。加賀國倉月庄內近岡
鄉內月峯五町。千田鄉內供料田二町內月峯三
町未延名田地。木越村千得名一町。月峯二町。
善遵田二町。松尾田陸段（坪西山在之）。
右於兩寺者爲惣領能直檀那可致與行之沙
汰之狀如件。
曆應四年八月七日　　掃部頭親秀

右親秀讓狀以松岡辰方本挍合

武家部廿三

齊藤親基日記

寛正六年乙酉。

八月。

十一日。石清水八幡宮放生會。上卿御習禮於御所一被レ寄在之。傳奏日野廣橋黄門綱光卿。

十四日。夜寅刻御出御成善法寺。御臺樣同前。御供衆走衆如常。伊勢守貞親依落馬不參。

十五日。依條々神訴神幸遲々。自申刻俄大風大雨。山中鳴動。不遑注之。

一神訴等雖爲無理爲神事無爲條々御裁許。於善法寺被成御判。於社中被成御判事無其例。如何。但爲遂神事如此云云。

一酉刻。神幸之間。自善法寺御參向。

御車。　御供衆。　走衆。　御小者。　番頭。

牛飼。

御出奉行。　布野州貞基。

社家奉行。　之種。[illegible]

御供衆。

一色兵部少輔義遠。[illegible]

畠山宮内大輔敎國。　細川淡路守成春。[illegible]

山名宮内少輔豐之。　山名七郎。

武田治部少輔國信。　赤松刑部少輔宣貞。

富樫又次郎家眞。　伊勢備中守貞棟。

此外

細川下野入道常忻。　上野民部大輔入道常方
　路次之間。皆弓ウツボ着了。
走衆。
後藤左京亮淸正。　富永彌六久兼。
竹藤右京亮親淸。　後藤九郎淸次。
藤民部中務少輔政盛。　市三郎貞明。
一番刀。御車前十番。
赤松三河守則治。
赤松兵部少輔重房。
赤松彌次郎直祐。
赤松彌五郎元貞。
伊勢兵庫助貞宗。
伊勢下〔總歟〕綱守貞牧。
伊勢左京亮貞誠。
伊勢七郎右衞門尉貞熈。（不審）
曾我上野介教康。
長九郎左衞門尉政連。

中條刑部少輔任家。
熊谷上野次郎直盛。
田村刑部大輔親直。
松田六郎左衞門尉信貞。
佐々木又六秀貞。
佐々木朽木信乃守貞高。
佐々木鞍智又次郎高度。
佐々木田中四郎五郎貞信。
佐々木六郎政高。
佐々木加賀四郎政宗。
一衞府侍。
小早川備後守熈平。　遠山左京亮國景。
（伊勢備前守代）長次郎左衞門尉乃信。遠山加藤左衞門尉元量。
（本ノマヽ）佐々木鹽治五郎左衞門尉秀淸。
一公卿。
一公方樣御傘悉吹散了。御參之間幷神事終之
間。風雨彌倍增無比類。或不可說也。神事終

後如元善法寺御還御。其夜御上洛。路次之間大水出來。通路田地無分別。自善法寺雖進案內者。懸落了。淀橋御經過候一二之時。流落不思議云々。

一神事御參向之時。御臺其外御比丘尼御所御所。於御棧敷御見物。

一神幸之時。絹屋殿前立御輿御拜見也。同其夜還御。御供十騎。御所々々同還御也。

一御臺御着帶也。於御見物者不苦之間。吉田神主兼敏注申之云々。雖然風雨之難神慮如何。

一大名以下依風雨其夜逗留。

十六日。寅刻大水出溢。山城半國放生川如大海。御臺御棧敷門（共高御車出入等程。）冠木[ ]善法寺坊中。水及鴨居之三寸。被官人畠中於坊之緣上流死畢。山下小屋等流失不知其數。相殘宿屋等依成水中。於屋上營朝夕之飲食了。狹少之小路者。自兩軒渡大竹令通路者也。人馬家財流失不可勝計。自所々推來船渡京上之人。到其賃者任船頭之心。前代未聞也。應永末比。有大水出事。不成大會之煩由云々。

一評定衆少々。同右筆方玄良。國通。[ ]種基親基。爲衡。元俊等。自十四日罷越。御參向之時分於鳥居之邊拜之。參候衆先々參善法寺之間。令同道之處。路次新造橋大風吹時之不得渡步之間罷歸了。

貞基。之種令御供了。

一右京兆勝元。山名右金吾宗全。依諸機不參。於八幡所々役所等。悉皆不及其沙汰。

一放生川橋上下二共流失了。反橋之半分相殘。

十七日。上卿御參向。御禮御太刀進上也。

十八日。被障大水遲參衆。今日進上也。

廿二日。右京兆。馬場御成在之。日野殿御參。

一御臺樣同御成也。有₂犬追物₁。當御代犬御成始也。御棧敷計儀也。

一御相伴大名大略參候。在京有。虫蝕

十　十　十　十　十　十　十　十　十　十

犬追物手組事。

管領。七疋。政長。

畠山左衛門佐。六疋。義統。

一色兵部少輔。七疋。義直。

山名彈正少弼。十二疋。政豐。

治部大輔。九疋。義廉。

土岐美濃守。四疋。成頼。

伊勢守。八疋。貞親。

伊勢備前守。十六疋。貞藤。

一一色左京兆義直不參。但犬日記次第依₂有₁不足₁俄作病云々。

一今度御成祇園會御成延引之間非₂臨時儀₁也。

栗毛 ヿヿ一 ヿヿ二 ヿヿ ヿヿ
細川淡路守。五疋。成春。

鹿毛 ヿヿ一 ヿヿ二 ヿヿ二 ヿヿ二 ヿヿ二
右京大夫。十疋。勝元。

撿見。

小笠原備前守。持清。

寛正六年八月廿二日

十　十　十　十　十　十　十

犬追物手組事。

ヿヿ一 ヿヿ ヿヿ一 ヿヿ一 ヿヿ一
管領。四疋。

ヿヿ一三 ヿヿ一一 ヿヿ一一 ヿヿ一二 ヿヿ二
山名彈正少弼。十四疋。

鴾毛 ヿヿ一 ヿヿ二 ヿヿ一 ヿヿ一 ヿヿ一
伊勢兵庫助。八疋。貞宗。

佐月 ヿヿ一 ヿヿ二一 ヿヿ ヿヿ二 ヿヿ一
細川讃岐守。九疋。

喚次。

鹿毛 小笠原民部少輔。政清。

ヿヿ二 ヿヿ ヿヿ一一 ヿヿ一 ヿヿ一
細川讃岐守。六疋。

ヿヿ一 ヿヿ一 ヿヿ ヿヿ一 ヿヿ一二
伊勢守。六疋。

ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ

（栗毛）細川下野入道。四疋。常忻。

ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ

土岐美濃守。九疋。

ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ

小笠原民部少輔。十疋。

ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ

（葦毛）山名右衛門督入道。八疋。宗全。

検見。

右京大夫。

寛正六年八月廿二日

ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ

伊勢備中守。十一疋。

ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ

伊勢兵庫助。十疋。

ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ

（栗毛）小笠原美濃入道。十疋。（三イ）宗元。

ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ　ㄱㄱ

畠山左衛門佐。十三疋。

喚次。

（栗毛）小笠原備前守。

廿五日。御即位料泉州段錢。使節親基下向。御暇乞懸御目了。十月廿日上洛。仍　就御產所之儀。御即位段錢延引間。先歸參御禮申上了。段錢不成候間。不及御太刀進上也。

廿七日。番飼事在之。（二ヶ度目。）玄良。貞秀。

同日御料所十七ヶ所。地下錯亂御代官職。畠山播磨守被申請使節了。諏方信乃守忠鄕。飯尾大藏左衞門尉貞朝下向。

九月。

三日。大內死去。

十八日。石山寺觀音開帳。御參詣也。御宿坊。

十九日。大內御對治事。

廿一日。春日御參詣。御出延年。

廿二日。御社參。一乘院。（於檜皮院被申之。）同大乘院。

廿三日。東北院。松林院延年。

廿四日。兩寺御巡禮。御受戒西室。

廿五日。猿樂。

廿六日。法華寺殿。尊勝院。東北院。

廿七日。若宮祭禮延年。

廿八日。後宴。

廿九日。還御。

條々如形注置之。

布衣。

佐々木延福寺。　松田三郎左衞門尉

熊谷上野次郎。　中條刑部少輔

佐々木鹽冶五郎。　荒尾治部少輔。

萩　修理亮。　伊勢下總守

長九郎左衞門尉。　伊勢右京亮

走衆。

後藤左京亮。　山縣左近將監

富永彌六。　小串次郎右衞門尉

遠山左京亮。　藤民部中務少輔

一之衆。　貞有。　元連。

一御供衆。

一公家。
一遁御次第。
十月。
九日。御臺樣從一位御禮。皆被ㇾ申之也。管領御一所御太刀進上。
廿日。於₂仙洞₁御八講。四ヶ大寺衆也。到₂廿四日₁。
廿二日。細川一家。就₂大內御對治₁御太刀進上。
廿五日。御講衆御對面也。
廿六日。亥子也。番伺事。五番目。
十一月。
十日。褰帳典侍御訪幷綾錦絹等代沙汰分。
一管領。政長。　御訪五十八貫八百文。上錦廿丈代卅貫上綾十三丈代十八貫五百文。
一右京兆。勝元。　同前。
一禮部。義廉。　同前。
一山名右金吾。宗全。　御訪同前。絹二百七十丈代百貫文。
一細川讃州。成之。　御訪同前。絹六十三丈代卅貫文。
一上杉民部大輔。　同前。
一畠山左金吾。　同前。
一細川兵部。　御訪卅貫文。備中守護。上綾廿丈代卅貫文。
一佐々木大膳大夫。　御訪同前。京極。絹二百七十丈代百貫文。
一細川淡州。　上綾卅丈代四十五貫文。
一土岐美濃守。　御訪五十八貫百文。絹六十三丈代卅貫文。
一山名相州。　御訪同前。上綾廿丈代卅貫文。
一山名兵部少輔。　同前。美作守護也。
一佐々木龜壽。　御訪卅貫文。六角。綾同前。
一山名七郎。　同前。因幡守護也。
一武田大膳大夫。信賢。同前。
一細川阿波入。　御訪廿九貫四百文。和泉半守護。上綾十五丈代廿二貫五百文。
一細川刑部。常有。　同前。
一富樫鶴童。　御訪同前。上綾十丈代十五貫文。
一赤松次郎法師。　同前。于時加賀半國守護。
十八日。雖ㇾ爲₂赤後₁。依₂御精進₁無₂番伺事₁。
同日。初雪。爲₂御精進₁之間。無₂御一獻₁。

廿日夜。今出川殿。於室町殿御元服。
一役者皆參會。
一布衣長次郎左衛門尉。
一御元服次第爲公家儀。
一傳奏廣橋中納言綱光卿申沙汰也。
一同夜不斷祇候衆御太刀進上。
一御鬢役武田下條兵庫頭被召加之。
廿一日。惣御太刀進上也。
廿三日。午刻。[illegible]若君御誕生。御臺樣
御臺所　細川刑部少輔常有。泉州半守護。
作事以下諸事兩守護相共沙汰也。仍泉州平
均。段錢棟別有御免被相逊之。但少々除地在之。崇
壽院。堺南庄德錢同前。
一役者如先々。
一則御成在之。　式三獻。　還御。
一諸家御禮同時。還御已後惣次御太刀。及黃昏
御對面。

一日野大納言家同太刀進之。
廿五日。若君御湯始。御產所御成。
式三獻。大草勤之。大飯還御　奉行方大略祇候。
若君樣太刀進上之。還御已後當衆御太刀進
上。御對面。
同日。今出川殿御任官幷御元服以後ニ始御公方樣自御產所還御以後
參內。御所樣御院參ヨリ御同車。及薄暮役
者皆式裝。還御夜半。
廿六日。今出川殿御太刀進上也。
廿七日。於仙洞詩歌二席。御會在之。
十二月。
二日。若公御胞衣。東山伊勢守貞親持參之。
同日。御着衣始。御產所御成。
同日。去月廿七日於仙洞詩歌御會御禮。當衆
大家少々御對面。奉行方同。
一若公少々御太刀進上也。
一大名被官人御誕生御禮。御對面。

遊佐。神保。遊四右。秋庭。內藤。
多賀豐後守。同名出雲入道。浦上美作守。
三日。昨日御着衣始。御禮常衆御太刀進上之。
同日。御誕生御禮。官、名披御對面
伊賀次郎左衛門尉。石川修理亮。
延永。甲斐千菊。齊藤源四郎。
一五夜御祝御成。御一獻。管領尾州。御中沙汰。
一七夜御成。
五日。當番。
七日。爲節季御要脚洛中地口事。以飯肥之種被仰出之。
一節季御要脚。洛中地口町分。寛正六十一
諏信州。大宮與猪熊間。　松丹州。猪熊與堀川間。
治河。堀川與油小路間。　清泉。油小路與西洞院間。
飯兵大。西洞院與町間。　飯和。町與室町間。
齊四右。室町與烏丸間。　齊民。烏丸與東洞院間。
齊五兵。一條以北。　飯新左。東洞院與高倉間。
飯田左。高倉與万里小路間。　飯三左。万里小路與富小路間。
松主。富小路與京極間。　布十。京極與朱雀間。
十一日。二番伺事申之。玄良豐基等也。貞秀者依爲由奉幣神事。殿中參候固辭也
十二日。又七夜御成。
同日。由奉幣行幸。
十七日。番伺事。忠郷。貞有。爲脩。但貞有伺申已後蔭涼軒被參御前之間爲脩令斟酌了。
十八日。勝定院殿御年忌御成。奉行方如先々祗候。不參少々在之。
同日。御產所御成。亭主中沙汰也。
廿日。御墓自御墓所還御。
同日。若公伊勢守貞親亭渡御。御太刀進上。
就若公御移伊勢守亭御成有之。
同日。今出川殿就御昇進御太刀進上。
同日。飯左大之種。單皮御免。同單皮被下之。

結城下野守政藤同前。

同夜自伊勢守許還御已後。大德寺。勝定院等炎上。

廿三日。就若公御誕生被遣飛鳥井雅親卿御詠。

千代ノセケ共ニ契ラム行末チ今日ヨリ松ニ巣立ツル鶴

御返事。

君モナモ松ヨリ巣立鶴ノ子ノ齢チ千代トナラフ今日哉

廿六日。御伺事。御即位方事計被聞召之。

同日。赤松次郎法師元服出仕。號次郎政則。

廿九日。貢馬。奉行治河 管領。尾州。御成如先々。

自風呂直御成也。

卅日。御寺歳末御成如先々。

同日。納錢方御倉事。被改正實被仰付禪住。

定光。定泉等。

同日。二人奉行被仰付布施下野守貞基。御馬御太刀進上。依御恩上表也

同日。飯尾左大之種一方内談衆御免。仍御祝方攝飯方一方上表。則御祝方被仰付貞有。御太刀自御末進上。攝飯方被仰付元連。

同日。左兵衛佐義敏。同修理大夫入道御免御禮。有御對面。

寛正七年丙戌。有改元文正二月廿八日

正月。

一日。摂飯。管領政長。奉行兵大貞有。元連。

二日。土岐。

三日。六角。

四日。惣次出仕。御對面如先々。去一日内弁御禮。御太刀皆進上也。

一於御前右筆方御太刀被下之。毎年儀也

次御臺樣方一重來給也。

同日。春日。御風呂御成。

七日。摂飯。赤松刑部。伊豆也

十日。御參内。

同日。伊勢守許御成。
十一日。御評定始。
御座。　管領。政長。　洒掃。之親。
雲禪。元政。　因州。通弘。
野州。貞基。　遠禪。玄良。
奏事。　兵大貞有。
闔子。　飯尾加賀孫四郎清房。
同日。三寶院。門主義賢。御成。
同日。節分御方違御成。伊勢守春日亭。
十五日。垸飯。山名如先々。
十七日。御的。奉行貞有。元連。
一番。　小笠原刑部大輔。六。
荒尾治部少輔。六。
二番。　富永左近將監。六。
廣戸次郎。六。
三番。　熊谷上野二郎。○○○●五。
陶山次郎。六。

及薄暮御太刀進上也。
不參。玄良。秀興。爲脩。
廿六日。政所內評定着到。寛正七年正月廿六日。
伊勢守。貞親。　諏方信濃守。忠郷。
飯尾肥前守。之種。　清和泉守。貞秀。
齊藤新左衛門尉。基緣。
齊藤四郎右衛門尉。種基。
齊藤民部丞。親基。
清式部丞。秀數。
齊藤五郎兵衛尉。豐基。
清四郎左衛門尉。元定。
飯尾四郎左衛門尉。爲衡。
諏方左近將監。貞通。
松田主計允。數秀。
飯尾加賀孫四郎。宗清。
貞有。
爲衡雖着元定之座上。依爲誤。於着到者。

如座敷調之。
不參。松丹秀興。治河國通。飯新左爲脩。齊大基周。
二月。
三日。攝津掃部頭之親。飯尾肥前守之種。淸和泉守貞秀。御禊大嘗會奉行事。被仰付之。則御太刀進上。
十日。初午東福寺懺法御成。直岩藏幷毘沙門谷等爲梅御覽御成在之。
十七日。御前御沙汰始。
御座。　管領。　洒掃。
雲禪。　因州。
伺事次第。
野州貞基。　玄良。以上式評定也。恩賞方着座未御免。
諏信州忠郷。松丹州秀興。飯肥州之種。
淸泉貞秀。飯兵大貞有。飯和元連。
齊四右種基。親基。齊五兵豐基。飯四左爲衡。
依歡樂不參衆。治河國通。飯新左爲脩。
十九日。伊勢國使節。貞有。豐基。數秀。諸關停廢幷國司與山田地下人取合等事也。同閏二月八日歸參也。
廿五日。一列伺事在之。可爲去廿一日候旨雖被仰出之。依御虫氣延引。
貞基。　玄良　忠郷。　之種。
國通。　貞秀。　元連。　種基。　親基。
爲脩。　爲衡。
不參。貞有。豐基。勢州之。
一御太刀金進上如常。
一同日管領披露。時宜如先々。之種。爲脩。依御成取亂不參。
同日。飯尾肥前守之種亭御成。御成已後雨。御臺樣同御成。日野殿。光聚院等御相伴。中樂十四番觀世能過於舞臺部之時。百貫文積舞臺了。十貫宛結中。御供衆運之置舞臺。能之時舞臺四角立蠟燭了。
一式三獻幷供御已後。中樂始了。

一御肴十一獻目還御。子刻。獻々進上物在之。
一御肴六獻目被召出亭主妻進物在之。
一十獻目。被召出老母。同前。
一傍輩老若悉銘物進上。爲脩爲修兄弟。御具足御太刀進上。兵大貞有。五兵豐基依爲勢州使節不參。雖然豐基亭主緣先候故。御太刀進上之。玄良。長光。親基。

御供衆。

一色兵部少輔。　細川兵部少輔。
畠山播磨守。　赤松刑部少輔。
伊勢守。　同兵庫助。
千阿。

御臺御供。

三吉大郎。　垪和筑前守。
大和佐渡守。　荒尾治部少輔。
三上三郎。

御供衆相伴　飯時布野州 座敷祗候。荷用右筆方若衆。肴時布野州。玄良等也。

走衆相伴。飯ノ時玄良。座敷祗候奥座敷也。荷用家子。肴ノ時玄良。

忠郷。親基。

一御小者於三郎左衞門尉爲修亭也。
一傍輩中若衆或銘物或糸卷。以惣注文進上。
一家子同姓衆御太刀。以別紙注文進上也。
一供御以下御前御肴等者。御末衆一圓調之。
一御酒方奉行御末道永阿。菊阿也。
一御走衆。

後藤左京亮。　長次郎左衞門尉。
山縣左近將監。　藤民中務少輔。
熊谷近江守。　富永兵庫助。

廿七日。之種進物持參。同爲御禮御太刀進上。以伊勢兵庫助貞宗被下織物御服。爲御禮又御太刀進上之。
一飯兵大貞有。御馬。御太刀。松主數秀。御太刀。上洛之時進上之御成之。時無進上之故也。

廿八日。伊勢令ニ御乳母ニ始被ㇾ申ニ御成ㇾ。中樂在
之。十五番。
同日。改ニ元文正ㇾ。廣橋中納言綱光卿傳奏。勘進
云々。
文正元年。
廿九日。中刻管領政長御出仕。供五騎。直垂大帷。
於ニ御寢殿ㇾ御吉書御判在之。伊勢守貞親。政所直垂。御吉書三通幷御硯等持參候處 於ニ御寢
殿ㇾ管領請取之。被ㇾ置ニ御前ㇾ。則有ニ御判。其間
御前ニ御祗候也。被ㇾ居ニ御判ㇾ之後御太刀進
上。則管領被ㇾ下ニ御太刀ㇾ。
一於ニ常御所ㇾ惣次御太刀金。進上也。管領御前祗
候也。
一管領又如ニ惣次ㇾ御太刀進上云々。
一奉行進上如ㇾ常。
一御吉書。御判始 右筆治河國通調之。入ㇾ葛渡ニ侍雜仕ㇾ
了。料紙百枚葛等政所方沙汰也。

同日。番御伺事始。玄良 貞秀。
同日。於ニ肥前守之種許ㇾ爲ニ御成無ㇾ爲祝儀ㇾ評定
幷傍輩中悉招請有ニ夕飯ㇾ。
一飛鳥井中納言雅親卿任ニ大納言ㇾ。九代以前例云
云。公方樣御執奏之故也。
閏二月。
廿一日。鷲幷鷹事 先度御禁制之處近日在之。
重被ㇾ仰ニ出之ㇾ。以ニ治河國通ㇾ諸大名被ㇾ仰之
一大嘗會要脚段錢國分。文正元 閏二。
遠禪。 使節松田次郎左衛門尉 備前。 鹽冶五郎 出雲。
一代々御内書右筆次第。
伊勢守貞行。法名常誠。眞蓮之親父也 自ニ應永ニ至ニ同六年ㇾ。
伊勢因幡入道照心。俗名七右貞長 貞行舍弟也。自ニ應永七ㇾ至ニ同卅四年ㇾ。
伊勢守貞經。法名勢元。貞行長子也 自ニ應永卅五ㇾ正長元至ニ永享三ㇾ。
伊勢五郎貞通。號ニ駿河入道照安ㇾ。照心四男也。自ニ永享三ニ至ニ同七年ㇾ。
伊勢加賀守貞直。照心長子也 自ニ永享七ニ至ニ同八年ㇾ。

飯尾肥前守爲種。法名永禪。自永享八至同十一年。
隨中沙汰右筆方調。御內書不限此一人。皆調之。
伊勢備後守貞彌。法名照永。
伊勢右京亮貞勝。改—仲。
伊勢兵庫助貞宗。貞親息
五郎貞通。法名照安。自永享十二至嘉吉。
伊勢守貞親。文正元閏二ノ十。出仕以後。
七郎右衛門尉貞熙。照安養子。實—
又兵庫助貞宗。文明三四。貞親隱居以後。
布施下野守貞基。文明四。
又備後守貞熙。號正大夫 文明七以來。
布施下野守英基。文明十巳後至同十七年。
三月。文正元。
十五日夕。御精進屋御出。伊勢守亭也。有御風呂。
十七日。御參宮。

一御臺樣同前。天晴風靜。辰刻御立。
一御馬三疋被牽之。二疋置御鞍。加治左京亮御供。御厩方奉行也。
一御前打畠山刑部少輔政信　御輿之間一町計依為無足。被仰左衛門佐義統為立之。
一御小者六人。左三人。此内一人持御張替弓。右三人。此内千若帶御弓ヲツボ。
一走衆六人。手替六人。乘馬打御供衆後。
後藤左京亮。　子息九郎。
山縣左近將監。　富永兵庫助。
藤民部中務少輔。　竹藤右京進。
市六郎左衛門尉。　同名三郎。
遠山左京亮。　富永助五郎。
角田彌平次。　廣戸次郎。
於計會之輩被仰付奉公方衆。各被下御訪。
次御輿被着御十德。
次御喝食詩文。

次御供衆。
細川兵部大輔。勝久。　畠山宮内大輔。教國。
畠山播磨守。　一色兵部少輔。義遠。
赤松刑部少輔。貞祐。　赤松有馬彌次郎。
伊勢守。貞親。　同兵庫助。貞宗。
同備中守。貞藤。
一色治部少輔。　上野刑部少輔。
千阿。吉阿。慶阿。多阿。祖阿。
一供御方進士。隱岐入道息九郎。太田孫左衛門尉。疋田孫左衛門尉。此兩人別踏也
一醫師民部卿法印胤祐。號池院。上
一御物。奉行政所被官人。左蜷川出雲守。右蜷川新左衛門尉親元。并政所公人等。
御臺并上中下﨟御輿等。以上十六町。
次御供。
大和佐渡守。　佐々木大原判官
長井因幡守。　三吉太郎
田村刑部大輔。　楢葉左京亮。

荒尾治部少輔。　松田上野介。
御供衆之外長九郎左衛門尉。　中條刑部少輔。
齊藤藤五郎。
永阿。菊阿。
醫師。安藝左京亮。號二大膳亮一。
一御物。左蜷川式部丞。右蜷川孫三郎。　政所役。
一供御方疋田三郎左衛門尉。借宿五郎。別路。
供御衆幷遁等御訪。卅貫文宛納錢方下行也。
一攝津掃部頭之親。御出奉行神宮頭人。同幷神宮目同。十四日進發。
一布施下野守貞基。飯尾肥前守之種。十六日進
發。
一治部大輔十七日未明進發十八日夕進發義廉。右京大夫勝元。山名金吾宗全。
一管領十五日發政長。
一一色左京兆義直。
一兩佐々木爲二御儲一御前下向。
十七日晝御儲草津。六角龜壽。　御宿湊口。京極。
十八日晝栢柏イ原。長野彌次郎。　御宿安濃津。守護。一色京兆。

十九日晝平尾。國司。　御宿山田。祭主。
廿日巳刻大雨風。御參宮式裝。御馬御傘役。後
藤父子。
一公卿。
日野大納言。勝光卿。　廣橋日野中納言。綱光卿。
三條宰相。公躬卿。　烏丸日野宰相。益光。
一殿上人。
勸修寺。　藤兵衛督。永繼。
飛鳥井中將雅康。
一布衣。
長次左。　佐々木延福寺五左。　伊七右。
遠加藤左。　熊近。　熊上野次。
廿三日未刻御下向。直御精進屋。御風呂供御。
一御所還御於二御寢殿一御祝在之。六本立等大草
勤之。
御配膳。　藤兵衛督。
御手長。　伊肥。　伊總。　伊備前。着二裏打一

御祝奉行。　飯尾大貞有裏打。
同日。午刻勝定院炎上。去十二月燒殘分。
御參宮。御留守今日御下向也。
廿六日。御家御禮。御太刀金。進上。
一右筆方若衆參上。
一御供遁七人。二色進上之。
一御儲所々致進上式御引出物。
一國司爲御禮參洛。
一御物人夫注文。
御長持三合。　十三人。
御輿夫。　六人。
公方御分。　七十人。迄草津。
御臺樣。　五十人。同。雇頭。一人。
御厩方。　五人。通夫。
供御方。　十人。自草津返。
御裝束幷御傘。　三人。通夫。
御末衆四人分。　四人。同。

同朋衆八人分。　八人。同。
御小者五人分。　五人。同。
　以上百五十八人。日別百文下行之。
一大嘗會等傳奏申沙汰次第。
四月十八日。國郡卜定。
來十月被撰吉日之間。式日不定。
一河原御禊。　御幄號頓宮
傳奏。　勸修寺前中納言教秀卿。　奉行。
一來十一月廿三日。卯。但自寅日可有行幸。午日可有還御。
一大嘗會。
傳奏。　按察使親長卿。甘露寺
奉行。　藏人右中弁廣光。日野町
　四月。文正元
七日。伺事在之。二番。諏信州忠鄉。飯尾大貞
有。
十日。未刻若公御色直。御食初。同時。
一伊勢守許御成。御臺樣同前。

一御祝六本立。行松勤之。
一供御再御肴八獻。大草上延勤之。
　此外亭主御肴有之。
一若公進上御太刀二振宛。御所樣御座中ニ各
進上之。
一還御及秉燭。惣次御太刀二振進上。御對面。
一御色直御引物練貫五重。御臺樣御事也上樣同上。
一御食初御引物御小袖五重。色々。上樣三重。
十六日。日吉樹下修理大夫殺害事於殿中異
見有之。既殺害之段證人分明之上者。於張本
人者爲社家尋捜之加討罰。至社司給者可
被改之旨各御返事申之。
　玄良。　忠郷。　貞秀。　貞有。　元連。
　親基。　爲衡。　自餘不參。
十四日。管領政長。御乳母被召之。
十六日。管領御禮。御太刀折紙進上。
同日。正親町右衛門督家雜掌申借物事。於殿
中政所伊勢守申之。政所寄人之外右筆方衆。
悉可加談合之由承之。
自廿日立御精進之札。
廿二日。大甞會國郡卜定。
公卿 左大臣殿。　洞院大納言。
　中院大納言。　菅中納言。
　滋野井宰相中將。　右大弁宰相。
　弁尚光。
一合。
悠紀。ユキ　近江國。　坂田郡。元連奉行。
主基。スキ　備中國。　下道郡。親基奉行。
撿挍公卿。
　權大納言藤原朝臣通秀。
　權中納言菅原朝臣繼長。
　參議藤原宣胤朝臣。
一行事。
悠紀。左少弁藤原尚光。左大史小槻晨照。

主基。右少弁藤原光忠。
同日。惣持院被御修理。嵯峨中地口被付之。
奉行布野。
嵯峨使節。松九左貞頼。飯孫四郎宗清。在庄。
御免在所。
眞乘寺。　寶鏡寺。　大覺寺。　香嚴院。
勝智院。　厚恩院。　勝鬘院。　天龍寺。
三會院。　雲居庵。
此外所々雖申之非御免。
五月。文正元。
六日。鹿苑院殿御年忌御成。如先々右筆方參候。
貞基。　玄良。　忠郷。　貞有。　元連。
親基。　爲衡。
十日。大嘗會段錢。飯三左爲修使節下向。
十二日。諏方左近將監貞郷。右筆御免御禮申之。依信州使節也。貞基申沙汰。

同日。番伺事在之。四番。飯肥之種一人。齊四右依使節不參。
十五日。相國寺新命入院御成在之。如先々右筆方參候。
貞基。　玄良。　忠郷。　秀興。　元連。
親基。　爲衡。
廿八日。今出川殿御母公三十三年忌。於嵯峨有御佛事。爲御點心料各二百疋。種村薩摩入道許持參之。
布野州。　玄良。　清泉貞秀。　飯和元連。
親基。　齊五兵豐基等也。
卅日。入土用。
六月。文正元。
二日。御伺事在之。南圓院安堵御判諏信申之。
自餘無之。
七日。祇園會御成如先々。
十七日。富永兵庫助久兼走衆死去依吊。三郎

貞明依レ有ニ芳恩之儀一遁世。則被ニ召返一之。

廿四日。普廣院殿御年忌御成如レ常。評定衆右筆方如ニ先々一參候。於ニ藏集齋一點心在之。評定衆點心計也。

廿九日。六月被。御伺事各斟酌。飯肥之種一人急事申之。

同日。春日御風呂御成也。

七月。文正元。

十日。番伺事。五番。親基。國通使節也。

十一日。布施下野守貞基止ニ出仕一。以ニ伊勢守一被ニ仰出一之。

十六日。番伺事。一番。玄良。貞秀。豐基。各訴陳事對問イ勘明也。

十九日。馬場殿芝被レ置之。サクリヲ被レ充了。御普請右京兆。

京兆幷典廐道賢。御太刀進上也。

小笠原民部少輔御太刀御折紙進上也。

一大嘗會方段錢。國分備中國飯四左。近江國清泉。布野州止ニ出仕一之間。彼分爲ニ惣奉行一被レ申之。

廿日。慶雲院御年忌御成。御齋在之。雖レ爲ニ明日廿一日一。當院被レ移ニ相國寺一已後御佛事始也。爲ニ例日一之間被レ曳ニ上今日一了。以前者以ニ東山惠雲院一被レ成ニ慶雲院一了。爲ニ一山門徒一之處。被レ改ニ嵯峨門徒一之條不レ可レ然之旨。龜鏡和尚。眞藥長老。依レ爲ニ一山之徒一被ニ歎申一歟。如ニ本祖一被ニ返付一改ニ環中庵一瑞慶和尚塔頭。被レ號ニ慶雲院一。當寺輪藏院之東被レ建之了。

如レ例奉行方參候。玄良。之種。貞秀。元連。種基。豐基。爲衡也。

廿二日。番伺事在之。二ケ度目。忠鄉。貞有。爲脩。

廿六日。公文奉行事。以ニ蔭涼軒龜鏡和尚也一飯肥之種。被ニ仰付一之。布野中次也。

廿八日。番伺事在之。二ケ度目。秀興。歡樂之間不參。

元連。爲衡。
番伺事條數減之。入江殿御中事可伺申旨。
以春日局被仰出之。
次就修理大夫入道本宅儀 伊勢守被召仰
御前。蔭凉軒同參候。
同日。琉球人參洛。當御代六ヶ度目。號長史。於御寢殿
庭前三人懸御目了。三拜中庭鋪席。
一女中衆御見物。
一御供衆之御緣祗候。
一走衆六人。上土門南候了。
一進物料足一千貫。其外如先々。
一懸御目三人進物種々。自小侍所元連。之種。
爲奉行執次之進上也。
廿九日。就大嘗會齋郡吉田神主拜領得分
物。
江州坂田郡使節。飯四左爲衡。飯三左爲脩。
於京都仏助。奉行忠郷。種基等承之。

備中下道郡使節。淸式部丞秀數。貞秀書
京都奉行。元連。親基等承之。
兩條以酒掃之親被仰出之。
卅日。八朔之儀如先々。
一若公御憑始進上。永享御例云々。
奉行方御返ニ過半。玄良給之。各渡之。
一今出川殿如去年進上之。
御返玄良ニ渡給之。各渡之。

八月。文正元。

八日。前三ヶ日御精進。仍無御伺事。
一勝智院殿御佛事。於等持院被行之。御成御
齋(トキ)。管領。左京兆。土岐參候。
評定衆奉行方如先々參候。齋在之。
九日。番伺事在之。二ヶ度目。之種。種基。
廿二日。飛鳥井家被官人與右京兆被官闘相
論粟田口酒屋事。於殿中意見在之。
本奉行。兵大貞有。

合。肥州之種。

十月。文正元。

四日。番御伺事。五番。親基一人。

五日。伊勢兵庫助貞宗。家督御禮。万疋。御太刀。

十九日。番御伺事。一番。玄良。貞秀。豊基。

十一月。文正元。

一大嘗會面付幷錦綾代沙汰分。文正元十一三。

清禅 管領。政長。　面付一國百貫文。上錦廿丈代四拾貫文。上綾十三丈代十八貫五百文。

諏信中 右京兆。勝元。　同前。

松丹中 禮部。義廉。　同前。

治河 山名右金吾禪。宗全。　同前。

細川讃岐守。成之。　面付同。絹六十三丈卅貫文。

齊民 一色左京兆。義直。　同前。

齊四右 畠山左衛門佐。義統。　同前。

治河 佐々木大膳大夫入道。生觀。同前。

飯和 山名相摸守。教之。　同前。

齊五兵 山名兵部少輔。成淸歟。　同前。

飯和 山名七郎。　同前。

諏信 細川阿波入道。常泰。　面付五千疋。上綾廿丈代廿二貫五百文。

齊四右 細川刑部少輔。常有。　同前。

飯大 細川兵部大輔。勝久。　面付万疋上綾廿丈代卅貫文。

齊五兵 細川淡路守。成春。　面付五千疋上綾廿丈代卅貫文。

齊民 土岐美濃守。成頼。　面付万疋上綾六十三丈代卅貫文。

飯左 佐々木龜壽。　同前。

同 武田大膳大夫。信賢。　同前。

齊兵大 赤松次郎。政則。　面付五千疋上綾十丈代十五貫文。

松丹中 富樫鶴童。　同前。

飯肥中 上杉民部大輔。房定。　面付万疋絹六十三丈代廿貫文。

六日。大嘗會前。諸役者訴訟幷急事之外。番伺事等可ㇾ令二斟酌一。御要脚方爲二急事一之上者一段。各可ㇾ申二沙汰一之旨。以二伊勢備中守貞藤一被二仰出一之。

十三日。貢馬御成在之。本式日依ㇾ爲二大嘗會一。御取沙汰任二先規一被二引上一之。

一於傳奏日野廣橋中納言綱光卿亭被着替御裝束。
一管領政長、貢馬奉行。治部河內守國通。
十五日。吉田神主齋邵江州坂田郡下向。平野神主兼種。淨衣。乘馬同下向也。爲御暇乞參賀式裝也。於御寢殿御對面被御裝束。日野一位大納言殿同着裝束御緣ニ御祗候也。直下向行裝美麗也、驚目了。
廿日。飯尾下總守爲數(タメカズ)神宮開闔并政所執事代等被仰付之。加式評定衆已後不申沙汰之上者。辭式衆爲引付衆可奉行之旨。以伊勢備中守貞藤被仰出之。舍弟肥前守之種御折檻之間。所帶并奉行事等悉被仰付之。一方內談衆也
一總州辭式評定衆可爲引付衆之旨。屬玄良被申請奉書。希代事也。
同日。東山御山莊料。美濃國御材木事。爲使節可下向之旨。齊藤五郎兵衛尉豐基。松田主計允數秀等被仰付之。
一豐基御劍一腰。眞守。御服五被下之。
廿四日。山門奉行一方被仰付。淸和泉守貞秀。布野州次也。
同日。御出方一方被仰付。飯尾兵衛大夫貞有。布野州次也。

十二月。文正元。

七日。布野州貞基御免出仕也。
同日。寶篋院殿百年忌。於等持院。
六日夕。轉經。御成也。
七日夜。御成。同。御臺樣御成。
右筆方事任先例雖可參候。大嘗會方御要脚方々可申候間。不可祗候之由。以春日局玄良申上之。
一御佛事錢。爲數惣次奉行方取亂候間。以布施新右衛門尉淸基。淸四郎左衛門尉元定。本名ー俊。兩人方々催促之。奉行方二百疋三百疋宛進

納之。

十一日夜。所司代多賀豐後守高忠依山門訴訟逐電。

十三日。於殿中意見在之。自市原野於小野庄有盜人事。就大嘗會之違亂也。

同日。通玄寺入院御成。直伊勢守亭有御風呂御成也。

十五日。鹿苑院主并瑞和藏主。（于時蔭涼）依沙喝訴訟逐電。

十六日。高忠屋內使節請取之。渡本雜掌。御使治河國通。飯和元連。齊四左稱基。

十七日。高忠宅燒亡。

同日。悠紀主基齋郡於吉田神主許習禮在之。

廿日午刻。自右京兆門前在家出火。內藤寺町等火餘炎飛行而。鹿苑院之塔婆南門。（此外無爲）蔭涼軒之東門廊下惣寺門并風呂東司鎮守。法住院以下回祿。一色治部少輔許在家所々同火。

一爲御倉（元正實坊御倉也）糀井相國寺鎮守之東。警固。駈集御所中。外樣衆被差遣之。爲上使布野州并親基罷向。依加成敗無爲。

廿五日。大嘗會惣御太刀進上也。

一御禊隨身御馬催促。（文正元十二之禊行）

管領。　禮部。　畠金吾。

親基。　右京兆。　山名金吾禪。

爲脩。　細川讃州。　一色左京兆。

豐基。

一齋郡。（イム）江州坂田郡。備中下道郡。哥。

悠紀。

幾よろつ限もしらす年をつむ千くらの稻の初ほをそつく

世々こゆる君か千歳の例には坂田の稻のはつほをそぬく

主基。

末久に契りてはつくすむ民もよし田の村のつゐのこの稻

遙々とときひの中山麓なるゆにはのいなほぬきつゝそゆく

同日。畠山右衛門佐義就歸洛。千本地藏院宿所。

廿六日。掃部頭之親。爲大嘗會申沙汰忠賞。御腰物。助宗。御太刀。包平。被下之。

廿七日。等持寺炎上。類火也。

同日。昨日万機旬。御太刀參了。

廿九日。之親事。爲大嘗會惣奉行賞可被改官位之旨。忝被染勅筆。仍任修理大夫叙從四位下。爲諸大夫列。傳奏廣橋黃門御使也。

卅日。齊藤四郎右衛門尉種基。任加賀守。齊藤民部丞親基。從五下。號民部大夫。飯尾新左衛門尉爲脩。從五下。號左衛門大夫。攝津修理大夫之親朝臣。爲官途奉行申沙汰。

文正二年丁亥。三月五日改元應仁。

正月。

一日。垸飯。管領政長尾州。奉行飯兵大貞有。飯和元連。

二日。土岐美濃守。成賴。

一畠山右衛門佐義就御免之後。始御對面在之。

一管領尾州。御成事。依可爲如先々用意之處。俄不可有御成之旨被仰出之。御使伊備州布野州。

三日。垸飯。京極佐々木中務少輔勝清。

四日。惣次御對面如先々。

一大名不參衆在之。無二日之御成故歟云々

一奉行方如先々。於御前被下御太刀。金。

一御臺樣御盃。於御末間被下之。近年始也。

五日。畠山右衛門佐義就。借用山名右金吾禪門之亭。被申御成。

六日。內裏四足御門役事。尾州被引之。管領末補之間。開闔治河國通。請取之。爲傍輩中可合力之由被仰出之。則分五番。令合力了。十日御參內。國通其外傍輩中御門祗候也

七日。垸飯。赤松刑部少輔貞祐。

十日。御參內。

同日。伊勢兵庫助貞宗許。御成在之。

十一日。治部大輔義廉。任管領出仕始。

同日。御評定始。

御座。　管領。禮部。元忠息　匠作之親。或言依雲霽元忠不參也

因州通弘。　野州貞基。

奏事。　飯兵大貞有。

鬮子。　飯孫四宗清。後改清房。

不參。　元忠。玄良等也。

同日。管領爲任職禮。奉行方太刀持參。御評定已後。

同日夜。御臺樣御產所。細川下野民部少輔致春亭御宿始也。

十七日。御弓場始。弓太郎也ユタラフ　小笠原刑部大輔。信濃　奉行飯兵大。飯和。

十八日。於御靈社合戰。

一尾張守政長事可致扶持之旨。所々被成御內書。以日野殿。

一右京兆御使。伊勢備中守貞藤。飯尾下總守爲數。京極幷赤松二郎政則。于時右京兆亭群居。爲御使親基持向之。皆對面。

一合戰幷落居次第。在別記。

廿日。忩劇落居。大名御禮。

一管領。禮部。其外御相伴衆。御太刀御馬。

一右衞門佐義就。又三千疋御太刀御馬一段御禮也。

一右京兆同一家幷京極等無出仕。

廿五日。長老達御招請如先々。等持寺依退院不參。

廿六日。政所內談始。於春日亭可行之由。雖被相觸之。若公樣。御所御座候間。俄於住宅在之。

政所內評定着到。文正二年正月廿六日。

伊勢兵庫助。

飯尾下總守。執事代號爲式評定衆之事引付衆着座也古者式評衆着座也今執事非式評定衆故歟

諏方信濃守。

飯尾肥前守。

松田丹後守。

清式部和泉守。

奉行 齊藤加賀守。 齊藤民部大夫。
齊藤大藏丞。 齊藤五郎兵衛尉。
清四郎左衛門尉。 飯尾四郎左衛門尉。
松田主計允。 飯尾孫四郎。
・貞 有。
不參。 治河國通。所勞。 齊新左基緣。同。
飯左大爲脩。同。 使節 諏將貞通。本名一鄉。
一配膳以下役者如二去年貞親執事時一也。
爲二執事始一之間。式三獻後太刀。金。各進之。
廿七日夕。右京兆勝元。始出仕御對面。
廿八日。御連哥始
二一列伺事始。
二月。文正二
九日。地方番文等施行。匠作御禮被ㇾ申之。
十日。四日上部少輔亭 御臺樣御產所御出。御誕生者於二殿中一也。姬君也。三月三
日御成在之。同四日御臺還御也。
同日。寺御成始也。依二忩劇一延引于今。

同日。右衛門佐義就。分國等被ㇾ成ㇾ下御判。奉行飯總。
同日。清式部丞秀數。卅九歲。飯尾隼人佑任ㇾ式 布
施下野善十郎英基。任二彈正忠一。被ㇾ召二加恩賞方一。飯總
州申沙汰也。秀數于時爲二使節一。作州在國留守
之間也。
九日 一番文施行也。但寬正三年伺申之間。其日付也。
今日進上。濃禪。常恩爲二二人奉行一申沙汰。
評定奉行匠作之親。
廿三日。伺事番次第。文正二三廿三。
一番。 齊藤遠江入道。
治部河内守。國通。
齊藤民部大夫。親基。
飯尾四郎左衛門尉。爲信。
二番。 飯尾下總守。爲數
清和泉守。貞秀
清式部丞。秀數
布施彈正忠。英元

三番。諏方信濃守。忠郷。
　飯尾兵衛大夫。貞有。
　齊藤五郎兵衛尉。豐元。
四番。松田丹後守。秀興。
　飯尾大和守。元連。
　飯尾左衛門大夫。爲脩。
五番。飯尾肥前守。之種。
　齊藤加賀守。種豐。
　飯尾隼人佑。任式。後改二任連一。
　玄良。國通。親基。爲衡等也。
一二番御伺事在レ之。
三月。文正二。應仁元年。
六日。昨日改二元應仁一。菅中納言勘進之。
一管領。禮部。出仕裏打。
一御吉書　奉行治河國通。
一御硯役政所。伊勢兵庫助貞宗。
一常衆御太刀金進上。兩衆少々。
十一日。日野内大臣勝光公去二月七日拜任。拜賀在之。

御所并上カミ樣御臺御事。於二土御門室町一御見物御立車。
十四日。二番伺事在之。爲數。貞秀。英基。
廿四日。石清水臨時祭。要脚洛中棟別支配。
應仁元三廿四。奉行所作。飯總州。清泉等也。於二所作亭一令二會合一有二支配一。
　諏信州。松丹州。飯肥。治河。
　飯兵大。飯和。齊加。齊民大。
　飯隼。飯左大。飯四左。布彈。
四月。應仁元。
十五日。[illegible]大嘗會國郡卜定御習禮。
廿五日。日吉祭禮。
廿六日。賀茂祭禮。
廿七日。石清水臨時祭。
御參　内常衆御太刀。廿九日進上也。
八幡宮神人等。依レ不レ開二閇門一。諸役者上洛之間。飯總州爲數重下向。五月一日落居了。

一相國寺入院御成。奉行方祇候。於二都聞一此等齋點心者。以前三ヶ度無之。

五月。應仁元。

管領 禮部兼廉。任二左兵衛佐一。

鹿苑院殿御年忌。六十年忌也。御成在之。

直七觀音御參詣。

奉行方於二主事寮一定湊都聞齋點心在之。

廿五日。天下大亂。

廿六日。御伺事。御即位方儀計被二聞食一。

同日。赤松次郎法師元服出仕申。號二次郎政則一。

此一紙親基自筆也。

自二寛正六八十一一至二應仁元五廿五一紙數六十丁 此外記者自筆一丁

文明十九丁未歳孟夏廿八戊戌之日頓書了。

右一卷以伊勢貞春本書寫以白河侯秘本挍正了

群書類從卷第四百廿三

武家部廿四

御隨身三上記

永正九年。

正月。

二月。

十七日。當年始て出仕可申由。畠山式部少輔殿へ申處。伺被申候て。明日十八日四ッ時分祗候可申。可有御對面之由。被仰出之段。式部少輔殿より書狀有之。御馬ども可被乘の上意に候。覺悟のぎに被申由在之。

十八日。出仕申。三郎同。則御對面在之。三郎同。御對面すぎ候て。則御前へ被召候。御馬之儀ども御尋在之其御次に明珍作の御轡を拜見させられ候。色々御尋の時。三郎をも被召。御前祗候させられ候。三郎左右の手をつき祗候仕候處。すわうの袖を敷候を被御覽。御ことばを被副候て。覺悟可仕之趣。御袖をなをされてみせられ候。忝上意候。其後御厩へ被召。祗候仕候。三郎同［　］參候。つき毛の御馬上にめされ候處。御馬すまひてめさせず候あひだ。其時某御馬の口にそひ。御馬の足を不引めさせ候。畠山式部少輔殿ばかり祗候也。御馬の口をば御厩の孫二郎とり申候也。うちまはされ候て後。某に被乘候上に御をり候。則二足三足しざり候しかども。則

乘申。うちまはしてをり候へば。又御馬足を引候間。則乘候て。うちまはしをき申候。其後御厩の上の御座敷の屏風の繪を拜見いたすべき上意にて。三郎御座敷へ參候。拙者に至ては。御馬の義其外御物語共在之。其後還御なりて又面へ參。以式部少輔殿條々忝よし申上。退出仕候也。

一當年始て就出仕候儀。畠山式部少輔殿書狀如此自筆。昨日對隼人佑御禮之旨只今致披見候。仍當年に今も無御出仕候。就其近日可有御出仕候由尤候。日出候。日限事內內得上意。自是可申。不可有疎意候。此間も參申度候事候。不得隙候て無其儀。更以非等閑候。爲[　]內々申入候へとの御事共候。返々いかやうにも候へ。日出しと申との御事候。然る處。近日御參可然候儀。自是可申。恐々謹言。

二月十六日

此書狀に隼人佑と候は式部少輔殿。

同十七日書狀。

御出之儀。致披露候處。日出被思食候。就者何時も可有御對面之由候。御面目候。明日四過時分可有御參候。次に御馬共乘せまいらせらるべき由候。御意得申旁參可申間。不能詳候。恐々謹言。

二月十七日

三上殿　御宿所

昨日者乍御報委細示預候。祝着候。今日御出仕日出存候。必於殿中可申述候。仍以外預給候御轡。御進上候へかしと御あらまし候つる。今日御持參候て。御進上候者。可然存候。今一句御轡無御座候。今度うしなひ候はぬ事。誠みやうがと存候。只今返進申候。御進上候事。本望候。物に入候て。事外さび候。旁期

面上之時ニ候。かしく。

　二月十八日書状也。此轡進上可レ申由申上候へ共。先被二仰出一候ほどに。無二其儀一候。式部少輔殿をもつて伺申候。ひきりやうの轡のぎなり。

昨日者御出仕。尤目出存候。殊御出畏入候。必参可レ申。仍明日御遊山に可レ有二御成一候。然者青御馬にめし候て可レ有二御参一候由可レ申旨候。可レ爲二早々一候。御鞍皆具御持参候べし。返返五以前たるべく候。かしく。

　二月十九日

一二月廿一日に十文字の御轡はみをなをさせ。進上可レ申由。直に被二仰付一候。

一御轡。二月廿三日。はみを明珍なをさせて。直に進上申候。次條々御尋候儀在之。時に某小十文字。出雲轡。可レ懸二御目一由申上候。

一同廿六日に小十文字進上可レ申由伺申候處。持て可レ参之由被二仰出一。直に進上。上意に相叶と被二召置一候。又條々御尋之儀在之。

一同廿七日被レ召候て條々御尋候儀在之。時の支干の事。御尋の子細條々申上候。又手綱の御不審ども條々申上候。

一同廿八日。當番に祗候仕候。式部少輔殿をもつて松かはの御轡拜見いたさせられ候。信濃上候。よき御轡のよし申上候。

一同廿九日。鯨を可レ被レ下のよし。式部少輔殿より書状如レ此。

夜前者申來候。本望存候。仍鯨樂上候。若御所望に□可レ被レ下候。尋可レ申之由　御懇之儀御面目候。御返事□重而可レ申候。少歡樂氣にて不レ能レ詳候。書状之躰御免候べく候。かしく。

　三月。

一朔日朝は出仕不レ申候へ共。昨日廿九日。鯨之儀及レ晩参候。式部少輔殿へもまかり出候て。上意悉よし申候。

一同五日に二句の偈のぎにつき。一段秘傳有

之申上。同九月九日に此二句の偈を御用之儀申上。又片履の禮の事。又佛神の御前を御馬にて御通の御覺悟。又馬上ニテ上へ物を申上覺悟の事。又は馬の口をとり申覺悟の事。又片鐙持てまかり可ㇾ出覺悟の事。又履を左よりはき右よりぬぐ子細之事申上。此外條條。御尋在之。又息鞭進上可ㇾ仕之由被ㇾ仰付ㇾ候。同三光ノ御策同前。

一同五日。早々祇候いたすべきよし去月廿六日に被ㇾ仰出ㇾ參上仕候。惡日あく方なりとも。まして於ㇾ吉日ㇾも。善惡ともに用て必爲ㇾ吉事ㇾ秘事秘文。足歩の事。御相傳在之。文の事。以ㇾ御自筆ㇾあそばされ候。末代のぎに候之間。重而あそばされ可ㇾ被ㇾ下上意也。

一同日ニ御口傳有之。飯ニ毒の入たるかと思ふ時は。飯ニソツト我息ヲシカケテ見レバ。其飯則黃色ニナル。然レバ毒入ルト思フ也。飯ノ汁毒入ルト思フ時ハ。則ハシノサキニ其汁ヲ付テ我爪ノ上ニ置テ見ルニ。其汁則ヒルハ毒有。則カハカスハ毒ナシ。飯汁トモニ前ノ如ク無キハ。自然毒入ルトイヘドモ。一段トクヽル事ナシ。則藥ヲ用テ吉。

一毒ノ入タル膳ヲスユル者ノ眼ヲ見ルニ淚グム事有。然ラバ此膳ニハ毒有ト覺悟スル也。其膳スユル者。毒ノ入事ヲ知モ知ヌモ。眼ノ樣同之。

一同五日。靑ノ御馬ニ養性ノ藥。飼ハジメ申候也。

一同五日朝祇候。退出以後。理阿御使トシテ。明日六日ニ血ヲ可ㇾ被ㇾ出候。品式ヘイダンヲ可ㇾ申候由被ㇾ仰出ㇾ候。畏由申上候。當年血ノハジメナリ。三月ノ亥ハ受死日又沒日也。然リト雖。受死日。未二月ノ節ノ內タル間。是非ヲ申之上□。

一六日。靑に藥飼申候。

一同六日。黒鴾毛責申候。
一七日。青薬飼申候。
一同七日。くろつき毛責申候。
一同七日に晩景に祗候いたすべき由被仰出候間。八時分に參候。畠式御前へ被召。直に得秘文をあそばされ被下候。是は去五日御口傳のぎを。御自筆にて七日に被下候也。其以後御厩へ可參之由直に被仰出候。可祗候申。くろつき毛の御馬被召。其後條々御尋之儀有之。
一八日。青に薬飼申候。
一同八日黒鴾毛責申候。條々御雑談。
一九日。青に薬飼申候。
一同九日にくろつき毛。某進上の小十文字にてめしそめられ。其後某に被責候。又愚身がほうしを御手にとられ。色々御わらひ事ども有之。

一同九日。未刻御參內有之。
一十日。青の御馬に薬飼申候。
一同十日。黒鴾毛責申候。其間に條々御尋之儀有之。御馬責申候て以後。於御厩仙洞論のぎ可有御尋之由在之。
一同十日。退出以後。畠式よりめし使在之。畠山匠作より御馬二匹參。鴾毛。黒。何も上馬なり。きずを見せられ。其以後被乗候。伯殿。畠式。伊兵祗候在之。
一十四日。黒鴾毛責申候。此御馬のめされ様ども御尋有之。
一十一日。くろつき毛責申候。（本ノマヽ）笠をみせられ候。其後毛ををし。某もそらへと上にも毛を御をし候也。條々御物語有之。
一鹿苑院殿様御時。奥より御馬三匹進上申。何も名有。一匹はあまやどり。一匹は三時。一匹は鷹ほこと也。勘解由小路殿此心を一匹づつ

御申有之。雨宿は大たけの御馬なり。是ははれを待と申心也。一匹は三時は小たけなる御馬也。是は戌亥午と也。鷹ほこは印の雀あがる也。是は本文在之。三匹何も奥より申上。無相違きどくの爲上意由を被仰聞也。又出雲。信濃轡。某所持分可被御覽之由被仰出也。

一十三日。御遊山に北野馬場にて御馬を可被責にて。御出の砌。細川房州河原毛の御馬進上。則それにめされ御出在之。黒つき毛も牽せられ候。某はたくさり。青の御馬を被責候。於馬場度々かけさせられ候。一三よくながく由御ほうび也。殊に北野より鹿苑寺へ御成。北野東鳥居にて御下馬在之。

一十四日。黒つき毛責可申由伺申候。河原毛。何をも責可申候。可被御覽由。被仰出候。則御出。御馬之趣ども御尋在之。然に北野馬場にて責申て可然かのよし上意也。是は遠き所にて責申て可然かの上意なり。御成には昔人見申間。右京兆。犬馬場可然かの上意也。十三日夜。副番に祗候仕。十四日朝。御馬責申候也。

一十五日。黒つき毛。河原毛責申候。御出條々御尋之儀在之。

一十六日。御馬ども休め申候。

一十七日。某虫氣にて不參仕候也。

一十八日。早々可參覺悟に候之處。夜より雨ふり候間。無其儀候也。

一十九日。御馬之儀伺申候處。御厩御座候。可參之由被仰出候間。則祗候仕候。昨日二條殿の御庭被御覽候。河原毛の御馬めさるゝの由被仰聞候。其後くろつき毛被責。其後色々御物語在之。今ちと祗候可仕之由上意にて還御。又御出在之。某轡出雲。信濃南作。

可懸御目之由。去十一日に直に被仰出候、ぬり候とてつまに立候。今日、轡於御厩懸御目。條々御尋之儀在之。畠式祇候被申。何も先々被遊下候御轡被仰付者。重而可被御覽との上意にて還御、其後面へ參候處。畠式にて被仰出候。明日天氣よく候者。御馬の血を可被出候。異見可申由上意に候。其以後退出仕候也。又御馬責申候時。某ぼうしを下置申候へば。御手づから御ゑんの上に被直候、御馬責申候以後、ぼうしをとりていたゞき申候也、又御厩へうらより參候へば。面の御ゑんより可參候由被仰出候也。

一廿日、御馬のぎ伺申候、鶴貳疋、河原毛責申候。無御出。其後御馬血を被出候。於畠山宮内大輔殿庭なり、其後御馬どもつながせ候之由申て伊兵申次也、御前へ可參由候之間。致參上候、御馬のぎども御尋在之。次三郎事。細細可致祇候之由上意に候、馬などのぎを於御庭可致稽古之旨上意之間、忝由申上、畠山式部少輔殿御前に祇候。條々取合被申上候。面目之至共なり。次青の御馬。廣き在所はからひ申候て責可申之旨。被仰出候也。

一廿一日。めし使可參候。青の御馬右の尻股を痛候之間。見申て早々療治可仕之由被仰出候。湯治のぎ可然由申上。然ば其分可申付之段。被仰出候間。御厩の孫二郎に委細申聞。湯治藥種の注文。畠式へ注進候。

一同廿一日 河原毛の御馬責申候。兩度被御覽御馬の趣ども御尋候。伯殿祇候。其後御馬のぎども申上候。

一同廿一日。畠山李部より召使在之。則祇候仕候處。青の御馬右の後腹を痛候。見申候て療治可申之由被仰出候。痛所いまだ不分明

候。何にも先湯治之儀可ㇾ然存候。薬種之事。
可ㇾ申付ㇾ候由申上。
一廿二日。不參。
一廿三日。品由李部より召使則參候。青の御馬早々療治可ㇾ仕之由被ㇾ仰出ㇾ候。今日者痛所よく見え候由申上。則御出在之。條々御尋のぎども申上。針持參候間。御馬こしらへ。左伏に仕候て。腕くじきの針どもつかひをこし。御庭三べん牽せ。其後鞭にて打立乗せ候。一かう右のうしろ足ふみたてずが〔[illegible]〕。次第足をふみつけ。當座に其しるし在之。療治申候趣被ㇾ御覽ㇾ候。針ども御覽せられ候。作者ども御尋ㇾ在之。三郎祇候いたし候。伯殿。品由李部ばかり祇候。腕くじき秘針。後に又差之。李部に此針口傳。
一廿四日。御厩に御座。祇候申候。青の御馬ことの外のけんに被ㇾ思食ㇾ候。左右へふしをきて身ぶるひをし候。きどくにおぼしめさるゝ上意に候。其後條々御雑談在之。針のぎ一段妙たる由。李部被ㇾ申候也。
一同廿四日。大内左京兆より馬三疋被ㇾ懸ㇾ御目ㇾ候。三疋目の馬には。めし轡をめされたるよし上意にてみせられ候也。
一廿五日。青の御馬見申。則御出在之。御馬。蒲高轍。馬名のよし上意に候。又鴇の御馬。毛ををされ候。某もをし申候。二疋。又其後二時あまり。條々の御雑談中にも。一宮武庫禪門成員條々のきどくなる事ども被ㇾ仰聞ㇾ候。大進物の時。馬場へうち入る馬。相煩ごとく也。各不審在之。然を武庫見たまひて。是は病馬にはあらず。腹帯をしめすごしたるかとて。腹帯をくつろひでみれば。馬則外息をつよくつきて。ふりかはりたり。又武庫中間に馬乗在之。兵衛太郎と云々。

一廿六日。青の御馬彌けんなり。

一同廿六日。李部より大内左京兆より被懸御目馬にはめられし出雲轡の小十文字。ゆがみたる所ども。今日中になをし進上可申由書狀在之。則明珍に申付。晩に及て李部へもちてまかり出候。御轡直に渡し申候。次李部の轡を後明珍貞家作なり。此はみふときをなをされたきよし。前に承候き。御轡と同事に給候。則明珍に申付候。

一廿七日。河原毛の御馬責申べきかのよし伺申。可然被思食候よし被仰出候間責申。則御出。乘様條々御尋在之。强弱のぎにつき。まはし様ども赤松播州被申上趣どもは。拙者連々申上に相違在之。某申上之段。よぎなきの上意也。然に間の手綱の事同前。播州は許すきばかりのぎ也。御馬責申内に伯殿御參候。大方御申のぎ在之。御馬以後に久敷條條の御尋。又被仰聞條々在之。又永正八年八月十六日。丹州へ御馬を被遣時。某進上仕候三光の策を御用ありて。爲御本意上者。彌殊勝に被思食之間。此御策なを〳〵御調法たるの上意に候之間。當流宗三面目之至也。去五日。三光の御策を進上可申之由被仰出候も。前のぎによる御事に御座候。

一廿八日。責の御馬。腕の藥。早々御厩の者渡之。

一廿九日。白鵯。廿八日にめされ候。騰氣出來候間。其まゝ被置之由上意に候。責申騰止候。つまを責申てくるしからず候。被御覽候。同河原毛責申候。

四月。

一朔日。出仕は不申候。晝時分。畠山李部より書狀在之。明日二日。御遊山に可有御成御座候。御馬ども責可申之由被仰出候間。則

朔日に致参候、御馬白鶴、河原毛。二疋責申候。白鶴は兩三度騰候後、車責仕候。出御なりて御鞭をうたれ候。

一二日。早朝に可参之由被仰出候、致參候。白鶴責申候。其後河原毛其後に畠山所作御給の佐白をめしよせられ被乘。則返し被申候。又其後たくさり。青の御馬、足ばやよく候間。そとうちまはし可申上意に候間。則乘申候。又朔日御厩に御座候。參候之處、祝言目出度かほのしたるよし上意にて御わらひ候。是は小法師、廿九日夜半ばかりに誕生候ぎこを被御出候御事候。同二日、同前に候。伯殿、畠山李部祗候。浦山敷など被申上候。又晩に及、白鶴責可申候由。被仰出候間。又參伺申候。則出御なりて。庭車にて先責申。其後度々乘おり仕、御馬よく候。其後條々御雜談在之。小法師まうけ候事。三郎爲に可然の上意に候之條。誠面目之至忝存候。南向歳を御尋候之間。申上候。

一三日。雨すこしふり候へども參。御馬之儀伺申候。庭車にてと被仰出候處に、俄雨つよく降候之間、責不申。重而伺申候。才直に可被御聞候へ共。すこし御虫氣にて御しんの御事に御座候間。退出可仕候由被仰出候。面目之至也。三郎も參候。

一四日、白鶴の御馬、大ころし、庭車にて責、其後かけ折を乘申候。三郎參。庭車の鞭を打申候上にも伯殿も鞭を御打候。其以後於御厩めし可被仕。覺悟のぎどども三郎に被仰聞條條御言を被加候。弟をまうけ可然之由、三郎被仰聞候。御馬の時、庭車の鞭を三郎に直に被下候。

一五日、同六日、所勞により不參、同七日、雨、不參。

一八日。畠山李部へ以二書状一。虫氣の間一兩日不レ及二出頭一候。加二養性一。御馬共責可レ申由申候。此旨可二申入一之由候處。召使候之條。此間虫を相煩候へども。をさへて祇候可レ申之由申候。則參候處。重而召使の者。路次におきて歡樂儀候者。加二養性一を可レ致二祇候一之由被二仰出一候へ共。其まゝ祇候申候。李部よりも同前の使在之。以二理阿一申上候之處。則御對面在之候。弓馬のぎ。條々御尋在之。又被二仰聞一子細共。條條在之。公家武家の前にて。馬に順逆の折やう子細之事。その御尋在之。覺悟之趣申上。又馬の乘樣。十疋の牽樣ども申上候。注可レ申候由上意に候。又西國にてせんにう院弓馬の事相傳之段。聊爾之子細共被二仰聞一候。せんにう院とは小笠原美濃殿子也。又三郎早々せいじんのぎを被二思食一の上意に候。忝由申上候。三郎繪にすき候程に可レ被レ見候。雨はれ候はゞ。めしぐし可レ參由上意に候。忝よし申上候。

一九日。就二養性之儀一不參。李部へ轡のはみなをし上候。

一十日。御馬之事伺申候之處。青の御馬責可レ申之由被二仰出一候。責申候處。則出御なり。責申候て後。河原毛まはさせられ。其まゝ被レ置候。其後に白鵯。庭車。其後御前にて責申候て。乘ながら野にて責申候。うちかへりても。御門の前にて伺申候へば。乘て御前へ可レ參候由被二仰出一候間。其まゝ乘て參。うちまはしおり申候。御こしらへ申候間。御雜談共條々在之。三郎參。庭車の鞭を打申。御縁にてめし被レ仕候。

一十一日。依レ雨不參。李部より弟法師誕生之儀に付。兩種二荷。書状使在之。使にあひ。二獻在之。

二十二日。雨降。不參。

二十三日。理阿御使。美濃より御馬進上。又房州より參。河原毛下腹はるゝ間。見まいらすべきよし被ㇾ仰出ㇾ候。則祇候。御厩へ御成。河原毛。外骨はるゝをば陰黄と申す。へそのはるるをば肱黄と申。前へ腫たるをば。流黄と申す由申上候。くるしからざる由申上候。療治の様御尋在之。先灸の事申上候。其分療治可ㇾ仕之由上意也。其後美濃より參。鞍を被ㇾ乘候。又其後身をづくしのぎ御尋の間。可ㇾ然由申上候。又御繪を可ㇾ被ㇾ見候。明日三郎をめし候て。祇候可ㇾ仕之由上意候之間。忝由を申上候。還御なりて退出仕候。伯殿へ使之事。明日參候の時分を尋候て。其時分に可ㇾ參由上意候也。

二十四日。伯殿へ以ㇾ使者ㇾ申。今日御參時分蒙ㇾ仰度候由申候之處。七の前に可ㇾ有ㇾ御參ㇾ之由候間。八時分に。三郎召ぐし祇候仕候。伯殿御參の時分御尋之間。前の趣申上候。三郎に先御繪をみせられ。其中半に伯殿御參候。其以後某めされ候。御繪の理を又前よりよませられ候。斟酌のぎ申上候といへども。重而の上意にてよまれ候也。よみて伊勢右京也御盃參。各直に御肴被ㇾ下候。某三郎に兩度被ㇾ下鱸引ㇾ也。御前の御しやく。伯殿御さかづき。伯殿御給。三郎しやく申候。其後又伯殿御しやく一順。其後某御厩へ可ㇾ參之由を被ㇾ仰出ㇾ候。則祇候仕候處。出御なりて。あたらしき御轡をはめられ候間。靑の御馬をそと乘可ㇾ申由上意に候之條。則乘申候。そのまゝ還御なりて。御對面所の御せうじをほそくあけられ。奥に御座候間。御前のとをり堅。馬に三度打まはし。先御馬をひかへて。其御氣色を伺申上候おり（前脱カ）申也。其後吉見民部少輔殿にて。明日又御繪拜見可ㇾ申之由。重而被ㇾ仰出ㇾ候

間。忝よし申上退出仕候。
一十五日。早朝に理阿爲御使御繪を可御返遣候。今日とく可致祗候の由被仰出候間。めしをいそぎ。某三郎參候いたし候。上にあそばされ候御ゑを拜見いたされ候。畠山宮内大輔殿。畠山民部少輔殿。某三郎ばかり祗候也。中半に高倉侍從殿と李部は祗候也。其後以李部忝よし申上候。
一十六日。右京大夫殿へ御成に付て不參。見物申也。
一十七日。不參。
一十八日。參る。御馬之儀伺申候。李部申次。御厩へ可參之由被仰出候間。則祗候いたし候へば。右京大夫殿より就御成參御馬。去年春。某進上申御馬かと御尋候。相似る樣は存候へども。無其儀候哉と申上候。被乘候。又其後河原毛の御馬。身をづくしにてをはせられ候。又其以後畠山李部鹿毛。御前にて被責候。一三ならさ馬はし五度を出して。一三出來候。畠山修理大夫殿參候。
一十九日。同廿日。不參。今日は畠山匠作へ就御成不參。
一廿日。同廿一日。虫氣にて不參。
一廿二日。早朝に參。御馬之儀伺申候處。被召候。折節よく祗候申候。十九日。就御成畠山匠作より參候の御馬責可申之由被仰出候間。御厩へ參候へば。則出御なりて被乘候。御馬のぎとも御尋在之。又そののち河原毛の御馬身をづくし。その以後被責。又印の圖注し進上可申由被仰出候。還御。
一廿三日。畠山李部より折帋在之。前に被仰出候印の圖の事。御草紙に用意可申。然者御料帋薄樣を可被下候よし被仰出候。又御馬ども責可申候の由被仰出候と殿中より折

呑給候也。書狀にて申候。則參て伺申候へば。御所々御成の間。御馬のぎ先と被御出候。又青の御馬。かゆがりの藥持參申て伺申候處。何時よりもと被御出しほどに。廿三日より伺申。退出仕候。藥某伺申候。

一廿四日。早朝に參。御馬のぎ伺申。責可申由被仰出。則御厩へ御出なり。條々御尋之儀在之。馬の尾がみの事。禁にたとへて。子細注進上可申之由被仰出候。其後大鶴。河原毛責申。鶴栗のぎ御尋在之。口あしなをるにしたがひ乘も可出來之由申上候。そののち青の御馬被責候。畠山匠作へ御成に可被召之由被仰出候。李部御前より被出候て被申候。則責申候。

一廿五日。黑鶴桂責。そののちそと被乘候。青責申候。河原毛桂責。伯殿祗候にて。小十文字轡尋出候よし申上候。栗にかくされて。めしよせられ候て御前に被置候。

一廿六日。黑鶴。青河原毛乘申。そののち血を被出候。李部。

一廿七日。李部鹿毛御厩へ被入候て被責候。

一廿八日。李部鹿毛被乘候。そののち李部血を被出候。栗もいつものごとくまかるべきにて候處に。祗候可仕上意候之間。無其儀。條條御尋有之。又條々被仰聞。子細在之。

一廿九日。小十文字轡返し被下候。但めし使候きはゝまゝき。自然御本に御用の時は可懸御目候由被仰出候。御使李部。轡色々。馬によりあひかはる間。御轡かすに。同はめし被置候へかしと申上候へ共。先々私に置可申之由被仰出候之條。給置退出仕候

一同廿九日。李部より書狀にて。鯨白被下由在之。忝由申候。

一卅日。書番に祗候仕候。御用なし。李部を以。昨日の鯨の御禮。忝よし申上候

閏四月。

一日。不レ申ニ出仕一。二日。三日不參。三日は副番なれども。歡樂により不參。副番はじまりて。三日不參の始也。

一四日。御馬血の日數あきて候間伺申候。御厩へ可レ參よし被ニ仰出一候間致ニ祗候一處。則御出。條々御雜談在之。其後青の御馬責申。其次。黑鴾責申候。乘可レ出責樣のぎ條々御尋在之。退出可レ仕之由被ニ仰出一。還御なり候也。

一五日。御馬ども責申候。六日御馬ども責申候。七日同前。

一八日。黑鴾。鹿毛責申候。そののち五日暇を申上候。李部申次。山科へまかる由。しろしめされ。御ざれ事ども被ニ仰出一候。

一九日に本願寺へまかり。五日とう留候也。

一十四日。晝時分。山科よりすぐに公方へ參候て。暇の御禮申上候。李部申次。色々御ざれ事被ニ仰出一候。御所々々御成に付。御前へは不參。

一十五日。雨ふり。及レ晩參。御馬伺申　黑鴾責申伺申。則御出なり。鞍を被レ置候。責申候て以後。久敷條々御物語共被ニ仰聞一。昔は馬を責るには。鞭。ゆがけ。行騰を副て出。馬を責させ候。子細ども御書在之。又あをりさし乘事御尋申候。又鞍に小あをりつけ候ぎ。御尋在之。私の鞍に小あをり候。可レ懸ニ御目一よし申上候。

一十六日。晩に至。某腹相煩不參。同十七日に李部へ以ニ書狀一申候。此由披露可レ申之旨。返事在之。

一十七日。腹相煩候由書狀にて申候。子細前に注之。十八日。十九日。廿日。廿一日。廿二日。廿三日。廿四日。腹相煩不參。

一廿五日。當番請取に參候。然に御馬之事伺申

候處、責可レ申由被二仰出一候。御厩へ參候處、細河右馬頭殿より青毛の御馬人引ちりくとて參候。又勢州より鶴なる御馬。しゆみだらいちりく。此二疋の御馬のぎ共を御尋のぎ。ともになにかとまぎれて。責可レ申候御馬のぎ。先と被二仰出一無二其儀一候。

一廿六日。黑鶴責申候。三郎晝致二祗候一石竹進上申候。御前へ參候。

一廿七日。李部爲二御使一來臨。庭の海石をめさ□御尋につきて。河原の者に李部見せられ候へ共。木ども大に候て不參候也。

一廿八日。雨によりて。御馬のぎ伺不レ申候也。

一廿九日。雨によりて。御馬責不レ申候。

五月。

一朔日。出仕不レ申候。同二日。三日。雨によりて不參。四日。五日。不參也。

一六日御厩に御座候時分參伺申候。たくさり。くろつき毛。しゆみだらいつき毛二疋被レ責候。其後御庭拜見いたさせられ候。木を相尋。可レ在所を可二申上一之段上意に候。其以後御馬のぎ共御尋在之。又閏四月廿七日にめさるゝ庭の海石。返し被レ下の上意に候

一六日。七日。八日。九日。十日。不參。

一十一日。黑鶴責申候。被二御覽一候、仍御尋の木の事。三井寺まで申遣候へ共。可レ然者無二御座一。五葉の杉なりなるが二本御座候。いかゞのよし申上候ところに。重而は尋出申候由被二仰出一候。此段は御厩へ御出前に以二吉長一申上候也。其後於二御厩一直本願には。木にましきかと上意に候。おもてむきには左樣の木不レ及レ見候由申上候。

一十二日。十三日、不參。同十一日。五果病者に付、松井祗候仕候ほどに　脉なとらすべき上意にて。御厩にて脉とられ候、中風氣腎寒たるよし候也。伯殿も脉とられ候

一十四日副番に早々參候て、馬之儀伺可レ申處

俄雨ふりて。無其儀御番申候也。
一十五日。山科へ木の事内々相尋に書狀を遣之。
一十六日。たくさり責申候。則雨ふり被置候。其以後於御厩條々御物語在之。其内に三白散の事。又酒にてのみ候てねさせ候。黒藥の事被仰聞候。一たいこをうちて馬におかひつけたる昔のぎ御物語在之。一手綱どものぎ被仰聞。又申上候。一御庭の木の事に山科へのぎ申上候。又おほせきかせられ候子細共在之。一たくさり。一日がへりのみち。いづかたへも乘可申由上意候。一山科へ木の事に暇のぎ申上候。一圖ぼうしのさかきて進上可申由被仰出候。
一菓扇めされ。還御まで御つかい在之。
一十八日。山科よりすぐに公方へ參候て木どものきゞ伺申候。木の樣直に可有御尋候へ共。御隙被入候間。重而と被仰出候て退出仕候。
一十九日。致參候。木の繪圖直に懸御目候。笠四の木可然樣に被思食候。重而被仰出之上意に候。又たくさり。青責申候。被御覽。其以後久敷條々御雜談在之。佛には何を信向申哉御尋在之。専觀音のよし申上。觀音はいづれぞと御尋の間。十一面のよし申上候處。十一面はよく信向申。さてはと子細條々被仰聞候。十一面は觀喜天。是ニ付テ習多キ事也。此等之條々。御口傳在之。
一廿日。菓ビワの鞍。小アヲリのぎ懸御目候。其鞍ニテたくさり。又クリ毛被責候也。
一廿一日。不參。
一廿二日。青。黒鶴。黄鶴。栗毛責申候。青をば御かちやうの内より被御覽候。よをば御厩の前。一柱のそば。土うき候をかたまり候由

にと御かちやうの内より被仰出候ほどに。其分に乘申。四疋血を被出候。勢州進上しゆみだらい殘し被置候。
一廿三日。廿四日。不致祗候。
一廿五日。當番に參候仕候。爲伯殿御使。此雷には兵法も如何と被仰出候間。此上には一字にきする外はと御返事申上候。此一字とは。子細前に委細しろしめさるゝ御事也。口傳在之。以外のかみなりにて。雨やみて晴。退出仕候。其以後暮て御番に參候へば。於路次伯殿へ參會候。其以後又尋御申の事候きと被仰候。番所へ參候へば。宮下野守。種村刑部少輔尋被申候つる。則刑部相尋候へば。前の上意の旨。先内々物語候而。則被申上候へば。前に以伯殿被仰出候かみなりのぎ。御ざれ事共に候。其以後又刑部を以。本願寺の木の事。繪圖三返被下候。時分如何に候間。重而と被仰出候。畏候由申上候也
一廿六日。廿七日。廿八日。廿九日。御馬の血。日數に責不申候。

六月。

一朔日。出仕不申候。
一二日。青。黑鶴責申候。朝とく御かちやうの内にて。御かんきん在之。それより御馬のきこも御尋の間。御返事申上候。
一三日不參。青御馬かゆがり出候間。藥いさ候仰出候。
一四日。青。黑鶴責申。御かんきんの時分に候間御厩の前にて責申候へば。李部にて御とをりにて責可申由被仰出候て。御前へ打出責申候。
一五日。須彌だらい責申候。御かんきんの時分にて。御かちやうに御座候間。又御出の前にて責申候へば。御とをりにて乘可申由被仰

出候程に。打出責申候。一青かゆがりの藥。四日は日わろく候て。五日より飼申候。御馬の趣みはからひ申候て。とき〴〵飼可申哉との上意也。

一六日。田鎮。青に藥飼申候て退出仕候。

一七日。青藥飼申候。まかり出候へば。李部にてめしかへされて。青の御馬。明日八幡への御供に李部に乘せ被申候。ちと責可申由。被仰出候あひだ。御とをりにて責申候。御びんの時分にて責申御馬をき　本詞申候へば。足を出たり〳〵べき由上意に候之間。又三度うちまはし足を出候。ちかごろ見事に被思食候。置可申由上意にており申候。御厩へ御なりあり。久敷色々御雜談在之。御うつぼ(容穗)ののに白篭は如何と御尋の間。略儀の御事にては御座候。のごいのさへ略ぎにて御座候由申上候處。なにを本と仕候ぞと御尋の間。節を置たるぎ本のよし申上候。其以後。右京兆より參よし上意に候。上にも御不審のぎに被思食候上意也。明日八幡へ御參籠めでたきよしにて。畠山匠作より御べんとう參候よし被仰聞候。白篭の事。右京兆より參候よし被仰聞候ほどに。當座のぎにふかき事をば不存仕候よし申上候。其以後尚以條々御物語どもも也。一色兵部大輔殿祇候事也。白篭のぎ伊勢右京も不審之旨被申上候也。被仰聞候也。まかり可出候由上意にて還御なり。退出仕候。御參籠候間。扨々御馬ども見可申由上意なり。

一八日。八幡へ御社參。未刻に御出。御いたごし也。內々の御ぎなり。御馬も不被牽。走衆廿人。御供五騎也。細川右馬頭殿。畠山二郎殿。畠山宮內大輔殿。畠山式部少輔殿。勢州。以上御出前に五ケ番共に晝夜如本番祇候可申

之由被御出候、當番は二番也、一番と三番と、又四番と五番と相副て。常の御所と御厩に各夜に相替祇候候也。八日は鬮取にて。夜御厩に四番五番御宿直申候。宮下某祇候。某は御馬のぎ共を被仰付の青の馬は可被責にて、畠山李部御供に被騎候。

一九日に畠山李部より書狀在之。青の御馬被上候。

尙々御秘藏にて御座候よし養性可仕之由上意之間、被申上候上意忝存候。御馬之儀可存其旨之趣、則返事申也。やがて藥を飼。足を冷候而伏て。其後かゆを飼。草を飼候也。

一十日。十一日に畠山匠作參勤。

一十二日。始て八幡へ三郎御社參。石淸水ニテ五寸ばかりノ鮒ヲミ候也。一段ノ御利生也。

一十三日に兼息三郎參上申候。畠山李部申次。則御對面、よく參候由被加御言候。又某御馬共よく見まい可申候由の上意也、退出以後。畠山李部禮にまかり出候而。其由まかり上候。十二日夜。御留守衆各同。五ケ番奉行マデ一まいらせ候

一十三日。右京大夫殿。大内左京兆御對面、獻左京兆は十二日晩氣より八幡に被付。十三日。右京兆同時參上也。

一十四日。巳刻に還御。則御太刀參候。御供衆攻衆。其當日走衆ばかり也。還御に御門役の前に某被候に河に而御川候、退出不可仕候由被御出候。御太刀以後。畠山李部にて畠山匠作より御馬進上候。見可申由被御出候、其後御馬三疋何も上馬也。御馬御目にかかり候時分參て。御馬のぎ共御尋在之、始あし毛六寸五分。鞍を置被乘候。其次くろ鶴三寸五分被乘候。其次白鶴三寸五分。其後匠作御對面。則退出、其後あし毛。くろつき毛。御厩へ被入候。しらつき毛先かへし被申。於御厩よくくろつき毛を被御覽候へば。かく

きはゆがみ候ほどに。先かへし被申。前の白鶴を可被立置候の御使に匠作へ參候。則厩にて對面。白鶴牽て御返事申迄。御厩に被立候。御馬やで血を可被出候由。匠作御返事の時御申。供御參候中半にて。先まかり可出候旨。直の上意にて退出仕候。

一十五日には小雨細々ふり。又晴候て不定候之間。不參候也。

一十六日　十七日。十八日。十九日。廿日。廿一日。所勞により不參候也。

一廿二日。黑鴾責申候。其以前に御厩へ出御なり。暫御雜談在之。

一廿三日。廿四日。不參。

一廿五日。夕番に參候。

一廿六日。早朝に日鑞責申候。則出御なり。被御覽候。其御次にぞ御庭の松の枝どもすかさせられ候て。松の内外御馬被乘。さくはり候所をとらせられ候。其後御紋躑躅の御鞍めしそめらるべきとて。御ちからかはのながさの御用に責申。某が鞍にめされ。それを御本にあなをもませられ候。李部祇候。其まゝ御馬おき申。其後つゝじの御鞍にて青の御馬又そとめしそめられ候。其以後晝音樂可有御座候。祇候可仕候。同三郎をめしぐし。可致參候之由上意之條忝よし申上候。晝祇候。

一同廿六日。紫ノヲノ御鞭ノギ被仰出候。日ノギ伺申候。

一廿七日。御宿直より可罷出覺悟に候之處。昨日廿六。朝倉代始に鴾なる御馬進上申。見可申之由上意に候。被候よし申上。則御厩へ參候へば。御出なり候。御馬の趣共御尋候。其後乘可申之由上意にて乘試候。ちかごろの御馬のよし申上候。晝湯あらひをさせられ候。祇候いたし。よく可申付之由上意に候之間。

したゝめをめしよせて。其まゝ祗候いたし。御馬二疋あらはせ候。其内に兩度御なり候。披露事候て還御なり候。御馬あらひ退出仕候也。又御馬乘申候て以後。某刀勝光を李部にみせまいらせられ候。前の日に。廿六日上に被ㇾ御覽候。又前に唐ノ鳥ノモノヲ申ツクヲ被ㇾ仰聞候。鳥二ツナリ。其故ハ。人ノ物ヲ申スコトヲ聞テ其口マネヲス。又其鳥ノコヱヲ聞。又其次ノ鳥有リノマヽニナク間。是ニツキテ御物語ノ子細共在之。

一廿八日。早朝に越前鴾毛責可ㇾ申之由被ㇾ仰出ㇾ候間。御宿直のまゝ則責申。前より御厩へ御なり候。伯殿御祗候。乘心の趣共御尋在之。伯殿はやがて退出也。其以後しばらく條々御物語。此鴾毛の御馬に藥飼申候て可ㇾ然かのよし御尋の間。尤のよし申上退出仕。則相調。八時分に飼申候。青の御馬にも飼可ㇾ申。又番頭被ㇾ給候河原毛の馬被ㇾ御覽ㇾ番頭乘をくらし。其以後某に被ㇾ乘候。拙者に物を可ㇾ相尋ㇾ之由上意に候き。又晩　及此鴾毛。明日責可ㇾ申由被ㇾ仰出ㇾ候。

一廿九日。[ ]祗候申候。鴾毛乘申候則御なり。御馬のぎ共御尋在之。其以後。李部をもつて時分から藥に被ㇾ思食ㇾ候間。青鷺被ㇾ下之由上意に候間。忝候由申上候。

一晦日。晝番に三郎參候也。

七月。

一一日に出仕申候。曇花院殿樣御禮に參候。李部[ ]。

一二日。三日。不參。

一四日。越前鴾毛腹腫。日下に物出來候。藥を付療治可ㇾ申由を被ㇾ仰出ㇾ候之間。御馬を見申候て退出仕。則藥調合いたし候。目ノ下には。先先當座に油を付て見申候也。

一五日。越前鴾毛の藥共相調可㆓付申㆒候。靑御馬責申候。被㆓御覽㆒候。
一六日。其内鴾毛目の下藥にて。はりきり。こき血出候。きとくの上意よし。其以後條々御雜談有之。
一六日。越前鴾毛。腹少々腫へり。下腹同前。目の下前の日血出候へ共。いまだ同篇にて候。其内にも少は減のやうに候。又畠山匠作より參候赤鴾毛被ㇾ乘前に參候を某御使にて先々預ケ御申よし被㆓仰出㆒候。六月十四日。八幡御參社還御の日也。其以後七月六日に大あし毛。此鴾毛被ㇾ牽を匠作御參候。拙者被ㇾ乘候御事は。匠作退出以後也。其以後條々被㆓仰聞㆒又御尋之儀在之。
一七日は出仕不ㇾ申候。
一八日。早々參。靑の御馬伺申候て責申候。又越前鴾毛藥付申。目の下腹何も減ノ事に候。靑責申時は。常の御座所にて被㆓御覽㆒候。其以後御厩へ御出在之。條々御尋在之。一支干飼のぎ注進上可ㇾ申之由上意に候。一美濃紙所望に存知候者。可ㇾ被ㇾ下上意に候。
一六月廿六日の御樂のぎども御物語候。
一九日。不參。
一十日。靑御馬責申候。其以後越前鴾毛被ㇾ責候。又其後久御雜談。三郎八幡御參籠に付て參候時。石淸水にて鯉を見候由申上候。きとく可ㇾ然事の由上意にて。上に御元服の御時。御茶の湯の御はんぞうに井より鯉ノあがりて入たる御事を被㆓仰聞㆒候。八幡にてのぎよき事に候の間。一獻を可ㇾ申之由上意の御ざれ事にて候。次三郎某にいきみ玉の事など御ざれ事在之。
一越前鴾毛。目の下の藥付かへ申候。
一十一日。不參。

一十二日。青。越前鴾毛責申候。其以後色々御雑談等在之。其内に畠山孝部祗候候。八幡にて三郎鯉を見候事被ㇾ語候。
一十三日。不參。
一十四日。青の御馬責申候。又越前鴾毛目の藥。田の水の三落合を見て。其泡を付可ㇾ申之由上意也。是はいぼに付ての事也。某所々見之と云ども十分によきはなし。太刀子細なきを取て。則付申候。
一十五日。越前鴾毛被ㇾ乘候。其以後於ㇾ御厩ㇾ條條御雑談在之。
一十六日。不參。
一十七日。越前鴾毛そと乘申候。血を被ㇾ出候。すそばかり也。又目の藥取に遣之。
一十八日。十九日。廿日。不參也。
一廿一日に越前鴾毛の目を見申候。同篇之儀に候之間。其趣申上て。又ょの藥調合可ㇾ仕之由申上候。其御次に一卷の事申上候。此一卷は明應元年壬子十一月日相調進上申。手綱の奥書。永正八年八月十六日。京都のやぶれに取おとされ候を。あくる年永正九年七月廿日に富小路少弼此趣申來られ候間。同廿一日に少弼所へまかり出て所望仕。直に持參申懸ニ御目ㇾ候。此方へまいりて進上申候事。一段きどくに御祝着之由候。然ば此條々ろけんなき様にしたゝめ直進上可ㇾ申由上意にて退出仕候。就ㇾ其被ㇾ仰出ㇾ子細共候之間。此一卷より〱ものの方へ。相尋候ぎ共。少弼の方へ申候。同廿一日に一卷御目かけ候。次今夜孝部に松ばやしな大内左京兆よりさせられ候。見物可ㇾ仕上意に候。三郎遣候
一廿二日。所勞により不參。廿三日。同前。
一廿三日。不參に付て三郎を以御馬の目藥進上申候。所勞のぎ御ざれ□ども被ㇾ仰出ㇾ候。又なに時も歡樂の時は早々可ㇾ申上ㇾ候。藥の

ぎ可レ被二仰付一上意ヲ三郎直に承候て退出仕
候。
一同廿三日。爲二李部御使一前件の一卷のぎを上
御祝着に被二思食一候。然に前に被二仰出一候樣に
調置申候者。案文を先可レ懸二御目一之由被二仰
出一候。是につき條々添上意共候。案文相調可
レ懸二御目一由申上候。
一廿四日。御厩孫二郎。昨日の目藥にて事の外
減のよし申候。今日も所勞により不參候。
一廿五日。所勞により當番不參。
一廿六日。御厩の孫二郎來。越前鴾毛目の下出
來物ことのほかによく候。なを藥のぎ申候
間。相調則遣之。又右京兆より參候鴾毛にし
ほだはらをふませられてはいかゞと上意の
由申候。尤可レ然存候旨申候。
一廿七日。廿八日。廿九日。依二所勞一不參候也。廿
八日に李部へ御卷物たぐひの物之事相尋候
へ共。なきよし申候分。書狀にて申候。他行に
て申置候。飯隼へ同書狀を遣候。

八月。

一朔日。依二所勞一出仕不レ申。李部へ八朔のぎ太
刀。金。三郎□。
一二日。御馬目の下の藥のぎ其後不參より。三
郎をもつて其趣伺申候處。多分可レ然思食さ
れ候。藥をなをし進上いたすべき由被二仰出一
候。三郎に御馬を見せられ兩度まで御前へめ
されて。條々被二仰聞一候。所勞のぎをも御尋
申。又前に被二仰出一候卷物のぎ。床敷被二思食一
由上意也。御馬の藥則相調。三郎持參申。被二
仰出一候ぎも御返事申上候也。重而三郎祗候
仕候。御前へめされ直に申上候。藥をば御厩
孫二郎方へ可レ遣由上意に候間遣之。則藥付
申候。
一同二日。李部より飯隼使にて八朔の太刀持來

候。又去月廿八日書狀にて李部へ申御尋の物の事。先此方より可レ被レ尋候。萬一とかく申上候。一段と可レ被ニ仰付一候ほどに。無事に事行候樣に可レ申。具に申上候。御祝着のよし被ニ仰出一候。然間李部へ申候趣は。然ば公儀の分に可ニ申付一候。その御返事によりて。やがて可ニ申遣一由申候て。其左右を相待申候也。

一三日。四日。依ニ所勞一不參。

一五日に清水へ彌三郎被レ參候。於ニ路次一隼人にあひ候へば。李部より去二日の左右を彌三郎云傳候。子細前に申談候趣なり。然間則被宿へ申遣候處に。李部のたなへかたへ。御上洛砌に則遣之由申。其趣相尋候へば。箱あ〔本ノマヽ〕ひかいりし。又その趣宿へ申遣候へば。双方二三帖候之處。他所よりめしよせ可レ出之由申候間。その覺悟に候へば。前に出候物共各別のぎに候程に則返遣條々申候處。此外は存知仕候はぬよし申候ほどに。九日に李部へ書狀にて隼人方へ以ニ使者一申候。李部殿中に祗候之由返し在之。

一六日。七日。八日。九日。十日。依ニ所勞一未ニ出仕申一候。十一日。十二日。十三日。不參。

一十三日。以ニ三郎一御馬日の藥進上申候へ共。はやめしつかはれ候之由上意也。藥を御直にめされ被ニ御覽一候。然に拙者いつごろに祗候可レ申哉と御尋の間。いまだいつとも存仕らぬよし申上候。其分にてはせうしに被ニ思食一候。匠作より參候黑鴾いまだめされず候。被レ乘候て被ニ御覽一度の上意の旨三郎申候。其御次に以前御双子の事被ニ仰付一候。御返事はいかがのよし上意の間。其儀は式部少輔かたきで子細申遣たるよし申上候と申。其以後御厩を見たりくべきよし被ニ仰出一候。殊に御馬ども拜見申して。又御前へ參候て退出いたし候

也。

一十四日。不參也。

一十五日。去年被取落候一卷かへる。樂[壺歟]をしたためなをし進上いたすべき案文相調持參仕候。夕供御參候候內にて御前へめされ。案文先々大方被御覽候。其以後御厩へ可參之由上意之間。則祗候仕候。所作より參候栗毛をはいけんいたさせられ候。近比の御馬のよし申上候。條々御雜談在之。そののちに伯殿御參候。永明院殿。普廣院樣御前にて御庖丁のぎ。又三條大ふより名香をたゆくられ名を奇被申ぎ。その外色々諸道のぎども被仰出候。次秀庵。慈照院樣御供のぎ。五月十二日とまで御物語のぎども。拙者まで面目の至なり。土岐立たみ大力の人也。然間慈照院樣御前にて堅木の手一束ばかりに圓をおらせられ候へ共不折候を秀庵御おり候事被仰出候。又拙者若き時分のぎども被仰出候。面目之至忝存候。又鹿苑院樣かも山を御馬にて御弓を被持。御供に細川あはぢ殿。畠山しやうげん殿。御所樣御跡に被參てにしじりにて畠山しやうげん殿弓を兩度。木にもがれられて。細川あはぢ殿に被對。無念の由かける。あはぢ殿は國にて狩をしつけられ候によりと。しやうげん殿被申けると御物語在之。然にじけにて弓持やう當流に在之。

一十六日。御馬責可申之由伺申候。則御前へ被召候。前の日十五日。御日にかけ御卷物案文被御覽。御談合ども在之。案文に御筆をくはへられ被下候。其內に御斟酌のぎ在之と云へ共。度々依申上御同心の御事候也。面目之至忝もの也。次永正七年に龍箋進上仕候。其御箋を永正八年八月十六日丹波へ御陣取の時御用ありて爲御本意同月廿二日に丹波

神吉より細川へ御陣をよせられ。細川より同
廿三日に高雄へ御陣替在之。何も龍筆を御
用なり。仍同廿四日に京都合戰。悉以落居爲
御本意。然に次月九月朔日御上洛。妙本寺也。
此時御鞭龍筆なるに。かつて此御筆緒を被
置度上意にて直に被下候。同其御次に御料
筈ども色々直に被下候。忝面目之至なり。同
其御次に木筆の不動十躰直に被下候。末代
家之重寶忝者なり。同御次に一卷調進可仕。
御料筈のたけに付て一尺の内の五行在事を
申上。御性御歲に付て被用之。被相定ず候。
然調進いたすつき吉日の事申上處。可被相
催上意にて御ざれ事在之。面目之儀とす。不
及注置者也。
一十七日。十八日。十九日。不參。
一廿日。早朝に召使在之。則致祗候之處。さが
の西方寺へ御遊山に御成の間。栗毛の御馬御
下乘可仕之由上意にて被御覽。被乘候御馬
ども。こしらへさせ可申付上意にて還御成
候。御成まで祗候仕致退出候。又殿中より直
に李部へまかり。隼人に當番のぎ共に申候。
一廿一日。廿二日。廿三日。廿四日。廿五日。廿六
日。廿七日。不參。
一廿三日。番に不參。子細李部へ以書狀申。廿
五日より三郎晝ばかり參候。
一廿七日。李部より明日廿八日可致祗候之
由被仰出候。然者明日鹿毛の馬を。むかひに
可被牽由書狀在之。參上可仕由申候。此書
狀。拙者夜るの御番のぎ。御心元をなさるる
由在之。
一廿八日。五時分に李部へ馬牽手をまいらせ
候。則馬到來候て。參候御馬を二疋被責候。
青栗毛責申を被御覽候。栗毛口むき共御尋
候。乘樣共條々御尋在之。鶴毛責申候て。お

もてへ可參由上意にて還御なり。其後御前へ參候而。十干飼の双嵒。又闘法師直に進上いたし候。十干飼の事。條々御尋在之。浦上まかり上。赤松御禮のぎ中につき。御前よりまかり出候。御禮申候て。以後遣るゝ間。先退出可仕之由以李部被仰出候而。まかり候へかし。又李部馬暮候間。一夜これに被置。廿九日に牽手をわたし。

一同廿八日。夜五時分。伯殿弓馬の弟子にと被仰候て御入候。條々上意之旨被仰候て太刀給候。是は御物にて候を。此ぎにをあかる上意にて。伯殿へまいらせられ候よし被仰。殿中より直に御出の由被仰候間。則ゆがけの緒のしめやう。手綱の取様。同片手綱のぎ。両様申。此ぎは連々直に爲上意間。せひのぎ不及候也。太刀助宗。

一廿九日。朝五ッ時分。伯殿夜前之御禮に參りて。太刀。國眞。對面。

一同廿九日。陶尾張與浦上同道候而。上洛の禮に被來候。太刀持。

一同廿九日。前注置候様。李部へ鹿毛馬返し申候。路次にて李部へあひわたし。書状の返事には重而と也。

一晦日。不參。三郎番に參也。

九月。

一朔日。出仕不申。伯殿より明日二日。朝めしに可參之由御使給候。可參よし申候。拙者めし候事。上にしろしめされ候。同三郎可參由候へども。依所勞不參候也。

一二日。伯殿へ朝めしに參候。畠山式部少輔殿。一色兵部大輔殿。伊勢右京亮殿。此人數まで候よし。李部上よりの御ざれ事の御ことづてのぎ在之。

一三日。參候て御馬四疋責申候。此内貳疋鴾毛。

青毛別所と浦上進上。是を乘こゝろみ。御馬のやうを可申上之由被仰出候。鵇毛を貴申候時。つかいの沙汰申かけ候へば。御しやうじをあけられ候てめされ候間。御ゑんちかく御馬をうちよせ申候。御馬のぎ御尋在之。あしを可出上意に候之條。三度かけまはし申候。いまだ御公事はて不申候ほどに。李部にて御馬の趣申入退出なる也。出仕已後。伯殿より昨日參候ぎに。御使にて。自是も又やがて申候。

一四日。五日。六日。七日。八日。九日。十日。十一日。十二日。十三日。十四日。十五日。不參。

一十六日。馬の印の圖。御双紙に調て持參仕。直に進上申。又青栗毛貴申候。又夕供御參候以後。柿の籠參被下。たべ候。又三郎可遣上意にて被下。退出仕候。又印圖筆者御尋之間。三郎書申すよし申上候。繪にすき候事げにもに被思食候。よく書申候由上意にて面目之至也。又龍笛御鞭進上吉日の事。當月九月可然吉日御座なき間。來月朔日に進上可仕かの由伺申之處。一日大明日にて。可然被思食上意也。又被直候手綱の一卷奥書の事。同十月一日進上可申候。

一十七日。不參。

一十八日。番。田鎌右の腹はれ。左帶脉太長□〔く歟〕はる間。見可申旨被仰出。孫二郎牽せ來候。心脚の黄になるのぎよく申上。其療可然通。十九日に李部へ以書狀申候。他行により當座返事無之。

一十九日。李部へ如前書狀にて申之。

一廿日。李部より以使。青の御馬。血のぎ被仰出候。明日廿一日に祗候可仕之由在之。然間李部より馬を可給のよし候ほどに。牽手をたのむべきよし申候。使今井八郎也

もてへ可参由上意にて還御なり。其後御前へ参候而。十干飼の双番。又闘法師直に進上いたし候。十干飼の事。條々御尋在之。浦上まかり上。赤松御禮のぎ申につき。御前よりまかり出候。御禮申候て。以後遣るゝ間。先退出可仕之由以李部被仰出候而。まかり候へかし。又李部馬募候間。一夜これに被置。廿九日に牽手をとり〱。

一同廿八日。夜五時分。伯殿弓馬の弟子にと被仰候て御入候。條々上意之旨被仰候て太刀給候。是は御物にて候を。此ぎにをあかる上意にて。伯殿へまいらせられ候よし被仰。殿中より直に御出の由被仰候間。則ゆがけの緒のしめやう。手綱の取様。同片手綱のぎ。両様申。此ぎは連々直に爲上意間。せひのぎ不及候也。太刀助宗。

一廿九日。朝五ッ時分。伯殿夜前之御禮に参りて。太刀。國眞。對面。

一同廿九日。陶尾張與浦上同道候而。上洛の禮に被來候。太刀持。

一同廿九日。前注置候様。李部へ鹿毛馬返し申候。路次にて李部へあひ〱。書状の返事には重而と也。

一晦日。不参。三郎番に参也。

九月。

一朔日。出仕不申。伯殿より明日二日。朝めしに可参之由御使給候。可参よし申候。拙者めし候事。上にしろしめされ候。同三郎可参由候へども。依所勞不参候也。

一二日。伯殿へ朝めしに参候　畠山式部少輔殿。一色兵部大輔殿。伊勢右京亮殿。此人數まで候よし。李部上よりの御ざれ事の御ことづてのぎ在之。

一三日。参候て御馬四疋責申候。此内貳疋鴾毛。

青毛別所と浦上進上。是を乘こゝろみ。御馬のやうを可㆓申上㆒之由被㆓仰出㆒候。鴾毛を責申候時。つかいの沙汰申かけ候へば。御しやうじをあけられ候てめされ候間。御ゑんちかく御馬をうちよせ申候。御馬のぎ御尋在之。あしを可ㇾ出上意に候之條。三度かけまはし申候。いまだ御公事はて不ㇾ申候ほどに。李部にて御馬の趣申入退出なる也。出仕已後。伯殿より昨日參候ぎに。御使にて。自ㇾ是も又やがて申候。

一四日。五日。六日。七日。八日。九日。十日。十一日。十二日。十三日。十四日。十五日。不參。

一十六日。馬の印の圖。御双紙に調て持參仕。直に進上申。又青栗毛責申候。又夕供御參候以後。柿の籠參被ㇾ下。たべ候。又三郞可ㇾ遣上意にて被ㇾ下。退出仕候。又印圖筆者御尋之間。三郞書申すよし申上候。繪にすき候事げにもに被㆓思食㆒候。よく書申候由上意にて面目之至也。又龍笛御鞭進上吉日の事。當月九月可ㇾ然吉日御座なき間。來月朔日に進上可ㇾ仕かの由伺申之處。一日大明日にて。可ㇾ然被㆓思食㆒上意也。又被ㇾ直候手綱の一卷與書の事。同十月一日進上可ㇾ申候。

一十七日。不參。

一十八日。番。田鐵右の腹はれ。左帶脉太長□〔ぐ欤〕はる間。見可ㇾ申旨被㆓仰出㆒。孫二郎牽せ來候。心脚の黄になるのぎよく申上。其療可ㇾ然通。十九日に李部へ以㆓書狀㆒申候。他行により當座返事無之。

一十九日。李部へ如ㇾ前書狀にて申之。

一廿日。李部より以ㇾ使。青の御馬。血のぎ被㆓仰出㆒候。明日廿一日に祇候可ㇾ仕之由在之。然間李部より馬を可ㇾ給のよし候ほどに。牽手をより〳〵べきよし申候。使今井八郎也。

一廿一日。早朝に李部へ馬を牽せに人を遣則給候。やがて致二參候一候之處。李部はや祇候候て。早々御前へ可レ參之由候ほどに。則參候へば。御夢想のぎに被二仰開一。其手の樣躰御物語在之。則御扇にて御つかいあり。子細ども具に申上候也。當流の大事秘典にて候由申上候。御稽古あるべきよし上意候。其以後青の御馬。血出すべきよし候て。御前よりまかり出候。東の御門者落(番イ)にて。始て御馬血被レ出候。李部へ針の異見申候。其以後栗毛の御馬の事。足をいたみ候之趣御尋の間。乘せて見申て。樣躰申上候也。

一廿二日。青の御馬の藥調合仕。李部へまいらせ。その次李部就二厩被一レ立。馬櫪神の事被レ申候間。持合候をまいらせ候。一段祝着の由在之。

一廿三日。廿四日。廿五日。當番に以二李部一申上子細在之。御免の御事に不參候。廿六日。廿七日。廿八日。不參。

一廿八日。李部より。今夕祇候可レ仕之由被二仰出一候。然ばとつつけのをかはにて仕たる鞍を可レ被二御覽一之由。上意之旨に候よし。書狀到來候あひだ。其分に祇候仕候。然にとつつけの緒の事條々御尋在之。又右京兆より參候栗毛。被レ致二拜見一被レ乘候。近比の御馬のよし申上候。

一廿九日。晦日。不參。

右御隨身三上記於京都寫之

群書類從卷第四百廿四

武家部廿五

見聞諸家紋 次第不同

二引兩。

源姓。八幡太郎。童名不動丸。或源太。從四位下。陸奥守。號金伽羅殿。

鎭守府將軍。

後冷泉院依勅。父頼義隨兵。奥州之安陪貞任誅。其弟宗任爲降人。攻戰間九ヶ年。其後藤武衡家衡與攻戰事三ヶ年。康平治暦。其間十二年也。合戰討勝。首級得一萬五千餘。天喜中上洛。爲褒美依勅命五七桐紋免許。故當家御紋。五七桐二引兩云々。桐者根本安家之紋也。八幡殿貞任御退治以後。御上洛之時。依被望申下賜此桐紋云々。

一姓。

吉良。義氏之次男義繼號東條。三男長氏號西條。

澁河。泰氏之次男義顯之孫。

石橋。泰氏之嫡流。自五世孫和義號石橋。

以上三家。號下馬衆。

斯波。泰氏孫家氏次男宗家。號二斯波一。

細川。義實次男義季。號二細川一。

畠山。義兼嫡子義純。號二畠山一。義兼者義淸弟也。

以上三管領也。

上野。泰氏四男義有。號二上野一。

一色。泰氏五男宮內卿法印公深。一色之祖也。

山名。重國嫡男重村。號二山名一。

新田。重國次男義俊。大嶋。鳥山祖也。三男義兼。號二新田一。

大舘。義兼四世孫基氏弟家氏。號二大舘一。

仁木。義實嫡子實國號二仁木一。

今川。吉良西條長氏次男國氏。號二今川一。

桃井。義兼三男義胤。號二桃井一。此義兼者非二新田義兼一。矢田判官義淸之舍弟也。

吉見。義朝五男範頼子法師範圓。吉見祖。

桔梗。但幕者無紋水色。

土岐。頼光四〔三代〕世孫國房之末。〔從祖父也〕國房者頼政之叔父也。

童名文殊丸。正四位下。

攝津守。鎮守府將軍。

土岐氏。本出二于源姓一。故其爲レ紋者。一變二白色一。乃以爲二水色一。昔時唯用焉。是又所三以貴二其先一也。後也有二野戰一時。取二桔梗花一插二于其冑一。以大得レ利矣。因爲二之例一。遂置二之水色之中一。以爲二之定紋一也。然不レ記二其年月一。又其不レ知二何人始爲一レ之也。源頼光爲レ紋。末裔用之。故不レ得レ堅二取其說一。暫依二其所一レ聞。以書寫而已。

松皮菱。

武田。　賴義男新羅三郎

義光之末孫。

從四位下。伊豫守。

鎭守府將軍。

童名千手丸。

永承五年。後冷泉院依勅。奧州安倍賴時攻。是時詣住吉社。祈平復夷賊。于時有神託。賜旗一流。鎧一領。昔神功皇后征三韓用也。神功皇后鎧脇楯者。住吉之御子香良大明神之鎧袖也。此裙之紋。割菱也。三韓皈國後。鎭座於攝津國住吉。以奉納于寶殿矣。今依靈神之感應。于源賴義賜之。可謂希代也。賴義三男新羅三郎義光雖爲季子。

依父鍾愛傳之。即旗楯無是也。旗者白地無紋。鎧有松皮菱。故義光末裔當家爲紋。

武田大膳大夫源イ賢信

曾我 奉公一番衆

佐々木本

具平源氏
赤松兵部少輔政則

宇多源氏
佐々木大膳大夫
入道生観

佐々木本

雲州佐々木凡此輪違也
鹽冶

伊勢平氏
關

伊勢守貞親　平氏

佐々木本足アリ
佐々木本中ノ点ナシ

千葉氏　月星

三浦氏　號輪皷引領

宇都宮　右巴

左巴

小山

一番　結城左近将監

二番　土肥右馬助清平

三番　山下孫三郎秀忠

二番　沼田彌太郎

利仁将軍之末

富樫介泰高

欄干丸鴈羽

善相公清行之末

評定衆

町野左近将監敏康

三番

遠山

二番
冨永

三番
小笠原

二番
設樂(シダラ)三郎貞清　伴氏イ

佐竹和泉入道

多々良氏
大内

佐々木本

二番
井上右京亮貞忠

ササ木本

佐々木本 輪ナシ

五番
進士

越智氏
河野

摂刕源氏
田能村
一番
佐分

橘氏
楠
同姓
和田

菊地

二番
中嶋弥六

佐々木本

三吉

一番
金子左京亮
高橋
大宅氏

嶋津

杏葉
大友豊後守親繁

佐々木本名

イ

長弥九郎泰連

伊勢之長野イ

備中之吉川

幸一

佐々木本名

號山形村緋

二階堂大夫判官政行

評定衆

家紋二階堂イ

三目結
五番
二松
飯田（石イ本 ササキ本）

評定衆
攝津修理大夫之親
四番
田村

一番
長井

一番
竹藤

番
毛利

一番
萩（イ无）

安藝之
毛利

一番
本郷

鳳凰竪引兩

評定衆
波多野因幡守通弘

奉行
飯尾左衛門大夫之種

二番
佐波民部大輔元連

号角巴
三番
杉原

佐々木本

一番
中条

中条イ
家紋

佐々木本中ノ竪引
上下ノ輪ニツカズ

市

佐々木本中ノ丸黒
穴白

弦巻

和州
吐田

総角
三吉氏奉行
布施下野守貞基

摘家
丹下

宗家
神保

イ

ハイデウ
スイウ
吹田

佐々木本輪一重

右京大夫勝元被官
香河五郎次郎和景
越後
長尾

六葉瓜文　佐々木本
尾張守政長被官
遊佐河内守
佐々木本中ノ花形記

日月也
嵯峨源氏
渡邊
佐々木本黒シ

渡邊曽祢崎

渡邊　中屋

石刕之
三隅
橘家讃州
長尾南

細川勝元被官
紀氏
安富又三郎元家
橘氏
矢野
平氏
梶原

佐々木本

橘家讃刕
長尾北

二番
山田道祖^{サイ}千代丸

紀氏
殖田衆

五番
釘拔
三上

二番
大草伊賀守公延
佐々木本

久世九郎

屐洲濱
安藝之
完戶
佐々木本

齊藤
本庄
佐々木本
イ本

瀬形
五番
陶山

甲斐

三番
村上
四番
屋代

多
奈良
良氏

四番
山内

佐々木

細川讃岐守成之被官

東条

佐々木本

三番

饗庭

一番

松田幸松丸

佐々木本

イ本

一番
三渕

九豊前七郎朝達 連イ

勝元被官
内藤彈正忠元貞

佐々木本

イ本

小田又次郎知憲

佐々木本真中ニ
カタバミアリ二月ノ字无

遠見駿河入道

佐々木

イ本

遠州
井伊

松任修理亮利慶

和州之
筒井

佐々木本

一番

久下

同
萱生

佐々木本中
花形如此

丹波之
蘆田

佐々木本
花形如此

一番 足田

イ本

二番 安東

梶葉 一番 丹比(タヂヒ)

一番 楢葉(ツフ)左京亮

合子箸（ガウシ）

二番
蜷河

佐々木本輪一重

二番
深矢部次良左衛門尉
行名

豊田

二番
芝山三河守持嗣

二番
廣戸次郎直弘

佐々木本

田 佐々木本

二番
海老名與七政貞

二番
岩堀中務丞宗直

二番
川原修理亮

佐々木本二ツ引輪ニツカズ

二番
肥田助太郎政季

中澤

二番
朝倉下野守

二番
片山左京亮

鳩
足助（アスケ）與次郎

付懸寄懸云々

二番　武藤左京亮信用

佐ゝ木本ヨシ　ヨコクヒセ

佐ゝ木本紋二ツナリ

二番　佐脇五郎明房

イ鳩　鴛

二番　小嶋駿河入道

佐ゝ木本輪バカリ中ナシ

二番　飯河近江守

イ本凡ノ内ニ如此

佐ゝ木本紋二ツ也一ハ上ニツク一ニ筆勢アリ〇如此

團扇
二番
栗生田次郎左
衛門尉継行

佐々木本ニ无

二番
山下左京亮

佐々木本角一重

佐々木本紋二ツナリ

二番
後藤左京亮

二番
松田助太郎頼濟

佐々木本

二番
西田三郎左衛門

三番
河内

佐々木本輪一重

合子箸

五番
遠山

三番
安木

佐々木本輪一重

二番
安威新左衛門尉賢脩

佐々木本

二番
波々伯部彦次郎賢重

佐々木本　松ニ根アリ

三番
彦部

四番
小串
進藤
阿波之
大西

佐々木本

イ本

銀杏（イテウ）
二番
西郡

佐々木本

イ本

六葉柏
三番
朝日
奉行イ
清和泉守

三番
矢嶌
同
真下（マシモ）

寓生鳩
三番五番
能谷

日
齋藤
望月

丹治氏
岩田

三番
二宮

三番
三井
四番
大和
佐々木本
三番
高
四番
粟飯原
アイハラ佐本
佐々木本
花形如此

四番
荒尾

五番
堺和筑前守

赤松イ
兵部少政則被官
浦上美作守則宗

大芋（ヲクモ）

越智氏
難波

多賀
赤田

紀氏
増位佐渡守賢高

佐ゝ木本

種（タネ）村

佐ゝ木本

妹尾（セノヲ）

三須雅楽助

佐々木本

秋山

上杉（藤氏）

平

荒生孫九郎受

佐々木本上ノ花如此

和州之
箸尾藤徳丸

福屋

綺（カハタ）

黒坂

平尾

目賀田

長塩

豆州大森庶子

佐々木本

土佐之安藝

佐々木本

讃岐之大井

獅子牡丹

多田

神家奉行

諏方信濃守忠郷

海老　江見

長宗我部

蔦　椎名

矢筈　日和佐

此ゝ本本小丸五ノ字ナシ

淺山

越智氏
寺町

橘氏
藥師寺掃部助元隆

藤民部

佐々木本　上ノ何モ黒シ

新見

佐々木本トリ居黒シ

雞居鳩（トリヰハト）

位田（インデン）

本ナシ

佐々木本一引アリ

宿久（シユク）

椎屋

十六目結
佐渡之
本間
イ本
佐々木本
十六目共ニオナシ
丹波之
嶋真
佐々木本何レモスシ一スシニテ
太ク黒シ
讃州之
稲毛
佐々木本三スシ
一スシニテ太ク黒シイツレモ
オナシ
美馬
佐々木本
スシ一筋ニテ太ク黒シ
二ノ引モ黒シ

高宮

和州之
越智

イニツトモ
如此

石尾

十二目結
摂州之
能勢

佐々木本

イ本

日奉氏（ヒマツリ）
田村

摂州之
福井

摂州之
太田

イ本

加州之
倉光

イ本
五ツ

イ本
三ツ共

讃州之
筒井

イ本 羽九ツトモニ如此

金山

和州之
布施

イ本
アゲマキヘ

安部

イ本
安字クロン

長谷川

佐々木本
ホコクロシ

十
万三

越智氏
得能

佐々木本
鳥ナシ

若狭之
牟久

佐々木本下ノ
二本クロシ

藝州之
厳嶋
大野
温科

一番
宮

藤氏
近藤
讃岐二宮同麻

平氏
土屋

近江之
蒲生　イ佐〻木被官

葵
丹波之
西田

石川

伊庭
茨木

佐々木本ニツトモニオナジ

土佐之藤之
太平　近藤国平末

平氏奉行
松田丹後守秀興

讃州之
寒川

上原　神家

佐々木本

瓦林　藤氏

佐々木本

物部　神家

瓦林　ヨ　佐々木本

井内

河内

讃岐藤家左留霊公之孫

大野

同

羽床　ユカ　ハトコ　佐々木本

同
新居（ニイヘ）

同
福家（フケ）

同
香西（カウゼイ）越後守元正

同
飯田

三宅　同　イ輪宝

由佐

伊丹

八木　日下氏 クサかべ

大田垣　同

朝倉　同

神谷（カメガイ）

磯谷（イソガヤ）

千秋（センシウ）
野間
上林（カミ）

丸山

湯淺幸千代丸

伴家
三木

池田筑後守充正

宗像大宮司氏卿

佐ゝ木本

斎部

篠尾 平氏 族

贄河 平野

伊賀

山内

水原

小寺藤兵衛尉

善家
高安河内入道永隆

宇津木

根本龜甲内桐也長祿年中取獻神璽之時父彈正依令討死賜菊

中村河内守 駿河守イ

箕浦

月星 佐々木本

角田或人曰與上總介同紋云云

鬼窪 ヨニクボ

佐々木クロシ月星白シ

扇丸

菅生 スガフ

攝津之
入江

佐々木本

明石越前守
上神
大島

湯浅大和守

栗屋

佐々木本紋ニツアリ

雲州佐々木
吉田

佐々木本三ツ共ニ如此

若槻

溝杭

丹波之
福井

西面
佐々木本
四番
小早川
平氏
新関次郎元實
萍也
佐イ
依藤豊後守
イクロシ
クロシ
澁谷
佐々木本

中村三郎

一番
太田上野介光

鳥井

上総介

簗田

長井

佐々木本

走越

佐々木
イ本

丹州之
八木

山城之
御牧
佐々木本
紀氏
冨田
佐々木本
同家紋
冨田
佐々木本ニ二筆カアリ
一如此
藤氏
大河戸
ヨヨカワト
イ本
此方クロシ

石井内藏允平康長

足利將軍時代。於二予評定所一改レ之。悉次第不レ同。書二顯于是一。

佐々木本奥書
天文八年卯月十九日　佐々木秀勝判

右諸家紋帳以佐々木本及松岡辰方本挍合畢、

義貞記

自レ昔至レ今マデ。文武二ツニ分レテ其德如二天地一。一缺テハ治レ國事有ベカラズ。サレバ公家ニハ文ヲ以テ先トス。詩歌管絃ノ藝是也。當道ニハ武ヲ以テ基トス。弓馬合戰ノ道是也。而ニ我等苟モ勇士ノ家ニ生レテ。慕ニ累葉ノ名ヲ續。寂此道ヲ窘ベシ。因レ玆代々家々ニ數來リ時々人語傳事ヲ如レ形記シテ後記ニ備ヘ。天筆ヲ執テ述レ思。是偏ニ親疎ノ嘲ヲ不レ顧。但併子孫ノ心ヲ爲レ勵也。

一武士先可レ存知事。

諸道何窘レ道。可レ有二用心一事ナレバ。當道殊ニ片時モ心ヲ不レ可レ許。高名ノ中ニ不覺アリ。万ニ一向ナルヲ下剛トス。譬バ上剛ト云ハ。我ト力ヲ盡シ手ヲ下サザレドモ。易敵ヲシタガヘル也。下剛ト云ハ。我ト身命ヲ捨テ戰ナル

べシ。但信力ナクシテハ戰ニ勝事難シ。サレバ每朝早起テ、屬星ノ御名ヲ微音ニ七遍唱テ、次ニ鏡ヲ取テ面ヲ見。次ニ暦ヲ取其日ノ吉凶ヲ知リ。次ニ又楊枝ヲ取テ手ヲ洗ヒ、口ヲ嗽デ。西ニ向テ念佛若ハ眞言。本尊ハ心引ニ隨テ祈念スベシ。神明ニ無二横道一。意正直ヲ好ミ廉直ヲ宗トシテ身ノ災ヲ遁レ。祈念ヲ先トシテ家ノ運ヲ待ベシ。然バ惡鬼却テ守護ヲ成。神明利生ヲ與フベシ。此理若含クンバ。鬼神ノ本懷モ徒ニ。諸法ノ理モ無益ナルベシ。仍テ能々信力ヲ致シテ佛神ノ有無ヲモ試ヨ。中ニモ當家ニハ氏神可レ奉二尊崇一也。

一大將軍可レ持心根事。

運ヲ天ニ任テ。仁ヲ人ニ施シテ諸人ヲ親子ノ如ク思ヒ、慈悲深重ニシテ心ヲ大ニ可レ持也。君ノ君タル時。臣ノ臣タラザルハナク。君ノ君タラザル時。臣ノ臣タルモナケレバ。唯世ノ世タラン事ヲ撰ビ。捨事有ベカラズ。身ニハ德ヲ行ヒ。心ニ賢ヲ好ベシ。書ニ曰。曲レル人ニ直友ナク、曲レル上ニ直下ナシ。危國ニ賢臣ナク。亂世ニ善人ナシ。雲ハ龍ニ隨ヒ。風ハ虎ニ隨フ謂ナルベシ。賢臣ナキ時ハ我心ヲ悲ミ。賢人來ラン時ハ我振舞ヲ慮ズベシ。故書云、其身不レ正時ニハ人亂ヲ成ヤスシ。故ニ汝ガ身ヲ能正シテ汝ガ理ヲ陳事ナカレト云ヘリ。鬼ニモ角ニモ人ヲ恨ル事有ベカラズト云々。和泉式部歌ニ。

己カ身ノ己カ心ニ叶ハヌヲ思ハヽ物ヲ思ヒシリナン

實ニ吾身ヲ心ニ任セヌ世ノ習ナレバ。マシテ人ヲ恨ルハ僻事也。隱岐院被レ流御座ケル時。御泪ノ落サセ給ケルヲ。

浮世ニハカヽレトテコソ生レケメ理シラヌ我涙カナ

トアソバサレケルモ。人ヲ恨思食マジキ由ノ御歌トゾ申傳タル。章義門院兵衞督歌ニ。

他ニ耳人ヲツラシト何カ思フ心ヨ我チ憂物トシレ

是モ万ハ我心カラノ物ナレバ。人ヲ恨ムベカラズト云リ。或文ニ云。人ノ與ル報ハ天運ニ依テ也。天ノ與ル災ハ人ノ歎ニ依也ト云ヘリ。漢書曰。人ノ怨所ハ天ノ去所也。人ノ思所ハ天ノ與スル所也ト云ヘリ。去バ諸人ノ愁ヲ救ヒ。万人ニ志ヲ深クセヨ。兵ノ習。恨ニ依テ恩ヲ捨。情ニ依テ命ヲ失事ナレバ。重代ノ者ニハ唯常ニ目ヲカケ詞ヲ和スベシ。世ヲ治ムル謀ハ唯禮ト詞ヲ先トス。以ニ無益之言ヲ人ノ恨ヲ負事。無下ニ無智ナル心ナルベシ。次恩賞事。必譜代ノ人ニヨルベカラズ。縦ヒ後參ナリトモ。當時ノ器用ニ隨テ可ニ計宛。書曰。舊惡ヲ思テ新功ヲ忘ル、ハ評ナラザル人也ト云ヘリ。況ヤ古ノ不義ナクシテ今忠アラン輩。何ゾ不レ賞レ之。但其忠同カラン時ハ。以舊好ヲ可レ賞。臣亦其身ノ無用ヲ不レ顧。而新參ヲ猜事ナカレ。縦亦藝能ナシト云ドモ其志深カラバ。咎ヲ免シテ可ニ賞翫。於レ無レ志。万能何益カアラン。文云。君トシテ恵アリ。父トシテ慈アリ。臣トシテ忠アリ。子トシテ孝アリ。此四ハ人ノ大節也。大節身ニアマル時ハ少科有ト云ドモ不考セズト云ヘリ。次罪科事。書曰。今ノ過ヲ以テ古ノ功ヲ捨ル者ハ損ト云ヘリ。去バ譜代人等。縦一度ノ失有ト云ドモ。父祖ガ奉候之忠ニ依テ。尤寛宥ノ沙汰有ベキカ。大方人ヲ不レ嫌。小罪ノ時ハ不レ愼。小科ヲ行ヘバ人ナヅク事ナシ。大罪不レ行。人コル、事ナシ。無功ニ賞ヲ行バ讒言斷ル事ナシ。有功ニ賞ヲ不レ行バ忠臣遠ル。去バ罪ノ少ヲバ免シ。忠ノ淺ヲバ賞ヲ可レ行ト云々。書曰。少功不レ賞大功不レ立ト云ヘリ。

一可レ討レ敵月日時并方角事。

春ハ庚辛日。夏ハ壬癸日。秋ハ丙丁日。冬ハ戊

己日。壬用ハ甲乙日也。但三日。五日。九日。十一日。十五日。十七日。廿一日。廿三日。廿七日。廿九日ヲ可除。殊ニ小月ノ晦日。敵討事ナカレ。出テ歸事ナシ。次朔日。二日。七日。八日。十三日。十四日。十九日。廿日。廿五日。廿六日。是ヲ上吉トス。亦日ニ二時。夜ニ二時。人死スル時アリ。知此時可寄。此時ニアラズハ討敵亡ス事難シ。此ヲ兵法ノ占トモ知死期ノ占トモ云也。用心ヲスルニモ此時ヲ知テ稠ク警固スベシ。亦敵ヲバ玉女方ニ向テ討テ。開神方可引。開神。指神。斗加神ノ方ニ向テ敵ヲ討事。努々有ベカラズ。大將軍幷ニ天一遊行之方ヲモ愼ミ。坙忘神殊ニ大節也。

一陣ヲ可取事。

我身多勢ノ時ハ山河ヲ前ニ當。無勢ノ時ハ山河ヲ後ニ當ト云ヘリ。但シ是モ事ノ躰ニ可隨歟。一篇ノ儀ニ不可存知。

一鎧可着次第事。

一番浴衣。　二番小袖。生袷練貫。
三番大口。精好。　四番髮亂。緣塗。
五番鉢卷。白布八尺二寸。　六番弓懸。
七番鎧直垂。　八番脛巾。
九番結。　十番臑當。
十一番頰貫。　十二番脇立。
十三番手蓋。　十四番鎧。
十五番刀。　十六番太刀。
十七番征矢。　十八番弓。

是ハ八幡太郎義家ノ被着ケル次第也云々。

一兵具事。

旗ハ絹布。人々ノ好。家ノ先規ニ依ベキ歟。長ハ八尺。或一丈又一丈餘。神ノ御名思々。又家ノ文計モ。旗竿ハ長一丈二尺或ハ一尋片脇トモ云リ。上矢ノ鏑。竹ノ根ヲ式トス。又一說ニハ柊トモ云。羽ハ中白。一說ニハ鶴ノ羽。

一ヲバ鵠ノ羽トモ云ヘリ。大將軍ハ四五。侍ハ二指也。藤兒ノ鐙。弓ノ鳥打ニ長籐ヲ卷事。是大將軍ノ驗也。以上三ケ條ハ八幡殿奥州合戰ノ時被レ定之。次鐙ヲ着スル程ノ時ハ。弓手妻手ニ小腹帶ヲ懸也。手綱ノ中ニ鐶ヲ入ヨ。手綱ヲ爲レ不レ被レ切ナリ。亦鐙ヲ着スル程ノ時ハ佛神ノ御前ニテ不レ可ニ下馬一。況爲レ人禮ヲセズ。亦戰ニ出ル時。酒ヲ飲事アリ。此ハ藥ヲ服セン斷也。藥ノ名字ハ宗肝要ニアリ。左ニ盃ヲ取。右ニ銚子ヲ持テ。立ナガラ盛ベシ。盃ヲ折敷ニ置事。居テ酌ヲ取ル事。禁忌ノ儀也。能々可レ愼之。肴ニ義アリ。銚子ニ子細アリ。亦馬ハ少カランコトヲ思。下乘易カラン爲也。亦當家ニハ栗毛駮ヲ不レ乘。上野國一宮ノ御神馬ナレバ也。此毛馬ニ乘テ其咎アル輩數有故也。亦鼠ハ夜戰ニ吉ト云ヘドモ。朝日平野ナンドニ惡ケレバ。好テ不レ乘。此馬ニ

也。但餘多ノ中ニハ可レ用意。亦河原毛ハ。何ニモ癖一ナキハ有ベカラズ。殊ニ晴ニ望ンデ不覺ヲ取事有ベシ。サレドモ至テ吉馬ハ河原毛ノ中ニ可レ有。亦刀ハ長一尺二寸。廣一寸二分。厚六分。中子二寸八分。（一尺二寸ハ十二神。廣一寸二分ハ十二因縁。六分ハ六天ヲ表之。二寸八分ハ二十八宿ヲ表スル也。）小刀ハ長六寸。中子三寸。ケヌキ形ナルベシ。子細アル事也。口傳在之。太刀ハ二尺七寸也。漢高祖ノ三尺ノ劍ト云ハ實ハ二尺七寸也。（二十七宿ヲ表之。）長刀ハ長二尺三寸。柄ハ其人ノ耳ノ根ノヒクヽニ齊スベシ。已上ノ具足等ハ能々其手ヲ習テ德失ヲ可レ得。凡太刀ハ馬上ニテ九德。歩立ニテ十德也。長刀ハ馬上ニテ十德。歩立ニテ九德也。加樣ノ子細委口傳ヲ可レ究。亦人ヲネラフ時事。人近カラン所ニテハ先顏ヲ誅ベシ。眉ヲ立リセヌ故也。人倫遠ク離レバ先足ヲ誅ベシ。脛ハ立レ共不レ爲レ逆也。

事不覺有ベシ。一谷ノ合戰ノ時。猪俣小平六則綱ガ越中前司ヲ謀タリシ約束ヲ違タリ。正直ニ非ズト云ヘ共。是ヲバ希代之高名トス。但理ヲ正カラムト振舞モ。當道ヲ執シテ名ヲ思故也。瑕瑾恥辱ニ及バン時ニハ是非ヲ顧ザレ。敵ノ善惡ヲ嫌ザレ。唯命ヲ捨テ振舞ベシ。命ハ捨テ不死事有トモ。名ハ捨テ既不還者也。

一兵者普通ニ違タル振舞ヲシテ名ヲ擧べキ事。心ハ家ニ生レ付タル事ナレバ。誰モ運ニ依テ名ヲ揚ルモノナレバ。勝軍ニ先ヲ懸。負軍ニ命ヲ捨事。普通ノ事ナレバ不珍。去治承四年石橋山ノ合戰ノ時。兵衞佐殿負軍ニテ落サセ給ノニ。伊藤入道五十餘騎ニテ奉追懸。飯田三郎家義モ伊藤ガ方ニ有ケルガ。唯一騎馳拔テ取テ返テ寄手方ヲ射ル。其間ニ佐殿落延サセ給ヌ。家義ガ振舞人ニ替レリ。

サレバ右大將家代ヲ取セ給テ。先家義ヲ被召出テ賞ヲ行レケルニモ。數千ノ侍ノ中ヲ召拔テ。日本一ノ大剛ノ者ヲ見ヨトゾ被仰ケル。實ニ希代ノ高名也。當道ハイカニモ打コミノ高名ヲバセジト思ヒ。人ニハ少カハリタル振舞ナラント思ベシ。敵ハ千騎モアレ万騎モアレ。我一人シテ討取ラン。又懸散サントオホケナキ心ヲ持ベシ。兵ノ習。勢ニモ力ニモ依ベカラズ。心ダニモ剛ナラバ。實ニ一騎當千ノ儀モ可有。其謂。亦戰ノ先ヲ懸事ハ自昔至今其數多ト云ヘドモ。自保元以來至永久マデ人ノ語傳ニハ。山田小三郎。鎌田兵衞正淸。鎌倉惡源太義平。足利亦太郎。佐々木四郎高綱。梶原源太景季。平山武者所。熊谷次郎直實。柴田橘六。中山五郎次郎。多胡宗内。横溝五郎。臼井太郎。佐野與一等也。日本國ノ侍ノ中ニ纔十餘人也。聊モ不可有

勝劣雖然戰ノ先陣ト云ハ御方ヲ背ニ立テ我身面ニ立ハ普通ノ事也。山田小三郎維行ハ数千ノ御方ニモ捨ラレ。唯一人殘リ留テ。一言ヲ耻テ爲朝ノ陣ニ馳向ヒ命ヲ失ヒ。名ヲ後代ニ揚グ。實ニ勝テコソ覺レ。亦熊谷平山ハ不知山路ヲ終夜越テ懸先陣。是亦普通ノ儀ニ有マジキ事ナレバ。尤不劣コソ覺レ。成田五郎ハ運劣レルニ依テ後陣ニ立トイヘ共。志ノ有難勇者也。或文云。當陣不戰非孝子ト云ヘリ。サレバ戰ノ先陣ヲトグル事。忠孝ノ二ヲ云ニハ。猶孝ハ重ト見タリ。戰ノ先ハ懸ト思ヘバ易シ。實ニ先ヲ爭人ハ。千人ニ一人モ猶希ナル故也。

一親敵ヲ可討用意事。

曾我十郎。五郎。本望ヲ遂上ハ。誠ニ高名至極ナレバ聊其難ナシ。但後輩是ヲ不可學カト覺。彼面々ハ運人ニ勝タルニ依テ擧名也。若成人之後如此迄年。イカナル横死ニモ逢ナバ永本意ヲ空クシ。家ノ疵ヲモ可付。唯親ノ敵ヲバ不可有逗避。機嫌ヲモ不可計。即時ニ押寄テ可決勝負。敵運命盡ナバ本望ヲ遂ベシ。敵運アラバ我命ヲ捨タラン事達メトスベキ也。去バ本文ニハ親敵ニハ是ヲ後ヘ踏事ナカレト。親敵ヲ持者ハ日光ニ不當ト云リ。

一自害事。

大將軍負戰之時腹ヲ切事。尤其謂アルカ。於侍ハ命ノアラン程戰テ討死シタランヲ上トス。但侍ナリトモ主人自害ノ後ハ可隨躰也。

一當座口論事。

不耻辱事ノ而モ懸耳タルハ。戲ニナシテ可打笑ナリ。若雖逼時ハ一筋ニ思切テ咎ベシ。詞ヲ殘ベカラズ。重々問答ノ詞ヲ云合ニハ人モ云懸スレバ次第ニ腹ヲ立テ心中ニ成ベシ

末敵ノ腹ヲ立ザル先ニ詞ヲ不レ殘云ヌレバ。大略人ヲ思煩テ臆事アリ。此時我勝ニ乘レズバ人愈臆。能々可ニ心得一也。

一用心可レ專事。

當家之日記ニハ路次ニテ人ニ行合ニハ。矢ヲハゲテ弓手ニ成テ通レ。亦太刀ノ柄ニ手ヲ懸ヨトモ教ユ。是ハ可レ昔。當世如レ斯事鳴呼ガマシキ事モ有ベケレバ。其程マデ不レ稠共。心中ニハ毎レ人敵ゾト思ベシ。色ニ出ザレドモ用心スレバ必人知之。譬バ流水ノ増減ヲ見テ水上ノ雨ヲ知リ。草木ノ盛ヲミテハ根ノ大ナルヲ知ル。用心アレバ人不ニ思寄一。但命依レ有レ限。若人雖ニ思寄一用心スレバ聊モ不覺ナシ。名ヲ後代ニアゲン事。尤當道ノ本意也。知意無雙ノ人ナリ共。底マデ悠緩スル事ナカレ。一度ノ契約アリ共。人心ノ習。若變ズルコトモヤト可レ思也。弘法大師御詠歌ニ。

惡トモ善トモ如何謂ハテン折々變ル人ノ心チ

ト被レ遊タリ。中ニモ女ニ心ヲ勿レ許。八幡殿貞任退治ノ御皈ノ時。彼侍則任。年來契シ妻女ノ許ニ行ヌ。女悅事無レ限。其夜則任少臥入タリケルニ天井ヨリ手鉾ヲ下。此女鉾﨑ヲ取テ則任ガ心胸ニアツ。驚テ上ヨリ思程ニ指貫ヌ。去ドモ則任少モサハガズ。枕ニタテル小ボコノ弓ヲ取テ。臥ナガラ手鉾ノ柄ニ添テ矢ヲ放ツ。不レ過上ナル男ノ頸ノ骨ニ立ヌ。是命ハ限ニ依テ雖レ死。名ヲ後代ニ留事。併用心ノ故也。亦昔致頼ト云兵アリ。心剛ニシテ强力弓馬ノ達者也。或時月夜ノ面白カリケルニ童一人召具シテ知タリケル女ノ許ニ行テ留リヌ。此女當俯キテ口ヲ見下事アリ。致頼怪思テ。別ノ用アル躰ニテ童ニモ知セズ唯一人太刀ヲハキ。弓ニ小矢ヲ取副テ。小路ヲ隔テ向ナル屋ノ月影ニ柱ヲ後ニアテ、

事ノ様ヲ伺見ニ。夜深テ後兵八人我宿タリツル門前ニ押寄テ。二人ハ弓持テ門脇ニ立。六人ハ太刀ヲ抜テ内ヘ入。致頼ガ童起合テ。主ハ内ニゾト心得テ。散々ニ劔戦、敵三人切留テ終討死ス。致頼一ノ矢タバサミ。一ノ矢ハゲテ。門外ニ立タリシ弓取ヲ射ル。矢ヲ放アヘズ背バネニ一丈バカリ致頼飛退ク。弓取一人矢ノ下ニ射臥セヌ。今一人ノ弓取。今ノ弦音ニ付テ矢ヲ放ツ。致頼背ヲ當テ立タリツル柱ニ矢崎白ク立タリ。致頼亦透ナク二ノ矢ヲ放ツ。是モ矢庭ニ倒ヌ、其後太刀ヲ抜テ内ヘ入テ二人切臥ヌ。一人ハ逃ニケリ。此致頼心モ剛ニ用心深カリケルニ依テ。度々加様ノ高名ヲシケルトカヤ。女ノ物ヲ思ニハウナダレ。男ノ物ヲ案ズル時ハ仰グ、此事思寄ケルコソ有難ケレ。諸事例ニ違タル事ヲ怪ヨト云事、不忘シテ心ニ挿ベシ。是用心ノ宗

肝也、去バトテ侍女ニ不審ナルコトニテラズ、上西門院宰相、建禮門院備前、男ノ肝ヲ奪テ于時ノ庭ニ身ヲ投、同建禮門院右京大夫ハ。前右近中將資盛ノ忌日ニ忍テ佛事ヲ營テ。我ナカラン世マデモト歎テ。

如何ニセン我後ノ世ハサテモアレ昔ノ今日ヲ問人モ哉

ト讀ル女モ有ゾカシ。一篇ナランモ情ナキ事ナルベシ。加様ノ事餘多有其詳略之、亦當家ノ日記ニハ。用心ヲバ臆病ニシテ心ヲバ剛ニ持トゾ教タル。亦戰場ニ臥時。雁列ヲ亂ト云事アリ。或潮ノ滿乾ヲモ意得テヨシ、皆是兵法之用心ニ利アラン爲ナリト、

一旅之用心事。

山路ニテハ登坂ナラバ主ノ御前ニ可立、下坂ナラバ後陣可立也、是ハ我身高ケレバ物ヲ早見付也、亦物ニモ喋寄合セン爲也、凡路次ニテハ前後左右ヲ心懸目ヲ賦リ唯ト佗、

未敵ノ腹ヲ立ザル先ニ詞ヲ不レ殘云ヌレバ。大略人ヲ思煩テ臆事アリ。此時我勝ニ乘レズバ人愈臆。能々可ニ心得一也。

一用心可レ專事。

當家之日記ニハ路次ニテ人ニ行合ニハ。矢ヲハゲテ弓手ニ成テ通レ。亦太刀ノ柄ニ手ヲ懸ヨトモ敎ユ。是ハ可レ昔。當世如レ斯事嗚呼ガマシキ事モ有ベケレバ。其程マデ不レ稠共。心中ニハ毎レ人敵ゾト思ベシ。色ニ出ザレドモ用心スレバ必人知レ之。譬バ流水ノ增減ヲ見テ水上ノ雨ヲ知リ。草木ノ盛ヲミテハ根ノ大ナルヲ知ル。用心アレバ人不ニ思寄一。但命依レ有レ限。若人雖ニ思寄一。用心スレバ聊モ不レ覺ナシ。名ヲ後代ニアゲン事。尤當道ノ本意也。知意無雙ノ人ナリ共。底マデ悠緩スル事ナカレ。一度ノ契約アリ共。人心ノ習。若變ズルコトモヤト可レ思也。弘法大師御詠歌ニ。

惡トモ善トモ如何謂ハテン折々變ル人ノ心ナ

ト被レ遊タリ。中ニモ女ニ心ヲ勿レ許。八幡殿貞任退治ノ御飯ノ時。彼侍則任。年來契シ妻女ノ許ニ行ヌ。女悅事無レ限。其夜則任少臥入タリケルニ天井ヨリ手鉾ヲ下。此女鉾崎ヲ取テ則任ガ心胸ニアツ。驚テ上ヨリ思程ニ指貫ス。去ドモ則任少モサハガズ。枕ニタテル小ボコノ弓ヲ取テ。臥ナガラ手鉾ノ柄ニ添テ矢ヲ放ツ。不レ過上ナル男ノ頸ノ骨ニ立ヌ。是命ハ限ニ依テ雖レ死。名ヲ後代ニ留事。併用心ノ故也。亦昔致賴ト云兵アリ。心剛ニシテ强力弓馬ノ達者也。或時月夜ノ面白カリケルニ童一人召具知タリケル女ノ許ニ行テ留リヌ。此女常俯キテ口ヲ見下事アリ。致賴怪思テ。別ノ用アル躰ニテ童ニモ知セズ唯一人太刀ヲハキ。弓ニ小矢ヲ取副テ。小路ヲ隔テ向ナル屋ノ月影ニ柱ヲ後ニアテ、

事ノ様ヲ伺見ニ、夜深テ後兵八人我宿タリツル門前ニ押寄テ、二人ハ弓持テ門脇ニ立、六人ハ太刀ヲ抜テ内ヘ入。致頼ガ童起合テ。主ハ内ニゾト心得テ。散々ニ継戰、敵三人切留テ終討死ス。致頼一ノ矢タバサミ。一ノ矢ハゲテ。門外ニ立タリシ弓取ヲ射ル。矢ヲ放アヘズ背バネニ一丈バカリ致頼飛退ク。弓取一人矢ノ下ニ射臥セス。今一人ノ弓取。今ノ弦音ニ付テ矢ヲ放ツ。致頼背ヲ當テ立タリツル柱ニ矢崎白ク立タリ。致頼亦透ナク二ノ矢ヲ放ツ。是モ矢庭ニ倒ヌ。其後太刀ヲ抜テ内ヘ入テ二人切臥ヌ。一人ハ逃ニケリ。此致頼心モ剛ニ用心深カリケルニ依テ。度々加様ノ高名ヲシケルトカヤ。女ノ物ヲ思ニハウナダレ。男ノ物ヲ案ズル時ハ仰グ、此事思寄ケルコソ有難ケレ。諸事例ニ違タル事ヲ怪ヨト云事、不忘シテ心ニ挿ベシ。是用心ノ最肝也。去バトテ毎女ニ不審ナルベキニアラズ。上西門院宰相、建禮門院[illegible]、男ノ[illegible]ヲ[illegible]テ千尋ノ底ニ身ヲ投、同建禮門院右京大夫ハ。前右近中將資盛ノ忌日ニ忍テ佛事ヲ營テ。我ナカラン世マデモト歎テ。

如何ニセン我後ノ世ハサテモアレ昔ノ今日ヲ問人モ哉

ト讀ル女モ有ゾカシ。一篇ナランモ情トヤ事ナルベシ。加様ノ事條々有其略之、亦當家ノ日記ニハ、用心ヲバ臆病ニシテ心ヲバ剛ニ持トゾ教タル。亦戰場ニ臨時、隊列ヲ亂ト云事アリ。或[illegible]湖ノ滿乾ヲモ意得テヨシ。皆是兵法之用心ニ利アラン爲ナリト、

一旅之用心事。

山路ニテハ登坂ナラバ主ノ御前ニ可立、下坂ナラバ後陣可立也、是ハ我身高ケレバ物ヲ早見付也、亦物ニモ峡寄合セン爲也、凡路次ニテハ前後左右ヲ心懸目ヲ賦リ唯[illegible]

事ヲ可レ思也。
一道ニ迷時之用心事。
山路ニ蹈迷ニハ水ノ流ニ付テ下ベシ。必可
レ出レ道。野路ニ蹈迷ニハ野澤ノ澤瀉ヲ求テ葉
ノ向タラン方ヲ指テ可レ行。澤瀉ハ必人倫近
方ヘ向故也。亦雪中ニハ馬ヲ放テ其跡ヲ見テ
可レ行。昔齊桓公ニ管仲ト云臣アリ。孤竹ヲ
討テ歸ル。大雪降。歸路ヲ失。仲公老馬ハ路ヲ
知ト云コトアリトテ。馬ヲ放テ跡ニ隨テ得レ
歸國也
一奉公用意事。
先心ハ賢ニ持テ振舞ヲバ世ニ隨ベシ。心ハ曲
節不善ニシテ振舞亦無禮ナルハ。當道ノ器用
ニ非ズ。隱テノ信ハ顯テノ徳ト云事アレバ。
愚人ノ前ナリ共心中終ニ隔アラジ。况ヤ智者
高貴ハ以二一言一其心ヲ知ベシ。譬バ草木ノ動
ズルヲ見テ風ノ吹事ヲ知リ。水面ノ闊ナラヌ

ヲ見テ雨ノ降ヲ知ガゴトシ。亦如レ斯ナレバ
トテ。推量ヲ以テ人ニ誤事ナカレ。人ハ心ノ
底ニ思ハヌ事ヲ詞ニ出ス事モアリ。夫ヲ罪ス
ベカラズ。况ヤ推量ハ偏亡國ノ基ナルベシ。
賞ハ月ヲ不レ出。罸ハ可レ逆レ年ナレバ。如何ニ
モ賞ヲバ急ギ申。行罸ハ緩ニ沙汰セヨ。亦一
人ヲ害シテ万人ヲ助ヨト云本文モアレバ。
依レ事可レ有二斟酌一。万ニ一篇ナランハ可レ惡。次
ニ御輿御車寄ノ事。大旨老ト侍若者ノ役ニア
ラズ。中膓之態ナルベシ。更ニ推參ノ儀ニア
ラズ。御妻戸開レバ大庭ニ畏ベシ。相手ニ色
代センニ。我論ジマケテ先ニ立時ハ。何度モ
下手ヘ可レ參也。
次馬打事。指タル合戰ノ場ニモアラザルニ
先ヲ諍事ナカレ。人ノ進ン時。打圍ニモ無二所
存一ニ似タリ。少シ引下ルベシ。但急事ニハ千
騎ガ中ヲモ進出ベシ。不レ可レ有二斟酌一。但亦夫

モ指ナキ事ニ餘ニ事々シキモ田舎メキタリ。次ニ御宿直事。百日ノ非番ヲ勤タリ共一日ノ當番闕如アラバ不法ノ儀ナルベシ。但難去事ニテ酒醉タラン時ハ當番ナリトモ莫強勤。千日ノ闕如ハ償事有共。一度ノ不覺ニハ長詮途ヲ失フベシ。去バ御宿直ノ時ハ努々打解テ寐ル事ナカレ。眠ニ不堪時ハ恥辱ノ出來ラン相ト思ベシ。恥ト眠ヲバ爭可比之哉。

次ニ小盜人ノ事。唯遁タランニ勝劣アランカシ。不然身ヲ捨テ召捕ベシ。但モシ取アマス事有テ。大庭御門ナンドニ出タランヲ切留。非制限。亦或説ニ所ヲ不嫌唯可討ト云事モアレバ。宜隨主君ノ意歟。

一外ニハ弓馬合戰ヲ家トシ。内ニハ可恐因果之道理事。古今皆惡行ヲ家トスル人々。貴賤亡事目前タリ。人知良ニシテ不知之。仍心得安カラン爲ニ。本朝之近例ヲ少々注ス。少納言入道信西ハ才學世ニ勝レ政道昔ヲ恥ザレドモ。國ニ死罪アレバ大亂不斷ト云事ヲ不恐シテ。保元元年七月ニ絶タリシ死罪ヲ依勸行。其後四ケ年ヲ經テ。平治元年十二月ニ誅セラル。況ヤ無才ノ惡行。遁避シガタキ者哉。亦下野守義朝ハ依宣下父爲其ノ切ル。其後中二年有テ信頼ニ被語テ失ヌ。勅命猶如斯。況於私ノ惡業哉。信頼亦兩月ヲ經ズシテ忽誅セラレシゾカシ。太政大臣清盛公治承三年十一月法皇ヲ鳥羽殿ニ押籠奉リ其後三年ヲ經テ七月ニ子孫悉帝都ヲ下。後三年經テ文治元年春比一門皆亡失ス。源義仲壽永二年七月廿六日入洛シテ平家ヲ追罰シ。則亦朝敵ト成テ。不幾程翌年正月廿日討畢。前車ノ覆ヲ見ナガラ不愼ケルハ愚也ト。其外此間ノ事委不及注。唯有益ノ惡行

ヲ止テ。外ニハ政道ヲ賢ニシテ罪ノ疑シキヲバ天命ニ讓リ。內ニハ慈悲深シテ諸人ノ心ニ隨ベシ。サレバ白居易ハ。千金ヲバ失共一人ガ志ヲ失ザレト云ヘリ。實哉諸道其德多ケレ共。天下ヲ守護シ万民ヲ安ゼン事。當道ニ過タルハナシ。弓矢ヲ帶シテ道ヲ行ニ。前後ノ旅人ヲ守ル思ヒ。唯恐ハ日月ノ國土ヲ照シ水火ノ人畜ヲ助ニ似タリ。サレバ世間ニ僻事出來時ハ。朝敵ニ限ラズ親疎ヲ不レ云。身命ヲ惜マズ事ノ理ニ付テ誤ヲ罰シ弱ヲ助ヨ。武家トシテ所領ヲ知行スル國。併國土ヲ守護セン爲也。兵粮米ヲ食シナガラ此心ノナカラン輩ハ願ル盜人ニ同ジ。サレバ晝夜此念ヲ忘ベカラズ。亦寢テモ覺テモ心ニ挿テ子孫ノ後榮ヲ願ベシ。水增トテ減ジ。灯消ントテ光ヲ增。身ヲ正クシテ衰事ヲ愁ベカラズ。心不直シテ榮事ヲ不レ可レ悅。

一武藝ニ付タル道々ヲ可レ伺事。

當道ニハ善惡トモニ心得テ。善ヲ賞シ惡ヲ好ベカラズ。更ニ不レ知事ハ時ニ執テ不覺可レ有也。先博奕ヲセンニハ一ニ心。二ニ物。三ニ上手。四ニ性。五ニ力。六ニ論。七ニ盜。八ニ害。此八。一モ闕テハ勝事有ベカラズ。去バ勝者ハ希ナリ。一ニ心トハ負ヲ大事ト思ベカラズ。二ニ物トハ物ヲ多持テハ一ツ負レバ二ツ立。十負スレバ二十立。如レ斯スルニ一度ヲトサヌ事ナシ。三ニ上手トハ下手ニテハ勝事ナシ。四ニ性トハ上手ナリトモ性利カラズンバ勝ベカラズ。五ニ力トハ餘負タラン時ハ奪取ベシ。力弱クテハ叶ベカラズ。六ニ論トハ其日ノ場ハ雖トモ論ニ負ベカラズ。七ニ盜トハ人ノ目ヲ暗ガシテ盜ヲ能スル事也。八ニ害トハ前ノ七ノ道不レ叶時ハ害ヲシテ取ベキ也。サレバ內ニハ破戒ノ罪深

ク外ニハ五常ニ背ケリ。古人ノ云。勝ヌレバ敵ヲ儲ケ。負ヌレバ愁多シ。能々可ㇾ愼。次ニ雙六ノ事。サスベキ所ニハ後ヲサシ。引ベキ所ニハ其人ノ衣ヲ引。去バ合手ノ傍ニハ人ヲ置ズ。其時ハ甲蓋ニテ疊ヲサシ我足ヲ引。亦サシヒクニ懸テサ文字。ヒ文字ノ頭ノ言ナドヲバ詠ズ。亦見ヲ打事アリ。口傳日數。次ニ圍碁事。四ニ分テ是ヲ春夏秋冬ニ配スベシ。サテ手ノ有所。春ナラバ春ノ言ヲ詠ズベシ。自餘可ㇾ准之。次馬ノ事。馬ニヨク乘ル者ハ一騎ナレ共普通ノ人十騎ニモ輙不ㇾ切蔭。組レズ。尤此藝ヲ習ベシ。次ニ馬飼事并ニ弓射事ハ。常ナレバ不ㇾ輕之。次管絃ノ事。凡有情ノミナラズ音有物。必ズ宮。商。角。徵。羽ノ五音ヲ離ズ。或文云。世間ノ盛衰ヲ量リ。人畜ノ生死ヲ知ル事樂ニ過タルハ無ト云リ。深事輙ク人々知ガタケレバ。先其日ノ鯨波或ハ戰呼ノ音ニテ合戰ノ勝負ヲ知べシ。時ノ調子ヲ王。相。死。困。老ニ當テ。王相ノ二ハ吉シ。死困老ノ三ハ惡シ。死ハ最モ惡シ。老ハ次ノ惡。困ハ亦次惡。其次第ハ。

雙調。王。春	黄鐘調。相。	一越調。死。
平調。困。	盤渉調。老。	黄鐘調。王。夏
一越調。相。	平調。死。	盤渉調。困。
雙調。老。	平調。王。秋	盤渉調。相。
雙調。死。	黄鐘調。困。	一越調。老。
盤渉調。王。冬	雙調。相。	黄鐘調。死。
一越調。困。	平調。老。	
土用。		
一越調。王。	平調。相。	盤渉調。死。
雙調。困。	黄鐘調。老。	

次ニ庖丁料理ノ文。別傳有ベシ。亦何其ナク大和詞ニモ携リ艶カルベシ。古今ノ序ニモ猛キ武士ノ心ヲ和グルハ哥也ト云リ。當道ハ

情深シテ心ヲ剛ニ持ベキ也。當時ハ定命六十歲、或壽長トモ七八十歲ニ過ズ。如何況ヤ老少不定ニシテ。電光朝露ノ如クナル命ヲ惜テ永ク我名ヲ失フノミナラズ。家ニ疵ヲ付ン事歎ノ中ノ歎也。最後ノ時尋常ニシテ後代ニ名ヲ揚テ譽ヲ子孫ニ施ン事。爲君爲家。忠孝何事カ是ニシカン。露ヨリモ仇ニ幻ヨリモ墓ナキハ。唯當道ノ命也。何ヲ期シテカ勵ズ。何ヲ知テカ歎ザラン。然バ何ノ宗ニテモアレ。常ニ心ニカケテ忘ベカラズ。是一大事ノ最要也。當家ノ大抵如斯。書ハ詞ヲ盡サズ。詞ハ心ヲ盡サズト云リ。能々是ヲ思ベシ。用心ハ現世安穩後生善處ノ謂ニ叶ヘリトナン。

忍ツヽイク度カケル玉章モ思程ニハ言レサリケリ

ト云古歌モ此心ヲヨメルナルベシ。

右義貞記得一古寫挍

武具要説

天文□年五月八日。信玄公。小幡山城守。原美濃守。横田備中守。多田淡路守　山本勘助、以上五人を被召出。土屋右衛門尉。內藤修理亮兩人を以被仰下けるは。一切の武道具。善悪のわかちなく拵ては。必用に立まじく候と思召れ候。若き士ども若他國の境目などにて敵討。其外勝負をして仕損ずるも仕すますも。時の運によるべけれども。其手道具をあしく拵へ。用に立得ずして。仕損たらん者は。武田家にて不穿鑿なる道具を持て仕損じたるなどと沙汰あれば。信玄が不覺にも成べし。武道具の吟味は度々手に合ずしては辨がたし。若き士其の爲。又武道具拵候ためなれば。いづれも所存の通可申上之由にて。則一ツ書を以御尋被成。武田家は度々手に合。

他國にも聞え有衆數多候得共。一城をも御預置候侍大將には。御遠慮有之不被仰聞候。尤與力同心の內にも。場數手柄之者如何程も可有之候得共。是は大勢の中にて誰彼と御撰被成候も如何に思召。足輕大將の中にて右五人功者と申。何も五十度餘宛手に合たる者共なれば。然べしとて此衆へ被仰付候。

馬之事。

一橫田備中守申分。大長成馬惡敷と申者有之候。其子細は第一敵中にて急成時。乘下り自由ならざる故と聞え候。是は名人の何とも理有ことをたれぞ一理有之候を申たるを聞傳へて。手に合ざる者の口に任せて申たる成べし。敵の中にて馬より下り勝負を仕り。又本の馬に乘働候事。無左右者之儀に御座候。瘦たる馬は組討など仕たる時。其儘立留ることも候へども。十に九留らぬ物にて御座候。馬の氣のむきたる方へ駈行者なれば。其馬をとらへて難乘候。勝軍の時追討などには。中間小者も續くものなれば。乘放したる馬をも引よせて。口をとらせて乘には。さのみ大長の馬なりとて。乘ぐるしき事有間敷候。勝負いまだしれざる時。馬を入れ下り立て。敵相を仕。又馬に乘て働などと云事は。不穿鑿の申分成べし。五寸餘の大馬に乘たる敵に一寸二寸の小馬に乘ては。いかに覺の人成とも敵を仕ふせる事成まじく候。馬上の組打と申は。先ッ勝の物にて御座候。兩方先後なければ。兩方ともに馬より落る物にて御座候。二寸の馬と三寸の馬と出合たる時。二寸の馬に乘たる方より先を仕れば。二寸の方勝に成ものにて御座候。三寸の馬乘たる方より先を仕れば。二寸の方負に成ものにて御

座候。鞍の前輪に押付て首を取などと申も。我先ン勝の事にて候。我等の所存には。軍場馬には大馬にこす事御座あるまじくと存候。
一小幡山城守申分。横田申所尤に候。常には小長成馬摂能御座候間。人の好も道理にて候得共。常に乘下り仕習ひ候へば。大馬も苦にならざる物にて候間。願はくは大馬を好み。乘習申度物にて御座候。
一原美濃守申分。右之衆申所尤に候。板垣信形と村上方と働候時。村上方に名高く聞候長谷倉熊之允と申者。信形の二寸にたらぬ馬に乘。信形同心の小嶋忠兵衞に駈合せ。忠兵衞を切落し。長谷倉さすがの者ゆへ。忠兵衞づれが首をば取不申。菜に乘り掛り。鐙がらみを仕候。私馬は五寸に餘りたる馬にて。長谷倉が馬を引まくりて腹帶を引切り。鞍共にはね落し候を。やがて我等の小者。長谷倉が首を取申候。勝負は運によると申ながら。我等小馬に乘て候はゞ。安々と仕ふせ候事は成間敷候。是も大馬故利を得申候。
一多田淡路守申分。右之衆申處至極に候。大馬の一曲あるならでは。戰場にて用に立不申候。曲と申内に籠曲あるは無用に候。平生乘合能き馬は。大勢の中にては人に醉ひ馬にせかれて進む氣なくして。中々氣の毒成物にて御座候。一氣勝てつよき馬ならでは。大勢の中へ乘込とても。業は無之者にて。一手の大將を仕程の者。敵の中へ馬を入るは。我働を心に懸。自身勝負を仕らん爲計にては無御座候。就中足輕大將などの馬を入る事は。畢竟敵の備を乘破て。我手の者共に能働させんが爲なれば。一寸二寸の小馬にて大勢の中を駈破候事中々成間敷候。
一山本勘助申分。何茂の申分尤候。馬も不吟味

なる所より出たる馬はとくと穿鑿致可求事。其故は今川義元の家中によねまきと申候伯樂有之。肢ぶり悪敷馬の筋を切申候。不吟味なる士衆。馬の足ぶりを專に好み。馬を求ては前肢後肢の筋を切。常に責廻ては前後能などと云ありき候。或時義元の出頭人三浦右衞門大夫と申ものの松平清康の内衆内藤又左衞門と申者と天龍の渡し場にて喧嘩を仕候。內藤は騎馬拾騎計。步行彼是五十計の人數にて御座候。三浦は騎馬五十騎。步行足輕共三百計にて押懸候て。內藤川を引越申候。三浦がものども是をみて。勝に乘。貳三拾騎ひた〳〵と川に打入候を見すまし。內藤取て返し鎗を合せて候。例の筋切れたる馬どもも川中ををよぎ得ず散々に押流され。內藤突勝て騎馬徒立五六十人討取申候。馬の筋切る馬鹿者言語道斷に候。彼筋切たる馬は水ををよぎ得ず。坂を越事ならず。大かた木馬同前なるべし。尤常には坂を乘り。川を渡すにも流のをそき水の淺き川は越ものにて候。坂を早道に乘上り乘下り候事ならず。水早き河と長の及ばぬ川は渡えぬものにて御座候。かやうの所より出たる馬は。能々吟味有之求べき事に御座候。何も尤の由申候。

鎧之事幷其足下蓋手臑宛之事。

一山本勘助申分。昔より人々の望次第色々威候へ共。善悪の差別慥と無御座候。甲も鎧も糸ずくなに手がるく威たるが能御座候。頭のかこひに成候事は。桃形などの類の鉢。細くかるき甲が然るべく候。鎧は楯皮。佛胴などの類の胴内に糸のなきやうに威たるにしくは御座有間敷候。其足下に夏冬共に編入たるが能御座候。蓋手臑宛は。善悪のおほえ御座なく候。

一原美濃守申分。山本申所至極候。韮崎御合戰の時。成程見事成縫掛胴の鎧を討取仕候。我胴に能合申候間。瀬澤御合戰の時着用仕。鍮を合。疵を蒙候。前後無覺深手を負申候。是は縫懸胴ゆへと存候。其故は縫掛は鍮だまり刀だまりに成申候故。少あたりたる鑓も。脇に走る事ならぬ故。能通る物にて候。かせぎを心懸る者などが縫掛を着る事可ㇾ爲ㇾ無用候。其足下は山本申如く。綿入ず候へば。冬寒く。夏は金物日にやけたる時。堪忍ならぬ物にて御座候。此外の小道具させる吟味有之間敷候。あしければ取てのくるにやすければ也。惣じて鎧は少つまる心に拵たるが能候。一大事に可ㇾ仕は足の裏にて候。餘の所は少し計手負ても。さして妨に成物にて無ㇾ御座候。足の裏は少にても疵付候へば。働るる物にては無ㇾ御座候。草鞋の上にはいため皮か又はうすがね抔を踏敷たるが克御座候。木竹の橛。矢の根菱などに踏かけ。又は鑓長刀などに踏かけたる時。痛ざる爲也と申候。何も尤の由申候。

刀之事。

一小幡山城守申分。刀は長き短きによらず。直を嫌申候。第一手の內まはる物にて御座候其上切先下りの物をきるに切れず候。勝負はさのみ長短にもよるまじく候。某此以前信州海尻にて盜人を仕留候に。一人は三尺餘りの刀を持。一人は貳尺四五寸計の刀持申候。二人相手に仕。我等は三尺の刀にて仕候。先長き刀を持たるものを唯一太刀に切伏せ候。短き刀を持たる奴と渡し合。半時計切合候得共。切留る事不ㇾ能成。組打に仕。漸仕留申候。放打は十五六度も仕候へ共。是程難儀仕たる事無ㇾ御座候。長短の勝劣聢と御座有間

敷候へども。一寸手増りと申事候間。長きに利可有之候。尤長短とも所に寄り申候。

一原美濃守申分。長き刀は指主の腕次第に利可有之候。三尺餘の刀を自由に振廻候者は度々手に合。物馴たる人は各別。初而のものなどが少し劒術を習たる分にては。輙仕留る事は成間敷候。我人戰場は申に及ばず。殺害人切籠り者などを仕にも。二度三度までは氣せき候て。平生の心とは替る物にて御座候。一度も手に合ぬ者は敵合を仕れば。氣上りて目見えず候ゆへ。切先四五寸違はぬ程にて。打太刀引太刀の見分なく。ひた打に打て。勝負を盲打に仕候。尤劒術を能つかひ。度度手に合たるは。山本勘助などが如く鬼に金棒たるべし。某は終に兵法稽古仕たる事は無之候得共。此以前より二尺九寸の刀一ツを持て戰場仕。物には四十度餘り手に合候へ共。不覺を取たる義無御座候。小田原に罷在候中に。中村兵彌と申京流の兵法つかひ。傍輩をあやまち欠落仕候を追懸。ぬき流し切結候。流石の兵法者にて。つゝと入て某が肘に刀をすけ候。我等も乍不調法度々手に合たるしるし。すけられたるをはやく見付。其儘踏倒し申候。腕はなき物にて候。是は兵法は不存候得共。度々手に合たるにて見付申候。指主の腕次第と申は。甲の眞甲などは。小き刀にて打ては。相手の死ぬる程にはわれぬ物にて御座候。

一多田淡路守申分。刀は人々の生付次第可然候。微力にて重き刀は。業すくなく候。強力にて輕き刀も惡く候。大男の短き刀も不好事に候。小男の長き刀は猶以不可然候。とかく我手に合て。古刕の能切るを指候はゞ可然候。新身は今年よくても明年切のおしきも有

之。頼なき物にて候。身細き刀は生膚の者切候へ共。鎧の上を打候へば。名作は不レ知。大躰の刀はゆがむ物にて御座候。ゆがめば名誉の切れ物も。きれぬ物にて御座候。

一横田備中守申分。長き刀は大勢に渡し合て戦候へば。後には切先下りに成て敵きられぬものにて御座候。美濃守申候如く。初心の間盲打を仕。切先を打下げ。多分土に切籠むものにて御座候。數度手に合たる者と合ざる者との替りは爰にて御座候。土を切初心の者を切馴たる者が切には造作もなき事に候。平加成瀬と信虎公との御合戰の如く。日の内に度々の合戰に成ては。長き物は皆切先下りたる由に候。昔も義經芳野山にて忠信に太刀を給はるに。寸延たるは大勢に逢てはあしかるべしとて。二尺七寸の太刀を給りたると承り候。去ながら相手むかひ。又は貳人三人をしまふには。狭き場所にてさへ無レ之候はば。腕に叶たらば長きにしくはこれ有まじく候。

一山本勘助申分。喧嘩口論又は放打の仕物などは。長き刀を抜立ぬ内に短刀を以て手早く仕伏て利を得たる者は短を好み申候。又短刀持たる者を長き刀にて強力の者が打倒などして勝たる者は。長きを好み申候。塚原卜傳は。刀は人の長によりて指すもの也。臍の上に鍔の越刀をさゝぬものと申候由及レ承候。然共小男が長き刀にて能働申たる例も御座候。尤卜傳は戰場の高名其外仕合ひ等も度々仕たる兵法の名人にて御座候へば。あらぬ事は申間敷候。勝負と申は人の運によるなれば。長短の沙汰は申に不レ及候へ共。山城守申如く。一寸手増りと申時は。長きに利可レ有と被レ存候。小男にても抜にさはりなく腕に叶たらば。長き刀尤に候。常に三尺の刀が自由に抜

候はゞ。二尺七八寸の刀を指て可レ然候。卜傳近江の蒲生家へ參候時。三尺程の刀を指て屏風の脇を通り候に。陰より抜身の刀を持てつゝと出て打掛候男有之候。其時卜傳は飛しざりて脇指を抜。其相手を仕留申候。場間つまりたる所にて刀を抜候はゞ物にもつかえ。又物あひもをそかるべく候。兎角場所によりて長短共に利可レ有之候。其時卜傳を切らんと仕たる者は。落合虎右衛門と申兵法づかひ。卜傳と京都にて木刀の仕合に負。蒲生家中に居たるが。其遺恨にて仕たると聞え候。

脇指之事。

一原美濃守申分。脇差は刀にて働れぬ所を働ための脇指也。又さすがなどと申て。尺にもたらぬ物。懐中仕ものも有之候。その義は一圓合點不レ參候。腰に付たる刀脇指をさへ用に立得ぬ不覺人が。人に手ごめにあひて後。懐中のさすがを以て敵をしとめ可レ申との所存。無覺束レ被レ存候。又さすがにて刺殺さるるほどのぬけ者は。人を手ごめに仕事も成まじく候。所詮刀脇差の吟味計にて可レ有御座候。

一多田淡路守申分。膝を組かはし。又は二階下など刀のあつかひならぬ所を。脇指にて可レ仕候。美濃守申分尤に候。脇指の寸一尺七寸より内は業有之間敷存候。其故は三尺に及ぶ刀を以切籠り者。又は立合の勝負など仕に。毎度に物打にて切るゝ物にては無御座候。切先に當り手元が當り。尤中にも當り。一圓定り無之候。然共一尺五六寸の脇指にては切はづし候事多かるべきと存候。短き脇差にても敵のたゞ中などを突通しなどと仕たるは子細なく候。人を突と云は。たやすく

成事に而無二御座一候。油斷したる所などは知らず。目と目を見合候ては。切る事はいかにも仕れども。中々短刀にてつかるゝ物にては無之候。たとへ突たりとも。鎗にてさへつかれながら働もの有之候。況や手と手を取かはす程にて突たらんには。當の刀をうたぬ者は御座有まじく候。尤名人は一尺二三寸の脇差にても思ふやうに切あて可申候。我等如きの者は。幾度手に逢候ても。刀のあて所を定て切事はならず候。ためし物を切にも。少間積り違へば當り所違申候。ましで男と男が刀の柄もくだけよと握り。鐵石もたまらずきれよと打時に。刀の當所が成事にて無二御座一候。あたるが幸にて御座候。刀のあて所が違時には。壹尺四五寸の脇指などは切はづし申事道理にて御座候。短くするとてさのみ寸短は詮なかるべき樣に被レ存候。

一小幡山城守申分。右之衆申候所何も尤にて候。先年小田原より眞景流の兵法者太田和源内と申者參り。弟子數多取。指南仕候。太田和申候は。壹尺五寸の脇差と三尺の刀と打合候に相打に成と申候。つゝじが崎にて切籠り者有之候を彼太田和行合て。壹尺五六寸の脇指にて仕候。相手は三尺程の刀にてひき家の内にて相打に仕候。相手寸延の刀故。戸に切込たる處を何の手もなく仕留候。其後太田和身延へ參詣仕候に。道にて殺害人に行合。刀は不レ拔。脇指にて切合候。是も相手は三尺程の刀にて御座候。相打に仕。太田和腕を切れ候。太田和が脇指は。相手の刀に當り申候。太田和被二切倒一候處に。もろ角豐後守參り合。相手を仕留申候。太田和兵法は能もつかひ候へかし。手にあはぬ故。不穿鑿なることを申候。其ゆへは三尺の刀と壹尺五寸

の脇差が壹尺五寸をくれ候へ共。片手打に仕候故。三尺の刀と同寸になる也。手を添ては三尺になる道理なれば。三尺の刀と相打にしては先の刀手に當ると云。合點不仕候。算打木とうかなどのごとく。眞劔も少の請はづしにてかちたるが心得候也。すべて手にあはぬ兵法者は。心得ちがひ越度有べき様に被存候。太田和初はつゝじが崎にては狭き所なれば脇指にて仕事尤にて候。身延の途中にて脇指を援も不功者なり。一度の利をいつも能事と思ふは僻事なるべし。北條早雲の歌に。いる道具いらぬ道具を思案していれども用ゐいらずとももてと讀給ひしは。尤の事也。美濃守申如く。刀にて働れぬ所の脇指也。指身　右身強弱の吟味は刀同前にて御座候。

一由本勘助申分。何も申所尤至極にて候。塚原卜傳は。常に貳尺四寸の刀をさし候へ共。仕合ひなどの時又は放打の者。其外覺悟仕たる時は。いつにても三尺程の刀を以仕候由承及候。爰を以案じ候得者。長刀のあつかはれぬ場所にては。短き物にて仕道理にて可有御座候。

刀之柄之事。

一横田備中守申分。刀の長短によらず七寸より内の柄は悪く候。長きが能とて八寸より上の柄もあしく候。長く仕候とても柄さきを取て打合るゝ物にては無御座候。柄さきを取て打候へば。當ル所も弱きものにて御座候。然者長きも詮なき事にて御座候。又短き柄も錣本を取ても柄先を取たるも同前に罷成候。握たる左右の手合少もすき候へば。打太刀少も延不申候。當りも悪敷物にて御座候。しかと手に不逢者が。柄壹尺にして手合をあけて振るが。つよみにて當りも能きな

どと申候は可ㇾ笑事にて御座候。長き刀は間をのばして當るが肝要にて候得共。打所がのびねば短き刀も同前に候。長き所の詮無御座ㇾ候。柄長ければ第一馬の乘下り。蓑のした。何とも指にくき物にて御座候。

一原美濃守申分。柄の大成は早く腕草臥る物にて御座候。旋と手に不ㇾ逢者がつよみなどと申は可ㇾ笑事に候。某此以前大成柄を好み。まゆみと申木にてかき入させ。弓弦にて卷堅め。其上を菱卷に仕さし申候。韮崎御合戰の時。太刀打を仕。手をいたまかし申候。其故は細き柄より殊外手の內せき。結句早く草臥申候。かき入木さへ丈夫に候はゞ。こたへ可ㇾ申様に存候へ共。一向左様に無之物にて御座候。柄は少細めに仕。よき鮫を掛たるが。手の中も能。戰ても微塵に摧不ㇾ申物にて御座候。

一小幡山城守申分。右之衆申所尤に候。あまり白く洗たる鮫。黑く塗たるさめは弱く御座候。あら鮫のまゝにて。裏をもさのみすかざるが能御座候。

一山本勘介申分。右之衆申處至極に候。柄は革にて卷たるは惡敷御座候。血にぬれたる時拭候へばとても。手の中廻る物にて御座候。

脇指の事。

一原美濃守申分。刀の柄と吟味可ㇾ爲ㇾ同前。人によりて。片手打の物なりとて。やう〳〵一束計に仕者も御座候。是は不ㇾ宜候。強力にても片手計にては時をうつし。戰るゝ物にては無御座ㇾ候。腕痿たる時は。兩手にてさへ働れず候。いかに短き脇差にても。一束三伏もかゝる程には仕て可ㇾ然候。貳尺に餘る脇指には。柄も二束掛る程に不ㇾ仕は可ㇾ惡候。塚原卜傳が壹尺四五寸の脇差を片手に持て居るを三尺程の刀を以て打に。其脇差少も働かず。落

る事なきを諸人奇特と申せども。卜傳何の用にも立事にあらずと申候。卜傳ほどの者がうたねばこそ。此脇指を打落し得ず。衆愚謂々不レ如ニ一賢唯々一とて。卜傳は一向に左様の義不用と承及申候。かやうの名人が片手にて名譽をしたるなどとて。是をまねるは鵜のまねする烏にひとしく候。尤脇差は刀の如くつよく戰事なければ。柄短くてもくるしからずと云人可レ有レ之候得共。諸事一偏にかたぶく事あしければ。脇指の柄も強拵へ。自然の時越度なき樣に心得肝要成べしと申候。何も尤のよし申候。

鍔の事。

一山本勘助申分。鍔は大なる鍔能御座候と功者ども申候。丹波の赤井惡右衛門は。刀をためすと云は。さのみ切る切れぬの沙汰はいらぬ事也。鍛能して折れずまがらぬ刀を持て。身をすてゝだに打たらば。敵をしとめぬ事は有まじ。刀をためさば鍔をためさでは詮なしとて。刀に鍔懸て。刀にて切らせてためされしに。いか程薄き鍔にても。鐵にてさへ候得ば。鍔を切落と申事は無御座候。厚き鍔にても。無地の鍔小き鍔は。鍔に強く切當候へば。目釘が一たまりも不レ仕。又目釘強候得ば。刀が鍔本より曲り折る躰仕候ゆへ。惡右衛門は常に大なる鍔の薄くすかし有を被レ用けると承り及候。強きに強きは。當りてくだくる道理可レ爲候。鍔に當る事は。十度に一度あたるかあたらぬかの物にて御座候へ共。當りたる時の爲なれば。少し薄き鍔のすかし有之。地鍔の鍛能を掛申度由可レ爲尤に候

一原美濃守申分。勘助申所尤に候。某此已前目釘一打は物よはく存。二ッ打て指たる事御座候。太刀打の働を仕。後に見候へば。打たる目

釘が僅に殘る事も御座候。又少も損ぜざる事も御座候。是は如何樣鍔を切られたる時損申たる成べしと申候。何も人の氣の付ざる所の吟味。尤之由申候。

鎗之事。

一原美濃守申分。鑓と申は刀長刀にてなるまじきと思ふ場にて。敵をしおほする爲の鎗なれば。二間より短きは詮なき事に御座候。第一短しては馬武者がつかれぬ物にて御座候。敵身方相掛りに懸る時。人より先にさへ進めば何程長してもつかゆる事は無御座候。詫と手に逢ぬ者共が鎗の合時に。氣にせかれ心を取うしなひ。先へ進む事もなく。大勢にもつれ合て。鑓にて敵を突といふ事も思ひ分ず。うは聲になりて敵身方と見わけず。先きをば見ずして足本計を見て。かどめ打に盲打を仕者共が。鑓の柄の長きはつかへて

惡敷などと一向不吟味成ことを申候。鑓の穗も願はくは長きが能候。其故は鐙の上を鑓にてつくに。柄まで通ことは稀にて御座候。四寸五寸の穗にて突ては。足下に死る物にて無御座候。然ども長きは重く御座候ゆへ。人人あつかひ成かね候間。穗は短くても其分たるべく候。

一横田備中守申分。美濃守申所尤に候。塚原卜傳が。常には短き刀をさせども覺悟したる事の有時は長き刀を指と承候ごとく。常の用心持鎗には九尺壹丈に仕ても可然候。長きに飽は有之間敷候。自然長き鑓の惡敷所にては。短むるは自由にて候。盜人殺害人等仕留候には短き鎗も可然候。長刀など持たる敵を九尺壹丈の鎗にて突事は。相打に罷成申候。三尺二三寸の刀にても相打になり候。短き道具をしをほする爲の鎗を相打に成候樣

に拵ては詮なき事たるべく候。何も美濃守備中守申分。至極の由申候。

長刀之事。

一山本勘助申分。長刀はさのみ替たる吟味有之間敷候。是も手に叶候ほど身の長き程可然候。小長刀は聢と役にたち不申候と功者ども申候。塚原卜傳と下總より出たる梶原長門と申す長刀の名人。武州川越にて仕合ひ仕たるに。彼長門は常に一尺四五寸の長刀を以てつばめなどを切落し。雉子鴨などの地に居たるを切て取程の名人にて。鎗太刀など度々仕合いたし。切籠り者放し打の者をも數度仕。後には手かれて此度は左の手先に右の手を後に切。其後首を切らんなどと詞をかけて。少もたがへずしすますほどの手だれなり。卜傳が弟子共。彼長門と仕合ひには如何あらんとあやしむはことはり也。卜傳申は。皆道理をしらで奇特なる事を貴び候。長門が長門ほどの名人には出合ぬに依て名譽成事を致候。鵙と云鳥はぬしが身四ッ五ッ合せたるほどの鳩を追廻し機逸物なれ共。ゑつさいとて。鳩半分もなき小鷹に逢ては。其氣逸物も不出合。木の葉竹の葉の下にかくれ廻る物なり。惣じて我より初心の者にあひては。奇特不思議も有ものなり。長刀と云は太刀打の場間より一二尺遠き物を切てとる道理の物也。然に壹尺四五寸の長刀にて。相手の兩の腕を貳度に切などと云は。相手が能々拙ければこそ左樣にはいたすなれ。某長刀は常につかはね共。兵術一致とて皆同道理のもの也。三尺の刀にてさへ思ふ圖に人は切られず。まして壹尺四寸の小長刀にて。六尺外にて切はづさぬ如く切といふは。鳥けだ物か。心を取失ひたる相手ならばさも有べし。

物なれたる者が聞ては至らぬ事也。二尺より内の長刀は柄の短き鎗と同前たるべし。九尺壹丈の鎗にて突抜れても。當の太刀はうたるゝ物也。況や長刀にてつかれたりとても。當の太刀をうたで死ぬる事はよも有まじと申。二尺八九寸の太刀さして仕合場に罷出候。長門は例の壹尺五六寸の小長刀にて仕候。互に床机を立てすら／＼とかゝるとみる中に。長門が長刀鍔本より壹尺計おゐて二ツに切落され。唯一太刀に切られ候。卜傳は兵法の家なれ共。所により長刀をも鎗をも持て勝負を仕候。長刀持ッ時は二尺四五寸ほどの大長刀を持申候。然ば長刀も長きに利有べしと被ㇾ存候。何も尤之由申候。

弓之事。

一原美濃守申分。弓にて勝負仕たる事無㆓御座㆒候故。可㆓申上㆒様無㆓御座㆒候

一山本勘助申分。美濃守申所尤に候。日置彈正と申弓名人。握を常には皮にて卷候へ共。戰場に持弓は。稗の細繩にて卷たると及ㇾ承候。いか樣道理有之事にて可ㇾ有㆓御座㆒候。一ノ宮隨巴と申射手が申候は。弓は勝つ筈にしたる物也。さのみ遠き計をいる弓にあらず。弓にて勝負をせば。切先とゞく所にて矢をはなせと申候。尤に被ㇾ存候。何も尤之由申候。

矢根之事。

一多田淡路守申分。自射て覺たる事は無㆓御座㆒候へども。細く長き根が可ㇾ然樣に被ㇾ存候。其故は矢疵を被り候にほそく長き根ならでは深く立不ㇾ申候。たゞ根は大なる根も痛不ㇾ申候。大兵の射たるには大成根程利可ㇾ有㆓御座㆒候へども。大兵はさのみなき物にて御座候へば。尻籠靭等に入置候根は。細く長きが可ㇾ然被ㇾ存候。

一山本勘助申分。淡路守申分尤に候。射手方にはいか程も善悪の沙汰可レ有ニ御座一候。是は我々矢に當りて考たる所也。一宮隨巴が申候は。四五間の間にて敵を射るには大なる根にて射る物也。少し遠き物を大成根にては矢業なしと申候。尤に被レ存候。何も淡路守勘介申分尤之由申候。

鐵炮之事。

一小幡山城守申分。鐵炮は遠き物を打に無双の道具なり。殊に城に籠りたる時重寶也。鐵炮の難儀は雨降りにあつかはれぬ物。其所計也と申候。

一横田備中守申分。山城守申分尤に候。敵間遠き所に而無類の道具也。間近き勝負を鐵炮にて仕は危き事也。其故は少々の内火が通せぬ事有之物にて御座候。又矢次のおそき物也。士と士が出合には戰場は各別。其外の事に鐵炮にて仕ては。ほめえぬ事に而御座候と申何も尤之由申候。

一右五人衆鬮取仕。諸道具之事。段々に銘々い所存申上候。其後信玄公家老衆被レ召。此書を御見せ被レ成。御意被レ成候は。人は道具の善悪によらず。勝負は運に依事なれば。此吟味不レ入事なれども。一度も手に逢ぬ若輩者は。父はの時役に立心得なく諸道具を拵候者。以來信玄が鋒鈍なる某と思召。右五人の者に被ニ仰付一。穿鑿被レ成候。然共か樣事諸人の手遊びに成如く。物淺く成てはいかゞ被ニ思召一候間。士大將に此書付を御見せ被レ成。不穿鑿成道具の拵を仕者をば。家老衆は不レ及レ申侍大將衆より能々申教よと被ニ仰付一候。家老衆侍大將衆。御近習衆之外者。此書付を見たる人無ニ御座一候。或時信玄公被レ仰候は。武要の大事を述たる一卷計にして置。必失て後には書き

く成物也とて。山形三郎兵衛。横田十郎兵衛。兩人に此書を寫取候樣にと被仰付。二人共に寫申候。長篠の合戰議定相究たる時。三郎兵衛方より今度の軍に十に九ッ討死仕べし。さしも信玄公嚴重に被成候書物を諸人見さらし候事。死後までも口惜ければとて。此書を川中嶋に爲持候故我等所持仕候。明日にも我等相果候者。後誰人の手に渡り申候とも。疎相に被成間鋪候。其故は赤蠊の黒燒は。名譽成喉痺の藥にて候へども。諸人知り候へば用候者無御座候。如此能書物も人毎にしり候へば。沙汰せられぬ事の樣に成行申物なり。能々秘藏可有之候事肝要候。外題を武具要說と被仰付候物也。

天正五年丁丑三月八日　高坂彈正書置之

右武具要說以土井利往本挍合

馬具寸法記

馬具寸法事。

一つめうちいたの寸尺の事。いたの長さ二尺五寸。廣さ一尺八寸。きりの木をすべし。

一つめうちつちの寸。まはり八寸。長さ一尺二寸。つちのかた二寸五分。その下に一寸置て。竹のふしをすべし。

一つめうち刀の長さ四寸五分。廣さ一寸五分也。えは六寸にすべし。

一うらはらいの寸。七寸也。又さきをばひらくけずり木には。やまうつぎをもつはら用ゆべき也。

一身はたけ刀の寸。二尺八寸。ふしを取て竹をけずる。をを付べし。

一はながわの寸。長さ一尺二寸也。廣さ二寸五分也。

くしの寸法事。長さ三寸二分。ゑは四寸也。合
て七寸二分。廣さ三寸五分也。はを七ッ付べし。
一かうばさみの寸法事。長さ九寸。廣さ八分に
すべき也。又六寸五分にはを付べし。
一さしなは寸法。二丈一尺也。ふとさは八分に
すべき也。
一たなはの寸。二丈八尺也。左右へうつべし。
一手綱之寸法事。長さ五尺三分也。
一はらおびの長さ六尺にすべき也。
一尾ぶくろの寸。長さ四尺五分とこゝろへべき
也。
一あしゆゐなはの寸。長さ七尺也。是なへのを
の長さ。同意也。
一あしだの高さ九寸也。はの廣さ六寸二分にす
べき也。
一きせぎぬの寸法事。三尺八寸のわ。五のにつ
づけてぬふべき也。

一はらあての寸法。長さ一尺五寸也。是は二の
にすべし。はらおびは五尺九寸にすべき也。
一せはさみの寸法事。長さ三尺五寸也。廣さ八
寸也。
一ひさくのぶんりやうの事。まはり二尺二寸。
ふかさ八寸也。ゑの長さ四尺八寸也。
一はいはらいの長さ一尺一寸也。ゑの長さ一尺
五寸也。
一馬やふぢは長さ三尺五分にきりてもつべし。
一くらかけの高さ三尺八分也。長さは同ごとく
也。
一くちざをの長さ七尺五寸。弓のほこに同じ。
此内よりくすりづつをきると云ことあり。
一くすりづつの寸。ふしをこめてきるべし。ふ
しより上のくすりの入かたをば四寸三分に
きるべし。下をば六寸にきるべき也。又七寸
にもきる也。

一くさわけづえの寸法事。長さ四尺八寸也。まはりは七寸にけづるべし。
一かねの長さ九寸五分也。かねのさきを四分にこしらへてもつべき也。
一うらやきがねのぶんりやうは。さきをひらく。あつさ二分。廣さ七分也。ながさ九寸五分なるべし。
一まがりがねの寸法。さきは二寸也。まがりの下は八寸にすべきなり。
一ちからがはの長さ二尺八寸也。廣さ一寸五分成べし。
一びんどうずりのかわの長さ四寸也。廣さ二寸三分也。
一てんはうの長さ一尺七寸二分なり。
一馬ぶねは長さ一尺九寸也。せばさ一尺三寸也。ふかさ八寸也。
一とぢがねの寸法。まはり七寸三分也。ふとさは一寸也。いたより上一尺五寸あげてつけべき也。
一此三十二だうぐを能々こしらへて用意有べき也。少しも不同の儀あれば。馬にわづらひ出來るなり。惣じて道具の內。いづれの道具也共。品能造り候に寸法をもれては。其馬におゐて万病をうくるといへり。又まんびやうの馬なり共。寸尺の道具をもつて馬をあつかはゞ。いかでやまひおこるべきや。惣じて不相應の道具をば用べからず。仍如レ件。
一馬屋の間は七尺五寸づつ也。とぢがね柱の面八寸二分。めんをとらず。とぢがね打所。板より一尺八寸に可レ打也。
一はらかけもたせのくわがた。平は四寸二分長さ八寸。其間一尺八寸なり。
一衣かけの高さ三尺六寸。上には廣さ三尺二寸。同さんは七ッ又は九ッ也。

一籠手の色は。紅梅。紅。白也。此外の色は如何。
一軍陣のむち。けしやう藤をつかふ事。とつつかは如レ常。けしやう藤の事不レ可レ定候。主の望によりてつかふべし。
一むちの寸法の事。二尺七寸五分。とつつかの分六寸。穴より上長さ五分也。しちくのむちは官領も御持候はず候。又竹の根のむち。ふしの數半にする也。てうにはせぬ事也。
一馬の寸の事。
一寸。二寸。三寸。四寸。五き。六き。七き。八寸。九寸。五尺二寸などと云べきなり。
一馬の舘〔鞦歟〕の事。
彦間(ヒコマ)。田鏁(タクサリ)。須彌盥(シユミ)。此異名の事。馬へ(本ノマヽ)タキ也。
一段と子細有馬之間。書狀に此等は書載候事。但内狀候歟。

就二御參内一松永彈正少弼久秀より伊勢守貞孝へ被レ尋申二條々事。
一ゑぼしかみしもたるべき歟事。
一刀つか卷たるは無用候事。
一足袋の事案内申上はき可レ申歟事。
一おり物のほかいしやうかはり申事は有間敷歟事。こうばいうすむらさき御無用に候。
一くつをはき可レ申歟事。
一ゆがけさし可レ申歟事。可レ被二見合一候。
一馬上にてもゝだちとり申まじき歟事。
一はかまのすそを内の方へ卒度くつにかい可レ申歟事。
一かながいの入たる鞍無用歟事。
一もんめんしりがいかどの事、おり靾な儀にて候。もんめむ不レ苦候。
一手綱腹帶梅しぼり可レ用歟事。
一大打袋は無用歟事。病者は被レ用候。

一小者三人か四人かの事。
一中間は十五人か廿人計候事。小者中間共に廿人可ㇾ然候。
一かみしもたるべき歟事。つかいたる上下などは無用歟事。各儀事候間難ㇾ成候。かたぎぬはかまにて候。
一房めしつれ候はん歟の事。長刀は爲ㇾ持申まじき歟事。長刀可ㇾ被ㇾ持候。
一かせ者兩人計めしつれ候はん歟事。無用候。
一やりなぎなた持申まじき歟事。
一ひつしきはつねのかわたるべき歟。笠持に爲ㇾ持候歟。
一下馬にては小太刀を自身持申歟事。
一御車よせにてはひつしきわれと持候て敷可ㇾ申歟事。
一下馬にてはもゝだち取申歟事。御取候まじく候。
一あしなかひつしきの左の下に置可ㇾ申歟事。
一弓うつぼ弓袋如ㇾ常たるべき歟事。はりかへ可ㇾ被ㇾ見合ㇾ候。
一太刀一ふり可ㇾ持歟事。
一打刀大なるは無用歟事。

一笠持は如ㇾ常たるべき歟。十德きせ可ㇾ申歟事。
一中間小者はしり樣事。

小者。　小者。　弓袋。　うつぼ。

馬上。

打刀持之
小者。　小者。　太刀。　中間。　中間。

中間。　中間。

厩者。　笠持。

中間。　中間。

存分合點申候也。

二月朔日。

伊勢守在判。

一書に何かの事御入候。何に可ㇾ相定ㇾ候哉。
一つゞら切付の事。何にても紋をかきて可ㇾ被ㇾ用候。つゞら切付はかならず大かたびらの時は用候はで不ㇾ叶候事也。然者おりしりがいにてあるべし。又遠江しりがい略儀也。
一御供の時下馬の事。御太刀の役人。下馬の在所を見合候ており候へば。殘りは五騎も十騎

も同やうにおり候也。少馬をあゆみよせて候て下馬。さりながらさのみ後におくれ候方は。さきの御太刀の役人。下馬候つる所近く馬を打よせて。おり候てもよく候。是はさき乘。一騎二騎おりたるをみても更不レ苦候。さて下馬の立所を過候ていまだ御太刀の役人馬に乘候はぬさきに。自然あやまりて。一人二人乘馬する事不レ可レ然候。御太刀の役人乘馬候を殘の乘はしづ〳〵と見合。可レ有二乘馬一事也。

一下馬の所にてやがて沓をぬぎ可レ申候。又弓うつぼをもとり候てゆがけをもとり可レ申候。下馬過候て御太刀の役人の見合候て。其ことこしらへ候て御供可レ申候。

一八幡などへ御參詣の時は。御劔の役人よりうつぼを付られ候はず候。其時は御太刀を右にはかれ候間。うつぼをば雜色にても厩者にても付候也。御劔は右の手に可レ被レ持候。又はかれ候事も可レ有候。

一公方樣の御小者は六人に相定候。六人より外は有間敷候間。御供にて候はねども。小者六人より外は不レ可レ然候。只二人三人の間可レ然候。

一笠持之出立樣の事。いつもの人夫までにて候。其より外に別のいでたちやうは有まじく候。

一御供の時馬上にて返しもゝだちの事。鞋䩛。鞍馬。高雄などへは御とりあるべし。此時は沓をはきても可レ然候。あしなかも不レ苦候。

一御わたましなどに進上あるべき馬は。よくよく性を撰て可レ有二進上一候。火性などは不レ可レ然候。其餘は何も不レ苦候。何も新造の祝言には其心得有べし。同文言等に用捨候べく候。

一つゞら切付の時は。しほでもくけ候はん。皮

は引目皮たるべし。とつけののをば。たゞほく可ㇾ然候。くけ日にふせぐみなどをも仕候也。

一馬上にて傘左にてさすべし。目どをりにえももつべき也。

一馬はのりおりと云べし。おりのりとは云まじき也。

一ゆがけ一具。　むち一筋。
手綱腹帶一具。　鞦一掛。
うつぼ一。　鐙一。
鞍一口。　幕一帖。
沓一足也。　切付一口。
鞍覆一。　あをりは一懸。
行縢一具。　鞠一足とは云まじ。一と可ㇾ在ㇾ之也。　弓袋一二と云。
金襴一端。　香合一。
盆一枚。女中へは一ツ也。　鎧一領。

小袖五重。　引合十帖。
のしあはび千本。　繪一幅。
香爐一。　段子一端。
柳廿荷。　食籠一。
花瓶一。　盃臺一。
折十合。　豹皮一枚。
鞦二掛。　手纒二筋。
初瓜三籠。　白鳥一。
干鯛二十。　鹽引三。
荒卷二十。　練貫五重。
抹茶壺一。　吉野紙二十束。
奈良紙十束。　短冊百枚。
[illegible]籠。　硯一。
初鰔一尺。　雪魚二。
銚子一エタ枝歟　すはうはかま一具。
かたぎぬはかま同。

鞍鐙輿名所事。

右以伊勢兵庫頭貞爲自筆之本寫之。

右馬具寸法記以松岡辰方本挍合

小林正直
知念武雄　挍

昭和五年二月廿五日印刷
昭和五年二月廿八日發行
昭和十四年十二月廿五日再版發行

發行者　東京市豐島區池袋二丁目一〇〇八
續群書類從完成會代表者
太田藤四郎

印刷者　東京市淀橋區戸塚町一丁目一〇九
永島喜代次郎

印刷所　東京市淀橋區戸塚町一丁目一〇九
新英社印刷所

發行所　東京市豐島區池袋二丁目一〇〇八
續群書類從完成會
振替東京六二六〇七　電話大塚七一八